

令和4年度  
浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進  
に関する調査検討業務

報 告 書

令和5年3月

環境省廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室  
公益財団法人日本環境整備教育センター



浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務報告書  
目次

第1章	はじめに	
1.1	本業務の背景及び目的	1
1.2	本業務の内容	1
1.2.1	法定検査の受検率向上に関する調査	1
1.2.2	受検率向上に向けた事例集の作成	2
1.2.3	浄化槽の法定検査に関する全国会議の開催	2
1.2.4	浄化槽設置費用調査	2
1.3	打合せ	2
1.4	業務体制	2
1.5	業務期間	3
第2章	法定検査の受検率向上に関する調査	
2.1	自治体における受検率の向上に関する調査（仕様書3.1（1））	4
2.1.1	調査の目的	4
2.1.2	調査対象	4
2.1.3	調査結果	4
2.2	指定検査機関における受検率の向上及び効率化検査を活用した運営に関する調査 （仕様書3.1（2）、（3））	11
2.2.1	調査の目的	11
2.2.2	調査対象	11
2.2.3	調査結果	13
第3章	受検率向上に向けた事例集の作成	
3.1	受検率向上に向けた事例集の作成	39
3.2	受検率向上に向けた事例集に対するヒアリング調査	39
3.2.1	ヒアリング対象及びヒアリング内容	39
3.2.2	ヒアリング結果	40
3.2.3	ヒアリング結果の事例集への反映	45
第4章	浄化槽の法定検査に関する全国会議の開催	
4.1	はじめに	53
4.2	全国会議の開催	53

4.2.1	開催状況	53
4.2.2	議事及び配布資料	53
4.2.3	議事要旨、その他の意見交換	67
第5章 浄化槽設置費用調査		
5.1	調査の目的及び内容	73
5.2	解析方法	77
5.3	集計結果	77
5.4	総括と今後の課題	87
第6章 業務のまとめと今後の課題		
6.1	本年度業務のまとめ	90
6.2	今後の課題	91
参考資料		
参考資料1	(令和4年度浄化槽法定検査に関するアンケート調査票)	92
参考資料2	(浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例集<第2版>)	112

## 第1章 はじめに

### 1.1 本業務の背景及び目的

法定検査については、浄化槽の使用開始後3～8ヶ月以内に受検する「設置後等の水質検査」（浄化槽法第7条）と、毎年1回受検する「定期検査」（同法第11条「以下、「11条検査」という。）があるが、特に11条検査については、令和2年度末時点において全国平均の受検率が45.7%（うち、合併処理浄化槽は63.9%）と低い水準の結果となっており、受検の徹底が課題となっている。

これまでの対応としては、「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について」（浄化槽対策室長通知 平成7年6月20日衛浄第35号）を発出し、それを受けて各都道府県や指定検査機関は、受検促進の広報活動、都道府県から浄化槽管理者に対する受検指導等の実施、11条検査の効率的な実施を目的としてBOD検査を導入することによって検査項目の一部を省略する効率化検査の導入、検査員以外の者（以下、「採水員等」という。）によってBOD検体の採水を行うといった制度の活用等、多種多様な取組を行っており、その内容について「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取組事例」（<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/houteikensa-jirei201003.pdf>）として取りまとめ、平成22年3月に公表した。

しかし、公表から10年が経過しており、また令和2年4月1日に施行した改正浄化槽法において環境大臣は都道府県に対して必要な助言、情報提供その他の支援に努めることが定められたことから、情報発信をするためにも事例を収集し、改めてその結果を取りまとめて公表する必要がある。

また、合併処理浄化槽の受検率は全国的に見ても高いことから、合併処理浄化槽の普及が受検率の向上にも寄与すると考えられるため、単独処理浄化槽からの転換を重点的に一層推進する必要がある。そのための国による支援施策を的確に実施していく上で浄化槽設置費用の実態を把握し、助成に係る基準額検討の参考とする必要がある。

以上の課題を踏まえ、以下に示す浄化槽の法定検査に関する調査及び浄化槽の設置費用調査を行った。

### 1.2 本業務の内容

#### 1.2.1 法定検査の受検率向上に関する調査

過年度調査及び指導普及調査の結果を整理するとともに、以下の内容について調査を行った。

- 自治体における受検率の向上に関する調査
- 自治体と指定検査機関の連携に関する調査
- 指定検査機関における受検率の向上に関する調査
- 基本検査に類似した検査方法の導入状況に関する調査

- 効率化検査に関する調査
- 精度管理に関する調査
- 検査実施件数及び検査効率に関する調査
- 法定検査におけるデジタル技術の活用に関する調査

これらの調査で得られた情報から、11 条検査の受検率向上に寄与すると考えられる取り組みの要因を明らかにし、「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例」に盛り込む情報を整理した。

### 1.2.2 受検率向上に向けた事例集の作成

1.2.1 の調査及び平成 22 年に作成した「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取組事例」を基に、受検率向上に向けた事例集を新規作成した。内容と構成については、多くの主体が活用でき、理解しやすいものとなるよう留意した。また、読み手にとって見やすく、分かりやすいとなるよう分かりやすいデザインとすると共に、WEB 上の閲覧も想定した形式で作成した（目次や前後の事例へのリンク設定、など）。なお、作成した事例集の実用性、実効性の担保を目的として、有識者から事例集に対する意見を徴収した。

### 1.2.3 浄化槽の法定検査に関する全国会議の開催

法定検査に関する情報提供と情報収集、意見交換のため、以下の条件に従って全国会議を開催した。

- 実施計画の作成
- 会議資料の作成
- 開催
- 全国会議の取りまとめ

### 1.2.4 浄化槽設置費用調査

浄化槽設置費用の助成に係る基準額の検討の参考とするため、浄化槽設置費用の実態調査を行い、調査データの集計、解析、前回調査結果との比較を行った。

## 1.3 打合せ

調査の進行方針、各調査の進捗状況及び最終成果の確認のため、環境省担当官との打合を計 9 回実施した。

## 1.4 業務体制

### (1) 発注者

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

(担当) 沼田正樹 浄化槽推進室長

志太健一 室長補佐  
 大和田莉央 指導普及係長  
 阿部莉奈 整備係員  
 西岡卓馬 環境専門調査員  
 杉浦 翔 環境専門調査員

(2) 受注者

公益財団法人日本環境整備教育センター

東京都墨田区菊川 2 丁目 23 番 3 号 電話番号 ; 03-3635-4880

(責任者) 調査・研究グループ 調査・研究グループサブリーダー

兼調査研究第 1 チームリーダー 濱中俊輔

(担当者) 調査・研究グループ グループリーダー

古市昌浩

調査研究第 2 チームリーダー

武田文彦

調査研究第 1 チーム 研究員

澤村尚吾

調査研究第 2 チーム 研究員

大石真弓

1.5 業務期間

業務期間 : 令和 4 年 6 月 17 日から令和 5 年 3 月 24 日

作業項目	令和4年						令和5年		
	6月7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>1. 法定検査の受検率向上に関する調査</b>									
(1) 自治体における受検率の向上に関する調査									
1) 指導普及調査結果の分析									
2) アンケート調査									
3) WEBを活用した調査									
4) ヒアリング調査				千葉	埼玉	茨城			
(2) 指定検査機関における受検率の向上に関する調査									
1) アンケート調査									
2) ヒアリング調査 (デジタル技術)									
3) ヒアリング調査 (精度管理)									
(3) 効率化検査 (採水員含む) を活用した運営に関する調査									
1) アンケート調査									
2) ヒアリング調査 (精度管理)					選定	山形、福島、福岡、佐賀			
<b>2. 受検率向上に向けた事例集の作成</b>									
(1) 受検率向上に向けた事例集の作成									
1) 構成の検討									
2) 過年度調査結果等の整理									
3) 作成									完成
(2) 受検率向上に向けた事例集に対するヒアリング調査									
1) ヒアリング事前調整									
2) ヒアリング実施									
3) ヒアリング結果の取りまとめ									
<b>3. 浄化槽の法定検査に関する全国会議の開催</b>									
(1) 実施計画の作成									
1) 実施計画の作成									
(2) 会議資料の作成									
1) 会議資料の作成									完成
(3) 全国会議の開催									
1) 事前案内、出席者取りまとめ									
2) 開催									
(4) 会議開催結果の取りまとめ									
1) 議事録の作成									
<b>4. 浄化槽設置費用調査</b>									
(1) 設置費用調査									
1) 浄化槽設置費用調査票の作成・発送						発送			
2) 問合せ対応									
3) 回答票の回収および集計・整理									
<b>5. 環境省担当官との打合せ</b>									
(1) 打合せ									
<b>6. 報告書作成</b>									
(1) 報告書作成									3/24

## 第2章 法定検査の受検率向上に関する調査

### 2.1 自治体における受検率の向上に関する調査（仕様書3.1（1））

#### 2.1.1 調査の目的

各自治体における法定検査受検率向上に向けた取り組みに関しては、「平成21年度浄化槽の維持管理の実態に関する調査検討業務」で網羅的に調査されており、その結果は「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例」（平成22年3月）として取りまとめているところである。また、「令和3年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務」では未受検者への行政措置に関する調査が行われている。本調査では、これまでに実施された取り組みを再度調査するとともに、浄化槽台帳の活用状況等の新たな取り組みについて情報を収集し、「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取組事例<第2版>」に反映させる事例を抽出することを目的とした。

#### 2.1.2 調査対象

法定検査受検率向上等に関するヒアリング及び意見交換を表2-1に示す都道府県に対して行った。なお、ヒアリング調査対象は、令和3年度浄化槽の指導普及に関する調査結果において、検査対象件数が538,705件（うち、合併処理浄化槽246,284件）と全国で最も多い千葉県、合併処理浄化槽の検査対象件数が多い埼玉県（226,063件）及び茨城県（151,445件）とした。

表2-1 ヒアリング調査の自治体

都道府県	実施日	ヒアリング内容
千葉県	令和4年9月28日（水）	1. 法定検査の受検率に係る現状認識
埼玉県	令和4年10月12日（水）	2. 受検率向上に向けた取組及び課題と今後の対応策
茨城県	令和4年11月17日（木）	3. 浄化槽台帳の整備及び活用状況 4. その他

#### 2.1.3 調査結果

##### （1）千葉県における法定検査受検率向上等に関するヒアリング及び意見交換

実施日：令和4年9月28日（水）

場 所：千葉県庁本庁舎

対応者：高山、小西（千葉県環境生活部水質保全課）

調査者：（環境省）沼田、志太、大和田、西岡

（教育センター）濱中、澤村

## I. 「千葉県における浄化槽法定検査の状況」について

### <法定検査の受検率に係る現状認識>

- 受検率向上のための様々な取り組みを実施しており、検査基数、受検率ともに、長期的には上昇傾向にある。
- 県内の浄化槽設置基数が約 54 万基（うち県が所管する分は約 50 万基）と多く、今まで法定検査を一度も受検したことのない管理者も多い。

### <受検率向上に向けた取組と課題、今後の対応>

- 7 条検査の受検率向上に向けた前納制の導入や 11 条検査の受検率向上に向けた効率化検査の導入や台帳情報の精緻化を行ってきた。また、平成 29 年度から指定検査機関を追加し 2 機関体制に移行した。
- 平成 30 年度から未受検者へのダイレクトメールを年間 1 万件程度送付し、そのうち約 3 割の管理者が受検した。
- ダイレクトメールの問い合わせ対応は水質保全課と地域振興事務所で行ってきた。苦情が多く苦勞した。
- 採水員制度を導入しているが、検査実施件数全体の 3 分の 2 が検査員による全項目検査となっており、これらは次回継続率が 80%程度と低い。
- 採水員を活用した効率化検査は継続率がほぼ 100%と高く、保守点検業者の協力を期待している。
- 業界団体（千葉県環境保全センター）の役員クラスは協力の意思を持っているが、すべての業者が協力的とはいえない。
- 保守点検業者の優良認定制度について検討したことがある。
- 指定検査機関には指定の期間を設けている。

## II. 「浄化槽台帳の整備及び活用状況」について

- 現在は指定検査機関が管理している台帳システム（浄化槽総合管理システム）を活用しており、県台帳として、検査台帳の一部を県の担当部署が閲覧できる。
- 浄化槽台帳は維持管理の指導や受検指導文書の発送リストの作成に活用している。
- 設置申請時から更新されていない情報が多く、保守点検業者から収集した情報と突合した結果、住所完全一致を条件とすると突合率は 50%程度であった。
- 令和 5 年度以降は、（一社）全国浄化槽団体連合会が提供する浄化槽台帳サービスの利用を検討している。
- 保守点検・清掃業者からの情報は様式が様々であったり紙媒体であったりする点が問題となっている。

## III. その他質疑

- 維持管理情報を台帳に反映するようにしたことについて、将来的に法定検査の目的の1つである維持管理状況の確認を台帳で行うというような方向性を考えているのか。  
(県)
  - そこまでの意味を台帳に持たせる考えではない。台帳で法定検査は補完できるものではなく、台帳整備と法定検査は別物で、両輪で進めるべきものという考え。(環境省)
- 台帳の整備や法定検査の現状と課題について、県と指定検査機関で共通認識が取れているか。(環境省)
  - 台帳については意見を聞きながら進めているが、法定検査については県と指定検査機関2機関で温度差がある。(県)

## (2) 埼玉県における法定検査受検率向上等に関するヒアリング及び意見交換

実施日：令和4年10月12日(水)

場 所：埼玉県庁第三庁舎

対応者：山本、田嶋、岡本(敬称略)

調査者：(環境省) 沼田、志太、大和田、西岡  
(教育センター) 濱中、大石

### I. 「法定検査の受検率に係る現状認識」及び「これまでの受検率向上に向けた取組内容及び課題」について

#### <法定検査の受検率に係る現状認識>

- 浄化槽協会の管轄地区では受検率が高く、未受検者に対する首長名での通知を行っている市町村が多いこと等が原因と考えられる。
- 単独処理浄化槽の検査対象基数が年々減少傾向にあるのは、台帳情報の精査だけでなく、実際に廃止された基数も増えているためである。

#### <7条検査の取組状況>

- 7条検査については、平成21年度から事前申込制度を導入し、平成24年度以降は指定検査機関による訪問啓発を実施することで、受検率を向上させてきた。
- 平成27年からの訪問啓発は、県が文章を2回送付しても受検しなかった浄化槽管理者を対象として実施している。
- 令和3年度には、年度をまたいで検査を実施した件数が多かったこともあり、7条検査受検率が100%となった。

#### <11条検査の取組状況>

- 11条検査については、近隣住民が受検していない等の理由で2～3年で受検を辞めてしまう管理者がいることが課題となっている。
- 継続受検を促進するため、自動継続申込の仕組みの導入や、検査料金の口座振替による支払いの導入を考えている。
  - 指定検査機関2機関の足並みが揃わないため、新たな取り組みを実施しづらい。  
(自動継続申込については、指定検査機関のうち1機関がクレームの増加を懸念しており実施にいたっていない。)
- 指定検査機関としては、検査実施体制の問題から急激な検査件数の増加は望んでいない。
  - 浄化槽協会は人員を増やしているが、環境検査研究協会は浄化槽事業がメインではないため現状で十分と考えていると思われる。
  - 県が法定検査に関する周知を行い、申込みがあれば採水員が採水を行う体制を望んでいる。
- 平成30年～令和元年度には11人槽以上の未受検者に対して勧告を発出したが、8割の浄化槽管理者が未受検である現状を考慮すると、勧告の先の罰則の適用について判断が難しく、2年間のみの実施とした。
- 県にできることは、主に浄化槽管理者に対する周知であり、これまでにできることは実施している。
- 飯能市では維持管理補助を実施しているが、対象が合併処理浄化槽のみであるため、受検率が50%程度までしか向上していないことから、単独処理浄化槽の受検率向上が必要と考えている。

#### <法定検査受検率向上勉強会の開催>

- 勉強会のメンバーは実態を十分把握しており、意見は出尽くしたと考えている。
- 保守点検業者から未受検者への通知は浄化槽管理士名義で発出されているが、4割は無管理（業者に委託していない）であるため、周知が不十分である。また、埼玉県は保守点検業者が多く価格競争が激しいため、他社への変更を恐れて強い受検勧奨が行われない傾向がある。
- 勉強会における検討結果を踏まえ、指導要綱に採水員の位置付けを明記し、さらに、法定検査に関するリーフレットを作成し、保守点検業者と委託契約を交わしている浄化槽管理者（全体の約6割）への配布を開始した。

#### <今後の対応策>

- 保守点検業者のマンパワーを活用しないと受検率向上は難しい。
  - 栃木県や群馬県を参考にし、指定採水員を活用しながら受検率を向上させることを目指している。

- 現状では採水員を活用した検査が 11 条検査全体の 1 割程度にとどまっている。
  - 採水員を活用した効率化検査の対象となる人槽の拡大や、採水員活用検査の頻度の向上（現状、5 年に 4 回であるが、10 年に 9 回等に）ができないか検討している。
  - 指定採水員の手間を考えると、採水件数が少ない場合は業者にとって赤字となる。
  - 業者にとってのメリットを増大させるため、採水員講習の受講頻度を 3 年に 1 回から 5 年に 1 回へ低減すること等を考えている。

## II. 「浄化槽台帳の整備及び活用状況」について

- 令和 4 年 11 月から維持管理情報の自動集約システムの試行を始めた。
- 収集した情報の活用方法については、今後検討していく。
- 保守点検業者約 500 社のうち、300 社程度が電子データによる情報の提出を行うと回答している。
  - 指導要綱に保守点検及び清掃業者が維持管理情報の報告に「協力すること」を記載している。
  - 業者から行政への維持管理情報の報告が法令で義務付けられていないため、報告することによる業者のメリットが欲しい。

## III. その他

- 年明けに、再度打ち合わせの機会を設けたい。
- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、浄化槽台帳の整備が不十分であり、また、受検率が低いいため、現在のところまだ進んでいない。

### （3）茨城県における法定検査受検率向上等に関するヒアリング及び意見交換

実施日：令和 4 年 11 月 17 日（木）

場 所：茨城県庁

対応者：河原井、嘉成、市村、大野、小島（敬称略）

調査者：（環境省）沼田、志太、大和田、西岡  
 （教育センター）澤村、大石

#### I. 法定検査の受検率に係る現状認識

##### < 法定検査受検率の推移 >

- 浄化槽法が制定される以前に設置された浄化槽が多く、特に単独処理浄化槽が高い割合を占めている。
- 単独処理浄化槽の受検率が低迷しているため、単独転換による受検率の向上を目指し

ている。

## II.受検率向上に向けた取組及び課題と今後の対応策

### <浄化槽一括契約システムの推進>

- 新規浄化槽管理者及び未受検者の受検率向上に向けて、平成 22 年度に一括契約の仕組みを構築している。
- 保守点検業者には浄化槽管理者に対する一括契約の周知を依頼しており、一部の業者は契約代行者として管理者との一括契約を取り付けている。
- 契約代行者に支払う手数料は当初 100 円と定められていたが、一括契約の推進に向けて平成 25 年度から 1,000 円に増額された。
- 平成 22 年度から令和 2 年度までの契約件数は主に減少傾向（H22：4,140 件→R2：2,534 件）にあるが、令和 2 年度から令和 3 年度にかけての件数は飛躍的に向上（R2：2,534 件→R3：3,547 件）している。これは都市計画法の緩和により住宅が多数建築されたことが影響しており、新設浄化槽の一括契約率が高いことを示している。

### <未受検者に対する指導文書の送付>

- 未受検者の受検率向上に向けて、平成 21 年度から未受検者に対する指導文書の送付を事業として行っている。
- 指導文書は 3 年で県内一巡するように送付している。以前、5 年で一巡するようにローテーションを組んだが、3 年一巡と比較して申し込み率が低調となったため、現在はこの頻度で調整している。
- 指導文書は県・市町村・指定検査機関の連名で、県名義の封筒を指定検査機関が送付しているが、近年文書送付に基づく申込件数が停滞している。なお、停滞してはいるものの一定数の申込（年 2,000～3,000 件程度）は見込めるため、今後も事業は継続する予定となっている。
- 単独及び合併処理浄化槽ともに同様の文書を送付している。
- 指導文書の送付に関する新たな取り組みとして、今年度から①封筒の名義変更及び②文書の追加を試行的に行っている。なお、①、②とも市町村の協力のもと実施しているが、一部を除いた大部分の市町村では協力を頂けている。
  - ① 県名義の封筒は住民に堅苦しい印象を持たれやすく敬遠されがちであるため、協力が得られた市町村では封筒の名義を市町村名義としている。なお、一部の市町村では協力を得られていないため、県名義の封筒を送付している。
  - ② 法定検査の必要性を記した行政文書のみでは、検査への理解を得ること及び受検に結びつけることが難しいため、検査内容を簡潔に示したチラシの添付や市町村で作成した文書の添付等を行っている。なお、①同様、協力が得られた市

町村のみで実施している。

- 今年度指導文書を送付した 23 万件のうち 3 万件が返戻されているため、当該浄化槽が設置されている市町村に情報の精査を依頼している。なお、3 万件のうち、1,300 件程度は下水道への接続が確認されている。

### Ⅲ.浄化槽台帳の整備及び活用状況

- 問い合わせに対する回答の判断材料として、浄化槽台帳に記載されている法定検査の実施状況や管理状況等を活用している。

### Ⅳ.その他

- 各市町村で受検率に差が生じている要因として、浄化槽台帳情報の精度にばらつきがあることや保守点検業者の熱量に差があること等が挙げられる。
- 茨城県の保守点検業者数は 488 社であるが、そのうち業績報告がなされている業者は半数程度となっている。さらに、業績報告が電子化されている業者はその半数程度となっている。
- 市町村協議会に県職員や協会職員が顧問として参加しており、県からのお願い程度の情報を発信する場として活用している。
- 行政及び関係者の情報交換の場として、協議会があるとよい。

#### (4) 調査結果のまとめ

ヒアリングを実施した 3 県では、いずれの県においても「未受検者に対する文書指導」、「業者による受検勧奨及び採水員の協力依頼」、「浄化槽台帳情報の精査」を行っており、これらの取り組みが受検率向上に寄与していると考えられた。

ヒアリング対象自治体における取り組みの実態から、受検率向上のための取り組みを進めるうえでの課題が以下のように抽出された。

- 文書指導に対する苦情対応が必要になるため、体制整備が必要である。
- 文書指導を継続すると、文書送付数に対する申込件数の比率が低下するため、浄化槽管理者の理解を得るためのさらなる工夫が必要になる。
- 保守点検業者による受検勧奨はマンパワー不足を解消するため有効な手法であるが、保守点検業者が多い地域では業者間の価格競争が激しいため、他社への契約変更を恐れて強い受検勧奨が行われない傾向がある。
- 採水員を活用した検査は継続率が高い等の長所が認められるが、採水員としての採水作業について業者の協力を得るためには、業者にとってのメリットを拡大させる必要がある。
- 保守点検及び清掃業者から収集した浄化槽情報と自治体が保有する浄化槽台帳情報の突合率が低い場合は、浄化槽台帳情報を精査する有効な手法が必要である。

- 協議会等を活用して自治体と関係者の情報交換を行っていく必要がある。

## 2.2 指定検査機関における受検率の向上及び効率化検査を活用した運営に関する調査 (仕様書3.1(2)、(3))

### 2.2.1 調査の目的

「令和3年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務」で実施した受検率向上に向けた取り組み事例に関する情報収集をすべての指定検査機関を対象として実施し、指導普及調査の結果と組み合わせることで、受検率向上の取り組みや効率化検査導入の効果を定量化することを目的として調査を行った。また、精度管理の実施状況や継続受検の状況等の過年度調査結果では不足する情報を収集することを目的としてさらなる調査を行った。

### 2.2.2 調査方法

#### (1) 指定検査機関に対するアンケート調査

全国の浄化槽法定検査機関(65機関)に対し、「令和4年度浄化槽法定検査に関するアンケート調査票(参考資料1)」に基づく調査を行った。アンケート内容は以下のとおりである。

<アンケート内容>

#### ■質問1：自治体と指定検査機関の連携に関する質問

- 連携の内容
- 各取り組みの概要

#### ■質問2：11条検査の受検率向上のための取り組みに関する質問

- 受検率向上のための取り組み内容
- 前年度までの未受検者及び受検拒否者の受検を促す取り組みの詳細
- 継続受検を促進するための取り組みの詳細
- 浄化槽台帳の精査の詳細
- その他の取り組みの詳細
- 特に効果的だった取り組み

#### ■質問3：基本検査に類似した検査方法の導入状況に関する質問

- 導入状況
- 対応レベル0の「情報提供」
- 対応レベル0の「改善報告」
- 記録票の事前収集

■質問4：効率化検査の方法の確認

- 効率化検査の対象
- 効率化検査における確認手法（二次検査等）の内容

■質問5：制度管理のための取り組みに関する質問

- 検査員が現場に赴いて行う検査に関する制度管理
- 採水員等に採水等を委託して実施する検査の精度管理

■質問6：検査実施件数及び検査効率に関する質問

- 11条検査の実施件数
- 検査効率

■質問7：検査結果の変化に関する質問

- 連続受検の浄化槽全体
- 効率化検査の次年度に同年検査を実施した浄化槽

■質問8：法定検査におけるデジタル技術の活用に関する質問

- 現場での検査におけるデジタル技術の活用
- 検査事務及び水質分析におけるデジタル技術の活用
- 関係者との情報の連携におけるデジタル技術の活用
- 今後、導入を検討しているデジタル技術

■質問9：事例集への掲載を希望する情報

（2）効率化検査を活用した運営に関する指定検査機関へのヒアリング調査

効率化検査は、検査実施件数の増加に対応することを目的としているが、同時に検査の精度管理を行うことが必要となる。精度管理では、デジタル技術の活用による判定の自動化や現場映像の共用化による判定基準の均一化等が考えられる。前項での指定検査機関に対するアンケート調査結果から、先進的な取り組みを実施していた指定検査機関に対するヒアリングを表2-2のとおり実施した。

表 2-2 ヒアリング調査の指定検査機関

指定検査機関	実施日	ヒアリング内容
(公社) 山形県水質保全協会	令和4年10月28日(金)	1. 精度管理について 2. デジタル技術の活用について 3. 関係者との情報連携について
(公社) 福島県浄化槽協会	令和4年10月13日(木)	
(一財) 福岡県浄化槽協会	令和4年10月25日(火)	
(一財) 佐賀県環境科学検査協会	令和4年10月24日(月)	

### 2.2.3 調査結果

#### (1) 指定検査機関に対するアンケート調査結果

アンケート調査結果は、(2)に示すヒアリング調査の対象とする指定検査機関の選定及び参考資料2に示す「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例<令和4年度版>」の作成に活用した。以下にアンケート調査結果の概要を示す。なお、有効回答は58機関(回答率89.2%)であった。

#### 【質問1の結果概要】

これまで自治体と指定検査機関が連携して行ってきた取り組みの実施状況(指定検査機関による回答)を図2-1に示す。

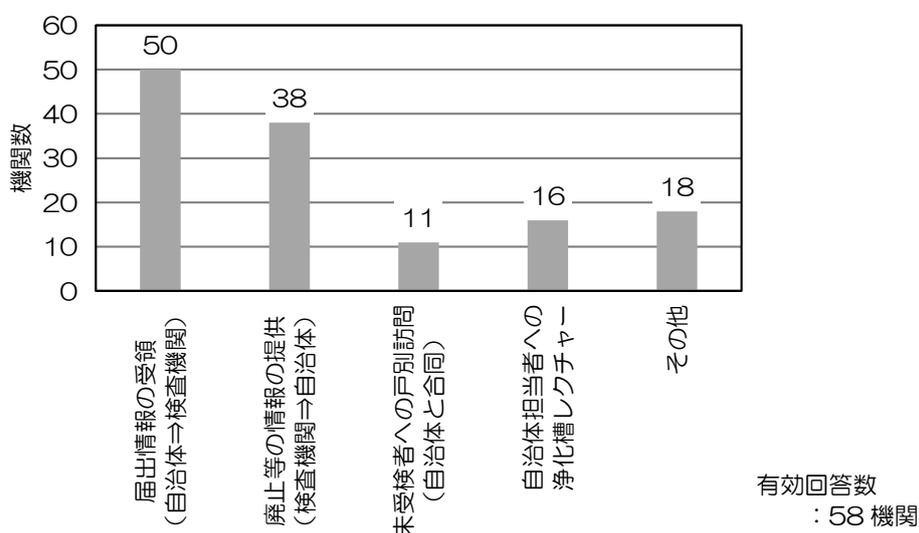


図 2-1 自治体と指定検査機関が連携して行ってきた取り組み

#### その他の内容 (例)

- 指定検査機関から自治体に未受検者のリストを提供し、自治体からの指導がすみやかに行われるようサポート

- 自治体から未受検者への通知（指導）文書等を指定検査機関が発送
- 自治体から未受検者への通知に対する問い合わせ対応を指定検査機関が実施
- 無届浄化槽の管理者に対する受検督促文書の送付及び浄化槽設置届出書の提出指導を指定検査機関が実施
- 毎年地区を指定して通知指導と検査員の訪問を組み合わせた未受検者に対する受検勸奨を実施（「重点地区対策事業」と称している）
- 浄化槽相談員としての活動
- 自治体が主催するイベント（設置者講習会、県主催の行政担当者会議、浄化槽に関する啓発イベント等）の開催に指定検査機関が協力

自治体と指定検査機関が連携した取り組みとしては、届出情報や廃止等の情報の授受が多く行われており、これらは効率的な受検勸奨の実施や浄化槽台帳情報の精査に生かされている。一部の自治体では、未受検者への戸別訪問を自治体と指定検査機関が合同で行う取り組みや、長年浄化槽に関わる業務に従事してきた指定検査機関職員から自治体担当者への浄化槽レクチャー等が行われている。

#### 【質問 2 の結果概要】

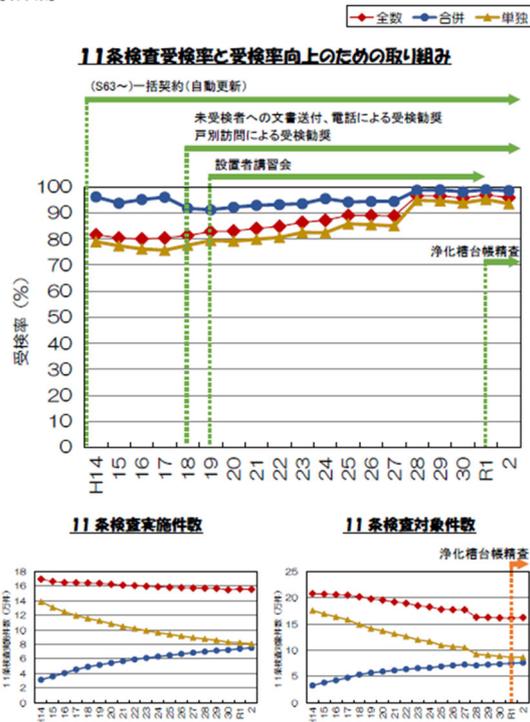
都道府県において、これまでに実施されてきた受検率向上のための取り組みの一例を図 2-2 に示す。

令和 2 年度において 11 条検査受検率が 80%を超えている都道府県は、平成 14 年度の時点ですでに受検率が高い傾向があり、その後の取り組み内容と受検率の関係が判別しづらい。昭和後期や平成初期の段階から一括契約の推進や業者による受検勸奨等を行っている都道府県が多いことから、有効な取り組みを継続して行うことの重要性が示唆されている。

その他の都道府県をみると、未受検者への文書送付や電話による受検勸奨の開始にあわせて受検率が上昇し始めたケースが多く認められる。また、浄化槽台帳精査の開始時期と受検率上昇のタイミングがほぼ合致しているケースも認められる。

効率化検査の導入にあわせて受検率が上昇している都道府県も多く認められる。これらの事例では、「効率化検査の導入とほぼ同時に受検勸奨に力を入れ始めている」、「効率化検査導入前から住民に受検の意思はあったが、検査体制が整っていないことが原因で対応できておらず、効率化検査の導入によってそれに対応できるようになった」、「浄化槽法制定以前から地域の関連業者が採水を行う形で BOD 検査が実施されており、それらの関連業者を採水員として活用することにより効率化検査に移行した」等の背景がある。

【岐阜県】



【香川県】

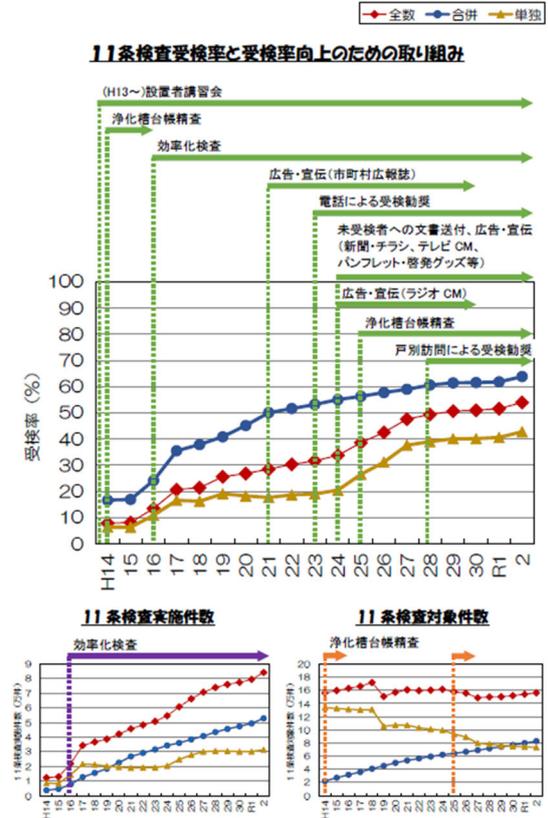
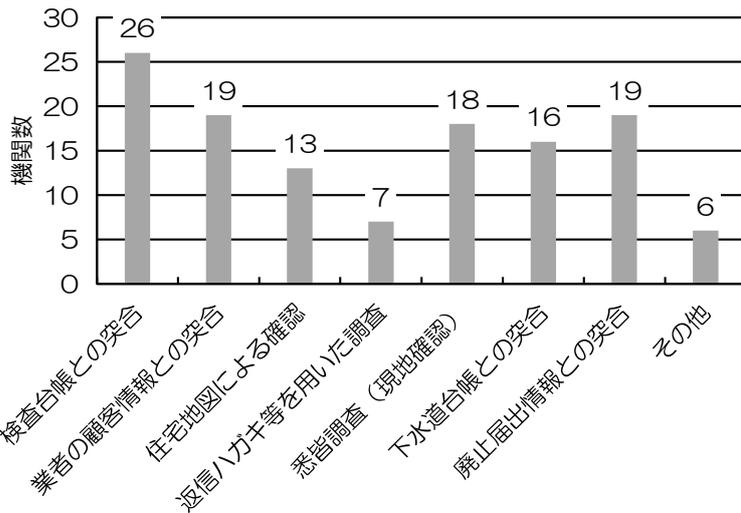


図 2-2 これまでに実施されてきた受検率向上のための取り組み (例)

これまで実施されてきた浄化槽台帳情報の精査手法を図 2-3 に示す。



※自治体が保有する浄化槽台帳の精査を想定  
※自治体が主体となって精査を行った場合であっても、指定検査機関の関与がある場合や精査の内容を把握している場合は回答

有効回答数：58 機関

図 2-3 浄化槽台帳情報の精査の状況

### その他の内容（例）

- 排水処理調査（下水道、浄化槽、くみ取りの状況調査）
- 指定検査機関と自治体の間で、廃止情報等の台帳との突合
- 上水使用情報から汲み取り便槽、下水道接続分を削除し浄化槽台帳と突合したうえで、不明分について現場確認
- 清掃業者の清掃台帳と突合し、その後、検査台帳と突合

検査台帳との突合による精査が最も多く行われているが、半数以上の都道府県では突合が実施されていない。

### 【質問3の結果概要】

基本検査の仕組みのうち、対応レベル0の「情報提供」、「改善報告」、「記録票の事前収集」の仕組みの構築状況を図2-4に示す。検査で異常が認められた際の関連業者への情報提供は多くの指定検査機関で実施されるようになってきている。

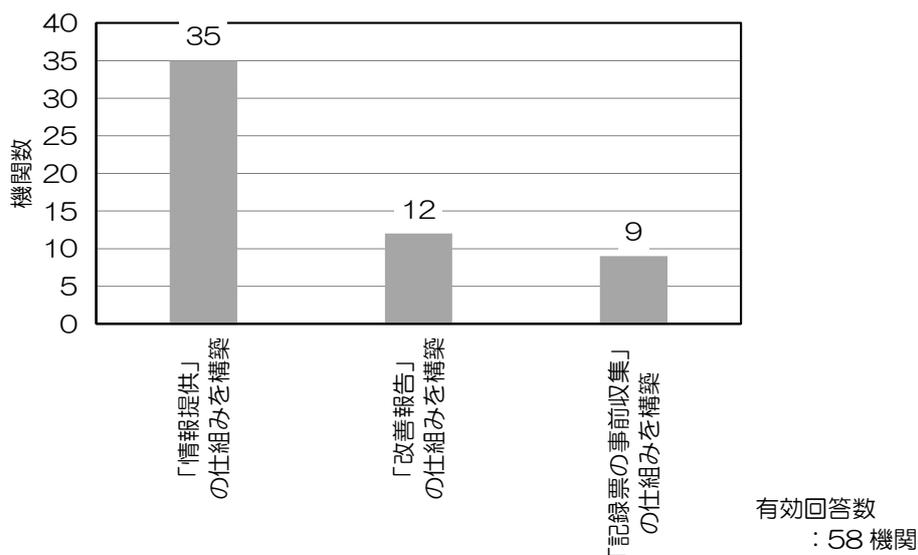


図2-4 基本検査の仕組み（対応レベル0）の構築状況

検査で異常が認められた際、すべての異常について関連業者に情報提供している場合と、情報提供する異常の内容を限定している場合がある。それらの状況を図2-5及び2-6に示す。

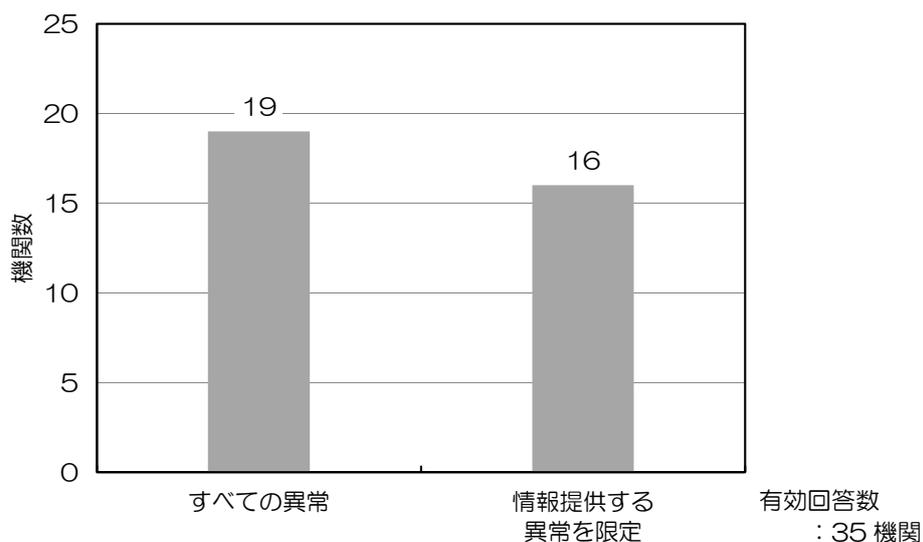


図 2-5 検査で異常が認められた際の関連業者への情報提供の状況

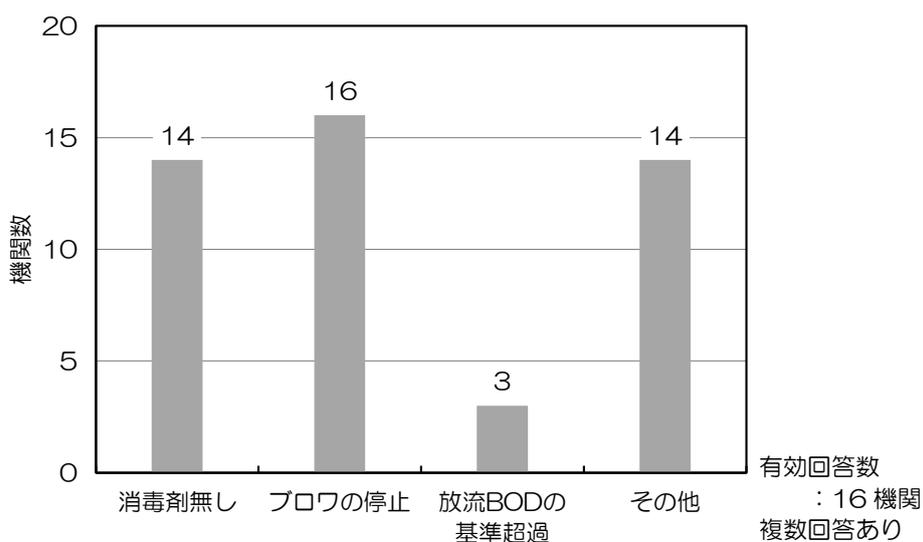


図 2-6 情報提供を行う異常

情報提供を行う異常のその他の限定方法として、「漏水」、「水位上昇」、「汚泥の流出」、「機器の故障」等の現象を限定している事例や、不適正の原因となる外観検査項目の異常や設置状況に関する項目の異常に限定している事例がある。

情報提供の仕組みを構築したことによる効果を図 2-7 に示す。特に住民や関連業者の反応の変化が感じられることが多く、また、その他の効果として異常の早期改善が図られるようになったとの意見もある。

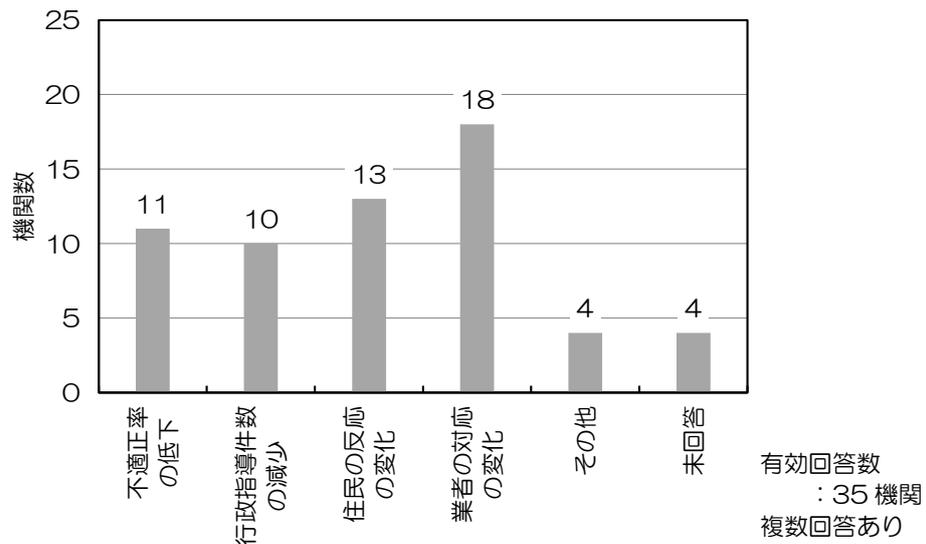


図 2-7 情報提供の仕組みを構築したことによる効果

■住民の反応の変化（具体例）

- 保守点検業者へ内容を伝える手間が省略できるため喜ばれた。
- 専門的な用語等があるため、住民から業者への説明が困難であったが、指定検査機関から直接説明することで住民負担の軽減になった。
- 住民から、「検査の結果を業者へ連絡していないのか」などの苦情や問い合わせが減少した。（業者へ報告したことに対する苦情はない）
- 異常時に早急に対応することが可能となり住民からの浄化槽に対する信頼度が向上した。
- 住民が浄化槽に関心を持つようになった。
- 法定検査に対する信頼性の向上が図られた。

■情報提供を受けた関連業者の対応・反応の変化（具体例）

- 顧客クレームを回避できるため好意的に受けとめ、対応が早くなった。
- 検査結果書を事前に確認できるので、管理者への対応がし易くなり、無用な誤解が生じ難くなった。
- 異常が改善される件数が増加した。
- 送風機の故障等の緊急対応が必要な異常の早期発見につながるため、好感を持たれている。
- 業者側からも相談を密にしてもらえるようになり、情報共有が図られるようになった。
- 放流水 BOD が基準値を超過した場合は、原因を究明し、改善策を提案しており、業者は、不具合が発生しないよう未然防止に努めている。これにより管理技術の向上が図られている。

- ・ 11 条検査時の立ち会いが増えた。

【質問 4 の結果概要】

効率化検査を導入している指定検査機関で取り入れられている確認行為を表 2-3 に示す。

検査員による効率化検査（検査項目の一部を削減）を実施している機関では、クロスチェックや採取試料のチェックは行われておらず、一部の機関で「二次検査」、「周年検査」、「前年度結果に応じた全項目検査」が実施されている。保守点検業者に所属する採水員等を活用した効率化検査を実施している機関では、これらの確認行為を複数組み合わせることで実施し、検査結果の信頼性を担保するよう努めている。指定検査機関で雇用した採水員を活用した効率化検査を実施している機関では、クロスチェックや採取試料のチェックは行われていないが、「二次検査」や「周年検査」が実施されている。

表 2-3 効率化検査導入機関において行われている確認行為

都道府県	種類	人槽	方式	確認行為				
				二次検査 (再検査)	クロス チェック	周年検査	前年度結 果に応じ た全項目 検査	採取試料 の チェック
岩手県	合併/単独	すべて	検査員	●				
宮城県	合併/単独	すべて	検査員	●				
山形県	合併/単独	すべて	検査員				●	
長野県	合併/単独	20人以下	検査員				●	
静岡県	合併/単独	10人以下	検査員				●	
三重県	合併/単独	すべて	検査員					
京都府	合併/単独	すべて	検査員			5年に4回		
鳥取県	合併/単独	すべて	検査員					
山口県	合併/単独	すべて	検査員				●	
愛媛県	合併/単独	10人以下	検査員				●	
佐賀県	合併/単独	すべて	検査員			5年に4回		
長崎県	合併/単独	すべて	検査員			5年に4回		
熊本県	合併/単独	50人以下	検査員			5年に4回	●	
福島県	合併	10人以下	採水員等	●	●			●
茨城県	合併/単独	20人以下	採水員等	●	●	5年に1回	●	
栃木県	合併/単独	すべて	採水員等	●	●			
群馬県	合併/単独	50人以下	採水員等		●	10年に1回	●	
埼玉県	合併/単独	10人以下	採水員等/検査員	●	●	5年に1回		
千葉県	合併/単独	10人以下	採水員等			5年に1回	●	
東京都	合併/単独	200人以下	採水員等			5年に1回	●	
新潟県	合併/単独	20人以下	採水員等		●			●
富山県	合併/単独	10人以下	採水員等/検査員	●	●	5年に1回	●	●
山梨県	合併	10人以下	採水員等/検査員	●	●	5年に1回	●	
愛知県	合併/単独	200人以下	採水員等	●	●	5年に1回	●	●
滋賀県	合併/単独	10人以下	採水員等	●	●	5年に1回		
大阪府	合併/単独	10人以下	採水員等/検査員		●	5年に1回		
兵庫県	単独	20人以下	採水員等			4年に1回		
広島県 (1機関)	合併/単独	10人以下	採水員等	●	●	5年に1回 (別機関)		
徳島県	合併/単独	10人以下	採水員等/検査員	●	●			●
福岡県 (1機関)	合併/単独	50人以下	採水員等	●		5年に1回	●	●
香川県	合併/単独	50人以下	採水員(雇用)	●		5年に1回		
宮崎県	合併/単独	20人以下	採水員(雇用)	●		5年に1回		
鹿児島県	合併/単独	10人以下	採水員(雇用)	●		4年に1回	●	

※表中の「方式」は過年度調査で収集した情報に基づき記載。

＜表中の確認行為の内容＞

■二次検査（再検査）

- 検査を実施した浄化槽に異常が認められ、その原因が不明な場合などに、その検査に加えて何らかの検査を実施する手法。
- 採水員等が採取した試料の水質が基準値を超過していた場合等に、検査員がその浄化槽の検査を実施する手法が該当する。

■クロスチェック

- 採水員等が採水（及び一部の外観検査項目のチェック）を実施した浄化槽の一部（例えば、一定の割合で抽出）について、検査員が別途、同一浄化槽へ赴き試料採取等の妥当性を確認する手法。

■周年検査

- 決められた周期で定期的に通常検査（全項目検査）を実施する手法。例えば、5年間のうち、4回を効率化検査、1回を通常検査で実施する手法。

■前年度結果に応じた全項目検査

- 前年度の検査結果が「不適正」等であった浄化槽を対象に全項目検査を実施する手法。

■採取試料のチェック

- 塩化物イオン等の水質項目を用いて、採水員等が採取した試料について何らかのデータや基準との照合を行う手法。

【質問5の結果概要】

検査員（または水質分析担当者）により実施される外観検査、水質検査、書類検査及び総合判定において結果のばらつきを小さくするために取り入れられている工夫を図 2-8～2-10 に示す。

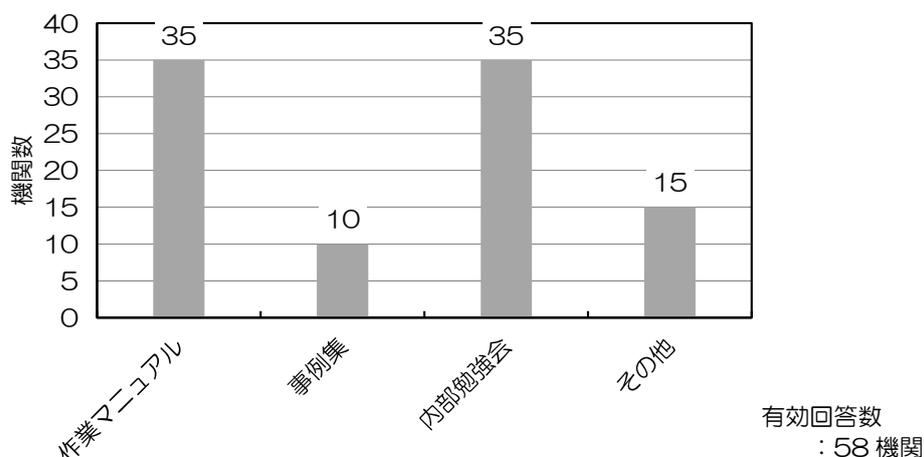


図 2-8 外観検査結果のばらつきを小さくするための工夫

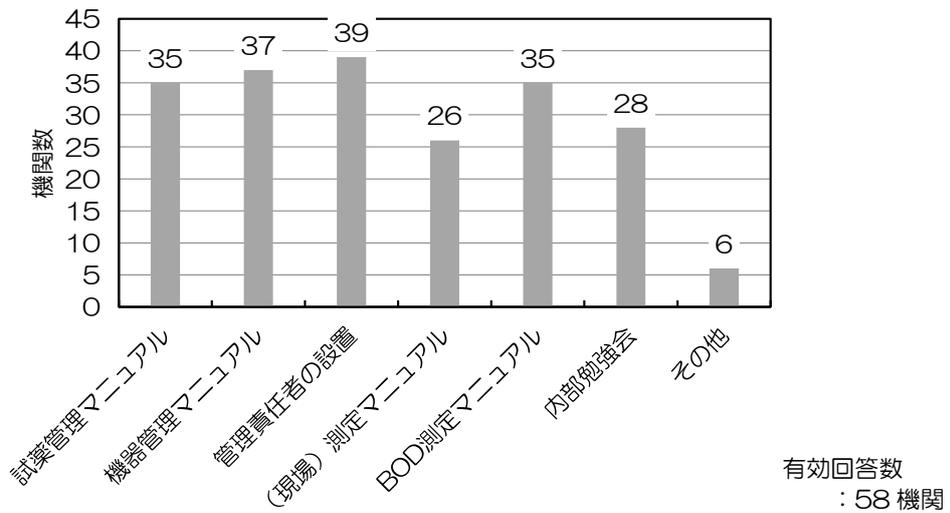


図 2-9 水質検査結果のばらつきを小さくするための工夫

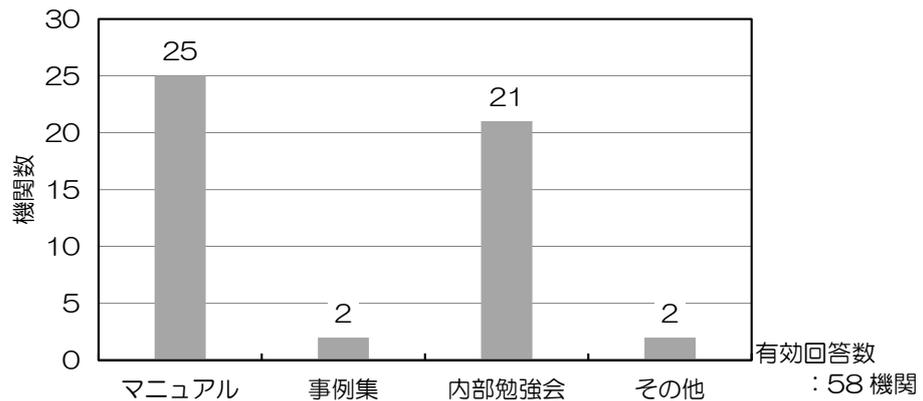


図 2-10 書類検査結果のばらつきを小さくするための工夫

多くの指定検査機関でマニュアル作成や内部勉強会が実施されているが、それらの工夫が行われていない指定検査機関も認められる。

【質問 6 の結果概要】

令和元年度から令和 2 年度にかけての 11 条検査実施件数増減の内訳を図 2-11 に示す。検査実施件数が増加する要因は、「前年度に 7 条検査を受検した浄化槽の 11 条検査受検」、「前年度の未受検浄化槽の受検」が挙げられる。一方、検査実施件数が減少する要因もあり、「浄化槽の休止・廃止」、「前年度に 11 条検査を受検した浄化槽の未受検への移行（受検拒否等）」が挙げられる。受検拒否等により未受検に移行する件数が多く、これが受検率の速やかな向上を妨げる一因になっていると考えられる。

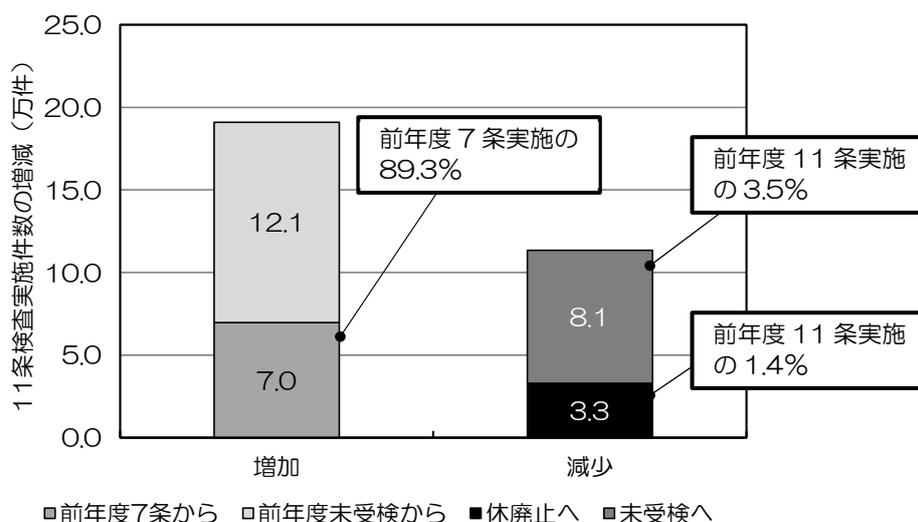


図 2-11 11 条検査実施件数増減の内訳

<集計対象等>

- 集計対象機関の令和元年度法定検査実施件数  
 …7条検査：78,020件（全国の76%）、11条検査：2,322,866件（全国の73%）
- 7条検査から11条検査への移行率…89.3%（同一年度に7条と11条を実施する件数が多い県があり、実際の移行率はこれよりも高いと考えられる）
- 11条検査継続率…95.1%
- 集計対象機関の11条検査実施件数の増加…77,518件

指定検査機関ごとの実働検査員1人当たりの7条及び11条検査の年間実施件数（令和2年度実績）を算出し、検査の方式ごとに平均値（算術平均）、最大値、最小値を整理した。結果を表2-4に示す。

表 2-4 検査方式ごとの実働検査員1人当たりの検査実施件数

検査の方式	実働検査員1人当たりの検査実施件数 <sup>※1</sup> (件/人・年)		
	平均	最大	最小
ガイドライン検査 <sup>※2</sup>	2,146	4,414	848
検査員による効率化検査を導入 <sup>※3</sup>	2,567	3,642	1,970
採水員等を活用した効率化検査を導入	6,326	57,738	1,556

※1：採水員等を活用した効率化検査の場合の検査実施件数には採水員等が採水した浄化槽件数を含む

※2：法定検査判定ガイドラインに記載されている全項目のチェックを、指定検査機関に所属す

### る専属の検査員によって実施する検査

※3：指定検査機関で雇用した採水員を活用した検査を実施している機関を含む

実働検査員 1 人当たりの年間検査実施件数の平均値をみると、検査員による効率化検査を実施している機関はガイドライン検査を実施している機関の約 1.2 倍である。また、採水員等を活用した効率化検査を実施している機関はガイドライン検査を実施している機関の約 2.5 倍である。

採水員等を活用した効率化検査では保守点検業者の協力の程度と周年検査の頻度によって実働検査員 1 人当たりの検査実施件数が大きく変化する。11 条検査実施件数に占める採水員等を活用した検査の比率と実働検査員 1 人当たりの検査実施件数の関係を図 2-12 に示す。ここでは、周年検査を 5 年に 1 回以上の頻度で実施している機関にデータを限定している。

採水員等を活用した検査の比率が高いほど検査員 1 人当たりのみかけの検査実施件数が多くなる。保守点検業者の協力がどの程度得られるかが検査の効率に大きく影響する。

採水員等を活用した効率化検査を導入している都道府県における 11 条検査実施件数に占める採水員等を活用した検査の比率と 11 条検査受検率の関係を図 2-13 に示す。採水員等を活用した検査の比率が高いほど受検率が高い傾向が認められるが、この比率の高い県は群馬県、栃木県、福岡県のように浄化槽法制定以前から BOD 検査を実施していた県に偏っている。このように保守点検業者の協力が得られる下地が整っている都道府県では採水員等を活用した効率化検査を導入することですみやかに受検率が上昇するが、他の都道府県で同様の仕組みを導入しても、保守点検業者に採水及び受検勧奨の協力を得るのに時間を要する場合は、すみやかな受検率の上昇は難しいものと思われる。

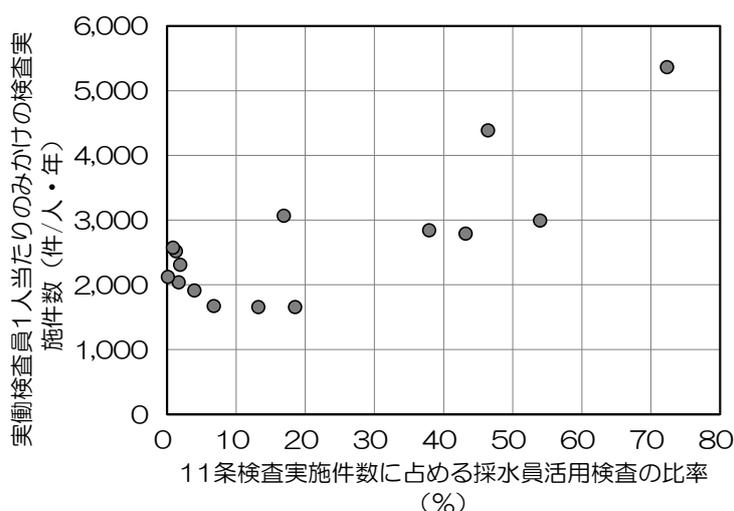


図 2-12 採水員等の活用状況と検査員 1 人当たりの検査実施件数の関係

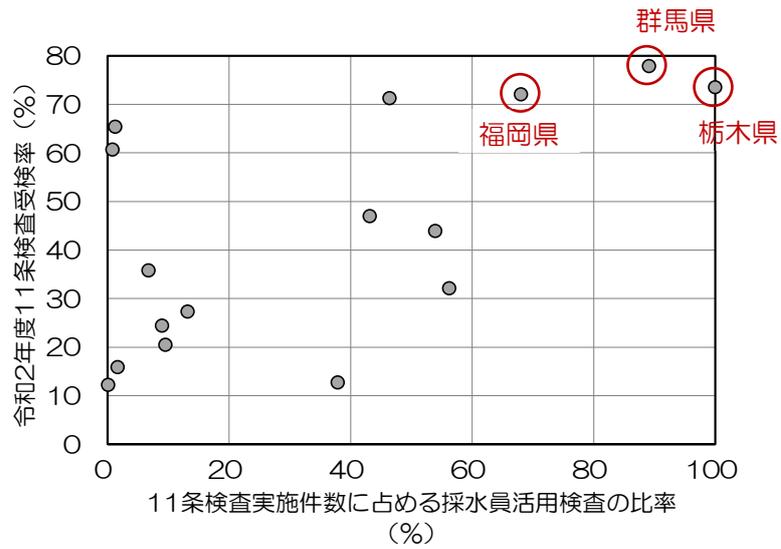


図 2-13 採水員等の活用状況と受検率の関係

【質問 7 の結果概要】

令和元年度に「適正」、「おおむね適正」、「不適正」と判定された浄化槽が次年度にどのように判定されているかを図 2-14～2-16 にそれぞれ示す。

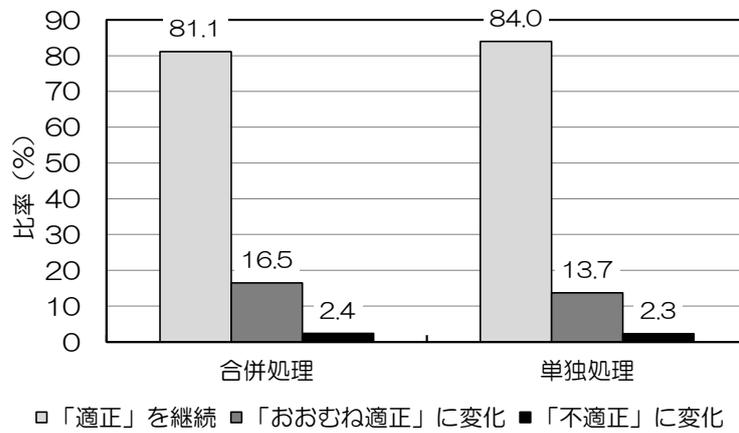


図 2-14 「適正」と判定された浄化槽の次年度の判定結果の比率

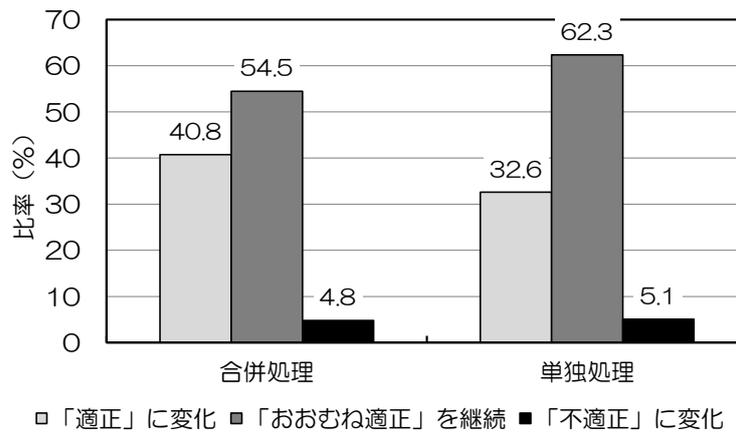


図 2-15 「おおむね適正」と判定された浄化槽の次年度の判定結果の比率

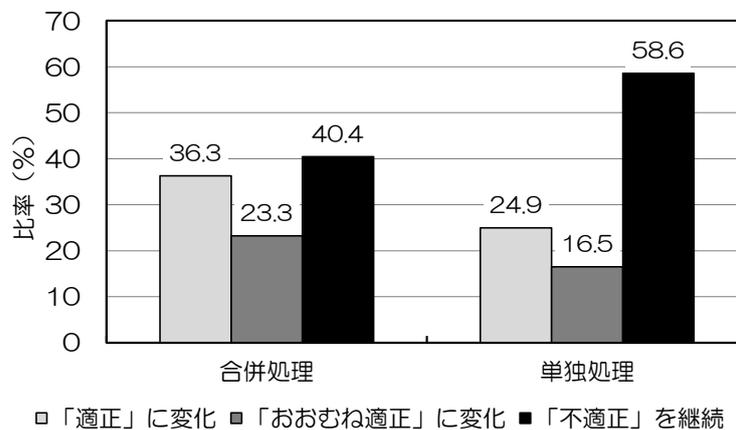


図 2-16 「不適正」と判定された浄化槽の次年度の判定結果の比率

<集計対象等>

- 令和元年度と令和2年度に連続して11条検査を受検した浄化槽  
…回答合計：2,302,848件（合併：1,677,181件、単独：625,667件）
- 令和元年度に「適正」であった浄化槽  
…回答合計：1,550,854件（合併：1,142,067件、単独：408,787件）
- 令和元年度に「おおむね適正」であった浄化槽  
…回答合計：640,096件（合併：465,253件、単独：174,843件）
- 令和元年度に「不適正」であった浄化槽  
…回答合計：111,898件（合併：69,861件、単独：42,037件）

「適正」、「おおむね適正」、「不適正」のいずれの場合も、次年度に同じ判定結果となる可能性が高く、特に、「適正」の判定は継続しやすい。「不適正」と判定された浄化槽が

次年度も「不適正」と判定される可能性は合併処理浄化槽よりも単独処理浄化槽で高く、単独処理浄化槽については異常の改善が困難なケースが多いと推測される。

【質問 8 の結果概要】

検査業務の効率化に資する主要なデジタル技術の活用状況を図 2-17 に示す。現場での検査結果の入力にタブレット端末等を使用している機関や BOD 測定用の検体の識別にバーコード等を使用している機関は、回答のあった機関の 3 分の 1 程度である。また、GIS を活用した検査計画の作成を行っている機関は回答のあった機関の 5 分の 1 程度であり、デジタル技術導入による効率化の余地がある。

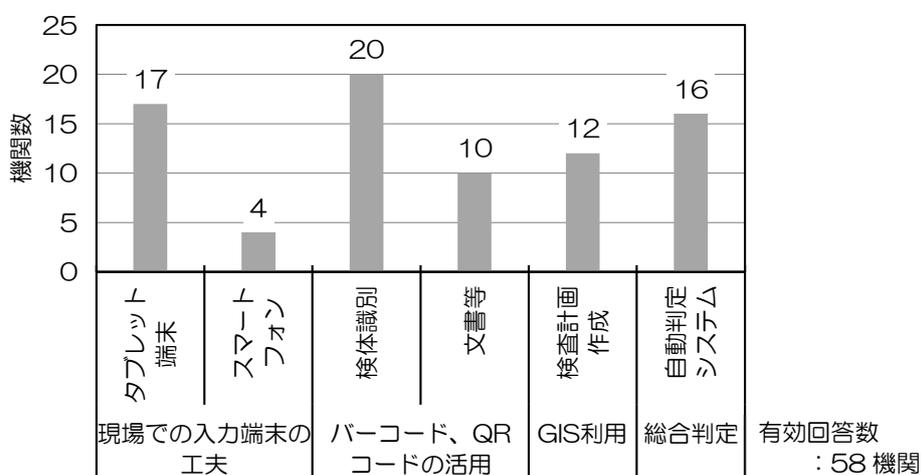


図 2-17 検査の効率化に資するデジタル技術の導入状況

(2) 効率化検査を活用した運営に関する指定検査機関へのヒアリング調査

①山形県水質保全協会におけるヒアリング調査結果

実施日：令和 4 年 10 月 28 日 (金)  
 場 所：(公社) 山形県水質保全協会  
 対応者：六沢  
 調査者：濱中、大石

I. 精度管理について

< 外観検査の精度管理 >

- 標準作業手順書を作成しており、検査手順を定めている。
- 精度管理に関する資料 (クーラーBOX の試料保管方法や、透視度の測定、写真の撮り方など) を作成し、内部研修会を実施している。

- 昨年から流入・放流マンホール（開口部）、外観（建物と浄化槽）及び異常が認められた場合はその箇所の写真をすべての浄化槽について撮影することとしている。（一昨年までは、不具合のあった箇所のみ撮影していた。）
- 放流水質が悪い場合は、透視度計またはビーカーに水を入れた状態で外観の写真を撮影することとしている。
- 写真は4枚まで個票に登録でき、その他の写真はサーバーに保存している。（メタデータ（位置情報、日時）でどの浄化槽の写真か判別できる。）
  - 浄化槽ごとに前年度分の個票の写真を確認でき、検査時に写真を更新することとしている。（古い写真はサーバーに移動する。）
- 各検査員が一旦判定した結果を各地区の課長補佐がチェックしている。
  - 適正と判定された結果書も含めてチェックしている。
  - 写真、所見、水質測定結果をあわせて確認し、写真から判別できる槽内の状況と所見、水質が整合しているかをチェックし、必要に応じて所見を修正している。（指摘漏れを防止することができる。）
  - BODと透視度の相関についても確認し、誤入力等の有無をチェックしている。
  - 不適正と判定された浄化槽については、事務局長代理によるチェックも行っている。
- すべての浄化槽の結果書をチェックするようになり、内容を修正する件数が少なくなってきた。
  - 内部研修会よりも結果書のチェックと個人指導を行うことのほうが精度管理の効果が高い。
- それぞれの浄化槽の担当検査員を毎年変えており、クロスチェックの効果を期待している。
  - 建物と浄化槽設置位置の写真を撮影しているためアクセスが容易になり、検査員を毎年変えることができる。

#### <所見の作成及び自動判定>

- 検査結果の入力画面には、検査対象浄化槽の処理フローが表示され、単位装置を選択すると、その単位装置に関連する所見の一覧が示されるため、適した所見を選択して入力することができる。
  - 誤入力が増減するとともに効率化が図られる。
- 自動判定を導入しており、BOD測定結果に応じて所見文を変更する仕組みを導入している。
  - 自動変換される所見は使用頻度の高い一部の所見のみであり、自動変換の対象となる所見を増やしていくことは検討している。
  - 検査員は、あらかじめBOD測定結果を推定して所見文を選択している。

- 水質検査項目に関連したエラーチェックを実施している。
  - pH、BOD が「良」の範囲から外れているにも関わらず所見のない結果書を検索し、修正を行っている。

## II. デジタル技術の活用について

### < タブレット端末の活用 >

- 現場での検査結果入力や写真撮影はタブレット端末で行っている。
- タブレット端末の通信機能は使用しておらず、事務所に戻ってデータの送受信を行っている。
  - タブレット端末には1日分の検査対象浄化槽のデータを入れて検査に赴いている。
  - 事務所内での作業はデータの入れ替えのみであり、作業の効率化が図られている。
- タブレット端末にはパスワードを設定するとともに、セキュリティソフトを入れている。
- タブレット端末は **Microsoft Surface** を使用しており、約 11 万円/台である。また、**iiyama** のタブレット端末が安価（1 万 3 千円/台）であるため入れ替えを検討している。
- タブレット端末で使用する情報管理システムは **Microsoft Access** をベースにして構築しており、端末へのインストールは自前で行うことができる。
- タブレット端末のほか、一部の検査情報を紙にも記録して運用しているが、以前と比べて事務所内での作業負担が軽減されており、また、自動判定を導入していることで、全体の作業効率は向上している。

### < GIS の活用 >

- 検査には **GIS** を利用していない。
  - 検査計画は地図番号、郵便番号、前年度検査実施日の文字列情報を使用して作成している。
  - 災害時には、浸水エリアと設置エリアを重ねて、水害被害基数を算出し関係者への情報提供を行っている。
  - 市町村における生活排水処理計画の見直しのために情報を提供している。

## III. その他

- **BOD** 測定用の検体にはバーコードを貼付しており、キーコードで基本情報との紐づけをしている。
- 採水瓶に貼付したステッカーに「消毒室から採水」、「腐敗型」、「ばっ気停止」等の情報を記載しており、これらの情報を前処理の必要性の判断や希釈倍率の設定に利用している。

## ②福島県浄化槽協会におけるヒアリング調査結果

実施日：令和4年10月13日（木）

場 所：（公社）福島県浄化槽協会

対応者：鳴原、棚木

調査者：濱中、大石

### I.精度管理について

#### <外観検査（検査員実施）の精度管理>

- 平成28年度に「法定検査に係る信頼性確保に関する要綱」を定め、体制、マニュアル作成等について規定している。
- 法定検査作業マニュアルには、検査手数料や挨拶、現場での駐車等の留意点が記載されている。
- 判断・判定マニュアルには、判断の方法や考え方が記載されており、判断・判定に迷ったときに活用できる事例が記載されている。（嵩上げの異常に関する判断・判定：嵩上げ高が大きい場合でも、設置から5年が経過して維持管理作業ができていのであれば判定を変更する等）
- 個々の浄化槽の担当検査員を年ごとに変えている。
- 検査において必ず写真を撮影することとしており、撮影箇所を定めている。
- 不適正浄化槽については、不具合箇所の写真で状況を確認している。（文章や数値より判断がしやすい。）
- 検査結果書に写真を添付することで、現地で検査を行った証拠にもなる。

#### <水質検査（検査員実施）の精度管理>

- DO計やpH計の校正等について、チェックリストを作成・管理している。
  - チェックリストを作成していなかった当時は、校正の頻度等にばらつきがあったが、チェックリストを作成することにしたことで、意識づけと習慣づけがなされ、校正の実施が徹底されるようになった。
- 透視度や残留塩素等の試料の写真を撮影することとしている。
  - 透視度測定時の水面の高さや残留塩素測定時の発色の程度を写真で判別できるようにしておき、採水の妥当性や誤入力の有無を判断することに活用している。

#### <採水員を活用した検査>

- BOD30mg/L超過、透視度20cm未満かつ外観検査項目に係る異常の状況から、水質悪化の原因が分からないものについては、二次検査を行っている。
- 二次検査は浄化槽管理士が立ち会うことにしているため、採水方法に不備がないかど

うかを二次検査で確認することもできる。

- 指定検査機関は浄化槽管理者と接する機会が少ないため、管理士立ち会いとすることで、浄化槽管理者とのトラブルを防止でき、また、管理士と検査員の両者が一緒に異常の状況を見て考えることで改善方法が検討しやすくなる。
- 使用者（使用方法）が原因で水質が悪化していることが多く、管理士が立ち会うことでこれまでの使用状況を把握しやすくなる。
- 二次検査の対象となった浄化槽のうち3分の1程度は二次検査に赴いた際には水質が改善されている。（二次検査は採水から2か月以内に実施。）
- 採水方法は検査補助員講習会でレクチャーしており、さらに、所属する浄化槽管理士が採水業務を行うことがはじめての業者については、検査員が採水作業に同行している。
- 保守点検記録票（統一様式）を電子データで収集しており、水質の推移が分かるため、採水時のみ水質が異なると採水の異常と判断できる。
- 統一様式を用いた保守点検は作業に時間がかかると思っていたが、慣れてくると短時間で点検できる。

#### <総合判定>

- 検査員による検査では手動で総合判定を行っており、効率化検査のみ自動判定としている。
- 不適正の場合のみ部長承認を得ることとしており、そこで判定結果が変更されることもある。
- おおむね適正の場合は、特異な事例を除いてチェックしない。
- 自動判定の判定フローは別紙参照。
  - 保守点検記録票（管理士約600人が使用している）の点検項目が法定検査におけるチェック項目に基づき作成されており、保守点検時の異常の有無及び改善されたか否かを総合判定に活用している。
  - 判定における各項目の重要度は法定検査判定ガイドラインに示された項目ごとの重要度と異なる。

## II. デジタル技術の活用について

### <タブレット端末>

- 現場入力システムを構築し、タブレット端末を用いて現場で入力しているため、浄化槽ごとにチェックすべき項目が可視化され効率的である。
- 電波の入らないエリアでの検査があることや、写真のデータ容量が大きく通信料が高額となることを考慮し、タブレット端末の通信機能は利用していない。
- 検査対象浄化槽の過去のデータをタブレット端末のストレージに保存して検査に赴く

ため、現場で過去の検査結果を確認でき、特に異常の認められない浄化槽の検査を効率的に行うことができる。

- タブレット端末の初期入力画面に前年度の結果を表示させており、一から入力する必要がないため、作業が速い。
- 事務所に戻ってからの入力作業が削減されるため、事務処理も速い。
- 情報の閲覧や入力はログインシステムを導入している。
- SKYSEA Client View を導入しており、ログ管理等を行っている。

#### <写真の活用>

- 浄化槽や水道メーターの位置等が分かるように写真を撮影しておくことで、次年度以降に他の検査員が検査に赴いた際、効率的に作業を行うことができる。
- デジタルカメラで撮影した写真データを Bluetooth でタブレット端末に送信し、各浄化槽の情報と紐づけ管理している。
- 浄化槽管理者等への説明の際に写真を使用すると説明が容易になる。(タブレット端末を使用していることで、説明時に写真を見せやすい。)

#### <GIS の活用>

- GIS を活用して検査計画を作成している。(作成手順は以下のとおり。)
  - ① 検査地域を選択し、前年度の検査実施時期、市町村等の条件で対象を絞り込む。
  - ② 抽出された浄化槽のリスト及び地図上でポイントが表示されるため、1人の検査員が1日に検査する浄化槽を地図上で選択する。(図形で囲む。)
  - ③ 検査に赴く順番を決定し、担当検査員を設定して登録する。
- 検査計画の作成は地図上で位置を確認しながら手作業で行っているが、近隣の浄化槽をまとめることで移動時間・距離が短くするよう工夫している。
- 豪雨や水害のハザードマップと良い情報を合わせることで、組合員や顧客がどうなるか、優先すべきエリアを絞り込むことができる。(ハザードマップは内水氾濫による影響が含まれていないことが多い)

#### <各種デジタル機器の導入コスト>

- システムの導入コストは、セキュリティ対策等をすべて含めて約 1,000 万円。
- デジタルカメラは約 10 万円/台。
- タブレット端末は約 30 万円/台。

### Ⅲ.関係者との情報連携について

- 市町村と情報共有できる台帳システムを構築しており、市町村においては情報の閲覧のほか、一部の項目の入力ができるようになっている。

- 市町村が入力可能な項目は、「補助事業関連」、「設置者講習会の出席の有無」、「指導・助言・苦情処理」であり、協会ではこれらの項目は閲覧できない仕組みになっている。
- 情報共有システムを用いた市町村への検査結果の報告では、紙による報告と比較して大幅に手間が省ける。
- 個々の浄化槽の検査結果のほか、統計処理の結果を市町村に報告している。
- 判定結果が「不適正」の浄化槽については、情報共有システムによる報告のほか、紙媒体の文書（設置者用及び控えの計2部）を市町村に送っている。
- 情報共有システムのデータ通信にはシークレットインターネット回線を使用している。
- ログイン時に端末認証が必要な仕組みとしている。

### ③福岡県浄化槽協会におけるヒアリング調査結果

実施日：令和4年10月25日（火）

場 所：（一財）福岡県浄化槽協会

対応者：櫻木、栗田、川上

調査者：濱中、澤村

#### I. 精度管理について

##### <外観検査（検査員実施）の精度管理>

- 現場でのトラブル対応等の業務全般における手順を記載したマニュアルを活用して精度管理を行っている。
- マニュアル作成に当たり、より高度な精度管理を行うため、判断の基準を数値で示せる項目については数値で示すよう留意した。（流入管きよの汚水の停滞の程度を点検升における滞水の水深で判断する等）
- 現地研修を行うことで、判断方法の統一を図っている。
  - 4～5つの班を編成し、同一浄化槽を複数の検査員が検査する。（外観検査、水質検査）
  - 検査結果のばらつき等を確認し、マニュアルに反映させる。
  - 現地研修を継続することで、研修におけるばらつきは小さくなった。
- 主任以下の検査員が行う検査に管理職が年1回は同行し、検査業務手順マニュアルの遵守状況をチェックしている。

##### <水質検査（検査員実施）の精度管理>

- 現場での採水方法や測定方法、メーターのケーブルの巻き方等水質検査に関する業務

全般について記載した水質検査関係マニュアルを作成している。

- pH、DO 計の校正は毎日実施している。（以前は校正の頻度を定めていなかった。）
- 検査員が採取した試料についても塩化物イオン濃度を測定しており、そのデータを採水員が採取した試料のチェックに活用している。
- 設置基数の多い型式については、採水箇所の動画を撮影しておき、検査員がタブレット端末で確認できるようにしている。

#### <採水員が採取した試料のチェック>

- 採水員には採水器を配布している。
- すべての試料の塩化物イオン濃度を測定しており、測定値が異常と判断された場合は処理状況等の確認を行っている。（確認手順は以下のとおり。）
  - ① 方式ごとに設定した塩化物イオン濃度の基準値と確認対象浄化槽の塩化物イオン濃度を比較し、確認対象浄化槽の測定値が基準値を下回っていないか確認する。  
（方式は合併、みなし浄化槽（ぼっ気型）、みなし浄化槽（腐敗型）に区分）
  - ② 確認対象浄化槽の過去の法定検査における塩化物イオン濃度データを用いて、グラフス・スミルノフ棄却検定により、採取試料の測定値が外れ値と判断されるか否かを確認する。
  - ③ ①、②のいずれかに該当した浄化槽について、試料を採取した採水員から塩化物イオン濃度が低濃度または高濃度になった原因を聞き取る。
  - ④ 聞き取り調査で原因が明らかにならなかった場合は、検査員による現場確認調査を行う。
  - ⑤ ①、②のいずれかに該当した浄化槽については、クロスチェック委員会に報告し、不正採水の疑い等の審査を行う。
- 採水員による採水から検査員による確認までの日数は、聞き取り調査も含むため約1か月程度となっている。
- 原因不明のために行う検査員による現場確認調査は年間20件程度となっている。

#### <所見の作成及び自動判定>

- 異常が認められた場合は、①単位装置、②位置、③現象をリストから選択し、それらを組み合わせることで所見文が自動作成される。
- BOD の測定結果によって判断・判定結果が変化する項目が設けられており、所見についても自動的に選択される。
- 各種マニュアルを変更した場合、判定方法が変化する場合があります、自動判定フローにも反映させている。
- 異常の所見の整合が図られているか、異常の原因究明ができているかを確認するため、検査結果書を二重でチェックしている。

## II. デジタル技術の活用について

- 11条検査の際にタブレットのGPS機能で浄化槽の位置情報を取得しているが、誤差が認められる場合もあるため、その際は後日修正することとしている。
- 地図上にプロットできる情報は浄化槽本体の位置のほか、ブロワの位置や管理者に挨拶する建物等様々で、詳細な現場情報が記された地図の作成ができる仕組みとなっている。
- 浄化槽の位置情報を利用して、各検査員が1か月分の検査対象浄化槽から1日ごとの検査予定を作成することとしている。
- 検査員ごとの検査予定件数を調整し、業務量の平準化を図っている。
- 現場での写真の撮影はデジタルカメラで行っている。（タブレットでは撮影しづらい場所があるため。）
- 採水員には、バーコード付きシールと検査依頼書がセットになった用紙を配布しており、バーコード付きシールを貼付した採水瓶と依頼書を提出してもらうことで検体の識別を容易に行うよう工夫している。

## III. その他

- 行政への検査結果の報告は、毎月電子メールで一覧票を送信する方法で行っている。
- 一覧票には異常箇所の写真を添付しており、検査員から行政への説明が容易になった。

## ④ 佐賀県環境科学検査協会におけるヒアリング調査結果

実施日：令和4年10月24日（月）

場 所：（一財）佐賀県環境科学検査協会

対応者：吉田

調査者：濱中、澤村

### I. 精度管理について

#### < 外観検査の精度管理 >

- 協会全体における年間の法定検査実施基数は7条検査が1,200～1,300基、11条検査が4万数千基程度となっており、1人当たりの年間の検査基数は3,400～3,500基程度である。
- 検査員1人当たりの検査基数が非常に多く、デジタル技術を活用しながら効率化と精度管理を両立させる必要があった。
- 検査員ごとの判断結果にばらつきが認められたため、オペレーター（主に課長以上の職員）が一次結果書を作成する方式に変更した。

- オペレーターは、一時結果書作成時に現場写真と所見の内容が一致しないような不備を認めた場合、当該現場の検査を実施した職員に対し適切な入力をするよう随時指導を行っている。
- 以前使用していた「判定基準を示したガイドライン」には、判定の指標となる数値が明記されていなかったため、検査員間でガイドラインの解釈に差が生じていた。令和3年度にはガイドラインにおける前述の反省を踏まえ、判定の指標となる数値を明記した手引書（事例集）を作成した。
- コミュニケーションアプリの LINE を活用し、現場で生じたトラブルや疑問について相談・意見交換を行うことで、リアルタイムで解決できている。
- 指摘の根拠となる法令を明記したマニュアルの作成を進めている。
- 検査員の技術力向上のため、座学や OJT 等について細かく規定したプログラム（教育訓練プログラム）を構築している。
- 以前は写真付きの例題を検査員に出題し、精度管理に活用していたが、そこでの点数が高くても実務においてミス（現場の異常と選択した所見の不整合等）が多い検査員も認められたため、現在の方式（オペレーターによるチェック）による精度管理のほうがより効果的と考えている。

#### <総合判定>

- 自動判定の判定マトリックスは別紙参照。
  - 効率化検査では DO を測定しないこととしているが、pH もしくは透視度が基準の範囲から外れた場合、DO を測定することとしている。（タブレット端末でも表示を工夫しており、入力漏れがないシステムを構築している。）
- マトリックスは過去に複数回修正している。
- 外観検査に基づく所見は個々の検査員による判断になるため、自動判定を用いてもばらつきが生じることが課題となる。

## II. デジタル技術の活用について

### <タブレット端末・基幹システムの活用>

- 検査時に使用するタブレット端末（iPad）を導入しており、専用のシステムを構築して検査に活用している。
- タブレット端末の通信機能を利用し、現場で入力した情報（写真を含む）をその場でシステム上にアップロードすることが可能である。
- 写真撮影もタブレット端末で行っているが、各浄化槽の個票には最大 3 枚の写真が添付できる仕様となっているため、4 枚以上の写真を残したい場合は別途ストレージに保存しておく。
- 写真よりも動画で確認したほうが判別しやすい現象もあるため、必要に応じて LINE

での動画の共有を行っている。

- 通信機能が使用できない（電波が入らない）現場については、その浄化槽の基本情報として備考欄にその旨を記録している。
- タブレット端末のセキュリティ対策にはパスワードを用いている。
- 佐賀県では、不適正浄化槽の改善のため関係者による対策会議を実施しているが、構築したシステムを活用して対策会議用資料を自動作成できるため、業務の効率化に役立っている。
- タブレット端末のほか、各種システム導入における費用対効果は年間 1,800 万円程度となっている。

#### <BOD 自動測定>

- 各検体に QR コードを貼り付けており、そのコードを読み込むことで浄化槽番号、使用者名、単独合併の区分、pH、透視度及びばっ気状況のデータが取り込まれる。
- 透視度の測定結果に応じた希釈倍率が設定される。
- pH の測定結果を参照し、pH 調整を行う。
- BOD の測定結果に不備が認められた場合、保存した試料の水質変化を考慮し、同一試料での再測定を行うのではなく、再検査（試料採取）を実施している。

#### <GIS の活用>

- 検査計画は 2 名の職員で作成している。（作成手順は以下のとおり。）
  - ① 日付選択
  - ② 地区選択
  - ③ 区分（過去の受検歴）の確認
  - ④ 該当する浄化槽の抽出・リスト表示
  - ⑤ 地図上に表示された浄化槽を手作業で選定
- 検査計画の作成においては、検査実施地区を実施の 2～3 か月にはおおまかに決定している。
- 1 日当たりの BOD 測定件数の上限があるため、1 日当たりの効率化検査（BOD 測定あり）の基数を調整している。

### III.関係者との情報連携について

- 保守点検・清掃業者に対する状況確認の作業（清掃実施日の確認等）に時間がかかっていたため、毎日、確認事項を業者ごとに取りまとめ、システムにより自動で FAX 送信する仕組みを構築して効率化が図られた。
- 行政閲覧システム（パッケージシステムをカスタマイズしたもの）を導入しており、検査結果のアップロードを行っているが、紙媒体での報告も行っている。

- 今後のシステムの活用方針については行政の回答待ちとなっている。
- 保健所から提出される設置情報は Microsoft Access 形式のファイルであるが、各保健所でマスタを修正してしまったため、協会で情報の修正を行っている。

#### IV.その他

- 浄化槽設置時に、7条検査の依頼受付済証とともに法定検査を受け続けるという誓約書を管理者から提出してもらうことで、継続して申し込みしているものとみなして検査を実施している。
- 宅内配管工事に対する補助を受ける際に、7条及び11条検査を受検するという証明が必要となるため、申込書の様式を7条及び11条検査の申込みに変更することを県と協議している。
- 清掃の回数については独自の基準を設けている。（前回の清掃から2年未満は良、2～3年は可、3年以上は不可）
- 現場への直行による検査を行うことで、1日の検査基数を増やすことができ、また、燃料消費量も低減したことからコストの削減につながった。
- BODが30mg/Lを超過している場合には不適正と判定している。

#### ⑤調査結果まとめ

##### <精度管理>

各検査員の判断能力の向上に向けて、内部で研修会・勉強会を開催している事例や、主任以下の検査員が行う検査に管理職が同行し、業務手順マニュアルの遵守状況を確認している事例について情報収集を行った。また、これらと異なる取り組みとして、管理職等が各現場の写真（外観及び異常が認められた箇所の写真）と照らし合わせ検査結果書を一通りチェックする取り組みについてもヒアリングを行い、この手法のほうがより効果的な精度向上が図られるとの情報が得られた。

また、現場で生じたトラブル等をリアルタイムで解決するため、コミュニケーションアプリのLINEを活用している事例についても情報収集した。LINEを活用することで現場と事務所の間や検査員間でのやり取りが迅速になるとともに、現場の状況を動画で伝えることも可能となるため、検査における判断の迷いをその場で解消できる。

採水員による採水の精度管理に関しては、塩化物イオン濃度を用いた試料のチェック及び浄化槽管理士立ち会いのもとで行う二次検査について情報収集を行った。塩化物イオン濃度を用いた試料のチェックでは、確認対象浄化槽の塩化物イオン濃度と当該型式の基準値（型式ごとに独自に設定）を比較することで、採水の異常がないかを確認している。浄化槽管理士立ち会いのもとで行う二次検査では、異常の改善方法について検査員と浄化槽管理士が情報共有しながら検討することができ、さらに浄化槽管理士の採水方法等に不備がないかを確認できる方法となっている。

#### <デジタル技術の活用>

検査業務におけるデジタル技術の活用として、タブレット端末やスマートフォンを導入し、現場で入力を行っている事例について情報収集した。検査実施後の事務所内での作業負担が軽減されるほか、入力システムを工夫することで浄化槽ごとにチェックすべき項目が可視化され作業の効率化が図られる等の導入効果がある。

検査事務におけるデジタル技術の活用として、GIS や各種システムの導入事例について情報収集を行った。GIS を活用することで、浄化槽の種別と位置を地図上で確認しながら移動時間が短くなるよう検査計画を作成することができる。GIS を活用している機関は複数あったが、いずれも同様の方法で検査計画を作成していた。

また、保守点検・清掃業者に確認すべき事項を業者別に自動で取りまとめ、一斉送信するシステムを構築している事例も認められた。このシステムにより、従来、長時間を要していた現場状況（保守点検・清掃の実施の有無等）の確認作業が削減され、効率化が図られたとの情報が収集された。

そのほか、自動判定やバーコード等の活用状況について情報を収集することができた。

## 第3章 受検率向上に向けた事例集の作成

### 3.1 受検率向上に向けた事例集の作成

現在の「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取組事例」は、公表から10年が経過していることから、令和3年度調査及び本年度調査（①全国65の指定検査機関に対するアンケート調査、②自治体へのヒアリング調査（3自治体）、③指定検査機関へのヒアリング調査（4自治体））の結果を基に「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取組事例＜第2版＞」を作成した。

事例集作成に当たっては、事例集がより分かりやすく、また幅広く活用されるよう、実務者及び学識専門家を対象として事例集に対するヒアリング調査を実施し、意見を反映させた。

### 3.2 受検率向上に向けた事例集に対するヒアリング調査

#### 3.2.1 ヒアリング対象及びヒアリング内容

##### （1）ヒアリング対象の有識者

ヒアリング対象の有識者は実務者及び学識専門家とし、以下のとおりとした。

- 木曾祥秋（豊橋技術科学大学 名誉教授）
- 堀尾明宏（群馬工業高等専門学校 教授）
- 手戸康彦（（公社）宮城県生活環境事業協会）
- 浅川進、田島照久（（一社）埼玉県環境検査研究協会）
- 岡野幸次、塩澤富実夫（（一財）静岡県生活科学検査センター）
- 久川和彦（全国浄化槽推進市町村協議会）

##### （2）ヒアリング内容

第1回～第3回のヒアリングで使用した資料及びヒアリング内容を表3-1に示す。

表3-1 ヒアリング資料及びヒアリング内容

	ヒアリング資料	ヒアリング内容
第1回	<ul style="list-style-type: none"><li>• 事例集に関するヒアリング内容</li><li>• 事例集の構成・概要（既存）</li><li>• 事例集の構成・概要（改訂案・修正）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 事例集の構成</li><li>• 事例集に掲載したほうがよい情報</li></ul>
第2回	<ul style="list-style-type: none"><li>• 浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例＜令和4年度版案＞</li><li>• 第1回ヒアリング結果の反映状況</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• デザイン等の工夫</li></ul>
第3回	<ul style="list-style-type: none"><li>• 浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例＜令和4年度版案＞</li><li>• 第2回ヒアリング結果の反映状況</li></ul>	

### 3.2.2 ヒアリング結果

#### (1) 第1回ヒアリング結果

日時：令和5年1月17日（火） 14:00～16:00

：令和5年1月25日（火） 13:00～15:00

場所：オンライン

<ヒアリングメンバー（敬称略）>

ヒアリング対象者：木曾祥秋、堀尾明宏、手戸康彦、岡野幸次、塩澤富実夫、久川和彦  
（1/17実施）、浅川進、田島照久（1/25実施）

ヒアリング実施者：濱中俊輔、大石真弓、澤村尚吾

#### 【事例集の活用について】

- ・ 静岡県検査機関では、受検率向上に向けた取り組みをどの程度実行できているかを確認するため、既存の事例集を活用していた。特に p.23～24 の受検率及び検査依頼数の上昇策に関する情報を参考にしており、掲載されている情報は古いものとなっているが、受検率の向上に役立っている。（塩澤）

#### 【法定検査の実態について】

- ・ なぜ法定検査に金を払わなければならないのかという声は現在も見受けられ、特に法定検査を初めて受検するという管理者からは理解が得られづらい現状にある。（塩澤）
- ・ 管理者からの理解が得られやすい説明方法は特にないが、受検に繋がりやすい傾向として、近隣住民が受検をし始めると同調圧力に伴い受検が促進されると感じる。（塩澤）
- ・ 浄化槽法施行の際から検査にあたってきたが、受検率が60%を超えて高くなるほど、法定検査を受けていることが住民の中で当たり前という認識となり、検査拒否などの対応が少なくなる。（手戸）
- ・ 静岡県では富士市が独自の維持管理補助を実施しているが、他の市町村と比べて明らかに受検率が高くなっている（R3:富士市56%、静岡県全域29.6%）。自治体の熱心な取り組みが受検率の向上に直結すると考えている。（塩澤）
- ・ 宮城県では、指定検査機関が業界団体の公益社団法人ということもあるが、法定検査料金を含む一括契約に関しては、業界も法定検査に協力するメリット云々ではなく、法令遵守の観点から受検してもらうのが当たり前だと思っており協力が得られている。（手戸）
- ・ 令和2年度の法改正で行政の台帳整備が義務付けられており、台帳整備を進めていく中で近所での聞き取り調査を行ったところ、法定検査を受検していない住宅が見つかり、それを踏まえて、未受検者対応業務や使用不明浄化槽の悉皆調査を受託し、受検率向上

に寄与した事例がある。(手戸)

【事例集に盛り込む内容について】

- 各検査機関で抱えている問題はそれぞれ異なるが、改訂版の事例集には、努力目標ではなく着実に受検率を向上するための実効性のある内容を盛り込んで頂きたい。(手戸)
- 浄化槽法では、浄化槽の維持管理に関する全責任を管理者が負うことになっているが、なぜそうなっているかという法理がないため、受検について管理者からの同意を得づらい状況にある。改訂版には、自治体で制定している維持管理補助制度を事例として紹介しつつ、どのような考え方のもと補助制度を制定したのかを示せるとよいのではないか。(木曾)
- 特定既存単独処理浄化槽の判定に11条検査結果を活用していく以上、改訂版には単独処理浄化槽転換の取り組み事例も掲載すべきである。(久川)
- 既存の事例集の更新に当たって、データの更新は必要である。また、各機関で検査体制や方法(効率化検査 etc)も異なることから、それぞれの方法のメリット、デメリットも掲載するとよい。さらに、自治体に向けて補助制度を設けるにあたりどこの財源を補助金に充てているかという情報を掲載するとより有用なものになると考えられる。(堀尾)
- 行政と指定検査機関の連携は図りやすいが、業界団体との連携は図りにくい傾向にある。改訂版には保守点検・清掃業者と連携を図るメリットを明確に示すとよいのではないか。(堀尾)
- 受検率が高い県の事例を見て、取り組みに関する情報を実際に聞きに行こうという意識が芽生える事例集になるとよい。(堀尾)
- 検査申し込み書の配布事業を検査機関から維持管理業者に協力依頼し、事業を一部地域で実施している。開始するにあたって行政が加わることで円滑に協力が得られると考えられる。(塩澤)
- 基本検査を実施した際の住民のメリットを記載することはできるのか。(木曾)
- 法改正に伴い、法定協議会の制度が盛り込まれた情報や、浄化槽の長寿命化に関する内容を事例集に盛り込むとよいのではないか。(久川)
- 優良浄化槽認定制度を設けている自治体があり、現在は優良認定を出すのみであるが、今後認定を受けた浄化槽管理者は補助の対象として、管理費負担を減らす等の取り組みができるのではないか。(堀尾)
- 静岡県が受検率全国最下位から抜け出したのは行政が本気になったからであり、指定検査機関単独で受検率を向上させたわけではない。受検率向上には行政が音頭を取ることが非常に重要であるが、いかに行政と連携して指定検査機関が動けるかも重要である。(岡野)

(その他)

- 下水道料金と浄化槽の維持管理費（保守点検・清掃・法定検査）を比較した際、維持管理費が高いと不公平感が生まれる。ここに補助金を出すことで法定検査の受検促進につながるのではないか。（実際に静岡県袋井市では下水道料金と維持管理費が釣り合うような補助金が出されている。）（木曾&岡野）

## (2) 第2回ヒアリング結果

日時：令和5年2月13日（月） 14:00～16:00

：令和5年2月14日（火） 15:00～17:00

場所：オンライン

<ヒアリングメンバー（敬称略）>

ヒアリング対象者：木曾祥秋、岡野幸次、塩澤富実夫、久川和彦（2/13実施）、堀尾明宏、手戸康彦、浅川進、田島照久（2/14実施）

ヒアリング実施者：古市昌浩、濱中俊輔、澤村尚吾

### 【事例集の内容について】

- P1の最初の文章「浄化槽管理の一環として・・・」に主語を追記していただきたい。（堀尾）
- P6（2.2）の文章中の「長野県、宮崎県、福井県」の記載について、順番付のルールを明確にしてほしい。（静岡県）
- 静岡県のH22～R2年度間における受検率の上昇値が、P7では21.8ポイント、P9では21.9ポイントとなっている。（静岡県）
- P10～34に掲載されている受検率の推移と取り組み事例が多すぎる印象を受けた。（埼玉県）
- P47の5～6行目「受検勧奨を行うことで・・・ケースもある。」の表現が少しわかりづらい。（堀尾）
- P47の「⑤業者による受検勧奨」について、一括契約や代行申し込みの場合には、申込と料金徴収の両方に手数料を支払っている事例があることを追記すると良い。（手戸）
- P57の図5.2-1に示されている分類④について、採水員の活用が進んでいないことを追記した方がよい。（木曾）
- P72以降の法定協議会に関する情報の出典を記載した方がよい。（久川）
- 検査料金の口座振替の導入効果について、記載した方がよい。（木曾）
- 事例の説明では、取り組みの成果を具体的に示した方がよい。（木曾）
- 一括契約に至るフロー（誰が契約を取るか等）が掲載されていると、導入を検討してい

る県の参考になると思われる。(埼玉県)

- 指定採水員に対する手数料と受検率に相関があるのではないか。(埼玉県)
- 一括契約と継続申込み制度についての情報がもう少しあると良い。(堀尾)
- 受検勧奨を進めるためには、専門スタッフを配置する等の体制の構築が重要である。(静岡県)

- 無管理浄化槽の検査申し込みがあった際、いきなり「不適正」と判定するとその後の検査の継続に繋がらない傾向があるため、保守点検と清掃を実施したのちに11条検査を実施している事例がある。(手戸)
- 書類検査を事前に実施することが効率化に繋がると考えている。記録票を電子媒体で受領し、事前に確認することが効率化に繋がると記載できないか。(手戸)
- 各種専門用語(基本検査、特定既存単独処理浄化槽等)の注釈があると良い。(堀尾)

#### 【事例集のデザインについて】

- 端末で閲覧する際、目次にリンクがあると活用しやすい。また、法律にカーソルを合わせた際に概略を記載したコメントのようなものがあると便利である。(静岡県)
- P10～34に掲載されている受検率の推移と取り組み事例の見出し(①②③)が探しづらい。(久川)
- P82～83に掲載されている参考資料の画質が悪く見づらい。(埼玉県)

#### 【その他】

- 市町村が管理者となっている浄化槽について、使用料として保守点検・清掃・法定検査の料金をまとめて受け取ることが、法律の枠組みに適しているか知りたい。(木曽)
- 行政に事例集が完成した旨を連絡する際には、メールの場合、本文にURLを記載していただきたい。(静岡県)
- 市町村の生活排水処理計画の策定状況が、検査の実施体制と関係しているのではないか。(木曽)
- 法定検査の申込みが増えたため検査員を増員して対応するケースと、他部署の検査員の資格保持者に応援を依頼するケースがある。(静岡県)

### (3) 第3回ヒアリング結果

日時：令和5年3月2日(木) 15:00～16:30

場所：オンライン

<ヒアリングメンバー(敬称略)>

ヒアリング対象者：木曽祥秋、堀尾明宏、手戸康彦、田島照久、岡野幸次、塩澤富実夫、

久川和彦（3/2 実施）

ヒアリング実施者：古市昌浩、濱中俊輔、澤村尚吾

【事例集の内容について<本編>】

- P9 及び P12 における宮城県のデータは、東日本大震災の影響により、H22～23 年度の期間は、正確な数値が反映できなかったため、参考値である旨を追記していただきたい。（手戸）
- P37 の表 4.1-1 に記載されている受検率向上策「（2）2）①現場滞在時間の短縮（検査項目の一部削減等）」は、自治体も含めた向上策であると考えられるため、自治体の欄に△※3 が必要ではないか。（手戸）
- P47 の 6 行目の文章に誤字があるため、修正が必要である。（得るかがの鍵となる⇒得るかが鍵となる）（手戸）
- 一括契約に関する記述に、契約の種類として①保守点検・法定検査を一括して契約するケース、②清掃・法定検査を一括して契約するケース、③保守点検・清掃・法定検査を一括して契約するケースがある旨を追記してほしい。（木曾、堀尾）
- 一括契約が導入されることで、法定検査と保守点検が適切に実施され、基本検査を円滑に進めることができる。（木曾）

【事例集の内容について<参考資料>】

- 参考資料 3 には受検率向上に特化したパンフレットが掲載されていないが、静岡県では DM に添付するためのパンフレットを作成しているため、参考資料として提供できるかもしれない。（静岡県）
- パンフレット等の資料には枠線があると見やすくなるのではないか。（静岡県）

【事例集の内容について<その他>】

- P20 の島根県の事例では、合併処理浄化槽の受検率が H14 年度から 17 年度まで下降傾向にあるが、原因は何なのか。（堀尾）  
→検査実施件数が増加していないが、その原因は把握できていない。（教育センター）
- 一括契約は保守点検・清掃・法定検査の三者契約だという前提のもとで取り組みを進めると、清掃業者の地区割がなされていることが一括契約導入の妨げとなっている。（埼玉県）
- 保守点検・清掃の実施率と法定検査の受検率には相関があるのか。（堀尾）  
<宮城県の場合>
  - 保守点検業者の代行依頼で一括契約が結ばれる形がメインとなっているため、保守点検実施率と受検率には相関が認められる。清掃業者は一括契約には関与していないが、保守点検・清掃の実施率及び法定検査の受検率はいずれも高い水準となって

いる。

<埼玉県の場合>

- 以前、各市町村から保守点検・清掃の実施率に関するデータを頂いたが、信憑性が低いため、明確な相関は不明である。おおむね5～6割程度の実施率となっているが、受検率については、公共浄化槽や維持管理補助を実施している市町村では高い傾向があるため、あまり相関はないと考えられる。

<静岡県の場合>

- 保守点検・清掃の実施率は行政が把握しているが、受検率との相関は未確認である。また、熱海市や伊東市のような別荘地では、保守点検・清掃の実施率及び法定検査の実施率はいずれも低い水準を示している。

### 3.2.3 ヒアリング結果の事例集への反映

3回のヒアリング結果と事例集への反映状況を表3-2～3-4に示す。

表 3-2 第 1 回ヒアリング結果の反映状況

ヒアリング結果	事例集への反映の方針
＜全般＞	
<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の事例集を見ると他県との違いは明確になるが、各地域特有の実態があるため、同じ取り組みを実施すれば受検率が必ずしも向上するというものではない。</li> <li>どのような条件が揃うと受検率が高くなるかを示してほしい。(受検率が伸びている自治体の中には一括契約を実施していない自治体も含まれている)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受検率が向上した都道府県と低調な都道府県の違いを明確にするよう努めた。(2.2及び3.に反映)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の熱心な取り組みが受検率の向上に直結する。</li> <li>受検率向上には行政が音頭を取ることが非常に重要であるが、行政と連携して指定検査機関が動くことも重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体が積極的に取り組むことが重要であることを記述した。(4.及び5.に反映)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>努力目標ではなく着実に受検率を向上するための実効性のある内容を盛り込んで頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標設定は各自治体で行うため、事例集に具体的な目標を盛り込むことは困難。</li> </ul>
＜事例集に盛り込む情報＞	
<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止済みの浄化槽が残った台帳を基に受検率が算出されているケースが多いため、受検率を正確に算出するためにも台帳整備が特に重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.に浄化槽台帳に関する記述を追加した。</li> <li>4.2で台帳整備の重要性を強調した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>法定協議会の制度や、浄化槽の長寿命化に関する内容を掲載したほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定協議会については、1.及び5.4に掲載した。</li> <li>長寿命化については5.1への掲載を検討した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>設置基数が多い自治体で受検率を比較した情報を示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置基数と受検率の相関図を掲載する。(2.2に反映)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>基本検査を実施した際の住民のメリットを掲載できるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.に基本検査に類似した検査の調査結果を掲載した。(関係業者・住民からの反応の変化等の効果)</li> </ul>

表 3-2 (続き) 第 1 回ヒアリング結果の反映状況

ヒアリング結果	事例集への反映の方針
<p>&lt;事例集に盛り込む情報&gt;</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>検査手数料の徴収方法と受検率の関係を示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過年度調査の結果を確認し、可能であれば5.1(1)に掲載する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>保守点検・清掃業者と連携を図るメリットを明確に示すとよい。</li> <li>業者への協力依頼にあたって行政が関わることで円滑に協力が得られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.1(1)に業者による受検勧奨、一括契約、受検手続き代行について記述した。(1)の⑤)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体で制定している維持管理補助制度を事例として紹介しつつ、どのような考え方のもと補助制度を制定したのかを示せるとよい。</li> <li>補助制度を設けるにあたりどこを財源を補助金に充てているかという情報を掲載するとより有用なものになる。</li> <li>下水道料金と浄化槽の維持管理費(保守点検・清掃・法定検査)を比較した際、維持管理費が高いと不公平感が生まれる。ここに補助金を出すことで法定検査の受検促進につながるのではないか</li> <li>優良浄化槽認定制度についても掲載するとよいのではないか。(今後、認定を受けた浄化槽管理者は補助の対象として、管理費負担を減らす等の取り組みができるのではないか。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理補助制度創設の考え方や財源についていくつかの市町村から情報を収集した。</li> <li>優良浄化槽認定制度について情報を収集した。(岐阜県、群馬県)</li> <li>5.1(1)に整理した情報を掲載した。(1)の⑦)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>単独処理浄化槽転換の取り組み事例を掲載すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.1(1)への掲載を検討する。(事例集への掲載は見送り)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル技術の活用は受検率にどのような影響を与えているかを示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.2(1)に活用事例と効果を掲載し、受検率との関係を解説した。(デジタル技術活用と受検率に直接の相関はない)</li> </ul>

表 3-2 (続き) 第 1 回ヒアリング結果の反映状況

ヒアリング結果	事例集への反映の方針
<p>&lt;事例集に盛り込む情報&gt;</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>各機関で検査体制や方法（効率化検査 etc.）が異なることから、それぞれの方法のメリット、デメリットを掲載したほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.2（3）に信頼性確保のための確認行為の実施状況を掲載した。（メリット、デメリットは要検討）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>効率化検査を導入することで受検率が向上するという表現は誤解を招く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率化検査の導入で受検率を向上させるには前提条件があることを記載した。（5.2（2）に反映）</li> </ul>
<p>&lt;参考資料としてまとめて掲載したほうがよい情報&gt;</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県における督促ハガキの例が紹介されているが、他の自治体でも同様の資料があるのなら紹介してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参考情報にまとめて掲載する情報の候補を分類・整理し、掲載情報を選定した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県の「浄化槽管理者からのクレーム対応マニュアル」は古い情報となっているため精査が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適宜、提供元に掲載の許可を得た。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>各自治体が作成しているパンフレットや検査契約の様式等の情報があると参考になる。</li> </ul>	
<p>&lt;その他&gt;</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>グラフ等の字はできるだけ大きな字で統一されているとよい。</li> <li>グラフの単位、レンジが違う箇所については目立つよう太字で示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整した。</li> </ul>

表 3-3 第 2 回ヒアリング結果の反映状況

ヒアリング結果	事例集への反映の方針
<掲載する情報や文章の修正>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• p.1 の最初の文章「浄化槽管理の一環として…」に主語がないので入れてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 修正した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• p.7 の表（受検率の順位の変化）と p.9 の文章で受検率の上昇幅が異なる都道府県がある。（桁落ち）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 注釈を記載した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• p.6（2.2）の文章中の「長野県、宮崎県、福井県」の記載の順番のルールを明確にする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 文章では表中の順番に記載しているため、このままとした。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• p.10 以降（受検率の推移と取り組み内容）の事例（①、②、③）が多すぎるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一部を削除するかどうか検討した。（削除はしないが、一覧表を作成し各事例にリンク。）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 受検勧奨を進めるためには、専門スタッフを配置する等の体制の構築が重要であることを記載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 4.2 及び 5.1 の「①文書通知」のそれぞれに受検勧奨や問合せ対応等の体制構築の重要性を記載した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• p.47（⑤業者による受検勧奨）の「受検勧奨を行うことで浄化槽管理者から維持管理費用が高くなる業者と認識されることを恐れ、積極的な受検勧奨が行えないケースもある」という表現がわかりづらい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 表現を改めた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• p.47（⑤業者による受検勧奨）の箇所に、一括契約や代行申込みの場合には、申込みと料金徴収の両方に手数料を支払っている事例があることを追記するとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5.1 の「⑤業者による受検勧奨」に追記した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一括契約に至るフロー（誰が契約を取るか等）があると、導入を検討している県の参考になる。</li> <li>• 一括契約と継続申込み制度の情報がもう少しあるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一括契約に至るフローについては手持ちの情報がない。（事例集への反映は見送り）</li> </ul>

表 3-3 (続き) 第 2 回ヒアリング結果の反映状況

ヒアリング結果	事例集への反映の方針
<p>&lt;掲載する情報や文章の修正&gt;</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定採水員に支払っている採水手数料と受検率に相関があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の調査で収集した情報を用いて、採水手数料と受検率の関係を確認した。<i>(事例集への反映は見送り(相関なし))</i></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>検査料金の口座振替の導入効果について記載したほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.1 (2) に継続受検の促進効果がある旨を記載した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>無管理浄化槽の検査申込みがあった場合、せっかく検査を受けても「不適正」と判定されると継続受検しなくなる傾向があるため、保守点検と清掃を実施してから 11 条検査を実施している事例がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.1 (2) に追記した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>5.2 (1) 1) の検査方法の図に示されている分類④について、採水員の活用が進んでいないことを記載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分類③及び④に関し、ただし書きを追加した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>書類検査を事前に実施することが効率化につながると考えている。記録票を電子媒体で受領し、事前確認することが効率化につながることを記載できないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.2 (1) に追記した。<i>(現場での書類検査を省略できる旨の記載は避けた。)</i></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>p.72 以降の法定協議会に関する情報の出典を記載したほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出典が浄化槽の令和 3 年度指導普及に関する調査結果である旨を記載した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事例の説明では、「可能性がある」という表現は避け、取り組みの成果を具体的に示したほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体を通して確認し、成果を明確に示すよう努めた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の生活排水処理計画の策定状況が、検査の実施体制（キャパ）と関係しているのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の生活排水処理計画の策定状況に関する情報が不足しているため不明確ではあるが、指定検査機関における検査実施体制の構築に影響していると考えられる。<i>(事例集への反映は見送り)</i></li> </ul>

表 3-3 (続き) 第 2 回ヒアリング結果の反映状況

ヒアリング結果	事例集への反映の方針
<掲載する情報や文章の修正>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>専門用語（基本検査、特定既存単独処理浄化槽等）の注釈があるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PDF でコメントを埋め込んでおき、カーソルを合わせた際に内容が表示される機能の活用を検討した。（本文中に解説を記載した。）</li> </ul>
<デザイン等>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>目次から該当ページに移動するためのリンクを設定しておくとうい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目次の他、他ページに移動して詳細情報を確認できる箇所にはリンクを設定した。（対応済）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽法の条文が記載されている箇所から外部へ移動するためのリンクを設定するか、カーソルを合わせた際に概略を記載したコメントが表示されるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部リンクの設定については検討が必要。</li> <li>PDF でコメントを埋め込んでおき、カーソルを合わせた際に内容が表示される機能の活用を検討した。（コメント機能は使用せず、条文にリンク）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>p.10 以降（受検率の推移と取り組み内容）の見出し（①、②、③）が見つげづらい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見出しの背景に着色した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>p.82～83 の参考資料の画質が悪く見づらい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より鮮明になるよう工夫した。（サイズの工夫で対応）</li> </ul>
<その他>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県に事例集が完成した旨をメールで連絡する機会があれば、メールに URL を記載しておくとうい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改訂版事例集が完成した後の周知の方法とともに検討した。（浄化槽推進室が実施）</li> </ul>

表 3-3（続き） 第 3 回ヒアリング結果の反映状況

ヒアリング結果	事例集への反映状況
＜掲載する情報や文章の修正＞	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• p.9 及び p.12 の宮城県の受検率の上昇幅がマイナスになっているが、東日本大震災の影響で一部の市町村の検査対象件数が加算されていない影響であることを追記する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「※東日本大震災の影響で、検査対象基数に一部市町村のデータが含まれておらず、H22 の受検率が過大に算出されているため。(p.12 参照)」</li> <li>• 「(注) 平成 22～23 年度の検査対象件数には、東日本大震災の影響で一部の市町村の件数が含まれていないため、この期間の受検率は過大に算出されている。」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• p.37 の (2) 2) ②の自治体の欄に「△※3」を追加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 追加した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• p.47 の 6 行目の誤字を修正する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 修正した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一括契約に関する記述を追加・修正する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 4.3、5.1 (1) 1) の⑤及び5.1 (2) 1) に追記した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 受検率向上に特化したパンフレットの掲載を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 静岡県から提供を受けたパンフレットを掲載した。(5.1 (1) 1) の①及び参考資料3)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• パンフレット等の資料に枠線があると見やすくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 枠線を付けた。</li> </ul>

## 第4章 浄化槽の法定検査に関する全国会議の開催

### 4.1 はじめに

環境省で実施する法定検査関連の調査検討状況を指定検査機関に伝達するとともに、法定検査に関する情報収集、意見交換を行うことを目的として全国会議を開催した。「浄化槽法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例」及び「特定既存単独処理浄化槽について」の各議題に関する報告を行い、その後、意見交換が行われた

### 4.2 全国会議の開催

#### 4.2.1 開催状況

会議は以下の日程、会場及び出席状況で開催した。

開催日時：令和5年2月22日（水）14：00～17：00

開催場所：対面及びWeb開催（Zoom ウェビナー）

（事務局：公益財団法人 日本環境整備教育センター 2F 大研修室）

出席状況：出席…199名（指定検査機関86名、行政担当者113名）

欠席指定検査機関…8機関

#### 4.2.2 議事及び配布資料

会議における議事及び配布資料は以下のとおりである。

##### 議事

##### (1) 浄化槽法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例について

資料1 浄化槽法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例＜令和4年度版案＞の概要

公益財団法人日本環境整備教育センター 調査・研究グループ

資料2 徳島県における受検率向上の取り組みについて

公益社団法人徳島県環境技術センター 検査部検査第1課

課長 河本 慎次郎氏

資料3 静岡県における法定検査の受検率向上に向けた取り組み

一般財団法人静岡県生活科学検査センター 施設検査管理部検査推進課  
グループリーダー 塩澤 富実夫氏

##### (2) 特定既存単独処理浄化槽について

資料4 特定既存単独処理浄化槽の措置及び合併転換事例

公益財団法人日本環境整備教育センター 調査・研究グループ

資料5 鹿児島県における特定既存単独処理浄化槽の判定と改善状況について

以下に、全国会議で使用された資料を示す。

【資料1 浄化槽法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例<令和4年度版案>の概要】

**資料1**

令和4年度浄化槽の法定検査に関する全国会議

**浄化槽法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例<令和4年度版>の概要**

令和5年2月22日(水)  
公益財団法人日本環境整備教育センター  
調査・研究グループ

**事例集の改訂**

既存の事例集

- 作成時から状況が変化しており、情報の更新が必要
- 取り組みを実施する上での必要事項や効果的な取り組みを分かりやすく示す必要がある
- 見やすく、活用しやすいツールにする必要がある

事例集の改訂版を作成

**改訂版事例集の構成と概要**

- 浄化槽法定検査の趣旨とこれまでの経緯  
…法定検査の位置付け、これまで発出された通知や浄化槽法改正の概要 等
- 全国の受検率の推移及び受検率の低い都道府県の現状と課題  
…受検率及び検査実施件数の傾向、受検率の低い都道府県の状況 等
- 11条検査受検率向上のための取り組み事例  
…受検率の高い都道府県や大幅な上昇が認められる都道府県における取り組みの内容及び実施時期と受検率の関係 等
- 受検率向上策の考え方  
…受検率向上策の分類、受検率向上のための段階的対応 等
- それぞれの取り組みの特徴  
…検査申込数の増加策、検査実施件数の増加策、検査対象件数の精度向上、各取り組みを円滑に進めるための工夫 等 (4.に示した向上策の解説)

参考資料  
…法定検査に関する通知、未受検者への送付文書、検査申込書、クレーム対応マニュアルの例 等

**2. 全国の受検率の推移及び受検率の低い都道府県の現状と課題**

**2.1 全国の受検率の推移**

11条検査受検率の推移

令和2年度時点で45.7%  
→さらなる向上が必要

実施件数は増加  
一旦受検しても、次年度に未受検になる管理者がやが多い

11条検査実施件数の推移

11条検査実施件数増減の内訳(R1→R2)

未受検に転落

**2.2 受検率の低い都道府県の現状と課題**

都道府県	検査実施件数	受検率	単独処理浄化槽設置率
北海道	100	95	10
青森県	100	90	10
岩手県	100	85	10
宮城県	100	80	10
秋田県	100	75	10
山形県	100	70	10
福島県	100	65	10
茨城県	100	60	10
栃木県	100	55	10
群馬県	100	50	10
埼玉県	100	45	10
千葉県	100	40	10
東京都	100	35	10
神奈川県	100	30	10
新潟県	100	25	10
富山県	100	20	10
石川県	100	15	10
福井県	100	10	10
山梨県	100	5	10
長野県	100	0	10
岐阜県	100	0	10
静岡県	100	0	10
愛知県	100	0	10
三重県	100	0	10
滋賀県	100	0	10
京都府	100	0	10
大阪府	100	0	10
兵庫県	100	0	10
奈良県	100	0	10
和歌山県	100	0	10
徳島県	100	0	10
香川県	100	0	10
愛媛県	100	0	10
高知県	100	0	10
福岡県	100	0	10
佐賀県	100	0	10
長門県	100	0	10
熊本県	100	0	10
大分県	100	0	10
鹿児島県	100	0	10
沖縄県	100	0	10

低調なグループから抜け出すことは難しい

**2.2 受検率の低い都道府県の現状と課題**

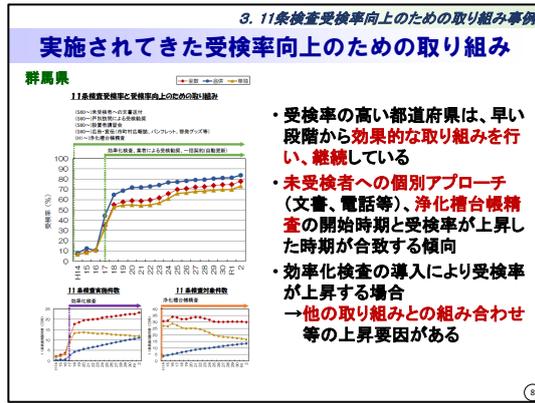
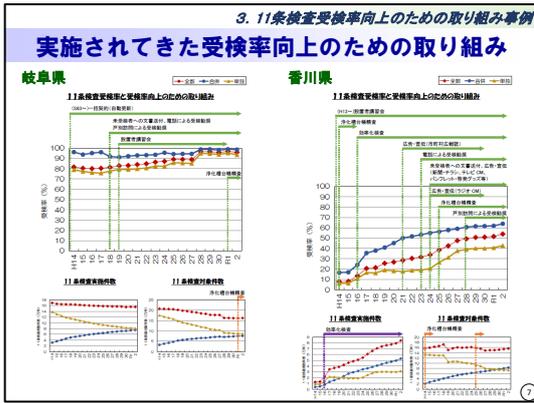
11条検査対象件数と単独処理浄化槽の比率

受検率の低い都道府県は単独処理浄化槽の設置の比率が高い傾向

未受検者に対する受検勧奨の程度が受検率上昇の速度に影響

単独処理浄化槽の比率と受検率

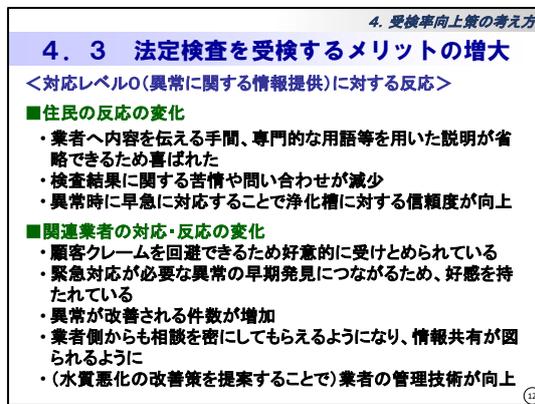
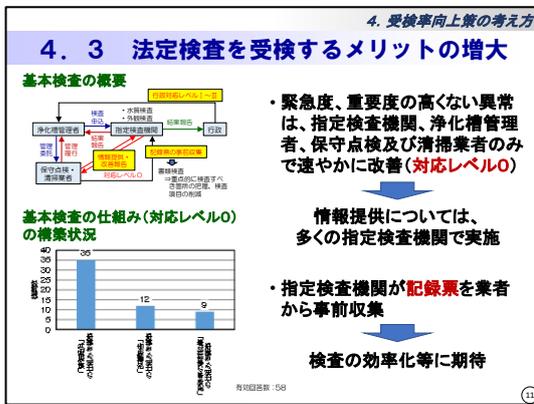
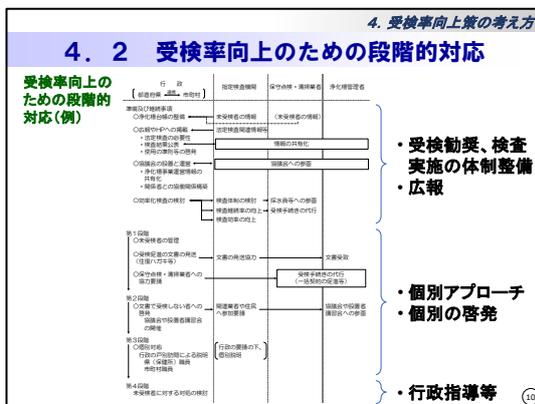
未受検者に対する通知文書送付数



### 4. 受検率向上策の考え方

#### 4.1 受検率向上策の分類

受検率向上策	受検率向上		効果
	対応	実施	
(1) 未受検者・受検拒否者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 文書通知</li> <li>2) 電話による個別対応</li> <li>3) 訪問対応</li> <li>4) 電話・発信</li> <li>5) 緊急度・重要度の高い異常は、指定検査機関・浄化槽管理者・保守点検及び清掃業者の協力を得て対応</li> <li>6) 自治体職員による巡回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 電話による個別対応</li> <li>2) 訪問による個別対応</li> <li>3) 電話による個別対応</li> <li>4) 電話による個別対応</li> <li>5) 電話による個別対応</li> <li>6) 電話による個別対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul>
(2) 検査申請者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 検査申請の受付</li> <li>2) 検査申請の受付</li> <li>3) 検査申請の受付</li> <li>4) 検査申請の受付</li> <li>5) 検査申請の受付</li> <li>6) 検査申請の受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul>
(3) 検査拒否者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 検査拒否の理由の把握</li> <li>2) 検査拒否の理由の把握</li> <li>3) 検査拒否の理由の把握</li> <li>4) 検査拒否の理由の把握</li> <li>5) 検査拒否の理由の把握</li> <li>6) 検査拒否の理由の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> <li>●</li> </ul>



### 5. それぞれの取り組みの特徴

#### 5.1 検査申込数の増加策

受検率	調査対象	開始年度	検査申込数	検査申込率	検査申込率(前年度)	備考
向上	群馬県	2014	14,402	29.6	7.9	
	香川県	2015	10,850	43.8	19.9	
	群馬県	2016	15,520	31.5	11.0	浄化槽台帳上の対応(11条検査)
	香川県	2017	12,500	48.0	21.0	
	群馬県	2018	18,000	36.0	12.0	
	香川県	2019	15,000	50.0	23.0	
	群馬県	2020	20,000	40.0	15.0	
	香川県	2021	18,000	55.0	28.0	
	群馬県	2022	25,000	50.0	18.0	
	香川県	2023	20,000	60.0	32.0	
維持	群馬県	2024	30,000	60.0	22.0	
	香川県	2025	25,000	65.0	35.0	
	群馬県	2026	35,000	70.0	25.0	
	香川県	2027	30,000	70.0	38.0	

数年間ですべての未受検者に文書が行き渡るペースで送付

受検率が大幅に上昇

- ### 5. それぞれの取り組みの特徴
- #### 5.1 検査申込数の増加策
- <①文書通知>
- 【実施する際の留意事項】
- 送付した文書に対する問い合わせ対応のため、文書の送付件数に応じて自治体の担当部署や指定検査機関に専門スタッフを配置する等の体制整備を行うことを検討
  - 検査体制の構築が必要  
→申込み件数が急激に上昇した場合にも対応できるように
- 【文書の送付対象者の例】
- すべての未受検者
  - 設置補助を受けた浄化槽の管理者
  - 過去に受検歴のある未受検者
  - 受検の案内を送付したが受検を拒否した浄化槽管理者

5. それぞれの取り組みの特徴

## 5.1 検査申込数の増加策

### <②電話による受検勧奨>

- 未受検者に対する口頭での説明が可能
- 電話対応マニュアル等の整備が必要
- 文書通知と組み合わせることがより効果的
- 対象者のうち20%以上が受検している事例もある

**【実施する際の留意事項】**  
 ・取り組みの体制づくりが重要(電話専門の職員の雇用等)

**【対象者の例】**  
 ・すべての未受検者  
 ・前年度に受検した浄化槽管理者で申込みのないもの  
 ・文書通知を行っても申込みのない浄化槽管理者  
 ・過去3年間に申込みのない浄化槽管理者

5. それぞれの取り組みの特徴

## 5.1 検査申込数の増加策

### <③戸別訪問>

- 未受検の浄化槽管理者を直接訪問し、対面で説明
- 戸別訪問に際して、行政職員が同行することが非常に効果的…対話に応じてもらいやすくなる
- 悉皆調査と戸別訪問による受検勧奨を組み合わせた取り組みの実施事例もある

**戸別訪問による検査実施件数の増加**

5. それぞれの取り組みの特徴

## 5.1 検査申込数の増加策

### <④広告・宣伝>

- 未受検者に限らず、すべての浄化槽管理者に周知
- 法定検査について事前に認知されていることで、「①文書通知」、「②電話による受検勧奨」、「③戸別訪問」等の個別アプローチを行った際、管理者とのやり取りが円滑に進む
- リクルートにも一定の効果

**広告・宣伝の取り組み状況**

5. それぞれの取り組みの特徴

## 5.1 検査申込数の増加策

### <⑤業者による受検勧奨>

- 未受検者に対し、保守点検・清掃業者が個別にアプローチ
- 普段から浄化槽管理者と接している業者が実施者になることで**信頼が得られやすい**
- 積極的な受検勧奨が行われなかった場合もある

**【業者による受検勧奨を促進するための工夫】**  
 ・業者が円滑に説明できるような説明用資料の配布  
 ・業者を介した検査申し込みに対する手数料の支払い  
 …代行申込みで検査料金の徴収も業者が行った場合、指定検査機関から業者に料金を徴収している事例もある

**保守点検業者登録条例における業者による受検勧奨に関する規定(例)**

群馬県 (産業所の設置等) 第十条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行ったときは、当該浄化槽管理者に法定検査又は第十一条の規定による検査に係る検査料金を徴収する責任を負う。

埼玉県 (建設の規制等) 第十條 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の行為に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その結果、当該浄化槽について、法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する法定検査又は法定検査が行われていないと認知したときその他当該浄化槽の清掃を必要とする事由が生じたときは当該浄化槽の清掃が必要であるとき、速やかに当該浄化槽管理者に通知しなければならない。

5. それぞれの取り組みの特徴

## 5.1 検査申込数の増加策

### <⑥行政指導>

- 行政指導を徹底することで、未受検から受検への移行率が向上

**行政指導の実施頻度と受検率の伸び**

**未受検から受検への移行率**

順位	郡市町村	未受検から受検への移行率*	R2(年度11家)	総検率順位
1	碓氷郡	31.4%	95.9%	(1位)
2	碓氷町	30.9%	91.2%	(2位)
3	碓氷町	20.6%	77.9%	(8位)
4	碓氷町	18.7%	73.5%	(11位)
5	碓氷町	16.9%	72.2%	(12位)
6	碓氷町	14.4%	76.2%	(9位)
7	碓氷町	14.3%	53.9%	(24位)
8	碓氷町	14.2%	53.9%	(25位)
9	山形県	13.6%	56.0%	(22位)
10	碓氷町	13.6%	60.7%	(19位)
11	碓氷町	11.0%	88.1%	(6位)
12	碓氷町	10.6%	58.5%	(20位)
13	碓氷町	10.3%	90.9%	(3位)

\*未受検から受検への移行率(%)  
 (= (11家検査未受検者数) / R2) × 100  
 (R1の11家検査未受検者数) × 100

5. それぞれの取り組みの特徴

## 5.1 検査申込数の増加策

### <⑦維持管理費用に対する補助等の事例>

- 浄化槽管理者の費用負担の軽減を図ることで、浄化槽の適正管理に誘導  
…管理が適正か否かを監視するのは、行政の役割
- 法定検査料金を補助範囲としている自治体の場合2,000~8,000円/年が交付されている
- 浄化槽長寿命化計画に基づく改築事業も負担軽減の一つ

**維持管理費用に対する補助を行っている市区町村数**

補助範囲	自治体の数	自治体単位数	計
保守点検・清掃・法定検査・その他*	27	1	28
保守点検・清掃・法定検査	45	7	52
保守点検・清掃	4	1	5
保守点検・法定検査	10	0	10
清掃・法定検査	5	0	5
他の組み合わせ	51	28	79
種類不定し	37	4	41
計	179	41	220

\*電気料、修繕費、薬剤供給費等

5. それぞれの取り組みの特徴

## 5.1 検査申込数の増加策

### <浄化槽管理者への説明と対応事例>

**受検勧奨を行うと、問い合わせや苦情が発生**

**対応時に、対応者によって説明が異なり、管理者との関係修復が困難に**

**対応のマニュアル化を行うことが望ましい**

「浄化槽管理費からのシームレス(無断断)」対応マニュアル (平成21年3月)

「浄化槽管理費からのシームレス(無断断)」対応マニュアル (平成21年3月) は、浄化槽管理費の納入と検査の申し込みの連携を図ることで、管理者の負担を軽減し、検査の申し込みを促進することを目的として作成された。本マニュアルは、浄化槽管理費の納入と検査の申し込みの連携を図ることで、管理者の負担を軽減し、検査の申し込みを促進することを目的として作成された。本マニュアルは、浄化槽管理費の納入と検査の申し込みの連携を図ることで、管理者の負担を軽減し、検査の申し込みを促進することを目的として作成された。

5. それぞれの取り組みの特徴

## 5.1 検査申込数の増加策

### <継続申込みの申込書の採用及び一括契約や検査契約の自動更新>

- 一度申込み(契約)を行えば、その後の手続きが不要に  
…手続きの煩わしさが解消される
- 検査料金の口座振替(引き落とし)も継続受検の促進に有効

**自動継続申込みの仕組みの導入及びその活用の徹底(一括契約率の向上)が重要**

**11条検査継続率の分布**

**自動継続に基づく検査件数の比率と継続率**

### 5.2 検査実施件数の増加策

＜各検査方式の導入状況＞

11条検査における効率化検査の導入状況

都道府県47（指定検査機関66）

効率化検査導入（33府県）

検査員による効率化検査

- ①検査員による効率化検査
  - 1. 北関東 (2府県)
    - 茨城県
    - 栃木県
  - 2. 中部圏 (4府県)
    - 岐阜県
    - 静岡県
    - 山梨県 (2府県)
  - 3. 近畿 (2府県)
    - 滋賀県
    - 京都府 (2府県)
  - 4. 中国 (2府県)
    - 岡山県
    - 広島県
  - 5. 四国 (1府県)
    - 香川県
  - 6. 九州 (2府県)
    - 福岡県
    - 佐賀県
- ②検査員間で活用した採水器具を活用した効率化検査
  - 7. 中部圏 (2府県)
    - 岐阜県
    - 静岡県
  - 8. 近畿 (2府県)
    - 滋賀県
    - 京都府 (2府県)
  - 9. 中国 (2府県)
    - 岡山県
    - 広島県
  - 10. 四国 (1府県)
    - 香川県
  - 11. 九州 (2府県)
    - 福岡県
    - 佐賀県
- ③採水員等（採水者）に採水器具を活用した効率化検査
  - 12. 中部圏 (2府県)
    - 岐阜県
    - 静岡県
  - 13. 近畿 (2府県)
    - 滋賀県
    - 京都府 (2府県)
  - 14. 中国 (2府県)
    - 岡山県
    - 広島県
  - 15. 四国 (1府県)
    - 香川県
  - 16. 九州 (2府県)
    - 福岡県
    - 佐賀県
- ④採水員等（採水者）に採水器具を活用した効率化検査
  - 17. 中部圏 (2府県)
    - 岐阜県
    - 静岡県
  - 18. 近畿 (2府県)
    - 滋賀県
    - 京都府 (2府県)
  - 19. 中国 (2府県)
    - 岡山県
    - 広島県
  - 20. 四国 (1府県)
    - 香川県
  - 21. 九州 (2府県)
    - 福岡県
    - 佐賀県

③及び④の機関には採水員等を活用した効率化検査の実施件数が少ない機関が含まれる

### 5.2 検査実施件数の増加策

＜デジタル技術の活用による効率化検査の事例＞

- ・タブレット端末等の活用（現場での検査結果の入力）
  - …手書きの検査票の作成が省略され、**業務全体でみた作業の効率化**
- ・バーコード等の活用
  - …検体受付時の作業効率化、文書の発送記録管理の効率化
- ・GISを利用した検査計画の作成
  - …**移動距離の短縮**により1日の検査件数を増加（ガソリン消費量の削減）
- ・自動判定システムの活用
- ・その他、FAXの自動送信システムを導入し、関連業者との連絡・確認の作業時間を削減している事例等もある

検査の効率化に資するデジタル技術の導入状況

### 5.2 検査実施件数の増加策

＜効率化検査の導入効果—検査員による効率化検査—＞

- ・検査員が現場でチェックする項目を一部削減
- ・ガイドラン検査と比べ、検査員1人当たりの年間検査実施件数が1.2倍

実働検査員1人当たりの検査実施件数

効率化検査導入前後の検査作業時間

- ・現場での検査作業時間が平均で約20%削減される（理論上の作業時間の回答を含む）

### 5.2 検査実施件数の増加策

＜効率化検査の導入効果—採水員等を活用した効率化検査—＞

- ・検査員1人当たりのみかけの検査実施件数が増加
- 専従検査員数が少なくても、外部の人材を活用してより多くの検査実施が可能
- ・採水員活用検査の比率が高いほど受検率が高い傾向

採水員活用検査の比率を高めなければ効果が小さい（業者の協力が必須）

採水員活用状況と検査員1人当たりの検査実施件数（毎年検査を4年に1回以上の頻度で実施）

採水員活用状況と受検率（都道府県別）

### 5.2 検査実施件数の増加策

＜検査の効率化における留意事項—効率化検査における確認行為—＞

- ・二次検査（再検査）
  - …異常が認められ、その**原因が不明な場合など**に実施
- ・クロスチェック
  - …採水員等が採水（及び一部の外観検査項目のチェック）を実施した浄化槽の一部について、検査員が同一浄化槽へ赴き**試料採取等の妥当性**を確認
- ・周年検査
  - …決められた周期（5年に1回等）で**定期的に通常検査（全項目検査）**を実施
- ・前年度結果に応じた全項目検査
  - …前年度の検査結果が「不適正」等であった浄化槽を対象に実施
- ・採取試料のチェック
  - …**塩化物イオン**等の水質項目を用いて、採水員等が採取した試料について何らかのデータや基準と照合

複数組み合わせて実施し、**検査結果の信頼性を担保**

### 5.2 検査実施件数の増加策

＜検査の効率化における留意事項—検査員による検査の精度管理—＞

- ・外観検査、水質検査、書類検査及び総合判定において検査員（または水質分析担当者）ごとのばらつきを小さくすることが必要
- ・外観検査、水質検査、書類検査はマニュアルの作成、内部勉強会の開催が多い
- ・総合判定の精度は、上長等によるチェック等で担保

外観検査結果のばらつきを小さくするための工夫

＜デジタル技術の活用＞

- ・写真・動画の活用
  - …**写真を活用して現場の状況を上長等が確認**する方法が有効
- ・自動判定

### 5.3 検査対象件数の精度向上

＜浄化槽台帳情報の精査＞

- ・検査対象件数に**廃止済み浄化槽**の件数が含まれていると、受検率が実態よりも低く算出される
- 浄化槽台帳情報の精査により受検率が向上
- ・未受検者に対する受検勧奨を効率的に実施するうえで有効（**文書の未送件数の減少**等）

浄化槽台帳情報の精査の状況

＜その他の方法（例）＞

- ・排水処理調査
- ・指定検査機関の保有する廃止情報等の活用
- ・給水情報の活用
- ・清掃業者の清掃台帳と突合し、その後、検査台帳と突合

### 5.4 各取り組みを円滑に進めるための工夫

＜関係者が連携した取り組み＞

- ・自治体と指定検査機関の台帳情報の連携
- ・自治体と指定検査機関が共同で文書通知、戸別訪問
- ・法定協議会を活用した浄化槽の適正管理の推進

単独で実施するよりも**効果的な取り組みが可能**

自治体と指定検査機関が連携して行った取り組み

＜その他の取り組み（例）＞

- ・指定検査機関から自治体への未受検者リストの提供
- ・浄化槽相談員としての活動
- ・自治体が主催するイベント（設置者講習会、県主催の行政担当者会議、浄化槽に関する啓発イベント等）の開催に指定検査機関が協力

**参考資料**

**参考資料1: 浄化槽法定検査の趣旨及び経緯に関する通知等**  
**参考資料2: 効率化検査に関する通知等**  
**参考資料3: パンフレット、検査契約書、クレーム対応マニュアルの例**

**【資料2 徳島県における受検率向上の取り組みについて】**

令和4年度浄化槽の法定検査に関する全国会議

## 徳島県における 受検率向上の取り組みについて

徳島県特産品の農畜産物です!  
ソフトなイメージで受け入れやすくしていただき  
かつしも、何度も丁寧  
やり直し、何度も見直し

公益社団法人  
**徳島県環境技術センター**  
Tokushima environment technical center

内容

- ① 徳島県の現状
- ② 徳島県の過去の状況
- ③ 検査後の改善指導について
- ④ 受検率向上の取り組み
- ⑤ 検査システムの電子化の推進
- ⑥ 浄化槽台帳整備に関する取り組み
- ⑦ 信頼性の確保について

### 徳島県の現状

- 徳島県の人口は**71.9万人**(令和2年10月1日時点)。
- 平成27年度と比へ**3.6万人の人口減**。
- 徳島県の汚水処理人口普及率は、**全国最下位で66.0%**(令和2年度末)。
- 合併処理浄化槽普及率は、**43.6%**と全国で最も高く、徳島県の汚水処理の主役は浄化槽である。
- 本県には未だ**12万5千基の単独浄化槽**が存在し、転換が必要。
- 県において策定が進められている「としま生活排水処理構想2022」では、**下水道整備区域を大幅縮小、浄化槽整備を主軸とした計画**。
- 令和2年8月に、としま浄化槽連絡協議会を県が中心となって立ち上げ、**県民共同で浄化槽に関する課題解決に取り組んでいる**。

地産の阿波尾鶏(あわおどり)、阿波牛、阿波ど豚  
徳島県産のさつまいも(晩門金時、里むすめ)など、  
農畜産物も有名!

祖谷のかずら橋 阿波踊りが有名

### 徳島県の過去の状況

- 法定検査制度発足時、他県のような浄化槽検査の基となる土壌はなく、**検査対象浄化槽を把握しにくい状況**があった。
- 一斉受検率が低いことからスタート
- 平成28年度から平成22年度まで世帯調査を実施。検査数及び受検率<sup>1</sup>は右肩上がり上昇。
- 平成23年度に検査数、受検率共低下。受検の**継続性、持続性**がないことが要因。
- 受検率向上のため、様々な施策を展開。専任の電話アポイントによる**受検勧奨、標準契約書の導入、一斉検査の実施**など。
- 効率化検査の一環で保守点検業者による指定採水員制度を導入。

過去の施策について(継続中)

【電話アポイントによる受検勧奨】  
本県検査数に伸び悩んでいた中、令和2年度は、年間約12万円の電話連絡を行い、4,200件程度の検査申込みを確保。  
【標準契約書の導入】  
浄化槽設置台帳と併せて標準契約書を作成していただき、平成24年度から10人様以下で導入し、平成25年度から50人様以上の浄化槽で導入。  
【一斉検査の実施】  
節水及び節電を促し、排水検査と併せて電話及び訪問による受検率向上を実施。  
【2万基超の予約制の創設】  
浄化槽設置台帳から7万基超の予約を確保。

### 検査後の改善指導について

徳島県環境技術センター → 検査後 20~25日後 → 設置者

不適合の連絡 → 検査結果の通知 → 指導

不適合の連絡 → 関係行政機関 → 保守管理不備 → 漏水・漏れ確認 → 保守点検業者 → 清掃業者

不適合の連絡 → 関係行政機関 → 構造不備 → 各土木事務所 → 保守点検業者 → 清掃業者

不適合の連絡 → 関係行政機関 → 細部管理 → 福祉局・県民局 → 保守点検業者 → 清掃業者

### 受検率向上の取り組み ①11条検査1回目の予納を制度化

- 平成22年度に11条検査(初回分)の予納制度を創設。  
(7条検査は当初より検定料の前納制度を導入)
- 7条及び11条(初回分)の予納を証する書面を浄化槽設置補助の申請に必要な書類とした。(徳島県浄化槽検査取扱要領で規定)(浄化槽設置補助に経付していた。)

【11条検査の移行率の推移】  
7条→11条(1回目) 60%→99.7%に向上。

【予納制の11条検査の受検率低下】  
11条(2回目(予納なし)) 68.4%に低下(令和3年度実績)

7条11条検査受検時、督促時に浄化槽法の罰則、口頭指導の推進などの対応を検討。

- 徳島県浄化槽事務長設置業務の改正
- 7条及び11条(初回分)の予納制度の創設



【資料3 静岡県における法定検査の受検率向上に向けた取り組み】

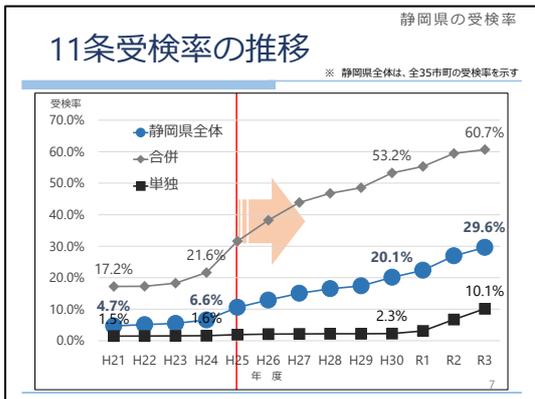
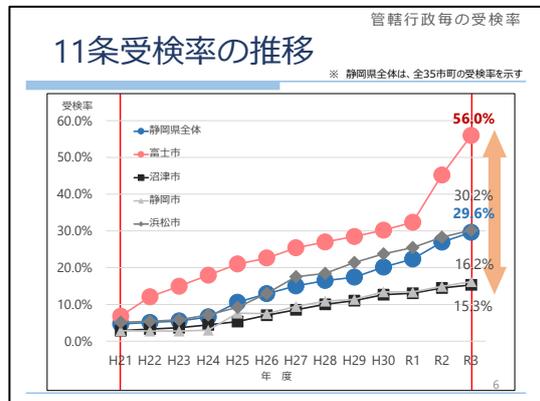
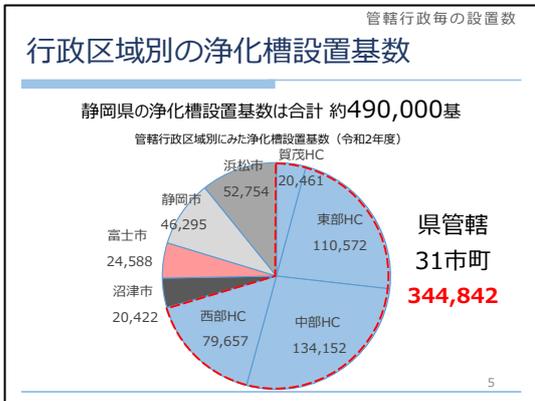
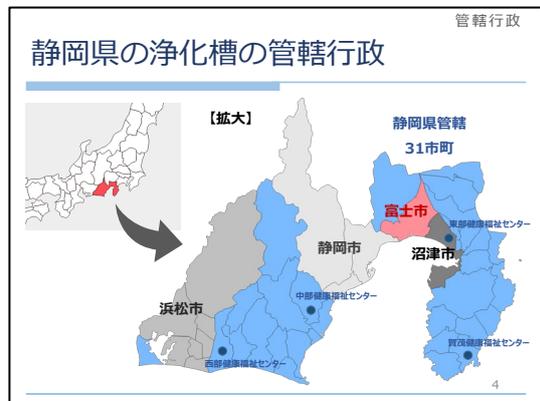
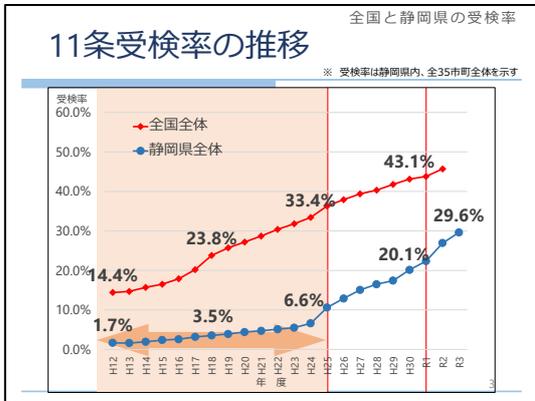
資料3 2023.02.22  
 「浄化槽の法定検査に関する全国会議」による報告  
**静岡県における法定検査の受検率向上に向けた取り組み**  
  
 (一財) 静岡県生活科学検査センター施設検査管理部  
 検査推進課グループリーダー 塩澤高実夫<sup>1</sup>

**内容**

- ・ 静岡県の11条受検率推移
- ・ 管轄行政毎の設置数と受検率
- ・ 平成25年度からの取り組み
- ・ 令和元年度からの取り組み



2



平成25年度からの取り組み

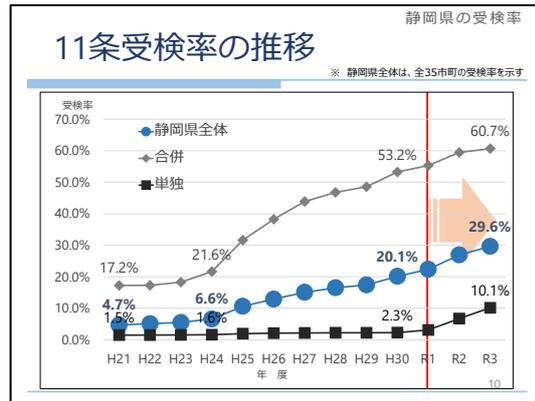
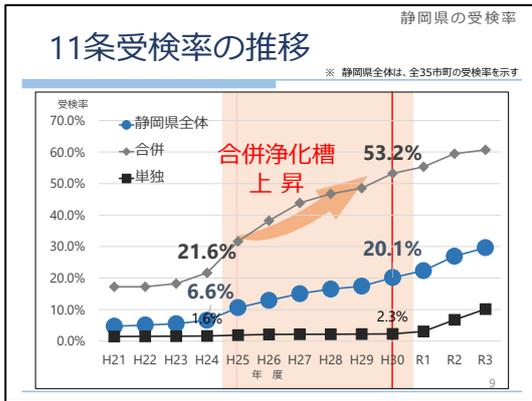
**浄化槽法定検査周知強化事業**

静岡県 (平成25年度の作業主体)

静岡県生活科学検査センター (平成26年度以降の作業主体)

- ・ 受検推進に特化した部門として「検査推進課」を新設。
- ・ 職員7名、派遣社員1名 (令和5年2月時点)





### 浄化槽台帳の再整理

令和元年度からの取り組み

平成29年6月  
浄化槽4団体※が県へ提案の申し入れ

「静岡県内の浄化槽事業推進に係る提案書」を静岡県くらし環境部長へ手渡し、合併転換、受検率向上の諸課題解決に向けた「浄化槽台帳システム」の整備を求めた。

※ (一社)静岡県浄化槽協会、静岡県環境整備事業協同組合、日本環境保全協会静岡県支部、各料所の4団体が平成29年6月、小川浩氏(常葉大学名誉教授)を座長に「浄化槽事業を推進するための意見交換会」を開催し、計5回の会合を開催提案書を作成した。

平成30年8月から  
県が浄化槽台帳の再整理を開始

出典：全浄連ニュース（平成29年8月）

### 地区DM発送数と申込数

令和元年度からの取り組み

発送数 181,446基

申込数 35,060基 (19.3%)

県管内の浄化槽の約1割  
受検率向上

集計日：令和5年2月7日 ※県が管轄する31市町で実施

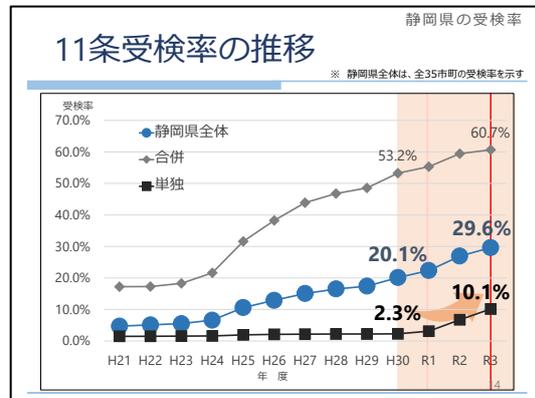
### 清掃・保守点検業者による資料配布

令和元年度からの取り組み

静岡協と法定検査機関の連携事業

静岡県環境整備事業協同組合(静岡協)は、静岡県の浄化槽法定検査機関である(一財)静岡県生活科学検査センターとの連携事業として、浄化槽資料時に法定検査の受検が確認できなかった浄化槽管理者に浄化槽法定検査受検に関する資料配布を開始することとした。(出典：広報静岡協 平成30年11月19日)

申込数 約2,200基



- ### その他の受検推進事業
- その他事業
- 前年度実施施設の継続受検推進
  - 富士市、沼津市との連携事業
  - 7条未依頼DMと訪問
  - WEB依頼の改善
  - バナー広告

### SDGs

持続可能な開発目標

私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。「SDGs推進委員会」を立ち上げ、法人全体で取り組んでおります。



【資料4 特定既存単独処理浄化槽の措置及び合併転換事例】

資料4  
浄化槽の法定検査に関する全冊集録

## 特定既存単独処理浄化槽の措置 及び合併転換事例

令和5年2月22日  
(公財) 日本環境整備教育センター

1

### 1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置（例）

- 立入検査の実施に伴う情報の収集**  
  - 11条検査に基づいた指定検査機関からの報告
  - 11条検査の受検助言・指導・勧告・命令
  - 保守点検/清掃会社等からの報告
- 行政による立入検査**  
  - 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針
  - 特定既存単独処理浄化槽の特定 (特定既存単独処理浄化槽の手引き参照)
- 助言又は指導【附則第11条第1項】**  
  - 助言または指導の実施
  - 助言または指導の実施後の対応
- 勧告【附則第11条第2項】**  
  - 勧告の実施
  - 勧告実施後の対応
- 命令【附則第11条第3項】**  
  - 命令の実施
  - 命令実施後の
  - 命令に違反した場合の対応

2

### (1) 立入検査の実施に伴う情報の収集

#### ①立入検査対象のスクリーニング

11条検査

- 無 → 受検勧奨
- 有 → 受検結果を精査 → 立入検査

情報源: 保守点検/清掃会社等からの報告 (周辺住民からの苦情、クレームなど、浄化槽台帳に集積された情報)

情報源: 11条検査に基づいた指定検査機関からの報告、11条検査の受検助言・指導・勧告・命令

- 旧構造基準方式 (全ばっ気型、腐敗タンク型等)
- 放流水質、内部の様態、著しい劣化
- 既存単独処理浄化槽の放流先の状況、既存単独処理浄化槽の放流水に関する条例 (水質規制)、近隣住民からの苦情等

※都道府県知事は、情報収集に当たっては、市町村と連携する  
 ※11条検査の実施に併せて定期的に特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽を把握する

3

### ②立入検査実施の検討

情報源

- 【11条検査 受検浄化槽】**
  - 11条検査結果
  - 浄化槽台帳の情報：設置年、処理方式等
  - 浄化槽台帳の情報：設置年、処理方式等
  - 周辺住民からの苦情、クレーム等
- 【11条検査未受検浄化槽】**
  - 浄化槽台帳の情報：設置年、処理方式等
  - 管理情報：保守点検、清掃
  - 周辺住民からの苦情、クレーム等
  - 協議会や報告徴収制度を通じた保守点検業者や清掃業者から得た情報

特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る

該当 → 立入検査実施へ

非該当 → 既存単独処理浄化槽 → 経過観察 自主的な合併転換

4

### ③法定検査項目と立入検査項目との関連

11条検査と、特定既存単独処理浄化槽の判定のための立入検査は、その目的や実施主体が異なるが、**検査内容としては重なる部分も多い**

■11条検査 (チェック項目)

- 外観検査 チェック項目
- 水質検査 チェック項目
- 書類検査 チェック項目

関連性を明確化

重要項目、その他の項目、周辺環境、参考となる情報

■立入検査 (特定既存単独処理浄化槽の参考事項)

立入検査実施判断 及び、立入検査の判定にも有用

5

### ④法定検査結果を活用した立入検査対象の抽出

**【抽出手法】**  
 指定検査機関がコード化している所見と特定既存単独処理浄化槽判定の参考事項を関連付けし、**特定既存単独処理浄化槽判定の参考事項と関係のある所見が使用された浄化槽**を立入検査の対象とする

抽出の精度向上と立入検査の省力化

参考事項と関係のある所見が使用された浄化槽の抽出

立入検査対象施設

検査台帳システムで、コード化している所見と特定既存単独処理浄化槽判定時の参考事項を関連付け

6

## (2) 行政による立入検査

### ① 立入検査の実施

- 必要に応じ立入検査が可能
- 立入検査において、住居に立ち入る場合はその居住者の承諾が必要
- 立入検査を行わせる場合は、環境衛生指導員に行わせることが適例

#### 【環境衛生指導員の資格】

- ◆ 医師、薬剤師又は獣医師
- ◆ 医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学、理学、工学若しくは農学の課程を修めて卒業した者
- ◆ 実務経験と知識経験を有するもの

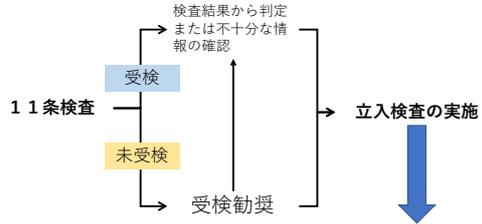
> 条例等において環境衛生指導員以外の職員も含めて立入検査の権限を定めている場合は、環境衛生指導員以外の職員に立入検査を行わせることができる。

> 指定検査機関検査員の立ち合いが可能

7

### ② 指定検査機関との連携

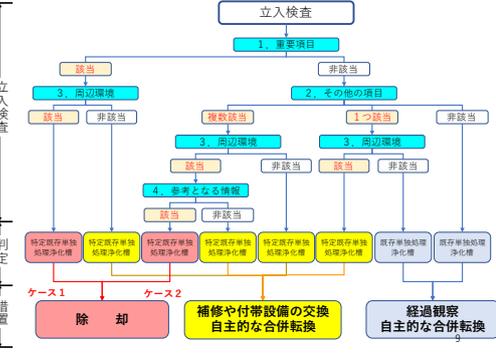
判定には専門的知識が必要であることから、指定検査機関と同行して立入検査を実施することが望ましい。



立入検査は行政による実施から、指定検査機関との連携による実施へ移行していくと推測される。

8

### ③ 特定既存単独処理浄化槽の判定



9

### ④ 立入検査判定

#### 【結果判定】

- 指定検査機関がコード化している所見の活用
- 独自の立入検査結果の入力



特定既存単独処理浄化槽の判定

10

### 手引販売

書籍名	特定既存単独処理浄化槽の判定と合併転換の手法に関する手引き
目次	第1章 汚水処理施設の整備計画の見直しと単独処理浄化槽の取扱い 第2章 特定既存単独処理浄化槽に関する定義と対応 第3章 浄化槽の法定検査と特定既存単独処理浄化槽の立入検査 第4章 指針における特定既存単独処理浄化槽の判定と措置の考え 第5章 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の実施 第6章 特定既存単独処理浄化槽の判定から対応までの事例
発行	公益財団法人日本環境整備教育センター

詳細はホームページを参照ください <https://www.jeces.or.jp/pages/88/>

### 講習会への講師派遣

講習時間は4時間程度  
窓口 事業企画グループ 加藤、迫田  
TEL:03-3635-4882 FAX:03-3635-4886 メールアドレス:kyohmu@jeces.or.jp

以下、本手引きに即した、特定既存単独処理浄化槽の判定と合併転換の手法の概要について説明させていただきます。

11

## 2. 保守点検業者による転換事例-1

どのようなことが「きっかけ」で合併転換を提案したのか？  
何が「決め手」で合併転換に至ったのか？



No.	事例
1	槽割れ
2	槽割れ、補助金が出るので、&その他(スラブ陥没)
3	槽割れ及び補助金が出るので
4	補助金が出るので及び既設配管勾配不良
5	水質不良(悪化)



12

### 保守点検の立会

事例1 槽割れ
<p>劣化管理業者が、<b>破損している浄化槽がどの状態に陥っているかを把握して頂くために、保守点検の立会を依頼</b>して、浄化槽に異状を持ってもらう事が、維持管理への理解と解約防止になる。特に、単独処理浄化槽においては、立会点検がお客様の興味や理解を醸成しやすいため。</p>
<p>①キックケ <b>点検時、浄化槽の臭い気体や水位低下により排水と判別して、管理時に立会って頂きました。</b> 水位低下を再確認するため、ばつ必要に正常な水位まで充填したことを管理業者に確認して頂き、翌日、水位の確認をお願いすることを約束して帰りました。</p>
<p>②導入経路 <b>汚物漏れに立会い、原因を突き止めたが、目録では漏れ出来なかったため、浄化槽に入り電線調査を実施しました。念のために確認を行いました。</b> 電線を修理した場合と入替した場合の費用を提示しました。その時に電線調査の費用を行なってもらう約束があったことや他の箇所も老朽化により電線が入ることを説明。その結果、合併処理浄化槽へ入替することになりました。</p>
<p>③転換の決め手 <b>破損しても再発の恐れがあること、立会点検で劣化が顕著であることを確認。また、ポットの穴が原因で再発するのではと、管理業者に確認してもらってらっしゃったことが、老朽化に対する管理業者への理解につながった。</b></p>
<p>④管理業者の要望 短期間で工事を要望。</p>
<p>⑤特に注意・苦勞した点 <b>依頼と入替の決まりの方向の両方から依頼の意思を決定させたこと。</b></p>

参考文庫：大川朝平、単独処理浄化槽からの合併浄化への転換事例1、月刊浄化2022-6

13

### 補助金活用

事例2 槽割れ、補助金が出るので、&その他(スラブ陥没)	
①キックケ	管理業者より槽割れの報告があり、現場調査を実施。
②導入経路	<b>槽割れの被害は不可避な状態であったため合併処理浄化槽への入替を勧め、補助金を活用すれば自己資金が少なく工事が済みますと説明。</b> ①-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲-⑳-㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝-㉞-㉟-㊱-㊲-㊳-㊴-㊵-㊶-㊷-㊸-㊹-㊺-㊻-㊼-㊽-㊾-㊿-①-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲-⑳-㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝-㉞-㉟-㊱-㊲-㊳-㊴-㊵-㊶-㊷-㊸-㊹-㊺-㊻-㊼-㊽-㊾-㊿
③転換の決め手	<b>自己資金が負担が大きいため補助金活用。</b>
④管理業者の要望	希望する場所に浄化槽が設置されていたため転換した。別の場所への設置するよう依頼された。
⑤特に注意・苦勞した点	特に無し。



14

啓発活動

**事例3 槽割れ及び補助金が出るので**

①キックケ	浄化槽内の水位が低く、異音・異臭・異色・異濁の内部に入り難い。その他、騒音・騒音で対応できないことから、掘削工事から入替を依頼。
②導入経過	補助金が年費よりも出るようになったことと説明したところ、管理費も削減費で賄えたことがあり、打ち合わせを実施して入替となった。
③転換の決め手	補助金の交付が受けられたこと。
④管理者の要望	設置場所が狭小の近くあり、掘削等の環境配慮をしっかりと行うこと。
⑤特に注意・苦労した点	設置場所の横にブロック段の壁があったこと。

要注記

コミュニケーション

**事例4 補助金が出るので及び既設配管勾配不良**

①キックケ	保守点検時に、合併処理浄化槽の勾配不良を報告し、配管修理を提案。
②導入経過	保守点検時に、既設排水管(生活排水と雨水用の配管)が地盤沈下が原因と想定される勾配不良を、管理費立合いの上で掘削して対応。今後不具合が発生する可能性があると指摘。
③転換の決め手	排水管の不具合発生と管理者に対して問題の改善を提案したこと。さらに、申請-掘削-管理費での負担を一貫して行うことを説明して、管理者から依頼されたこと。
④管理者の要望	仮設トイレは使用しない(復旧に使うこともあるため)。
⑤特に注意・苦労した点	設置場所や配管経路を確認し、短時間でトイレを配管工事を実施したこと。
⑥今後の改善点	排水不具合によって管理者にご依頼していたが、管理者との合意が重要となるため、今後はこちらでメンテナンスを付けていくこと。

要注記

環境保全

**事例5 水質不良(悪化)**

①キックケ	浄化槽の駆動部の給電が故障し異音が発生した。修理部品が在庫で定価の半額ほどで、フローを適用した緊急取替を行う。この浄化槽は、単独処理浄化槽であることが判明したことからキックケとなった。
②導入経過	1) 管理費が不足している状態に陥り、修理部品、単独処理浄化槽がなかった。 2) 単独処理浄化槽の撤去について、管理者が断っていたこと。 3) 管理者がご近所のお付き合いを気にされる一方で、浄化槽の排水水質が悪化していたこと。 4) 次回点検時に浄化槽の状況を確認し、管理者が断っていたこと。
③転換の決め手	保守点検時にタコログで合併処理浄化槽を説明、転換工事の見積を希望される。 4) 見積書持参時に、工事内容及び補助金の説明を行ったところ、転換工事を決断して頂いた。 5) 補助金申請している業者が、補助金の説明や工事内容をみて、わかりやすく管理者に説明されたこと。
④管理者の要望	工事の時にご近所に迷惑が掛からないようにしてほしい。
⑤特に注意・苦労した点	見積内容の説明。
⑥今後の改善点	近隣の管理費の方々へ、転換事例の提案を継続して行うこと。

要注記

**2. 保守点検業者による転換事例-2**

どのような場所に設置したのか？  
どんな手法で工事を行ったか？

No.	事例
1	設置場所が狭小の場合
2	単独処理浄化槽の撤去
3	掘削に制約がある場合
4	合併処理浄化槽設置状況
5	汚水発生源から浄化槽への配管工事
6	入替完了(転換完了)

危険

**事例1 設置場所が狭小の場合**

写真	コメント
	・住宅脇の狭い場所に設置 ・単独処理浄化槽撤去、合併処理浄化槽設置を考慮し、道路側のブロック塀を撤去
	・建屋と植木の近傍に設置 ・植木の植え替えを実施

**事例2 単独処理浄化槽の撤去**

写真	コメント
	・ブロック塀を撤去して道路側から機械掘り
	・撤去された単独処理浄化槽(100kg~150kg) ・消毒後、産業廃棄物として廃棄

**事例3 掘削等に制約がある場合**

写真	コメント
	・排水管を活用 ・手掘りによる掘り出し
	・道路側からの機械掘り ・必要に応じて道路使用許可などを申請
	・地盤の高さが異なる現場 ・必要に応じて擁壁を設置

**事例4 合併処理浄化槽設置状況**

写真	コメント
	・道路側からの吊り降ろし
	・人力による吊り降ろし

### 事例5 汚水発生源から浄化槽への配管工事

写真	コメント
	左写真 ・既設配管の撤去
	右写真 ・合併処理浄化槽への配管 ・狭小スペースでの配管設置 ・汚水マス設置
	・別系統であったトイレ配管と生活排水用の配管を統合 ・浄化槽設置位置、放流先を考慮した配管の配置

23

### 事例6 入替完了（転換完了）

写真	コメント
	・建築物と建築物の間に設置した例
	・建築物と塀の間に設置した例

24

## ご清聴ありがとうございました

参考文献：  
大川 謙平、単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換事例1、月刊浄化槽2022-6  
大川 謙平、単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換事例2、月刊浄化槽2022-7  
公益財団法人日本環境整備教育センター、特定既存単独処理浄化槽の判定と合併転換の手法に関する手引き

25

## 【資料5 鹿児島県における特定既存単独処理浄化槽の判定と改善状況について】

### 資料5 浄化槽の法定検査に関する全国会議 令和5年2月22日（水）

#### 鹿児島県における特定既存単独処理浄化槽の判定と改善状況について

公益財団法人鹿児島県環境保全協会  
検査部長 木佐員 隆

### 本県における制定の経緯

**効率化検査の導入(10人槽以下)**

- ▶ 令和元年度まで、公平性を担保するため稼働中の全ての浄化槽を検査の対象とし、検査頻度は3年に1回
- ▶ 令和2年度から効率化検査の導入を決定
- ▶ **基本検査**（環境省推奨）と**採水員検査**の組み合わせ
- ▶ 検査頻度【**基本検査：1回/4年・採水員検査3回/4年**】
- ▶ 11条検査の受検率向上と浄化槽の信頼性向上を目的  
⇒問題が認められた浄化槽の早期改善を行う
- ▶ 受検率（令和元年度：34.3%⇒令和3年度**52.6%**）
- ▶ 効率化検査導入に伴い鹿児島県浄化槽指導監督要領を改定
- ▶ 合わせて「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」を追加

**特定既存単独処理浄化槽**

↓

**本県独自の判定フローにより法定検査の結果で該当するかを判断**

### 浄化槽（検査）台帳の整備と検査の進め方

**共同利用等に関する協定**

県は、令和2年4月の改正浄化槽法において、『鹿児島県浄化槽情報共有システム』を都道府県に作成が義務付けられた浄化槽台帳に位置付けられるとして、県と指定検査機関の間で同システムの共同利用を図るため、浄化槽台帳の作成・更新等について定めた協定を締結

- ・同システムに登録された保守点検業者台帳と法定検査台帳の**突合作業**にて、浄化槽台帳の作成・更新等を行い**未検査浄化槽を発掘**
- ・稼働中の全てが検査対象となり、**受検していない浄化槽があると不公平感が増大**するため、届出が確認されない浄化槽や管理者変更等、「**検査申込書**」がない浄化槽も**検査対象**
- ・初めて受検の場合は、検査案内通知の前に**検査の必要性等を丁寧に説明した事前封書を送付**し、法定検査に対する理解を求める
- ・事前封書や検査案内通知及び現地にて受検拒否された場合は、県が受検指導を行う（**継続的に行政指導できるように要領を改正**）

浄化槽台帳の整備により、稼働中の全ての浄化槽が検査対象となることから、該当する「特定既存単独処理浄化槽」の把握が可能となった

### 鹿児島県浄化槽指導監督要領の改正について

第7条（特定既存単独処理浄化槽等に対する措置）

各行政機関及び指定検査機関は、公共用水域の水質保全等のため、**単独処理浄化槽を使用する浄化槽管理者**に対して、日頃から**合併処理浄化槽への転換の必要性等**について周知・啓発に努め、**自主的な転換を促すものとする。**

2 前条に基づく改善の指導、勧告、命令の対象が**特定既存単独処理浄化槽に該当する場合は**、衛生・環境課長等、土木建築課長等又は保健福祉環境部長等は、当該浄化槽管理者に**除却や修繕**など生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置を**求めることができる。**

「特定既存単独処理浄化槽」の項目を追加指導に併せて、合併転換の必要性の周知・啓発により自主的な転換を促進

### 特定既存単独処理浄化槽（除却の措置）の判定について（通知）

鹿児島県土木部都市計画課生活排水対策室長  
⇒指定検査機関（当協会）

- ◆ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置について  
環境省の「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」を参考に、本県における『特定既存単独処理浄化槽（除却の措置）の判定フロー』を作成し、判定の考え方を整理した。
- ◆ 指定検査機関の対応  
除却の措置が必要と認められる場合は、鹿児島県浄化槽指導監督要領の第4条第3項に規定する「改善を要する浄化槽に関する報告」に『特定既存単独処理浄化槽に該当』と付記して行政へ報告する。

鹿児島県浄化槽指導監督要領第7条第2項（特定既存単独処理浄化槽に対する措置）  
浄化槽管理者に対して生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置を求めることができる規定に基づくもの

鹿児島県浄化槽法定検査等に関する指導要領第7条  
県と同様の規定を定めた

### 特定既存単独処理浄化槽（除却の措置）の判定フロー

【外形状況や性能状況】

① 重要項目Ⅰ  
(イ) 本体の著しい漏水  
1. 漏水

② 重要項目Ⅱ  
(イ) 本体の著しい破損  
1. 本体の腐蝕劣化  
2. 隣壁等内部設備の変形  
3. 躯体部の腐食劣化（埋埋打ち）  
(ロ) 著しい水漏れ・浮上・沈下  
1. 水漏れ（不均等な排水等）  
2. 水漏れ（埋埋汚泥の漏り）  
3. 水漏れ（管渠・配管・内部設備破損）

③ その他の設備  
(イ) 内部設備  
1. 腐蝕や仕切板の破損、変形、欠落  
2. ろ材の充填無し（破損・浮上・脱落）  
(ロ) 平面腐化、散水ろ床、全ばっ気  
1. 臭い・腐敗  
2. 粗感ろや不適正な水流  
3. 生物膜の著しい堆積  
4. 活性汚泥の著しい堆積  
(ハ) ばっ気装置  
1. 不均等な排水水流

④ 周辺環境への影響  
1. 臭い・悪臭、騒音  
2. 放流水のCODが120mg/lを超  
3. 臭い汚泥、スラムの流出  
4. 集約による単独浄化槽の規制、生活排水流出の規制  
5. 周辺に飲用井戸あり  
6. 処理水が未消毒のまま定期的に放流

⑤ 消毒装置  
1. 装置の破損、欠落  
2. 薬量の未測定  
(ホ) 流入管渠、放流管渠  
1. 勾配不具合による滞留・逆流  
2. 流入弁の逆流・溢流  
3. 放流弁からの逆流  
4. 臭い・破損・漏水

特定既存単独処理浄化槽

### 本県独自の判断フロー

（特定既存単独処理浄化槽への対応）

特定既存単独処理浄化槽と判定される浄化槽（本県独自の判断フロー）

- ・ 本体が漏水しているもの（書類検査における漏水判断を含む）（1つでも該当なら）
- ・ 構造上、設置上の不具合があり、放流水BODが120mg/lを超（11条検査のBOD値）
- ・ 全ばっ気方式で臭い汚泥が流出しているもの（旧構造の環境負荷を重視）
- ・ 消毒装置の破損・欠落等により、処理水が未消毒のまま定期的に放流されているもの（生活環境や公衆衛生上に対して過大な悪影響を与える）

合併処理浄化槽への転換や下水道等への接続を促進

### 改善を要する浄化槽に関する報告・詳細報告書

報告書の内容：検査項目、検査結果、改善内容、写真等

検査項目：漏水、破損、臭気、放流水BOD、消毒装置、周辺環境への影響

検査結果：漏水あり、破損あり、臭気あり、放流水BOD超過あり、消毒装置破損あり、周辺環境への影響あり

改善内容：漏水箇所の修繕、破損箇所の修繕、臭気対策、放流水BODの改善、消毒装置の修繕、周辺環境への影響の軽減

写真：漏水箇所、破損箇所、臭気発生箇所、放流水BODの測定結果、消毒装置の破損状況、周辺環境への影響の状況

### 特定既存単独処理浄化槽の除却等の改善状況（R2）

令和2年度は211件が該当し、改善指導対象として行政へ報告した。改善状況について、令和3年度の法定検査結果、改善報告書、使用に関する届出類、現地調査等により確認された改善状況は、以下のとおり。（令和5年1月末現在）

令和2年度 特定既存単独処理 浄化槽	除却	休止 (未使用)	除却なし改善 (修理)	未改善	受検拒否
211基	42基	24基	62基	81基	2基
改善済	128基	除却内訳	・ 合併浄化槽へ入替 31基 ・ 下水道等に接続 10基 ・ 建物の取り壊し 1基		
改善率	60.7%				

「特定既存単独処理浄化槽」に該当した場合は『除却』を前提とし、改善補修よりも補助金を活用した合併処理浄化槽への転換、または、集合処理施設（下水道等）への接続を業界全体で推進している。

### 判断項目（重要度）別の改善状況（R2,R3）

判断に関する事項	BOD120 超過	漏水 あり	漏水 なし	未改善	改善率		改善内容		改善率		合計
					数	率	数	率	数	率	
漏水	122	58%	62	12	4	20	100	108	52%	320	
重要項目Ⅰ											
重要項目Ⅱ											
その他の設備											
周辺環境への影響											
合計	21	48%	6	8	2	7	23	52%	44		

- ・ 「漏水」は約6割が改善され、保守点検業者も指摘しているため改善傾向にある
- ・ 「内部破損等による周辺環境への悪影響」は約5割が改善されたが、漏水と比較して緊急度が低く、改善が進みづらい

### 改善指導対象浄化槽の改善状況について

指摘内容	行政 対応 レベル	令和 2年度 指導 件数	令和3年度の状況				未検査 受検拒 否等		
			未改善	改善済	改善率				
浄化槽本体の漏水	Ⅲ	336	142	125	37	28	190	57.2%	4
流入管の漏水	Ⅳ	11	4	6	1	7	63.6%		
本体構造不良	Ⅱ	38	20	12	4	2	18	47.4%	
漏出違反	Ⅱ	124	76	41	3	3	47	38.2%	
雑排水未接続等	Ⅱ	38	24	13	0	1	14	36.8%	
流入・排水不良	Ⅱ	24	15	7	2	9	37.5%		
施工不良	Ⅱ	5	5					0.0%	1
土木管轄計		576	286	204	47	34	285	49.9%	5
無管理等	Ⅱ	1,346	968	275	27	52	354	26.8%	24
使用準則違反	Ⅰ・Ⅲ	8	6	2			2	25.0%	
送風機不良	Ⅰ	33	13	19	1	20	60.6%		
汚泥スラム流出等	Ⅰ	10	3	7			7	57.1%	
保健所管轄計		1,397	990	303	28	52	383	27.9%	24
総計		1,973	1,276	507	75	86	668	34.4%	29

### 除却等の措置に対する行政指導の課題

特定既存単独処理浄化槽

鹿児島県土木部・環境課長等  
鹿児島保健福祉環境部長等

浄化槽管理者

市町村浄化槽担当部署  
市町村下水部担当部署

補助事業の問合せ  
補助事業等の紹介  
合併転換を勧奨  
下水道等接続機  
情報提供

①必要に応じて現地調査  
②改善報告あり  
③改善報告なし  
必要に応じて立入調査  
④お改善されていない  
必要な措置を取ることを勧告  
⑤勧告に係る措置なし  
勧告に係る措置を取ることを命令

地元住民と密接に関わる市町村からの勧奨が重要  
今後、市町村への情報提供の方法等を検討（要領の改正）



#### 4.2.3 議事要旨、その他の意見交換

全国会議の議題全般及び法定検査業務全般に関して意見交換が行われ、以下の質問があった。

##### (1) 浄化槽法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例について

①事務局（（公財）日本環境整備教育センター）より資料1に基づき説明が行われた。

②河本課長（（公社）徳島県環境技術センター）より資料2に基づき説明が行われ、以下の質問があった。

- ・口座振替を導入すると代行手数料がかかるが、高額にならないか。また、対応する銀行は地元の銀行のみか、全国か。（埼玉県環境部水環境課）

⇒手数料は徳島県環境技術センターが負担している。どの銀行でもよい。（徳島県環境技術センター）

- ・受検率向上の取り組みの一環として、継続申込みを行った管理者に対して何かしらのサービス提供はしているのか。（大分県環境管理協会）

⇒特に行っていない。（徳島県環境技術センター）

- ・継続申込制度による検査案内葉書等の資料を配布し、それを受けて申込みがあった管理者が継続申込みに移行したということか。（鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課）

⇒その通り。（徳島県環境技術センター）

③塩澤グループリーダー（（一財）静岡県生活科学検査センター）より資料3に基づき説明が行われ、以下の質問があった。

- ・11条検査受検率が向上しているが、その主な要因は、検査の申込みが増えたことか、台帳整備が進んだためなのか、どちらか。（大阪府環境水質指導協会）

- ⇒申込みの増加により受検件数が増えたことが要因である。(静岡県生活科学検査センター)
- ・令和元年度に比べ、令和3年度で7条及び11条検査実施件数が約3.5万件増えているが、指定検査機関はその増加分にどのようにして対応したのか。(山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課)
    - ⇒職員を増やすとともに、他部署に配置されている浄化槽検査員を担当部署に異動させることで対応した。令和元年度から令和3年度にかけて17人増員した。(静岡県生活科学検査センター)
  - ・静岡県生活科学検査センターで実施しているダイレクトメール等に対して、県からの費用支援はあるか。(鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課)
    - ⇒県からの支援はなく、検査センターで費用負担している。(静岡県生活科学検査センター)
  - ・受検推進事業のバナー広告について、県から広告の費用負担はあったのか。また、金額はどの程度か。(岡山県健康づくり財団)
    - ⇒県からの費用負担はなく、検査センターで負担している。金額は1カ月当たり5万円\*である。掲載規模や需要のバランスによって掲載料が大きく異なることがある。(静岡県生活科学検査センター) ※会議後に再確認した追加回答

## (2) 特定既存単独処理浄化槽について

- ①事務局((公財)日本環境整備教育センター)より資料4に基づき説明が行われた。
- ②木佐貫部長((公財)鹿児島県環境保全協会)より資料5に基づき説明が行われ、以下の質問があった。
  - ・特定既存単独処理浄化槽の判定を受けたものについて、人槽(あるいは小型・大型)、所有者(民間・公共)等に関して、どのような浄化槽が多いなどの傾向はあるか。(岐阜県環境生活部廃棄物対策課)
    - ⇒ほとんどが10人槽以下の家庭用浄化槽であった。古い浄化槽が多いことから特に漏水が認められることが多い。参考資料を以下に追加する。(鹿児島県環境保全協会)

表 令和2年度に特定既存単独処理浄化槽と判定された浄化槽の措置等

(人槽区分別)			除却 (廃止)	休止 (未使用)	除却なし 改善 (イ・ロ)	未改善 (ハ)	未計画 (受検 拒否)	改善率 (%)
人槽	基数	割合(%)						
5～10	150	71.1	38	12	39	59	2	60.0
11～20	19	9.0	1	3	8	7		63.2
21～50	29	13.7	1	7	10	11		58.6
51～100	12	5.7	2	2	5	3		75.0
101～200	1	0.5				1		0.0
合計	211	100	42	24	62	81	2	60.7
(公共)	(20)		(3)	(6)	(7)	(4)		(80.0)

(鹿児島県環境保全協会からの追加回答)

- ・除却を前提とした指導をしているとのことだが、補修して単独の使用を継続する場合もある。合併への転換が進まない理由や特徴はあるか。  
⇒除却か補修かは、費用で判断されることが多い。補助金制度はあるものの、それを活用せずに補修して使用を継続する使用者が多い。また、合併処理浄化槽の保守点検・清掃に係る料金が単独処理浄化槽より高額であることも、転換が進みづらい要因となっている。(鹿児島県環境保全協会)
- ・小型の浄化槽で合併への転換が多かった要因は補助金制度があるからということか、あるいは行政から管理者に働きかけることで制度を活用してもらいやすいということか。(岐阜県環境生活部廃棄物対策課)  
⇒浄化槽が漏水している場合、保守点検業者が管理者に補修の必要性を伝達する一方で、補修するよりも補助金制度を活用して転換した方がよいことを伝えていることが合併への転換が多かった要因と考えられる。(鹿児島県環境保全協会)
- ・鹿児島県では除却等の措置に対する行政指導を行っているが、この指導は文書なのか、あるいは口頭なのか。また、行政対応レベルごとの具体的な工夫、方法について紹介できるものがあれば教えてほしい。(環境省)  
⇒文書による指導を実施しており、期限付きで改善についての回答を求めている。改善方法等については鹿児島県環境保全協会や保守点検業者が相談を受けて検討している。行政対応レベルはⅠ～Ⅲがあるが、主に文書による指導を行っている。また、指導文書には詳細報告書を添付しており、写真により状況説明できることが有効であると考えられる。(鹿児島県環境保全協会)
- ・令和2年度の指導件数(211件)は文書による指導件数と判断してよいか。(環境省)  
⇒指導監督要領では、先ず文書による指導を行うので、文書指導による件数である。(鹿児島県環境保全協会)

- ・改善に関する問い合わせ先には県だけでなく鹿児島県環境保全協会も含まれているか。(環境省)

⇒専門的な対応を有することがあるため、協会にも問い合わせてもらおうようにしている。(鹿児島県環境保全協会)
- ・改善を要する浄化槽の詳細報告書について、立入検査の代替として詳細報告書を提出していると判断してよいか。(山形県水質保全協会)

⇒行政の判断で立入検査を行うこともあると考えられるが、詳細報告書で現状を確認し、特定既存単独処理浄化槽と判断されている。(鹿児島県環境保全協会)
- ・文書による指導とは、立入検査後に行うものなのか、それとも通常実施されているような指導改善のことをいうのか。(山形県水質保全協会)

⇒鹿児島県では、特定既存単独処理浄化槽を含む行政対応レベルⅠ～Ⅲに該当した浄化槽が指導の対象となるので、該当したものに対して文書による指導を行っている。(鹿児島県環境保全協会)
- ・行政はその文書に基づき立入検査をするのか。(山形県水質保全協会)

⇒県で詳細報告書に基づく立入検査を行っているのかについては確認していない。(鹿児島県環境保全協会)
- ・特定既存単独処理浄化槽の判定について、法定検査の結果から判定するのか、あるいは近隣住民からの通報で判断するのか、どの程度の比率になっているか。(静岡県静岡市環境局廃棄物対策課)

⇒通報に基づく判断については聞いておらず、ほとんどが、法定検査に基づいて判定していると思われる。(鹿児島県環境保全協会)
- ・詳細報告書のひな形について、通常の11条検査結果書の様式なのか、専用の様式となっているのか。(岐阜県環境生活部廃棄物対策課)

⇒本様式は特定既存単独処理浄化槽に限定したものではなく、それ以外の異常の報告においても用いている。なお、行政が指導する内容について、協会から行政に写真付きの詳細報告書を提出し、行政から浄化槽管理者に詳細報告書を指導文書に添付する形で発出されている。(鹿児島県環境保全協会)
- ・特定既存単独処理浄化槽の判定について、鹿児島県環境保全協会が該当するものを行政に報告することだが、判定は県が関与せずに協会が行っているということか。また、協会が判定をする中で保守点検業者とどのように連携しているのか。(鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課)

⇒鹿児島県では、県と協議の上、改善を要する浄化槽を県に報告する際、特定既存単独処理浄化槽に該当するものは、その旨を明記することとなっているため、法定検査結果に基づいて指定検査機関が特定既存単独処理浄化槽の判定を行っている。また、法定検査の書類検査は情報共有システムにアップロードされた情報を活用し、保守点検において処理水質が悪くなかった等の情報も活用するうえ判定を行う

- ている。(鹿児島県環境保全協会)
- ・情報共有システムは保守点検業者も共有・活用できるものなのか。(鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課)  
⇒その通りであり、多くの保守点検業者がシステムを利用可能である。保守点検・清掃や、廃止についても情報を集約している。(鹿児島県環境保全協会)
  - ・特定既存単独処理浄化槽の判定をする場合、保守点検業者に対して事前にその情報を提供しているか。(鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課)  
⇒している。法定検査結果も行政や担当の保守点検業者と共有している。(鹿児島県環境保全協会)
  - ・保守点検業者と情報を共有する際の個人情報の扱いに関しては制度等が整理されているか。(鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課)  
⇒鹿児島県浄化槽事務取扱要領では、浄化槽保守点検業者(浄化槽清掃業者)は、法定検査の効率化を図るため、保守点検(清掃)の記録(電磁的記録)を指定検査機関に送付することとし、送付された同記録は、法定検査を適正に実施し、浄化槽の維持管理に係る指導監督を行うため使用するものと規定されている。(鹿児島県環境保全協会)
  - ・特定既存単独処理浄化槽の判定について、鹿児島県では検査員や協会が判定することか。(岡山県健康づくり財団)  
⇒鹿児島県では、県と協会が協議を行ったうえで、特定既存単独処理浄化槽の判断基準に基づいて法定検査時に、詳細報告書と併せて報告している。(鹿児島県環境保全協会)
  - ・改善指導対象の中には休止(未使用)のものが含まれているが、休止しているものに対しても追跡調査を行っているのか。(福岡県浄化槽協会)  
⇒休止の浄化槽に対し追跡調査は行っていない。行政に報告されたもののみ使用状況の確認をしている。指導対象となった浄化槽は翌年も必ず検査対象としている。その時に休止となっている場合もある。(鹿児島県環境保全協会)
  - ・使用の再開時に修理あるいは合併に転換してから再開するという取り決めはあるか。(福岡県浄化槽協会)  
⇒そのような取り決めはない。建築用途の変更を伴う場合には行政から単独転換を指導する場合はあるかもしれないが、そういうことがなければそのまま特定既存単独処理浄化槽の使用を継続する可能性がある。(鹿児島県環境保全協会)

### (3) その他

- ・徳島県では、継続申込書に基づく検査の際に、管理者が不在の場合の契約保守点検業者の確認や、書類検査はどのように行っているのか。(北海道浄化槽協会)  
⇒不在の場合は葉書を置いていき、契約業者等を記入のうえ返事をもらうことにし

ている。(徳島県環境技術センター)

- ・保守点検業者、清掃業者から設置場所が住居表示となっている浄化槽情報を得た場合、地番で表された設置場所情報との突合を行うよい方法はないか。(大分県環境管理協会)  
⇒市町村が保有する地番図情報と GIS 活用して突合できると考えられるが、その方法で実際に突合した事例については情報を持ち合わせていない。(事務局)



## 第5章 浄化槽設置費用調査

### 5.1 調査の目的及び内容

#### (1) 調査の目的

浄化槽設置に係る国庫助成の基準額を検討する際に参考となる金額を把握することを目的に、全国の市町村から浄化槽整備事業における各種費用の情報を収集し、以下の内容について調査した。

- 浄化槽が設置される地域（豪雪地帯、特別豪雪地帯あるいは豪雪地帯・特別豪雪地帯以外）における本体費用、設置工事費の総額と基準額との比較。
- 浄化槽の設置の種類（新設等、汲み取り便槽からの転換、単独処理浄化槽からの転換、浄化槽から浄化槽（公共浄化槽のみ））ごとの設置工事費。
- 積雪工事・凍結防止対策工事費、単独処理浄化槽からの転換及び汲み取り便槽から転換の際の撤去費用及び宅内配管工事費。
- 上記3項目について、令和元年度、令和3年度実施の調査（以下、既存調査という。）との比較。

#### (2) 調査フロー

浄化槽設置費用調査は図5-1に示す手順で実施した。

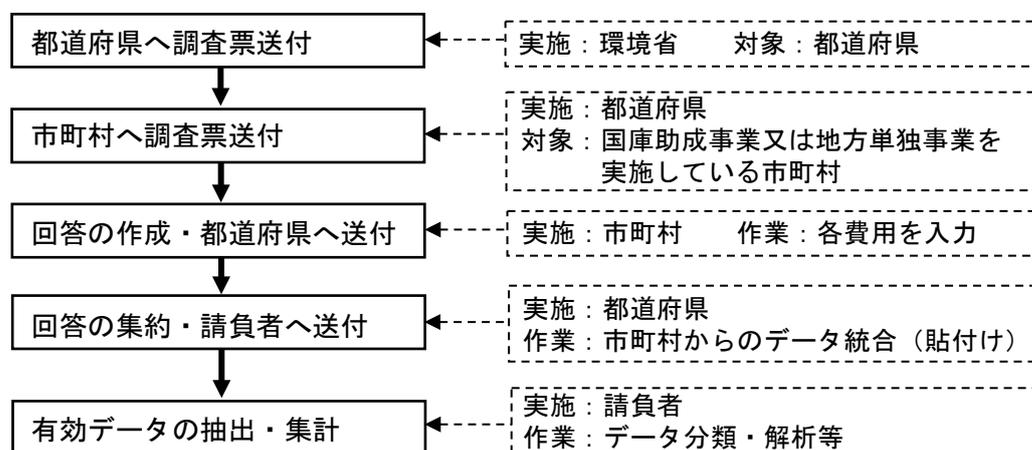


図5-1 設置費用調査フロー

#### (3) 実施時期

都道府県への調査票（調査要領、回答様式）の送付：令和4年9月16日

回答期日：令和5年1月17日

回収完了：令和5年1月31日

#### (4) 調査対象市町村

令和3年度下半期(2021年10月1日～3月31日)、令和4年度上半期(2022年4月1日～9月30日)に、国庫助成事業(浄化槽設置整備事業又は公共浄化槽等整備推進事業、若しくはその両方。)又は地方単独事業(個別排水処理施設整備事業、その他国庫助成を受けずに実施する市町村設置型による事業。)を実施した市町村を対象とした。

#### (5) 調査対象浄化槽

(4)の市町村において設置された5～200人槽の浄化槽のうち、市町村が完了検査を実施した日が、令和3年度下半期(2021年10月1日～3月31日)及び令和4年度上半期(2022年4月1日～9月30日)である浄化槽を対象とした。

調査対象浄化槽の分類は以下①～⑤のとおりである。それぞれの浄化槽の処理性能を表5-1に示す。

- ①通常型の浄化槽
- ②窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- ③高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- ④窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- ⑤BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽

表5-1 調査対象浄化槽の分類と処理性能

番号	助成の区分	処理性能(最低限要求される性能)			
		BOD 除去率	BOD 濃度	総窒素 濃度	総磷 濃度
①	通常型の浄化槽	90% 以上	20mg/L 以下		
②	窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	90% 以上	20mg/L 以下	又は 20mg/L 以下	1mg/L 以下
③	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	95% 以上	10mg/L 以下	10mg/L 以下	
④	窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	90% 以上	20mg/L 以下	20mg/L 以下	1mg/L 以下
⑤	BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽	97% 以上	5mg/L 以下		

## (6) 調査項目

調査項目を表 5-2、各市町村に配布した回答様式を表 5-3 に示す。調査項目の詳細と調査の留意点を以下に示す。

### 1) 調査項目の内容

#### ア. 本体費用

浄化槽の本体費用（浄化槽の運搬に係る費用や、ポンプ槽一体型の浄化槽の場合のポンプ槽の費用も本体費用に含める）。

#### イ. 設置工事費

浄化槽本体の設置に必要な工事費（ただし、流入又は放流に係る管きよ及びますに係る費用を除く。積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費、仮設費、現場管理費等の間接費を含める）。

- ・うち積雪荷重対策・凍結防止対策工事費

イ. で記載した設置工事費のうち、浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策として実施された工事費。

#### ウ. 撤去費用

汲み取り便槽、単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費（掘り出し作業から最終処分まで（掘り出し、洗浄、分解、運搬、最終処分等）に係る費用）。

本項目は、「設置の種類」において「汲み取り便槽から転換」、「単独処理浄化槽から転換」を選択した場合のみ回答する。

表 5-2 調査項目

調査項目	
期間	令和3年度下半期
	令和4年度上半期
設置された浄化槽	メーカー名
	型式名
	人槽規模
設置の種類	新設等
	汲み取り便槽から転換
	単独処理浄化槽から転換
	浄化槽から浄化槽(公共浄化槽のみ)
豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯あるいは特別豪雪地帯に該当するか否か	
ア. 本体費用(円)	
イ. 設置工事費	
	うち積雪荷重・凍結防止対策工事費(円)
ウ. 撤去費用(円)	
エ. 宅内配管工事費(円)	

表 5-3 浄化槽設置費用に係る市町村の回答様式

① 通常型の浄化槽

市町村名	No.	期間 (以下2つから、 <b>どちらか1つを選択し</b> ●を記入)		設置された浄化槽			設置の種類 (以下4つから、 <b>どちらか2つを選択し</b> ●を記入)				豪雪地域*	特別豪雪地域*	ア. 本体費用 (円)	イ. 設置工事費 (円)	エ. 撤去費用 (円)	エ. 宅内配管工事費 (円)	
		令和3年度下半期	令和4年度上半期	メーカー名	型式名	人種規模	新設等	汲み取り便槽から転換	単独処理浄化槽から転換	浄化槽から浄化槽(公共浄化槽のみ)							
	1-1																
	1-2																
	1-3																
	1-4																
	1-5																

\* 豪雪地域対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地域あるいは特別豪雪地域

② 窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽

市町村名	No.	期間 (以下2つから、 <b>どちらか1つを選択し</b> ●を記入)		設置された浄化槽			設置の種類 (以下4つから、 <b>どちらか2つを選択し</b> ●を記入)				豪雪地域*	特別豪雪地域*	ア. 本体費用 (円)	イ. 設置工事費 (円)	エ. 撤去費用 (円)	エ. 宅内配管工事費 (円)	
		令和3年度下半期	令和4年度上半期	メーカー名	型式名	人種規模	新設等	汲み取り便槽から転換	単独処理浄化槽から転換	浄化槽から浄化槽(公共浄化槽のみ)							
	2-1																
	2-2																
	2-3																
	2-4																
	2-5																

\* 豪雪地域対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地域あるいは特別豪雪地域

③ 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽

市町村名	No.	期間 (以下2つから、 <b>どちらか1つを選択し</b> ●を記入)		設置された浄化槽			設置の種類 (以下4つから、 <b>どちらか2つを選択し</b> ●を記入)				豪雪地域*	特別豪雪地域*	ア. 本体費用 (円)	イ. 設置工事費 (円)	エ. 撤去費用 (円)	エ. 宅内配管工事費 (円)	
		令和3年度下半期	令和4年度上半期	メーカー名	型式名	人種規模	新設等	汲み取り便槽から転換	単独処理浄化槽から転換	浄化槽から浄化槽(公共浄化槽のみ)							
	3-1																
	3-2																
	3-3																
	3-4																
	3-5																

\* 豪雪地域対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地域あるいは特別豪雪地域

④ 窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽

市町村名	No.	期間 (以下2つから、 <b>どちらか1つを選択し</b> ●を記入)		設置された浄化槽			設置の種類 (以下4つから、 <b>どちらか2つを選択し</b> ●を記入)				豪雪地域*	特別豪雪地域*	ア. 本体費用 (円)	イ. 設置工事費 (円)	エ. 撤去費用 (円)	エ. 宅内配管工事費 (円)	
		令和3年度下半期	令和4年度上半期	メーカー名	型式名	人種規模	新設等	汲み取り便槽から転換	単独処理浄化槽から転換	浄化槽から浄化槽(公共浄化槽のみ)							
	4-1																
	4-2																
	4-3																
	4-4																
	4-5																

\* 豪雪地域対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地域あるいは特別豪雪地域

⑤ BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽

市町村名	No.	期間 (以下2つから、 <b>どちらか1つを選択し</b> ●を記入)		設置された浄化槽			設置の種類 (以下4つから、 <b>どちらか2つを選択し</b> ●を記入)				豪雪地域*	特別豪雪地域*	ア. 本体費用 (円)	イ. 設置工事費 (円)	エ. 撤去費用 (円)	エ. 宅内配管工事費 (円)	
		令和3年度下半期	令和4年度上半期	メーカー名	型式名	人種規模	新設等	汲み取り便槽から転換	単独処理浄化槽から転換	浄化槽から浄化槽(公共浄化槽のみ)							
	5-1																
	5-2																
	5-3																
	5-4																
	5-5																

\* 豪雪地域対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地域あるいは特別豪雪地域

エ. 宅内配管工事

汲み取り便槽、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費）。

本項目は、「設置の種類」において「汲み取り便槽から転換」、「単独処理浄化槽から転換」を選択した場合のみ回答する。

2) 調査項目の留意点

- 消費税込み（10%）の金額を回答する。
- 設置の種類については、「新設等」、「汲み取り便槽から転換」、「単独処理浄化槽から転換」、「浄化槽から浄化槽（公共浄化槽のみ）」から該当するものを選択する。建築物の新築に伴い浄化槽を設置する場合等が「新設等」に含まれる。
- 浄化槽を設置した場所が豪雪地帯対策特別措置法第 2 条の規定に基づき指定された豪雪地帯あるいは特別豪雪地帯に該当する場合は、その旨回答する。

## 5.2 解析方法

市町村より回収したデータは、全データを統合（全国データとする）のうえ、助成区分や人槽（5人槽、7人槽、10人槽、11人槽以上）に基づき、本体費用、設置工事費、うち積雪荷重・凍結防止対策工事費、撤去費用、宅内配管工事費の平均値を求めた。その平均金額に基づき、令和元年度（データは「令和元年度上半期」に相当）と令和3年度（データは「令和3年度上半期」に相当）の調査で得られた各種費用の比較や補助基準額との比較を行った。

なお、「⑤BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽」に該当するデータは今回の調査においても得られなかったため、以降に示す各種の表内には記載しなかった。

## 5.3 集計結果

### (1) データ数

令和3年度下半期及び令和4年度上半期の調査における全国データと各解析対象におけるデータ数を表5-4に示す。全国データは令和3年度下半期及び令和4年度上半期でそれぞれ21,780件、11,288件であり、既存調査と同程度のデータ数を得られたと考えられた。

表5-4 全国データと各解析対象におけるデータ数

全国データと解析対象の分類		令和元年度上半期	令和3年度上半期	令和3年度下半期	令和4年度上半期	備考		
全国データ	本体費用	16,163	14,226	21,780	11,288	市町村のデータを全て統合したもの（設置の種類複数選択又は選択無し、設置の区域両方選択、本体・設置工事費のいずれかが未記入等の不適切な回答は削除）		
	設置工事費	16,163	14,226	21,780	11,288			
解析対象	基準額との比較	本体費用	16,163	14,226	21,780	11,288	「全国データ」と同じ	
		設置工事費	16,163	14,226	21,780	11,288		
	積雪荷重・凍結防止対策の工事費	設置工事費	未実施	143	134	84		
	単独転換の際の撤去費用	設置工事費	2,616	3,469	4,587	2,878		
	単独転換の際の宅内配管工事費	設置工事費	1,947	3,668	4,921	3,174		
	汲み取り転換の際の撤去費用	設置工事費	未実施	未実施	715	844		
	汲み取り転換の際の宅内配管工事費	設置工事費	未実施	未実施	1,491	1,290		
	設置の種類（新築、汲み取り・単独転換、公共浄化槽*）	設置工事費	16,045	14,226	21,780	11,288		
	設置区域	豪雪地帯あるいは特別豪雪地帯	本体費用	1,797	1,701	2,143	1,306	
			設置工事費	1,797	1,701	2,143	1,306	
豪雪・特別豪雪地帯以外		本体費用	14,366	12,525	19,637	9,982		
		設置工事費	14,366	12,525	19,637	9,982		

\*公共浄化槽については、令和3年度下半期及び令和4年度上半期の調査で新設した設問である。

## (2) 本体費用・設置工事費の総額と基準額との比較

豪雪・特別豪雪地帯（表 5-5(1)、(2)）、豪雪・特別豪雪地帯以外（表 5-6）、全国データ（表 5-7）において、令和 3 年度下半期及び令和 4 年度上半期調査における本体費用・設置工事費の総額と基準額を示す。また、表 5-8(1)に令和 3 年度下半期及び令和 4 年度上半期調査及び表 5-8(2)に既存調査における人槽ごとの本体費用、設置工事費及びデータ数（n）を示す。表 5-5～5-7 の本体費用・設置工事費の総額は、表 5-8(1)、(2)のデータに基づき算出した。

豪雪・特別豪雪地帯（表 5-5）では、「通常型の浄化槽」は総額が基準額を下回るものもあるが、基準額に比べて総じて 1 万～50 万円程度高い傾向にあった。「窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」は令和 3 年度下半期及び令和 4 年度上半期いずれも基準額に比べて 15 万～50 万円程度高い傾向にあった。「高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽」、「窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」はデータが少ない（1～30 件程度、表 5-8 参照）ことからばらつきが大きいと考えられるが、基準額に比べて 7 万～120 万円程度高くなる事例もあり、高額であることが多かった。「通常型の浄化槽」、「窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」において総額が同程度の金額で基準額を超過していること、「高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽」、「窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」で顕著に超過しているという点が既存調査と類似していた。

豪雪・特別豪雪地帯以外（表 5-6）では、「通常型の浄化槽」、「窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」、「高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽」は、令和 3 年度下半期及び令和 4 年度上半期における総額はいずれも基準額とほぼ同程度であった。ただし、「高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽」において令和 3 年度下半期の 7 人槽、令和 4 年度上半期の 7・10 人槽において総額が基準額より 30 万円程度低くなる場合もあった。一方で「窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」は基準額よりも 30～70 万円程度超過していた。「通常型の浄化槽」、「窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」、「高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽」では総額が基準額と同程度となること、「窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」では基準額を超過しているという特徴は令和元年度上半期や令和 3 年度上半期と類似していた。

全国データ（表 5-7）を比較すると、いずれの助成区分、人槽においても各調査年度において同程度の総額であると考えられた。

表 5-5(1) 豪雪・特別豪雪地帯の本体費用・設置工事費の総額と基準額

助成区分	調査年度と基準額	5人槽 (円)	7人槽 (円)	10人槽 (円)		
通常型の浄化槽	R4上半期	豪雪	1,169,280	1,363,428	1,720,951	
		特豪	1,006,366	1,062,258	1,649,989	
		豪雪・特豪 合算	1,134,125	1,305,404	1,704,575	
	R3下半期	豪雪	1,126,813	1,376,241	1,987,501	
		特豪	958,524	1,014,310	1,935,392	
		豪雪・特豪 合算	1,089,645	1,302,378	1,973,788	
	R3上半期	豪雪	974,614	1,113,571	1,712,637	
		特豪	1,100,983	1,391,862	1,884,795	
		豪雪・特豪 合算	1,008,997	1,191,940	1,734,157	
	R1上半期 <sup>*1</sup>		1,156,227	1,359,330	1,951,088	
	基準額		882,000	1,104,000	1,495,000	
	窒素又は燐除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R4上半期	豪雪	1,134,475	1,301,080	1,743,276
			特豪	1,117,447	1,387,035	1,683,055
豪雪・特豪 合算			1,132,080	1,312,479	1,735,246	
R3下半期		豪雪	1,197,799	1,324,471	1,706,892	
		特豪	1,134,387	1,318,250	2,047,670	
		豪雪・特豪 合算	1,189,976	1,323,866	1,736,269	
R3上半期		豪雪	1,076,495	1,285,464	1,750,804	
		特豪	1,104,497	1,204,880	2,873,175	
		豪雪・特豪 合算	1,082,627	1,273,358	1,872,141	
R1上半期 <sup>*1</sup>			1,061,744	1,269,641	1,888,296	
基準額			930,000	1,143,000	1,527,000	

\*1：豪雪地帯（豪雪）・特別豪雪地帯（特豪）の合算データ

表 5-5(2) 豪雪・特別豪雪地帯の本体費用・設置工事費の総額と基準額

助成区分	調査年度と基準額	5人槽 (円)	7人槽 (円)	10人槽 (円)		
高度窒素除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R4上半期	豪雪	1,638,141	2,127,959	2,436,019	
		特豪	1,558,483	1,595,000	2,090,000	
		豪雪・特豪 合算	1,629,290	2,083,546	2,366,815	
	R3下半期	豪雪	1,534,525	2,261,023	2,704,108	
		特豪	2,127,323	2,729,280	-	
		豪雪・特豪 合算	1,578,436	2,294,470	2,704,108	
	R3上半期	豪雪	1,653,785	2,597,529	3,121,667	
		特豪	1,223,189	1,479,692	-	
		豪雪・特豪 合算	1,597,127	2,411,223	3,121,667	
	R1上半期*1		1,301,516	1,736,370	2,598,057	
	基準額		1,152,000	1,521,000	1,884,000	
	窒素及び燐除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R4上半期	豪雪	-	-	-
			特豪	-	-	-
豪雪・特豪 合算			-	-	-	
R3下半期		豪雪	-	2,107,294	-	
		特豪	1,088,659	-	-	
		豪雪・特豪 合算	1,088,659	2,107,294	-	
R3上半期		豪雪	1,630,302	2,917,725	-	
		特豪	-	1,755,842	-	
		豪雪・特豪 合算	1,630,302	2,627,254	-	
R1上半期*1			1,646,590	2,247,043	3,759,800	
基準額			1,200,000	1,527,000	2,075,000	

-: データなし

\*1: 豪雪地帯（豪雪）・特別豪雪地帯（特豪）の合算データ

表 5-6 豪雪・特別豪雪地帯以外の本体費用・設置工事費の総額と基準額

助成区分	調査年度と基準額	5人槽 (円)	7人槽 (円)	10人槽 (円)
通常型の浄化槽	R4上半期	847,825	1,116,074	1,439,135
	R3下半期	842,612	1,035,790	1,379,796
	R3上半期	843,872	1,076,576	1,419,401
	R1上半期	980,547	1,176,751	1,522,934
	基準額	837,000	1,043,000	1,375,000
窒素又は磷除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R4上半期	842,238	1,035,335	1,369,726
	R3下半期	872,549	1,065,255	1,423,614
	R3上半期	811,391	1,009,344	1,363,375
	R1上半期	908,388	1,120,862	1,405,201
	基準額	882,000	1,080,000	1,404,000
高度窒素除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R4上半期	1,042,660	1,116,246	1,375,500
	R3下半期	1,041,851	1,153,992	1,821,390
	R3上半期	982,790	1,101,299	1,747,171
	R1上半期	1,168,737	1,574,256	1,887,065
	基準額	1,092,000	1,437,000	1,734,000
窒素及び磷除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R4上半期	1,448,860	1,742,094	2,223,650
	R3下半期	1,730,162	1,820,586	2,649,155
	R3上半期	1,782,023	1,919,096	2,874,945
	R1上半期	1,518,836	1,878,098	2,297,442
	基準額	1,137,000	1,431,000	1,932,000

表 5-7 全国データに基づく本体費用・設置工事費の総額

助成区分	調査年度	5人槽 (円)	7人槽 (円)	10人槽 (円)
通常型の浄化槽	R4上半期	888,359	1,164,746	1,515,818
	R3下半期	882,070	1,112,069	1,502,468
	R3上半期	866,892	1,107,176	1,483,149
	R1上半期	977,557	1,206,049	1,643,668
窒素又は磷除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R4上半期	866,524	1,078,852	1,413,942
	R3下半期	894,028	1,099,000	1,453,736
	R3上半期	837,011	1,045,392	1,420,942
	R1上半期	920,525	1,139,942	1,455,793
高度窒素除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R4上半期	1,097,372	1,219,885	1,667,064
	R3下半期	1,082,207	1,282,239	1,981,885
	R3上半期	1,039,728	1,204,038	1,934,602
	R1上半期	1,180,425	1,606,147	2,113,291
窒素及び磷除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R4上半期	1,448,860	1,742,094	2,223,650
	R3下半期	1,725,303	1,827,938	2,649,155
	R3上半期	1,778,989	2,028,044	2,874,945
	R1上半期	1,468,718	1,890,573	2,419,305

表 5-8(1) 本体費用と設置工事費の平均値とデータ数

(1)令和4年度上半期

地帯	助成区分	5人槽				7人槽				10人槽				11人槽以上			
		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費	
		平均値 (円)	データ数 (n)														
豪雪地帯	通常型の浄化槽	487,303	149	681,977	149	573,679	88	789,749	88	694,250	10	1,026,701	10	2,001,800	5	3,297,966	5
	窒素又は磷除去能力を有する高度処理浄化槽	530,521	446	603,954	446	608,287	327	692,793	327	911,265	26	832,011	26	1,954,663	3	2,922,333	3
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	538,703	32	1,099,438	32	831,685	11	1,296,273	11	884,650	4	1,551,369	4	2,559,507	3	3,720,215	3
	窒素及び磷除去能力を有する高度処理浄化槽	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別豪雪地帯	通常型の浄化槽	421,794	41	584,572	41	498,681	21	563,577	21	618,800	3	1,031,190	3	5,313,000	1	10,063,000	1
	窒素又は磷除去能力を有する高度処理浄化槽	459,579	73	657,868	73	606,331	50	780,704	50	876,700	4	806,355	4	1,779,180	3	1,588,453	3
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	726,941	4	831,542	4	557,449	1	1,037,551	1	779,926	1	1,310,074	1	-	-	-	-
	窒素及び磷除去能力を有する高度処理浄化槽	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豪雪・特別豪雪地帯以外	通常型の浄化槽	377,628	1,152	470,197	1,152	491,653	315	624,421	315	760,286	32	678,849	32	2,597,958	12	2,141,925	12
	窒素又は磷除去能力を有する高度処理浄化槽	418,145	5,675	424,093	5,675	537,340	2,024	497,996	2,024	758,204	218	611,522	218	1,573,482	48	1,620,449	48
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	498,706	350	543,954	350	508,112	100	608,134	100	734,033	12	641,467	12	2,139,500	2	1,614,186	2
	窒素及び磷除去能力を有する高度処理浄化槽	949,366	27	499,494	27	1,191,732	14	550,362	14	1,900,000	1	323,650	1	-	-	-	-

(2)令和3年度下半期

地帯	助成区分	5人槽				7人槽				10人槽				11人槽以上			
		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費	
		平均値 (円)	データ数 (n)														
豪雪地帯	通常型の浄化槽	459,407	254	667,406	254	537,757	156	838,484	156	834,456	14	1,153,044	14	1,779,001	8	1,435,403	8
	窒素又は磷除去能力を有する高度処理浄化槽	592,824	739	604,975	739	605,990	529	718,480	529	870,654	53	836,237	53	1,830,886	11	1,808,579	11
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	499,466	50	1,035,059	50	897,612	26	1,363,411	26	1,216,886	6	1,487,222	6	712,000	1	2,131,000	1
	窒素及び磷除去能力を有する高度処理浄化槽	-	-	-	-	784,941	2	1,322,353	2	-	-	-	-	-	-	-	-
特別豪雪地帯	通常型の浄化槽	428,179	72	530,345	72	479,787	40	534,523	40	836,196	5	1,099,196	5	5,005,000	1	2,860,000	1
	窒素又は磷除去能力を有する高度処理浄化槽	494,264	104	640,124	104	585,062	57	733,189	57	1,028,500	5	1,019,170	5	742,500	1	654,500	1
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	894,146	4	1,233,177	4	927,625	2	1,801,655	2	-	-	-	-	-	-	-	
	窒素及び磷除去能力を有する高度処理浄化槽	770,000	1	318,659	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豪雪・特別豪雪地帯以外	通常型の浄化槽	406,420	1,715	436,192	1,715	505,793	489	529,997	489	743,351	73	636,445	73	1,818,946	31	1,771,832	31
	窒素又は磷除去能力を有する高度処理浄化槽	437,360	11,615	435,189	11,615	562,034	3,905	503,221	3,905	818,584	544	605,030	544	1,737,365	111	1,384,227	111
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	532,094	664	509,757	664	591,254	221	562,739	221	851,560	27	969,831	27	2,379,029	11	3,244,277	11
	窒素及び磷除去能力を有する高度処理浄化槽	1,165,441	131	564,721	131	1,184,512	76	636,074	76	1,811,587	24	837,568	24	-	-	-	-

表 5-8(2) 本体費用と設置工事費の平均値とデータ数

(3)令和3年度上半期

地帯	助成区分	5人槽				7人槽				10人槽				11人槽以上			
		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費	
		平均値 (円)	データ数 (n)														
豪雪地帯	通常型の浄化槽	394,933	206	579,681	206	452,063	125	661,508	125	835,101	14	877,537	14	1,956,106	7	1,892,242	7
	窒素又は磷除去能力を有する高度処理浄化槽	507,402	535	569,093	535	613,652	362	671,812	362	815,422	33	935,381	33	2,122,647	12	1,614,262	12
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	475,173	33	1,178,612	33	844,886	10	1,752,643	10	909,667	3	2,212,000	3	-	-	-	-
	窒素及び磷除去能力を有する高度処理浄化槽	608,885	1	1,021,417	1	1,012,134	3	1,905,591	3	-	-	-	-	-	-	-	-
特別豪雪地帯	通常型の浄化槽	430,416	77	670,567	77	586,264	49	805,598	49	752,400	2	1,132,395	2	1,950,000	1	1,302,465	1
	窒素又は磷除去能力を有する高度処理浄化槽	493,139	150	611,358	150	526,030	64	678,850	64	1,130,500	4	1,742,675	4	1,023,000	1	2,915,000	1
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	393,744	5	829,445	5	653,546	2	826,147	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	窒素及び磷除去能力を有する高度処理浄化槽	-	-	-	-	1,100,000	1	655,842	1	-	-	-	-	6,050,000	1	5,534,683	1
豪雪・特別豪雪地帯以外	通常型の浄化槽	406,904	1,747	436,968	1,747	538,794	482	537,782	482	749,886	63	669,515	63	2,509,206	21	2,115,124	21
	窒素又は磷除去能力を有する高度処理浄化槽	400,462	6,567	410,929	6,567	531,094	2,694	478,250	2,694	735,806	290	627,569	290	1,379,013	48	1,682,328	48
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	490,685	372	492,105	372	581,817	141	519,482	141	787,682	19	959,489	19	1,690,714	7	2,100,575	7
	窒素及び磷除去能力を有する高度処理浄化槽	1,223,891	49	558,132	49	1,376,546	22	542,551	22	2,071,504	3	803,442	3	-	-	-	-

-:データなし

(4)令和元年度上半期

地帯	助成区分	5人槽				7人槽				10人槽				11人槽以上			
		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費	
		平均値 (円)	データ数 (n)														
豪雪・特別豪雪地帯	通常型の浄化槽	470,385	253	685,843	253	578,686	185	780,644	185	784,123	21	1,166,965	21	1,947,000	5	3,580,610	5
	窒素又は磷除去能力を有する高度処理浄化槽	493,811	669	567,933	669	582,578	499	687,063	499	918,639	51	969,658	51	2,208,690	13	2,779,448	13
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	431,125	50	870,390	50	722,686	36	1,013,684	36	1,017,138	7	1,580,919	7	3,036,000	1	6,094,000	1
	窒素及び磷除去能力を有する高度処理浄化槽	902,000	1	744,590	1	1,152,433	3	1,094,610	3	1,804,000	1	1,955,800	1	3,806,000	1	3,445,200	1
豪雪・特別豪雪地帯以外	通常型の浄化槽	436,462	1,292	506,108	1,292	535,718	457	608,280	457	790,896	63	750,299	63	2,041,914	28	1,896,187	28
	窒素又は磷除去能力を有する高度処理浄化槽*	436,607	7,784	471,781	7,784	571,326	3,392	549,536	3,392	772,773	436	632,427	436	1,812,551	119	1,375,980	119
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽*	510,401	518	658,336	518	665,656	147	908,600	147	829,923	15	1,057,143	15	2,849,294	3	2,069,526	3
	窒素及び磷除去能力を有する高度処理浄化槽	900,113	70	566,063	70	1,192,232	23	651,845	23	1,656,674	11	640,768	11	-	-	-	-

-:データなし

\*: 令和元年度調査時には「窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」「高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽」の助成区分はないため、本表においては令和元年度調査時のデータから「窒素除去型浄化槽 (T-N20mg/L 以下の性能)」、「窒素除去型浄化槽 (T-N10mg/L 以下の性能)」に該当するデータに基づき算出した。

### (3) 設置の種類ごとの設置工事費

助成区分ごと、人槽ごとの「新設等」、「汲み取り便槽からの転換」、「単独処理浄化槽からの転換」、「浄化槽から浄化槽（公共浄化槽のみ）」での設置工事費を表5-9(1),(2)に示す。令和3年度下半期及び令和4年度上半期では、いずれの助成区分、人槽においても全般的に「単独処理浄化槽からの転換」の設置工事費が最も費用が低く、「汲み取り便槽からの転換」の設置工事費が高くなる傾向にあり、令和3年度上半期と類似していた。また、各助成区分・設置の種類・人槽における設置工事費は、各調査年度において同様の金額であると考えられた。「浄化槽から浄化槽（公共浄化槽のみ）」については今回初めて調査を行ったが、得られたデータ数が少ないことから今後も継続して調査を行う必要があると判断された。

表5-9(1) 設置の種類における設置工事費

(1)令和4年度上半期

助成区分	設置の種類	5人槽		7人槽		10人槽	
		平均値 (円)	データ数 (n)	平均値 (円)	データ数 (n)	平均値 (円)	データ数 (n)
通常型の浄化槽	新設等	534,721	622	692,197	128	884,256	22
	汲み取り便槽からの転換	508,654	393	713,305	130	714,932	11
	単独処理浄化槽からの転換	405,986	324	545,786	155	647,155	12
	浄化槽から浄化槽(公共浄化槽のみ)	1,070,632	3	1,099,815	11	-	-
窒素又は燐除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	466,852	3,118	569,014	631	677,489	101
	汲み取り便槽からの転換	436,890	1,206	596,144	567	705,056	31
	単独処理浄化槽からの転換	394,854	1,832	477,323	1,193	585,227	116
	浄化槽から浄化槽(公共浄化槽のみ)	479,112	38	701,335	10	-	-
高度窒素除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	564,026	256	761,041	56	903,614	11
	汲み取り便槽からの転換	802,365	55	636,261	18	1,128,000	1
	単独処理浄化槽からの転換	524,217	72	552,997	35	879,601	4
	浄化槽から浄化槽(公共浄化槽のみ)	510,508	3	-	-	-	-
窒素及び燐除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	541,246	12	532,831	4	-	-
	汲み取り便槽からの転換	319,000	2	-	-	-	-
	単独処理浄化槽からの転換	482,186	10	557,374	10	323,650	1
	浄化槽から浄化槽(公共浄化槽のみ)	510,508	3	-	-	-	-

-: データなし

表 5-9(2) 設置の種類における設置工事費

(2)令和3年度下半期

助成区分	設置の種類	5人槽		7人槽		10人槽	
		平均値 (円)	データ数 (n)	平均値 (円)	データ数 (n)	平均値 (円)	データ数 (n)
通常型の浄化槽	新設等	470,420	1,261	599,529	296	733,697	49
	汲み取り便槽からの転換	506,820	408	719,985	183	1,128,004	9
	単独処理浄化槽からの転換	415,172	369	485,715	201	646,937	34
	浄化槽から浄化槽(公共浄化槽のみ)	864,965	3	901,245	5	-	-
窒素又は磷除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	462,263	7,881	542,657	1,515	646,503	267
	汲み取り便槽からの転換	451,764	1,681	590,470	891	676,433	63
	単独処理浄化槽からの転換	401,784	2,853	496,832	2,043	592,908	267
	浄化槽から浄化槽(公共浄化槽のみ)	454,945	43	563,974	42	1,002,952	5
高度窒素除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	531,277	462	719,413	113	1,039,821	30
	汲み取り便槽からの転換	775,947	86	922,145	36	1,414,632	1
	単独処理浄化槽からの転換	462,913	162	469,213	95	2,013,000	1
	浄化槽から浄化槽(公共浄化槽のみ)	998,910	8	870,240	5	486,494	1
窒素及び磷除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	621,023	40	537,808	6	981,989	6
	汲み取り便槽からの転換	596,946	11	700,778	3	-	-
	単独処理浄化槽からの転換	515,516	64	663,627	68	789,428	18
	浄化槽から浄化槽(公共浄化槽のみ)	582,160	17	530,543	1	-	-

-: データなし

(3)令和3年度上半期

助成区分	設置の種類	5人槽		7人槽		10人槽	
		平均値 (円)	データ数 (n)	平均値 (円)	データ数 (n)	平均値 (円)	データ数 (n)
通常型の浄化槽	新設等	481,655	992	674,530	248	768,569	42
	汲み取り便槽からの転換	489,974	567	631,000	198	792,340	16
	単独処理浄化槽からの転換	379,649	471	424,534	210	560,592	21
窒素又は磷除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	446,153	3,652	527,451	808	678,273	136
	汲み取り便槽からの転換	445,922	1,557	549,731	860	680,476	52
	単独処理浄化槽からの転換	377,429	2,043	465,632	1,452	663,334	139
高度窒素除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	520,311	291	648,847	71	1,218,549	12
	汲み取り便槽からの転換	750,168	64	833,151	25	1,143,300	4
	単独処理浄化槽からの転換	485,153	55	447,874	57	945,083	6
窒素及び磷除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	600,435	26	572,000	1	1,373,575	1
	汲み取り便槽からの転換	592,500	1	2,058,425	2	-	-
	単独処理浄化槽からの転換	528,960	23	592,169	23	518,375	2

-: データなし

令和元年度上半期

助成区分	設置の種類	5人槽		7人槽		10人槽	
		平均値 (円)	データ数 (n)	平均値 (円)	データ数 (n)	平均値 (円)	データ数 (n)
通常型の浄化槽	新設等	485,377	1,005	611,798	321	819,939	51
	汲み取り便槽からの転換	651,099	336	724,307	176	843,952	9
	単独処理浄化槽からの転換	599,165	190	691,132	136	957,032	23
窒素又は磷除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	454,563	4,934	526,580	1,458	641,399	274
	汲み取り便槽からの転換	503,450	1,818	576,602	1,042	674,185	62
	単独処理浄化槽からの転換	528,074	1,670	600,498	1,343	720,939	142
高度窒素除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	645,294	371	1,058,191	73	1,305,488	8
	汲み取り便槽からの転換	848,460	71	909,981	45	1,404,832	8
	単独処理浄化槽からの転換	674,691	123	794,994	64	873,505	6
窒素及び磷除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	542,758	62	714,319	17	559,064	7
	汲み取り便槽からの転換	1,382,307	2	638,715	2	1,955,800	1
	単独処理浄化槽からの転換	564,771	7	693,629	7	783,750	4

#### (4) 積雪荷重・凍結防止対策工事費

豪雪地帯及び特別豪雪地帯における人槽ごとの積雪荷重・凍結防止対策の工事費を表 5-10 に示す。特別豪雪地帯においては、5・7人槽において各調査年度の平均工事費は8～10万円程度であり、ほぼ同等であった。一方、豪雪地帯では5・7人槽において令和3年度上半期に対して令和3年度下半期、令和4年度上半期いずれも平均工事費は約2～3倍程度高い傾向にあった。そのような相違が生じた要因として、①平均工事費が高額であった一部の市町村は、令和3年度下半期及び令和4年度上半期には回答しているが、令和3年度上半期には回答していなかったこと、②前述の①に該当する一部の市町村ではピット工事やコンクリートボックス工事を実施していたため、工事費が高額になったことが影響したと考えられた。このことは、各市町村の回答数、工事の仕様により、当該平均工事費は大きく変動する可能性を示唆するものである。そのため今後の調査においては、ピット工事やコンクリートボックス工事等、工事費が高額となる工事の実施の有無についても調査し、その上で当該工事費に関して評価することが重要であると考えられた。

表 5-10 豪雪地帯及び特別豪雪地帯における積雪荷重・凍結防止対策の工事費

地帯	調査年度	5人槽			7人槽			10人槽		
		平均値 (円)	データ数 (n)	回答した 市町村数	平均値 (円)	データ数 (n)	回答した 市町村数	平均値 (円)	データ数 (n)	回答した 市町村数
豪雪地帯	R4上半期	181,852	20	8	267,547	21	10	929,241	3	2
	R3下半期	142,390	39	15	223,545	32	12	271,163	6	5
	R3上半期	72,427	61	17	88,953	46	4	84,171	8	6
特別豪雪地帯	R4上半期	87,033	14	9	100,456	7	5	278,000	1	1
	R3下半期	83,237	20	10	104,311	10	6	-	-	0
	R3上半期	104,617	17	10	113,140	8	7	-	-	0
豪雪地帯・特別	R4上半期	142,809	34	16	225,774	28	15	766,431	4	3
豪雪地帯全体	R3下半期	122,338	59	23	195,156	42	19	271,163	6	5
	R3上半期	79,443	78	26	92,536	54	22	84,171	8	6

-: データなし

#### (5) 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から転換した際の撤去費用及び宅内配管工事費

設置の種類で「単独処理浄化槽から転換」、「汲み取り便槽から転換」に該当するデータの撤去費用及び宅内配管工事費（令和元年度調査においては「管渠設置費用」を宅内配管工事費と同義とした）及び回答した市町村数を表 5-11 に示す。

撤去費用について、単独処理浄化槽からの転換の場合においてはいずれの人槽においても令和3年度上半期、令和3年度下半期、令和4年度上半期でほぼ同額であり、人槽が大きくなるにつれて費用も高くなる傾向にあった。汲み取り便槽から転換した場合でも同様の傾向がみられた。

宅内配管工事費については、撤去費用と同様に、単独処理浄化槽からの転換の場合においてはいずれの人槽においても令和3年度上半期、令和3年度下半期、令和4年度上半期でほぼ同額であり、人槽が大きくなるにつれて費用も高くなる傾向にあった。汲み取り便

槽から転換した場合でも同様の傾向がみられた。

全体の傾向として、撤去費用、宅内配管工事費いずれも、汲み取り便槽から転換した場合に比べて単独処理浄化槽から転換した場合のほうが14%程度費用が高くなった。

表5-11 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から転換した際の撤去費用と宅内配管工事費

(1)撤去費用

種類	調査年度	5人槽			7人槽			10人槽			5~10人槽		
		平均値 (円)	データ数 (n)	回答した 市町村数									
単独転換	R4上半期	141,354	1,741	300	163,057	1,041	287	183,742	87	71	150,514	2,869	403
	R3下半期	147,014	2,601	359	159,616	1,745	327	171,685	216	133	153,002	4,562	454
	R3上半期	143,344	2,030	353	153,056	1,299	321	157,358	122	81	147,495	3,451	469
	R1上半期	147,266	1,493	274	150,587	1,011	250	157,869	112	74	149,003	2,616	365
汲み取り転換	R4上半期	127,748	647	201	144,231	184	94	101,637	11	9	131,009	842	236
	R3下半期	127,401	513	169	155,326	185	102	153,562	16	15	135,223	714	213
	R3上半期	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	R1上半期	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

--: データなし

(2)宅内配管工事費

種類	調査年度	5人槽			7人槽			10人槽			5~10人槽		
		平均値 (円)	データ数 (n)	回答した 市町村数									
単独転換	R4上半期	347,257	1,923	292	416,522	1,139	283	504,279	101	76	377,213	3,163	388
	R3下半期	354,981	2,827	340	409,294	1,845	304	489,569	228	121	381,694	4,900	417
	R3上半期	342,872	2,161	322	397,919	1,377	299	467,214	130	84	367,944	3,668	427
	R1上半期	227,253	1,128	246	298,669	731	208	353,650	88	60	259,779	1,947	333
汲み取り転換	R4上半期	320,332	972	269	372,198	298	135	406,444	18	16	333,536	1,288	307
	R3下半期	320,288	1,035	252	369,523	423	157	330,456	28	24	334,495	1,486	304
	R3上半期	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	R1上半期	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

--: データなし

## 5.4 総括と今後の課題

### (1) 調査方法

既存調査では上半期（4月1日～9月30日）のみを対象期間としていた。本調査では下半期（10月1日～3月31日）に対しても初めて調査を行ったところ、これまでの調査で最も多いデータ数を得ることができた（表5-4参照）。浄化槽設置に係る国庫助成の基準額を検討する際に参考となる金額を把握するにあたり、多くのデータを収集することが求められるが、下半期においても上半期と同等以上に国庫助成事業又は地方単独事業による整備が行われていることが示唆された。今後も下半期の調査を継続して実施することにより、助成に係る各種費用についてより詳細な実態把握をすることができると考えられた。

### (2) 集計結果

助成区分で見ると、令和3年度下半期及び令和4年度上半期いずれも最もデータが多いのは「窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」であり、次いで多いのは「通常型の浄化槽」である（表5-8(1)、(2)参照）。これらの助成区分において、豪雪地帯・特別豪雪地帯以外では両年度調査いずれも本体費用・設置工事費の総額が5、7、10人槽いずれ

においても基準額とほぼ同額であると考えられた（表 5-6 参照）。一方、豪雪地帯及び特別豪雪地帯においてはそれらの総額は、いずれの人槽においても基準額より高くなる傾向にあった（表 5-5(1)、(2)参照）。これらの傾向は、令和 3 年度に実施した調査で整理した既存調査の調査と同様であった。「高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽」及び「窒素及びリン除去能力を有する高度処理型の浄化槽」は、既存調査と同様に令和 3 年度下半期及び令和 4 年度上半期においても得られるデータ数は少なかった（表 5-8(1)参照）。ただし、豪雪・特別豪雪地帯の「高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽」では基準額を大きく超過することが多く（表 5-5(2)参照）、「窒素及びリン除去能力を有する高度処理型の浄化槽」では豪雪・特別豪雪地帯、豪雪・特別豪雪地帯以外いずれにおいても基準額を大きく超過することが多い傾向にあると示唆された（表 5-5(2)、表 5-6 参照）。

設置の種類（表 5-9(1)、(2)参照）で比較すると、いずれの調査においてもデータ数が多いのは「通常型の浄化槽」、「窒素又はリン除去能力を有する高度処理型の浄化槽」の 5・7 人槽である。これらの設置工事費を比較すると大きな相違はなくほぼ同程度であると考えられる。それ以外の助成区分・人槽で各調査を比較した場合でも設置工事費はほぼ同程度にあると考えられるが、データ数が少ないことから今後も調査を継続して行き、傾向について評価、判断することが重要となる。本調査において初めて「浄化槽から浄化槽（公共浄化槽のみ）」についてデータの収集を行った。その設置工事費は新設等の他の「設置の種類」に比べて同等かやや高い傾向にあるが、データ数が少ないため今後も継続して調査を行い実態把握に努める必要があると考えられた。

積雪荷重・凍結防止対策の工事費（表 5-10 参照）においては、特別豪雪地帯では令和 3 年度上半期、令和 3 年度下半期及び令和 4 年度上半期においていずれの人槽でもほぼ同等であった。その一方で豪雪地帯ではいずれの人槽でも令和 3 年度上半期に比べて令和 3 年度下半期及び令和 4 年度上半期いずれも工事費が約 2～3 倍程度高額となった。その要因として、令和 3 年度上半期には回答せず令和 3 年度下半期及び令和 4 年度上半期には回答した一部の市町村では、ピット工事やコンクリートボックス工事を実施していたために工事費が高額になったと考えられた。このように各市町村の回答数、工事の仕様等によって工事費は大きく変動する可能性があることから、今後も継続して調査しデータ数を増やしたうえで評価することが求められる。

単独処理浄化槽から転換した際の撤去費用と宅内配管工事費（表 5-11 参照）は、撤去費用は各調査年度においていずれの人槽においてもほぼ同等であるが、宅内配管工事費については令和 3 年度上半期、令和 3 年度下半期及び令和 4 年度上半期ではほぼ同等であった。汲み取り便槽から転換した際の撤去費用と宅内配管工事費（表 5-11 参照）は、令和 3 年度下半期及び令和 4 年度上半期の比較ではいずれの人槽においてもほぼ同等であった。

本調査で得られた令和 3 年度下半期及び令和 4 年度上半期のデータに対し既存調査の令和元年度上半期、令和 3 年度上半期のデータを比較すると、総じて同等の金額、傾向が示唆されることが多かった。その一方で、「設置の種類」の「浄化槽から浄化槽（公共浄化

槽のみ)」、あるいは「汲み取り便槽から転換」の際の撤去費用や宅内配管工事費については本調査で初めて実施したものであり、データ数が少ない状況にある。今後も同様の調査を継続して行い、詳細な実態把握に努めることが求められる。

## 第6章 業務のまとめと今後の課題

### 6.1 本年度業務のまとめ

本業務は、「法定検査の受検率向上に関する調査」、「受検率向上に向けた事例集の作成」、「浄化槽の法定検査に関する全国会議の開催」及び「浄化槽設置費用調査」からなる。各項目の成果の概要を以下に示す。

#### (1) 法定検査の受検率向上に関する調査

##### 1) 自治体における受検率の向上に関する調査

令和2年度における検査対象件数が多い自治体である千葉県、埼玉県、茨城県を対象に、法定検査の受検率向上に資する取り組み及びそれを進めるうえでの課題についてヒアリングを行い、他の自治体の参考となり得る情報を収集した。

##### 2) 指定検査機関における受検率の向上及び効率化検査を活用した運営に関する調査

指定検査機関(65機関)を対象に、法定検査の受検率向上に資する取り組みや検査方法及び体制についてアンケート調査を行い、設置基数や検査体制の違いを踏まえた各指定検査機関特有の状況を鑑み、多角的な視点から情報の解析を行った。

また、精度管理やデジタル技術の活用において先進的な取り組みを行っている指定検査機関を対象としたヒアリング調査を行い、事例集に反映させるための情報を収集した。

#### (2) 受検率向上に向けた事例集の作成

過年度調査及び本年度調査の結果を踏まえ、「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取組事例」の作成(平成22年度に作成された初版の改訂)を行った。事例集がより分かりやすく、また幅広く活用されるよう、実務者及び学識専門家を対象として事例集に対するヒアリング調査を実施し、意見を反映させた。

#### (3) 浄化槽の法定検査に関する全国会議の開催

全国の指定検査機関、都道府県及び保健所設置市(一部、権限移譲市町村を含む)を対象とした全国会議を開催し、「浄化槽法定検査の受検率向上に向けた取組事例」及び「特定既存単独処理浄化槽」に関する情報提供を行うとともに意見交換が行われた。

#### (4) 浄化槽設置費用調査

全国の市町村から収集した浄化槽設置費用の情報に基づき、以下の事項を確認し、浄化槽設置に係る補助基準額の検討に資する基礎情報を整理した。

- 本体費用・設置工事費の総額と基準額との関係
- 設置の種類ごとの設置工事費

- 積雪荷重・凍結防止対策工事費
- 単独処理浄化槽あるいは汲み取り便槽から転換した際の撤去費用及び宅内配管工事費

## 6.2 今後の課題

### (1) 11条検査の受検率向上

本年度調査で作成した「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取組事例〈令和4年度版〉」に掲載した情報を行政担当者等に周知し、受検率向上に向けた取り組みの促進を図る必要がある。

また、受検率向上策である一括契約や業者による代行申込みについて、契約・申込みに至るフローや料金徴収の実施者等の実態に関する情報が不十分であることから、さらなる情報収集が必要となる。

### (2) 法定検査の精度管理

本年度調査で、指定検査機関における精度管理の実施状況を把握したが、作業マニュアルが作成されていない機関等が認められたことから、精度管理の推進を目的として「浄化槽の水質に関する検査における精度管理手法の導入マニュアル」の改訂を視野に入れた調査・検討を行う必要がある。また、既存のマニュアルは効率化検査に対応していない、デジタル技術を活用した精度管理に関する記述がない等、情報を更新する余地があるため、これらについても詳細な調査が必要となる。

### (3) 浄化槽整備促進

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等に関する国による支援施策を的確に実施していくうえで、浄化槽設置に係る国庫助成の基準額を検討する際に参考となる浄化槽設置費用の実態を把握することは重要である。令和3年度下半期のデータ数は令和4年度上半期等と比べ多かったことから、今後も下半期のデータ収集を継続して行うことで、より詳細な実態把握ができるようになると考えられる。

本調査では、浄化槽から浄化槽（公共浄化槽のみ）に転換した場合の設置工事費や、汲み取り便槽から転換した際の撤去費用及び宅内配管工事費に関する情報収集を新たに実施した。得られたデータ数は少ないことから今後も継続して調査を行い実態把握に努める必要があると考えられた。

## 参考資料

### 参考資料 1（令和 4 年度浄化槽法定検査に関するアンケート調査票）

指定検査機関を対象としたアンケートの調査票を次ページ以降に示す。

令和4年度浄化槽法定検査に関するアンケート調査票

1. 自治体と指定検査機関の連携状況に関する質問

<質問1の意図>

11条検査の受検率向上のため、自治体と指定検査機関がどのように連携を図っているか調査するための質問です。本アンケート調査結果に基づき、複数の自治体に対してヒアリングを行い、そこで得られた情報を「受検率向上に向けた事例集」に反映させる予定です。

1. 1 連携の内容

11条検査の受検率向上を図るため、貴機関と自治体（都道府県、保健所設置市、権限移譲市町村）とが連携して行っている取り組みについて回答して下さい。（複数回答可）

- 自治体からの届出情報の受領 ⇒ 1. 2の(1)へ
- 浄化槽の使用状況（廃止等）に関する情報の自治体への提供 ⇒ 1. 2の(2)へ
- 自治体担当者と合同で実施する未受検者への戸別訪問 ⇒ 1. 2の(3)へ
- 自治体の担当部署職員への浄化槽に関するレクチャー ⇒ 1. 2の(4)へ
- その他 ⇒ 1. 2の(5)へ

<参考>

- 「浄化槽の使用状況（廃止等）に関する情報の自治体への提供」について  
検査業務で取得した休止・廃止等の浄化槽情報を、自治体に対してリスト化して提供している場合、あるいは、自治体の浄化槽台帳の管理を受託しており、休止・廃止等のフラグを立てて台帳情報を共有している場合に選択して下さい。

1. 2 各取り組みの概要

以下の(1)～(5)のうち、1. 1で選択した取り組みに関する質問について回答して下さい。

(1) 自治体からの届出情報の受領

1. 1で「自治体からの届出情報の受領」を選択した機関は、以下の①～③に回答して下さい。

- ① 受領している届出情報の種類と受領年度を回答して下さい。（複数回答可）

<受領している届出情報>

- a. 建築確認申請書類に添付の浄化槽調書
- b. 浄化槽設置届出書
- c. 浄化槽使用休止届出書
- d. 浄化槽使用再開届出書
- e. 浄化槽使用廃止届出書
- f. 使用開始の報告
- g. 浄化槽管理者の変更の報告
- h. 設置補助対象浄化槽のリスト

<受領年度>

- 平成/令和 年度～平成/令和 年度

- ② ①で選択した届出情報のうち、一部の自治体では受領できていない情報がある場合、受領できていない情報の種類と自治体を回答して下さい。

【回答例】①で選択したa、bについては、〇〇市からの受領なし

- ③ 自治体から届出情報を受領するにあたり、個人情報保護条例に抵触しないよう自治体が講じている措置を回答して下さい。（複数回答可）

<措置>

<自治体名>

- 特になし ( )
- 個人情報保護審議会/審査会に諮問して答申 ( )
- 届出書類提出時に本人同意を取得 ( )
- 自治体と指定検査機関で覚書を交わす ( )
- その他 ( )

<その他の内容>

(2) 浄化槽の使用状況（廃止等）に関する情報の自治体への提供

1. 1で「浄化槽の使用状況（廃止等）に関する情報の自治体への提供」を選択した機関は、以下の①～③に回答して下さい。

- ① 情報提供を開始した年度を回答して下さい。

平成/令和 年度

- ② 自治体に提供している情報の種類を回答して下さい。（複数回答可）

- 休止浄化槽の情報

- 廃止済み浄化槽の情報
- 浄化槽管理者が変更された浄化槽の情報
- 無届設置浄化槽の情報
- その他

<その他の内容>

③ 把握した浄化槽の使用状況に関する情報を自治体へ提供する方法を回答して下さい。

- 使用状況の変化した浄化槽のリストを整理して提供
- 浄化槽台帳の管理業務を受託しており、その情報を更新
- その他

<その他の内容>

(3) 自治体担当者と合同で実施する未受検者への戸別訪問

1. 1で「自治体担当者と合同で実施する未受検者への戸別訪問」を選択した機関は、以下の①～②に回答して下さい。

① 自治体担当者と指定検査機関職員が、合同で未受検者への戸別訪問を実施する場合、その実施主体は自治体と指定検査機関のどちらになるか回答して下さい。

- 自治体
- 指定検査機関

② 自治体と合同で行った戸別訪問の件数及びそのうち受検につながった浄化槽の比率について、近年（5年程度）の平均的な数値を回答して下さい。

<自治体と合同で実施した戸別訪問の件数>  
件/年  
<上記の戸別訪問の結果、受検につながった浄化槽の比率>  
%

(4) 自治体の担当部署職員への浄化槽に関するレクチャー

1. 1で「自治体の担当部署職員への浄化槽に関するレクチャー」を選択した機関は、以下の①～②に回答して下さい。

① 浄化槽に関するレクチャーを実施している対象自治体名を記載して下さい。

② 自治体の担当部署職員に対して浄化槽に関するレクチャーを実施することにより、受検率の向上に及ぼす影響として、実感している内容を記載して下さい。

(5) その他の連携

1. 1で「その他」を選択した機関は、11条検査の受検率を向上させるため、自治体と連携して実施しているその他の取り組みについて概要を記載して下さい。

<受検率向上に資するその他の連携の概要>

2. 11 条検査の受検率向上のための取り組みに関する質問

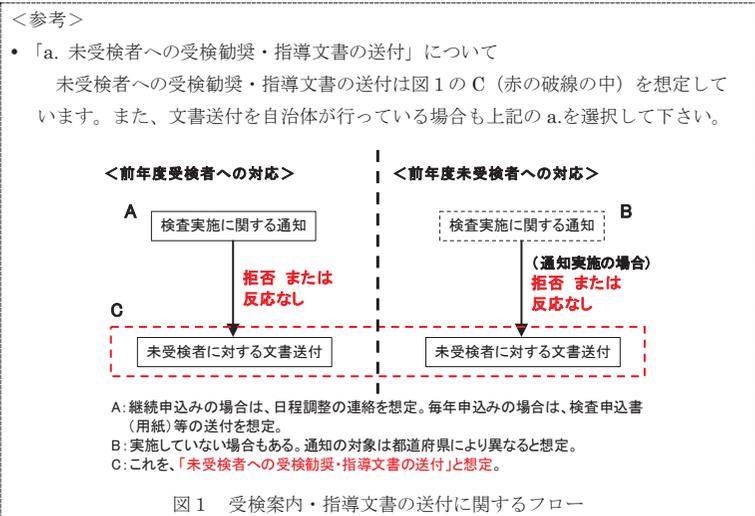
<質問2の意図>  
 受検率向上のための取り組みが 11 条検査受検率にどのように影響するかを定量解析するため、各都道府県で実施されている取り組みの内容とその程度を把握するための質問です。

2. 1 受検率向上のための取り組み内容

貴機関が 11 条検査を担当しているエリア（市区町村）において、受検率向上のためにやっているまたは過去に行った取り組みとして該当するものをすべて選択して下さい。（複数回答可）

(1) 前年度までの未受検者及び受検拒否者の受検を促す取り組み

- a. 未受検者への受検勧奨・指導文書の送付 ⇒ (1) のいずれかを選択
- b. 未受検者への電話による受検勧奨 した場合は 2. 2 へ
- c. 未受検者への戸別訪問による受検勧奨
- d. 業者による受検勧奨
- e. 広告・宣伝を活用した法定検査の周知



- 「d. 業者による受検勧奨の要請」  
 保守点検・清掃業者に対し、未受検者への受検勧奨を行うよう要請・依頼している機関は上記の d. を選択して下さい。

(2) 継続受検を促進するための取り組み

- f. 自動継続申込みの仕組みの構築 ⇒ (2) のいずれかを選択
- g. 浄化槽管理者に対する説明・案内の工夫 した場合は 2. 3 へ
- h. 設置者（新設）に対する講習会での周知

<参考>

- 「f. 自動継続申込みの仕組みの構築」について  
 継続申込みの検査申込書の導入、一括契約、検査契約等の自動更新を想定しています。一部の地域・業者のみで自動継続申込みの仕組みを取り入れている場合も上記の f. を選択して下さい。  
 また、浄化槽の新設時に 7 条検査料金及び数年分の 11 条検査料金を前納してもらい、その間の継続受検を促進している機関も上記の f. を選択して下さい。
- 「h. 設置者（新設）に対する講習会での周知」について  
 講習会の主催者が指定検査機関ではなく自治体や浄化槽協会の場合も上記の h. を選択して下さい。

(3) 検査対象件数の精査及び受検指導の効果・効率向上のための取り組み

- i. 浄化槽台帳の精査 ⇒ 選択した場合は 2. 4 へ

<参考>

- 「i. 浄化槽台帳の精査」について  
 自治体が保有する浄化槽台帳の精査を想定しています。自治体が主体となって精査を行った場合であっても、指定検査機関の関与がある場合や精査の内容を把握している場合は上記の i. を選択して下さい。

(4) 受検率向上のためのその他の取り組み

- j. その他の取り組み ⇒ 選択した場合は 2. 5 へ

2. 2 前年度までの未受検者及び受検拒否者の受検を促す取り組みの詳細

以下の (1) ~ (5) のうち、2. 1 (1) で選択した取り組みに関する質問について回

答して下さい。

(1) 未受検者への受検勸奨・指導文書の送付 (2. 1の(1)のa.)

2. 1の(1)で「a. 未受検者への受検勸奨・指導文書の送付」を選択した機関は、以下の①～④に回答して下さい。

① 受検勸奨・指導文書の送付の実施主体を回答して下さい。(複数回答可)

- 自治体
- 指定検査機関
- その他

<その他の内容>

② 受検勸奨・指導文書の送付を実施した年度を回答して下さい。

平成/令和 年度 ～ 平成/令和 年度

③ 受検勸奨・指導文書を送付する際の、送付対象の選定条件を回答して下さい。

<送付対象者の受検歴の有無>

- 受検歴の有無に関わらず送付対象になる
- 受検歴のある浄化槽管理者が送付対象
- その他

<その他の内容>

<合併/単独の種類、人槽、補助対象浄化槽か否か、建築用途等による対象の限定>

- 限定していない
- 限定している

<対象の条件>

<実施地域>

- 検査を実施している地域全域
- 一部の市町村

<文書送付を実施している市町村>

<送付対象地域の分割(送付の周期)>

- 毎年、対象地域全域に送付
- 検査対象地域を複数ブロックに分割して、1年に1ブロックずつ送付

<ブロック数>

ブロックに分割

- その他

<その他の内容>

④ 受検勸奨・指導文書の送付件数及びそのうち受検した件数(受検/文書送付%)を回答して下さい。件数等の詳細を把握していない場合は、おおまかな数値を回答して下さい。

・平成22年度	文書送付	件	⇒	受検	件	(	%)
・平成23年度	文書送付	件	⇒	受検	件	(	%)
・平成24年度	文書送付	件	⇒	受検	件	(	%)
・平成25年度	文書送付	件	⇒	受検	件	(	%)
・平成26年度	文書送付	件	⇒	受検	件	(	%)
・平成27年度	文書送付	件	⇒	受検	件	(	%)
・平成28年度	文書送付	件	⇒	受検	件	(	%)
・平成29年度	文書送付	件	⇒	受検	件	(	%)
・平成30年度	文書送付	件	⇒	受検	件	(	%)
・令和元年度	文書送付	件	⇒	受検	件	(	%)
・令和2年度	文書送付	件	⇒	受検	件	(	%)

(2) 未受検者への電話による受検勸奨 (2. 1の(1)のb.)

2. 1の(1)で「b. 未受検者への電話による受検勸奨」を選択した機関は、以下の①～④に回答して下さい。

① 電話による受検勸奨の実施主体を回答して下さい。(複数回答可)

- 自治体
- 指定検査機関
- その他

<その他の内容>

- ② 電話による受検勸奨の実施年度を回答して下さい。

平成/令和 年度 ～ 平成/令和 年度

- ③ 電話による受検勸奨の対象者の選定条件を回答して下さい。

- ④ 電話による受検勸奨を行った回数及びそのうち受検した件数（受検/電話%）を回答して下さい。件数等の詳細を把握していない場合は、おおまかな数値を回答して下さい。なお、昨年度のアンケート調査において平成 22 年度～令和元年度までの数値を回答していただいた機関については、令和 2 年度分の数値のみ回答して下さい。

・平成 22 年度	電話	件	⇒	受検	件 (	%)
・平成 23 年度	電話	件	⇒	受検	件 (	%)
・平成 24 年度	電話	件	⇒	受検	件 (	%)
・平成 25 年度	電話	件	⇒	受検	件 (	%)
・平成 26 年度	電話	件	⇒	受検	件 (	%)
・平成 27 年度	電話	件	⇒	受検	件 (	%)
・平成 28 年度	電話	件	⇒	受検	件 (	%)
・平成 29 年度	電話	件	⇒	受検	件 (	%)
・平成 30 年度	電話	件	⇒	受検	件 (	%)
・令和元年度	電話	件	⇒	受検	件 (	%)
・令和 2 年度	電話	件	⇒	受検	件 (	%)

- (3) 未受検者への戸別訪問による受検勸奨（2. 1 の（1）の c.）

2. 1 の（1）で「c. 未受検者への戸別訪問による受検勸奨」を選択した機関は、以下の①～④に回答して下さい。

- ① 戸別訪問による受検勸奨の実施主体を回答して下さい。（複数回答可）

- 自治体  
 指定検査機関  
 その他

<その他の内容>

- ② 戸別訪問による受検勸奨の実施年度を回答して下さい。

平成/令和 年度 ～ 平成/令和 年度

- ③ 戸別訪問による受検勸奨の対象者の選定条件を回答して下さい。

- ④ 戸別訪問による受検勸奨を行った回数及びそのうち受検した件数（受検/訪問%）を回答して下さい。件数等の詳細を把握していない場合は、おおまかな数値を回答して下さい。なお、昨年度のアンケート調査において平成 22 年度～令和元年度までの数値を回答していただいた機関については、令和 2 年度分の数値のみ回答して下さい。

・平成 22 年度	戸別訪問	件	⇒	受検	件 (	%)
・平成 23 年度	戸別訪問	件	⇒	受検	件 (	%)
・平成 24 年度	戸別訪問	件	⇒	受検	件 (	%)
・平成 25 年度	戸別訪問	件	⇒	受検	件 (	%)
・平成 26 年度	戸別訪問	件	⇒	受検	件 (	%)
・平成 27 年度	戸別訪問	件	⇒	受検	件 (	%)
・平成 28 年度	戸別訪問	件	⇒	受検	件 (	%)
・平成 29 年度	戸別訪問	件	⇒	受検	件 (	%)
・平成 30 年度	戸別訪問	件	⇒	受検	件 (	%)
・令和元年度	戸別訪問	件	⇒	受検	件 (	%)
・令和 2 年度	戸別訪問	件	⇒	受検	件 (	%)

- (4) 業者による受検勸奨（2. 1 の（1）の d.）

2. 1 の（1）で「d. 業者による受検勸奨」を選択した機関は、以下の①～③に回答して下さい。

- ① 保守点検・清掃業者に対し、未受検者への受検勸奨を行うよう要請・依頼するようになった時期を回答して下さい。

昭和/平成/令和 年頃

② 保守点検・清掃業者による受検勸奨を促すための工夫を行っている場合は、その工夫の内容を回答して下さい。

③ 保守点検・清掃業者による受検勸奨によって 11 条検査を受検するようになった浄化槽管理者がどの程度を占めるか、おおまかな比率を回答して下さい。

令和 2 年度の 11 条検査実施件数の	%程度
----------------------	-----

(5) 広告・宣伝を活用した法定検査の周知 (2. 1 の (1) の e.)

2. 1 の (1) で「e. 広告・宣伝を活用した法定検査の周知」を選択した機関は、以下の①～③に回答して下さい。

① 広告・宣伝を活用した法定検査の周知の実施主体を回答して下さい。(複数回答可)

- 自治体
- 指定検査機関
- その他

<その他の内容>

② これまで実施してきた広告・宣伝による周知の方法及びそれぞれの実施年度を回答して下さい。(複数回答可)

<周知方法>	<実施年度>
<input type="checkbox"/> 市町村広報誌	平成/令和 年度～平成/令和 年度
<input type="checkbox"/> 地域の回覧板	平成/令和 年度～平成/令和 年度
<input type="checkbox"/> ラジオ CM	平成/令和 年度～平成/令和 年度
<input type="checkbox"/> テレビ CM	平成/令和 年度～平成/令和 年度
<input type="checkbox"/> 新聞、チラシ広告	平成/令和 年度～平成/令和 年度
<input type="checkbox"/> パンフレット、啓発グッズ等の配布	平成/令和 年度～平成/令和 年度
<input type="checkbox"/> 商業施設等での呼びかけ	平成/令和 年度～平成/令和 年度
<input type="checkbox"/> 公共交通機関におけるポスター等の掲示	平成/令和 年度～平成/令和 年度
<input type="checkbox"/> その他	平成/令和 年度～平成/令和 年度

<その他の内容>

**【回答例】 You Tube、SNS を活用した周知**

③ 広告・宣伝による周知を実施することによる効果として、実感している内容を記載して下さい。

2. 3 継続受検を促進するための取り組みの詳細

以下の (1)～(3) のうち、2. 1 (2) で選択した取り組みに関する質問について回答して下さい。

(1) 自動継続申込みの仕組みの構築 (2. 1 の (1) の f.)

2. 1 の (2) で「f. 自動継続申込みの仕組みの構築」を選択した機関は、以下の①～④に回答して下さい。

① 採用している自動継続申込みの種類を回答して下さい。(複数回答可)

- 継続申込みを行う旨を記載した検査申込書
- 一括契約の自動更新
- 検査契約の自動更新
- その他

<その他の内容>

**【回答例】 補助対象浄化槽については、新設時に 7 条検査料金と●年分の 11 条検査料金を前納してもらう**

② ①で回答していただいた自動継続申込みが、7 条検査からの自動継続となっているか、11 条検査のみの自動継続となっているか回答して下さい。

- 7 条検査から自動継続
- 11 条検査のみ自動継続

③ 自動継続申込みの仕組みを導入した年度を回答して下さい。

昭和/平成/令和	年度
----------	----

④ 令和 2 年度の 11 条検査実施件数のうち、自動継続申込みに基づく検査の件数の比率を回答して下さい。\*

※一括契約等の自動継続申込みに基づく受検者と毎年の申込みに基づく受検者が混在していることを想定した質問です。

% (自動継続申込みの件数/11 条検査実施件数 (全数) ×100)

(2) 浄化槽管理者に対する説明・案内の工夫 (2. 1の(1)のg.)

2. 1の(2)で「g. 浄化槽管理者に対する説明・案内の工夫」を選択した機関は、工夫の内容とその開始年度を回答して下さい。(複数回答可)

<工夫の内容>

- |  |       |    |
|--|-------|----|
| <input type="checkbox"/> 検査実施の通知を送付する際に、パンフレット等を添付 | 平成/令和 | 年度 |
| <input type="checkbox"/> 検査実施時に次年度以降の検査について検査員が説明  | 平成/令和 | 年度 |
| <input type="checkbox"/> 検査実施時にパンフレット等を渡す          | 平成/令和 | 年度 |
| <input type="checkbox"/> その他                       | 平成/令和 | 年度 |

<開始年度>

<その他の内容>

(3) 設置者(新設)に対する講習会での周知 (2. 1の(1)のh.)

2. 1の(2)で「h. 設置者(新設)に対する講習会での周知」を選択した機関は、以下の①～⑤に回答して下さい。

① 講習会の主催者を回答して下さい。

- 自治体  
 指定検査機関  
 (指定検査機関以外の) 浄化槽協会  
 その他

<その他の内容>

【回答例】 県、指定検査機関、浄化槽協会の共催

② 講習会の受講対象者を回答して下さい。

- 浄化槽を新規に設置する者全員  
 補助対象浄化槽を新規に設置する者  
 その他

<その他の内容>

③ 講習会の開催年度を回答して下さい。

平成/令和 年度 ～ 平成/令和 年度

④ 貴機関が法定検査を実施している地域における1年当たりの講習会実施回数を回答して下さい。

回/年

⑤ 講習会受講者の11検査の継続受検効果を高めるための工夫があれば回答して下さい。

2. 4 浄化槽台帳の精査の詳細 (2. 1の(1)のi.)

2. 1の(3)で「i. 浄化槽台帳の精査」を選択した機関は、以下の①～③に回答して下さい。

① これまで実施されてきた浄化槽台帳の精査手法を回答して下さい。

- 指定検査機関の検査台帳との突合・精査  
 保守点検・清掃業者の保有する顧客情報との突合・精査  
 住宅地図を用いた台帳情報の確認  
 文書(返信ハガキ等)を用いた排水処理施設の調査  
 悉皆調査(現地確認)による精査  
 下水道台帳との突合・精査  
 提出された廃止届出情報との突合・精査  
 その他

<その他の内容>

② 浄化槽台帳の精査を実施した年度を回答して下さい。過去に精査作業を複数回実施している場合はそれぞれ分けて記載して下さい。なお、随時行っている精査作業については、「随時」の欄に開始年度を記載して下さい。

1回目：平成/令和	年度	～	平成/令和	年度
2回目：平成/令和	年度	～	平成/令和	年度
3回目：平成/令和	年度	～	平成/令和	年度
4回目：平成/令和	年度	～	平成/令和	年度
随時	：平成/令和	年度	～	

③ ②で回答していただいた精査作業の結果、浄化槽台帳に登録されている浄化槽設置基数がどの程度増減したか回答して下さい。

1回目：	基程度	減少/増加			
	(廃止済み浄化槽の削除	基、無届浄化槽の追加	基)		
2回目：	基程度	減少/増加			
	(廃止済み浄化槽の削除	基、無届浄化槽の追加	基)		
3回目：	基程度	減少/増加			
	(廃止済み浄化槽の削除	基、無届浄化槽の追加	基)		
4回目：	基程度	減少/増加			
	(廃止済み浄化槽の削除	基、無届浄化槽の追加	基)		

2. 5 その他の取り組みの詳細 (2. 1の(1)のj.)

2. 1の(4)で「j. その他の取り組み」を選択した機関は、以下の①～②に回答して下さい。

① 実施している取り組みの概要を記載して下さい。

<取り組み1の概要>

<取り組み2の概要>

<取り組み3の概要>

② ①で回答していただいた各取り組みの実施年度を回答して下さい。

取り組み1：	平成/令和	年度	～	平成/令和	年度
取り組み2：	平成/令和	年度	～	平成/令和	年度
取り組み3：	平成/令和	年度	～	平成/令和	年度

2. 6 特に効果的だった取り組み

2. 2～2. 5で回答していただいた取り組みのうち、受検率の向上を図る上で特に効果的だった取り組みを1～3つ程度挙げて下さい。

3. 基本検査に類似した検査方法の導入状況に関する質問

<質問3の意図>

従来から提案されてきた基本検査(図2参照)のうち、「対応レベル0」及び「保守点検・清掃記録票の事前収集」の実施状況を調査し、効果的・効率的な法定検査の実現に向けた取り組みの進捗状況を把握するための質問です。

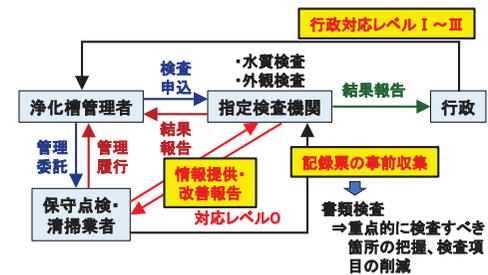


図2 基本検査のイメージ

3. 1 導入状況

貴機関における基本検査に類似した検査方法の導入状況について回答して下さい。(複数回答可)

- 対応レベル0の「情報提供」の仕組みを構築している ⇒ 3. 2へ
- 対応レベル0の「改善報告」の仕組みを構築している ⇒ 3. 3へ
- 「記録票の事前収集」の仕組みを構築している ⇒ 3. 4へ

<参考>

- 「情報提供」について  
法定検査において浄化槽の異常が認められた際、指定検査機関から保守点検・清掃業者に対して、異常の状況に関する情報を提供する行為となります。
- 「改善報告」について  
指定検査機関からの情報提供を受けて、保守点検・清掃業者が改善作業を実施し、その結果を指定検査機関に対して報告する行為となります。
- 「仕組みの構築」について

組織として情報提供を実施することとしている場合を、「仕組みを構築している」ものとして下さい。(自主的に情報提供を実施している検査員がいる機関は含まない。)

### 3. 2 対応レベル0の「情報提供」

3. 1で「対応レベル0の「情報提供」の仕組みを構築している」を選択した機関は、以下の(1)～(6)に回答して下さい。

#### (1) 情報提供先の業者

貴機関において情報提供を実施する際に対象としている業者を選択して下さい。また、一部の業者のみに情報提供を行っている場合は、対象としている業者の条件を記載して下さい。

- すべての業者
- 一部の業者

<対象業者の条件>

【回答例】●●地域の浄化槽を管理している業者、指定検査機関の会員業者

#### (2) 情報提供を行う根拠

情報提供を行う根拠(条例、要綱、内規等)の有無について回答して下さい。また、情報提供を行う根拠がある場合は、その名称を記載して下さい。

- 根拠はない
- 根拠がある

<根拠となる条例、要綱、内規等>

#### (3) 浄化槽管理者の了解の有無

業者に対して浄化槽の異常に関する情報提供を行うことについて、浄化槽管理者から了解を得ているか否かについて回答して下さい。

- 了解を得ていない
- 了解を得ている(本人同意の取得(口頭を含む)、共同利用)

#### (4) 情報提供のタイミング

業者への情報提供を実施するタイミングについて回答して下さい。また、異常の内容によりタイミングが異なる場合は、異常内容ごとのタイミングを記載して下さい。

- 浄化槽管理者に検査結果を報告する前
- 浄化槽管理者に検査結果を報告した後
- 異常の内容によりタイミングが異なる

<異常内容ごとの情報提供のタイミング>

#### (5) 情報提供を行う浄化槽の異常

どのような異常が認められたときに情報提供を行うこととしているか回答して下さい。また、情報提供を行う異常を限定している場合は、その内容について回答して下さい。

- 特に限定せず異常な状態はすべて情報提供する
- 異常な状態を限定している(異常の内容について回答して下さい(複数回答可))

<情報提供を行う異常>

- 消毒剤無し
- プロワの停止
- 放流BODの基準超過

<BODの基準>

合併: mg/L超過、単独: mg/L超過

- その他

<その他の内容>

#### (6) 情報提供の仕組みを構築した効果

業者に対する情報提供の仕組みを構築したことによる効果について回答して下さい。

- 不適正率の低下
- 行政指導件数の減少
- 住民の反応の変化

<変化の詳細>

- 情報提供を受けた業者の対応の変化

<変化の詳細>

- その他

<その他の内容>

### 3. 3 対応レベル0の「改善報告」

3. 1で「対応レベル0の「改善報告」の仕組みを構築している」を選択した機関は、以下の(1)～(3)に回答して下さい。

#### (1) 改善報告の手段

情報提供の後に業者から対応策や対応結果を報告してもらった手段を回答して下さい。(複数回答可)

- 電話
- FAX
- 電子メール
- その他

<その他の内容>

#### (2) 情報提供を行ってから改善報告を受けるまでの日数

業者に対して情報提供を行った後、業者から改善報告を受けるまでに要する平均日数を回答して下さい。

日

#### (3) 改善報告を受けた場合の判定結果の変更

業者からの改善報告を受けて、浄化槽管理者及び自治体へ報告する判定結果を変更しているか回答して下さい。

- 判定結果を変更している
- 判定結果を変更していない
- 判定結果は変更しないが、所見に改善済みの旨を追記
- その他

<その他の内容>

### 3. 4 記録票の事前収集

3. 1で「記録票の事前収集」の仕組みを構築している」を選択した機関は、以下の(1)～(4)に回答して下さい。

#### (1) 記録票の収集対象

業者からの記録票の収集対象となっている浄化槽を回答して下さい。

- 未受検の浄化槽も含めすべて
- 法定検査の受検申込みのある浄化槽すべて
- 法定検査の受検申込みのある浄化槽の一部 (一部の業者のみ等)
- その他

<その他の内容>

#### (2) 記録票の収集手段・媒体

業者からの記録票の収集手段・媒体を回答して下さい。

- オンラインシステムを構築し、業者が記録票をアップロード
- 電子媒体の記録票を電子メールで受信
- USBメモリ、DVD等に記録された電子媒体の記録票を受領
- 紙媒体の記録票を受領
- その他

<その他の内容>

#### (3) 事前収集に伴って削除している検査項目

記録票の事前収集に伴って削除している検査項目\*について回答して下さい。

※保守点検時の浄化槽の状況に異常が認められない場合は、外観・水質検査の一部を削除し、検査の簡素化を図る方法を想定しています。

#### (4) 記録票の事前収集を行う効果

記録票の事前収集の仕組みを構築したことによる効果について回答して下さい。(複数回答可)

- 検査計画の精度向上 (現場での受検拒否等の削減)
- 外観検査で重点的にチェックする内容の抽出 (見落としの回避)
- 検査に要する時間の削減
- その他

<その他の内容>

#### 4. 効率化検査の方法の確認

令和2年度時点で、環境省との個別協議に基づく効率化検査を実施していた指定検査機関は、以下の質問について回答して下さい。

##### 4. 1 効率化検査の対象

効率化検査の対象となる浄化槽の条件（処理の対象及び人槽）を回答して下さい。

###### (1) 処理の対象

- 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽
- 合併処理浄化槽のみ
- 単独処理浄化槽のみ

###### (2) 人槽

人槽以下

##### 4. 2 効率化検査における確認手法（二次検査等）の内容

効率化検査の信頼性確保のための一環として取り入れている二次検査等の手法について回答して下さい。なお、それぞれの手法は、本アンケート調査では以下のように定義しています。

二次検査（再検査）：検査を実施した浄化槽に異常が認められ、その原因が不明な場合などに、その検査に加えて何らかの検査を実施する手法。採水員等が採取した試料の水質が基準値を超過していた場合等に、検査員がその浄化槽の検査を実施する手法が該当する。

クロスチェック：採水員等が採水（及び一部の外観検査項目のチェック）を実施した浄化槽の一部（例えば、一定の割合で抽出）について、検査員が別途、同一浄化槽へ行き外観検査等の判断の妥当性を確認する手法。

周年検査：決められた周期で定期的に通常検査（全項目検査）を実施する手法。例えば、5年間のうち、4回を効率化検査、1回を通常検査で実施する手法。

前年度の検査結果に応じた全項目検査：前年度の検査結果が「不適正」等であった浄化槽を対象に全項目検査を実施する手法。

採取試料のチェック：塩化物イオン等の水質項目を用いて、採水員等が採取した試料について何らかのデータや基準との照合を行う手法。

##### (1) 確認手法の導入状況

貴機関で取り入れている確認手法を選択して下さい。（複数回答可）

- 二次検査（再検査）
- クロスチェック
- 周年検査
- 前年度の検査結果に応じた全項目検査
- 採取試料のチェック

##### (2) それぞれの確認手法の実施条件等

以下の①～⑤のうち、(1)で選択した確認手法に関する質問について回答して下さい。

- ① 二次検査（再検査）を導入している機関は、二次検査の対象となる浄化槽の条件、二次検査を実施する時期（一次検査からの期間）及び二次検査の内容を回答して下さい。

<対象となる浄化槽の条件>

**【回答例】**採水員が採取した放流水のBODが基準（合併：●mg/L、単独：●mg/L）を超過した浄化槽

<実施時期>

**【回答例】**採水員による試料採取後、●週間以内

<内容>

**【回答例】**検査員による全項目の外観検査及び水質検査

- ② クロスチェックを導入している機関は、クロスチェックを実施する条件（割合等）、クロスチェックの内容及びクロスチェックの際の採水員等の立ち会いの有無について回答して下さい。

<クロスチェックを実施する条件（割合等）>

**【回答例】**採水員を活用した検査全体の件数の●%以上

<クロスチェックの内容>

**【回答例】**検査員による全項目の外観検査及び水質検査

<採水員等の立ち会いの有無>

- ③ 周年検査を導入している機関は、周年検査の周期及び周年検査実施ブロックの設定について回答して下さい。

<周年検査の周期>  
年に 回  
<周年検査実施ブロックの設定>  
【回答例】「検査実施地域を●分割し、1年ごとに周年検査を実施するブロックを  
変更」、「検査対象地域を分割せず、●年に1回の頻度で実施」

- ④ 前年度の検査結果に応じた全項目検査を導入している機関は、当該全項目検査を実施する浄化槽の条件を回答して下さい。

<前年度の検査結果に応じた全項目検査を実施する条件>  
【回答例】前年度の検査結果が「不適正」だった浄化槽

- ⑤ 採取試料のチェックを導入している機関は、チェックに用いている水質項目及びチェック対象の浄化槽の条件を回答して下さい。

<水質項目>  
【回答例】塩化物イオン濃度、EC（電気伝導率）  
<チェック対象の浄化槽の条件>  
【回答例】指定採水員等が採水を行ったすべての浄化槽

## 5. 精度管理のための取り組みに関する質問

<質問4の意図>  
精度管理の実施状況を把握するための質問です。本アンケート調査結果に基づき、複数の指定検査機関に対して事例収集のためのヒアリングを行う予定です。

5. 1 検査員が現場に赴いて行う検査に関する精度管理  
検査員が現場に赴いて行う検査（7条検査及び11条検査（二次検査等を含む））の精度管理に関し、以下の（1）～（4）に回答して下さい。

- （1）外観検査の精度管理  
貴機関で実施している外観検査の精度管理に関し、以下の①～②について回答して下さい。

- ① 検査員が実施する外観検査について、検査員間の判断のばらつきを小さくするための工夫として実施している事項を回答して下さい。（複数回答可）

- 外観検査項目のチェックに関する作業マニュアルの策定  
 判断のばらつきが生じやすい項目の事例をまとめた事例集の作成  
 内部の勉強会等の実施  
 その他

<その他の内容>

- 特に行っていない

- ② 検査員が実施した外観検査の判断の妥当性を何らかの方法で確認・検証している場合、その検証方法の概要（「方法」及び「妥当と判断する目安」）を記載して下さい。

<方法>  
  
<妥当と判断する目安>

- （2）水質検査の精度管理  
貴機関で実施している水質検査の精度管理に関し、以下の①～③について回答して下さい。

① 水質検査に関するマニュアルの策定及び管理責任者の選定の状況を回答して下さい。(複数回答可)

- 試薬の管理に関するマニュアルの策定
- 測定・分析機器の管理に係るマニュアルの策定
- 試薬・機器類の管理責任者の選定
- 現場での水質測定に関する留意事項を整理したマニュアルの策定
- BOD 測定に関する留意事項を整理したマニュアルの策定
- 内部の勉強会等の実施
- その他

<その他の内容>

- 特に行っていない

② 7条検査及び11条検査において、検査員が行う放流水の採取の妥当性(正しく採取できているかどうか)を何らかの方法で検証している場合、その検証方法の概要(「方法」及び「妥当と判断する目安」)を記載して下さい。

<方法>

<妥当と判断する目安>

③ BOD の測定・分析操作の妥当性を何らかの方法で検証している場合、その検証方法の概要(「方法」及び「妥当と判断する目安」)を記載して下さい。

※指定検査機関で自ら測定している場合のみ回答して下さい。

<方法>

<妥当と判断する目安>

(3) 書類検査の精度管理

検査員が実施する書類検査について、検査員間の判断のばらつきを小さくするための工夫として実施している事項を回答して下さい。(複数回答可)

- 各項目の判断に関するマニュアルの策定
- 判断のばらつきが生じやすい項目の事例をまとめた事例集の作成

- 内部の勉強会等の実施
- その他

<その他の内容>

- 特に行っていない

(4) 総合判定の精度管理

貴機関で実施している総合判定の精度管理に関し、以下の①～②について回答して下さい。

① 総合判定を行う手法を回答して下さい。

- 自動判定システムを用いた自動判定
- 現場で検査を行った検査員が、自ら検査した浄化槽の総合判定を実施(手動)
- 現場で検査を行った検査員とは異なる者が総合判定を実施(手動)
- その他

<その他の内容>

② 浄化槽管理者に対して検査結果書を発行する前に、総合判定の結果を特定の者がチェックしている場合、チェックを実施する者の役職とその方法を回答して下さい。

<役職>

<チェック方法>

5.2 採水員等に採水等を委託して実施する検査の精度管理

採水員等(保守点検・清掃業者に所属)に採水等を委託して実施する効率化検査の精度管理に関し、以下の(1)～(4)に回答して下さい。

(1) 採水の妥当性の検証

採水員等が行う放流水の採取の妥当性(正しく採取できているかどうか)を何らかの方法で検証している場合、その検証方法の概要(「方法」及び「妥当と判断する目安」)を記載して下さい。

<方法>

<妥当と判断する目安>

(2) 指定採水員等が行った外観検査項目のチェックに関する妥当性の検証

採水員等に一部の外観検査項目のチェックを委託している機関のうち、それらのチェックの妥当性を何らかの方法で検証している機関は、その検証方法の概要（「方法」及び「妥当と判断する目安」）を記載して下さい。

<方法>

<妥当と判断する目安>

(3) 書類検査の精度管理

採水員等に採水等を委託して実施した効率化検査における書類検査の精度管理に関し、以下の①～③について回答して下さい。

① 書類検査を実施するための保守点検・清掃記録票（あるいは保守点検・清掃情報）の収集方法を回答して下さい。

採水員等に採水を委託した効率化検査では書類検査を実施しない

⇒選択した場合は②及び③は回答不要

保守点検・清掃記録票を業者からすべて収集

保守点検・清掃の実施日等の一部の情報のみ業者から収集

その他

<その他の内容>

② 書類検査を行う手法を回答して下さい。

自動判定システムに必要情報を入力して判断させる

特定の者が、収集した記録票を1件ずつ確認して判断（手動）

その他

<その他の内容>

③ 書類検査の判断のばらつきを小さくするための工夫として実施している事項を回答して下さい。（複数回答可）

各項目の判断に関するマニュアルの策定

判断のばらつきが生じやすい項目の事例をまとめた事例集の作成

内部の勉強会等の実施

その他

<その他の内容>

特に行っていない

(4) 総合判定の精度管理

採水員等に採水等を委託して実施した効率化検査における総合判定の精度管理に関し、以下の①～②について回答して下さい。

① 総合判定を行う手法を回答して下さい。

自動判定システムを用いた自動判定

特定の者が手動で1件ずつ総合判定を実施

その他

<その他の内容>

② 浄化槽管理者に対して検査結果書を発行する前に、総合判定の結果を特定の者がチェックしている場合、チェックを実施する者の役職とその方法を回答して下さい。

<役職>

<チェック方法>

6. 検査実施件数及び検査効率に関する質問

<質問6の意図>  
 受検率向上のための取り組み等の効果や検査効率を定量解析するために必要なデータを収集するための質問です。

6. 1 11条検査の実施件数

貴機関における11条検査の実施件数を、(1)及び(2)の分類方法に従ってそれぞれ回答して下さい。

(1) 2か年での推移を考慮した分類

貴機関における11条検査の実施件数を図3に示すA～Eに分類し、それぞれの件数を回答して下さい。

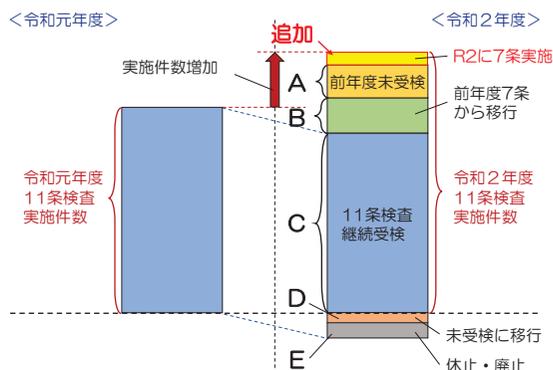


図3 11条検査実施件数の推移イメージ

① 令和2年度11条検査実施件数の内訳

令和元年度の状況	令和2年度検査実施件数	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
未受検（休止を含む） …図中のA	件	件
7条検査受検 …図中のB	件	件
11条検査受検 …図中のC	件	件
R2に7条と11条 …図中の「追加」	件	件

② 令和元年度に11条検査を受検したが令和2年度に未受検となった浄化槽

令和2年度の状況	件数	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
未受検（休止・廃止除く） …図中のD	件	件
休止・廃止 …図中のE	件	件

(2) 検査の種類・方法による分類

貴機関における令和2年度の7条及び11条検査の実施件数（二次検査等の確認手法を含む）を下表に示す分類に従って回答して下さい。

検査の種類・方法	令和2年度検査実施件数	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
7条検査	件	件
11条検査	①通常検査（効率化検査対象外）	件
	②採水員等を活用した効率化検査	件
	③検査員による効率化検査	件
	④二次検査（再検査）	件
	⑤クロスチェック	件
	⑥周年検査	件
	⑦前年度結果に応じた全項目検査	件
11検査の実施基数合計※	基	基

※1つの浄化槽に対して効率化検査と二次検査等を実施した場合、1基とカウントして合計基数を算出して下さい。（二次検査等を実施している場合、「①～⑦の合算値」と「11検査の実施基数合計」に差が生じます。）

6. 2 検査効率

貴機関における実働検査員数及び検査員1人当たりの日平均検査件数について回答して下さい。

(1) 実働検査員数等

現場での検査に従事している検査員等の人数について、①及び②に回答して下さい。②については、保守点検・清掃業者等に所属している採水員、検査補助員等に採水及び一部の外観検査項目のチェックを委託している機関のみ回答して下さい。

① 貴機関で雇用している検査員（嘱託検査員及び委託検査の検査員を含む）及び貴機関で雇用している採水員\*の人数を回答して下さい。ここでは、令和2年度に現場で

検査（7条検査及び11条検査）を行った検査員及び指定検査機関で雇用する採水員の実働人数を回答して下さい。実働人数は、各検査員（採水員）の年間の業務日数のうち、現場で検査を行う日数の比率（おおまかな比率）を考慮して算出して下さい。

※指定検査機関における採水員の雇用は、香川県、宮崎県、鹿児島県等のケースが該当します。

【実働検査員数及び指定検査機関で雇用する採水員数の計算例】

年間を通じて現場での検査に従事している検査員（採水員）が30人、2日に1回の頻度で現場での検査に従事している検査員（採水員）が5人の場合、  
 $30 \times 1 + 5 \times 0.5 = 32.5$  人

＜現場で検査を行った検査員の実働人数＞

人（令和2年度）

＜現場で検査を行った採水員（指定検査機関で雇用）の実働人数＞

人（令和2年度）

② 令和2年度に採水業務を委託した採水員、検査補助員等（保守点検・清掃業者に所属）のべ人数を回答して下さい。

＜採水業務を委託した採水員等のべ人数＞

人（令和2年度）

（2）検査員1人当たりの日平均検査件数

貴機関における令和2年度の1人当たりの日平均検査件数を7条検査と11条検査に分けて回答して下さい。なお、11条検査の日平均検査件数は、二次検査やクロスチェックを含めた日平均件数を回答して下さい。

＜日平均検査件数（7条検査）＞

件/人・日（令和2年度）

＜日平均検査件数（検査員による11条検査）＞

件/人・日（令和2年度）

＜日平均検査件数（指定検査機関で雇用する採水員による11条検査※）＞

件/人・日（令和2年度）

※指定検査機関における採水員の雇用は、香川県、宮崎県、鹿児島県等のケースが該当します。

7. 検査結果の変化に関する質問

＜質問7の意図＞

地域や検査方法によって精度管理の状況がどのように異なるかを分析するための基礎データを収集するための質問です。

7. 1 連続受検の浄化槽全体

令和元年度と令和2年度に連続して11条検査を受検している浄化槽を、検査結果の変化のパターンで分類し、各パターンの件数及び判定が変化した主な要因を回答して下さい。

（1）検査結果の変化のパターンごとの件数

検査結果のパターン		件数	
		合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
①	R1は「適正」 → R2は「適正」	件	件
②	R1は「適正」 → R2は「おおむね適正」	件	件
③	R1は「適正」 → R2は「不適正」	件	件
④	R1は「おおむね適正」 → R2は「適正」	件	件
⑤	R1は「おおむね適正」 → R2は「おおむね適正」	件	件
⑥	R1は「おおむね適正」 → R2は「不適正」	件	件
⑦	R1は「不適正」 → R2は「適正」	件	件
⑧	R1は「不適正」 → R2は「おおむね適正」	件	件
⑨	R1は「不適正」 → R2は「不適正」	件	件
合計※		件	件

※合計の件数は、質問6. 1（1）①で回答していただいたC（継続受検）の件数と合致します。

（2）判定が変化した主な要因

検査結果のパターンごとに、総合判定の結果が変化した要因として最も多いものを1つずつ選択して下さい。

検査結果のパターン		判定が変化した主な要因	
		合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
②	R1は「適正」 → R2は「おおむね適正」	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査

		<input type="checkbox"/> 書類検査	<input type="checkbox"/> 書類検査
③	R1は「適正」 → R2は「不適正」	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査
④	R1は「おおむね適正」 → R2は「適正」	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査
⑥	R1は「おおむね適正」 → R2は「不適正」	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査
⑦	R1は「不適正」 → R2は「適正」	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査
⑧	R1は「不適正」 → R2は「おおむね適正」	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査

7. 2 効率化検査の次年度に周年検査を実施した浄化槽

令和2年度に周年検査を実施した浄化槽のうち、令和元年度に効率化検査を実施した浄化槽を抽出\*したのち、検査結果の変化のパターンで分類し、各パターンの件数及び判定が変化した主な要因を整理して回答して下さい。

※抽出方法（例）	
①	令和2年度に周年検査を実施した浄化槽を抽出する。
②	①で抽出された各浄化槽の情報に令和元年度の検査方法の情報を付与する。
③	令和元年度の検査方法が「効率化検査」ではない浄化槽を削除する。

(1) 検査結果の変化のパターンごとの件数

検査結果のパターン	件数	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
① R1は「適正」 → R2は「適正」	件	件
② R1は「適正」 → R2は「おおむね適正」	件	件
③ R1は「適正」 → R2は「不適正」	件	件
④ R1は「おおむね適正」 → R2は「適正」	件	件

⑤	R1は「おおむね適正」 → R2は「おおむね適正」	件	件
⑥	R1は「おおむね適正」 → R2は「不適正」	件	件
⑦	R1は「不適正」 → R2は「適正」	件	件
⑧	R1は「不適正」 → R2は「おおむね適正」	件	件
⑨	R1は「不適正」 → R2は「不適正」	件	件
合計		件	件

(2) 判定が変化した主な要因

検査結果のパターンごとに、総合判定の結果が変化した要因として最も多いものを1つずつ選択して下さい。

検査結果のパターン	判定が変化した主な要因	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
② R1は「適正」 → R2は「おおむね適正」	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査
③ R1は「適正」 → R2は「不適正」	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査
④ R1は「おおむね適正」 → R2は「適正」	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査
⑥ R1は「おおむね適正」 → R2は「不適正」	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査
⑦ R1は「不適正」 → R2は「適正」	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査
⑧ R1は「不適正」 → R2は「おおむね適正」	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査	<input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 水質検査 <input type="checkbox"/> 書類検査

## 8. 法定検査におけるデジタル技術の活用に関する質問

### <質問8の意図>

さまざまな分野で DX の推進が図られる中、浄化槽の法定検査においてどの程度デジタル技術が活用されているかを調査し、現状を把握するための質問です。

### 8. 1 現場での検査におけるデジタル技術の活用

現場での検査におけるデジタル技術の活用に関し、導入しているデジタル技術・機器の種類と導入効果を回答して下さい。

### <参考>

現場での検査におけるデジタル技術の活用としては、タブレットの活用や槽内写真の撮影・活用等を想定していますが、貴機関で活用している技術で該当しそうなものを自由に記載して下さい。

<デジタル技術・機器 1 >

<導入効果>

<デジタル技術・機器 2 >

<導入効果>

<デジタル技術・機器 3 >

<導入効果>

### 8. 2 検査事務及び水質分析におけるデジタル技術の活用

検査事務及び水質分析におけるデジタル技術の活用に関し、導入しているデジタル技術・機器の種類と導入効果を回答して下さい。

### <参考>

検査事務及び水質分析におけるデジタル技術の活用としては、GIS を利用した検査計画の作成やバーコードによる検体認識等を想定していますが、貴機関で活用している技術で該当しそうなものを自由に記載して下さい。

<デジタル技術・機器 1 >

<導入効果>

<デジタル技術・機器 2 >

<導入効果>

<デジタル技術・機器 3 >

<導入効果>

### 8. 3 関係者との情報の連携におけるデジタル技術の活用

関係者との情報の連携におけるデジタル技術の活用に関し、導入しているデジタル技術・機器の種類と導入効果を回答して下さい。

### <参考>

関係者との情報の連携におけるデジタル技術の活用としては、クラウドを利用した情報共有システムの導入や QR コードを活用した浄化槽管理者からの連絡の効率化等を想定していますが、貴機関で活用している技術で該当しそうなものを自由に記載して下さい。

<デジタル技術・機器 1 >

<導入効果>

<デジタル技術・機器 2 >

<導入効果>

<デジタル技術・機器 3 >

<導入効果>

8. 4 今後、導入を検討しているデジタル技術

貴機関で今後導入することを検討しているデジタル技術・機器がありましたら回答して下さい。

9. 事例集への掲載を希望する情報

「令和4年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務」で作成する「受検率向上に向けた事例集」に掲載を希望する情報を回答して下さい。

**参考資料 2（浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例集〈第 2 版〉）**

浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例の改訂版を次ページ以降に示す。

浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた  
取り組み事例集  
<第2版>

1. 浄化槽法定検査の趣旨とこれまでの経緯	1
1. 1 法定検査の位置付け	1
1. 2 法定検査の充実・強化の取り組み	1
1. 3 法定検査に対する国民の信頼を得るための要件	1
1. 4 環境大臣の責務	2
1. 5 浄化槽台帳	2
1. 6 法定協議会	2
2. 全国の受検率の推移及び受検率の低い都道府県の現状と課題	4
2. 1 全国の受検率の推移	4
2. 2 受検率の低い都道府県の現状と課題	6
3. 11条検査受検率向上のための取り組み事例	9
4. 受検率向上策の考え方	36
4. 1 主な受検率向上策について	36
4. 2 受検率向上のための段階的対応	38
4. 3 法定検査を受検するメリットの増大	39
5. それぞれの取り組みの特徴	43
5. 1 検査申込数の増加策	43
(1) 未受検者・拒否者への対応	43
(2) 継続受検の促進	54
5. 2 検査業務の効率化策について	60
(1) 法定検査の効率化の状況	60
(2) 効率化検査の導入効果	62
(3) 検査の効率化における留意事項	66
5. 3 検査対象件数の精度向上(浄化槽台帳情報の精査)	70
5. 4 各取り組みを円滑に進めるための工夫	73
参考資料1: 浄化槽法定検査の趣旨及び経緯に関する通知等	79
参考資料2: 効率化検査に関する通知等	83
参考資料3: パンフレット、検査契約書、クレーム対応マニュアル等の例	85
主な法令の条文	104

令和5年3月

環境省廃棄物適正処理推進課

浄化槽推進室

## 1. 浄化槽法定検査の趣旨とこれまでの経緯

### 1. 1 法定検査の位置付け

浄化槽法では、浄化槽の管理の一環として、浄化槽管理者に対して設置状況や機能を客観的に把握することを求めており、その方法として、都道府県知事の指定する指定検査機関の行う水質に関する検査を受けることを義務づけている。この検査には、浄化槽の設置後に行う浄化槽法第7条 [条文](#) の検査（以下、「7条検査」という。）と定期的に行う浄化槽法第11条 [条文](#) の検査（以下、「11条検査」という。）がある。

7条検査は、浄化槽が新たに設置された場合や、構造や規模の変更が行われた場合にその工事が適正に行われ、かつ、浄化槽の本来の機能を発揮しているか否かを確認するために行うものであり、これは、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に行うよう環境省令において定めている（施行規則第4条第1項 [条文](#)）。11条検査は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを確認するために行うもので、毎年1回定期的に行われる。

また、都道府県が浄化槽の維持管理に対して適正かつ効率的に指導監督が行えるようにするために、指定検査機関は、毎月末までにその前月中に実施した検査の結果を都道府県知事に報告しなければならないと規定されている。

### 1. 2 法定検査の充実・強化の取り組み

法定検査の充実・強化に向けては、これまで、平成7年6月20日に「浄化槽法第7条及び11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について」（衛環第35号）及び「法定検査の充実・強化に関する方策について」（事務連絡）により、法定検査の受検率の向上について、法定検査体制の整備、受検指導の強化、協力体制の確立等の具体的な方策が示されている。

さらに、平成17年の浄化槽法改正では、浄化槽設置後等の水質検査及び定期検査の受検率を向上させ、適正な維持管理を徹底するため、都道府県知事は、浄化槽管理者に対し、当該検査を受けることを確保するために必要な指導・助言、勧告及び命令をすることができるようになった。

### 1. 3 法定検査に対する国民の信頼を得るための要件

平成19年度に開催された法定検査に関する技術的専門事項検討委員会（委員長：豊橋技術大学工学部教授 木曾祥秋）において、下表に示す法定検査に対する国民の信頼を得るための要件が報告されている。浄化槽法改正や告示制定等による対応策が図られている。

表 1.3-1 法定検査に対する国民の信頼を得るための要件（抜粋）と対応策

法定検査に対する国民の信頼を得るための要件（抜粋）	対応策	
該当者全員の受検	浄化槽設置台帳の整備	都道府県知事による浄化槽台帳の作成（浄化槽法第49条）
	地域条件に見合った検査方法および体制の確立	効率化検査の導入等
指定検査機関の信頼性向上	積極的な情報公開等	ホームページによる情報公開
検査内容の信頼性確保	内容の法令化	告示による検査内容の制定（平成19年環境省告示第64号）
実施方法の信頼性確保	判定基準の統一化	教育機関主催の講習会受講 精度管理の実行

詳細は[参考資料1](#)

### 1. 4 環境大臣の責務

令和元年の浄化槽法改正により、環境大臣は、都道府県知事に対して、11条検査に関する事務その他浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等の章に規定する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないものとされた（法第12条の3 [条文](#)）。

### 1. 5 浄化槽台帳

令和元年の浄化槽法改正により、浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の指導や、11条検査の受検の指導等を通じた良好な放流水質の確保が可能となることから、都道府県知事は浄化槽台帳を作成するものとされた（法第49条第1項 [条文](#)）。

法定検査の未受検者に対する案内や指導を効率的に実施するため、浄化槽台帳の整備は非常に重要である。また、受検率の算出において使用される検査対象件数に休止あるいは廃止された浄化槽の件数が含まれていると、受検率を実態よりも低く算出することとなるため、浄化槽台帳情報の精査は受検率の向上にも資するものと考えられる。

### 1. 6 法定協議会

浄化槽法第54条における協議会において協議の対象となる事項としては、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置、浄化槽台帳の作成、特定既存単独処理浄化槽に関する対応や法定検査の受検率向上、その他汚水の適正な処理の促進に関する幅広い事項が想定される。

協議会の構成員に対して、協議の結果を尊重する義務を課すことで、協議会の定めた方向性について、確実な実行を図っていくこととしている。

都道府県及び市町村は、協議会を組織するに当たっては、当該協議会の組織が地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとされており(施行規則第57条の3 [条文](#))、都道府県及び市町村は、関係地方公共団体、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者その他の多様な意見が反映されるよう、管内の関係団体と協議して、地域の実情に応じた協議会の組織に努める必要がある。

## 2. 全国の受検率の推移及び受検率の低い都道府県の現状と課題

### 2. 1 全国の受検率の推移

平成7年6月20日付け衛浄第35号通知(浄化槽法第7条及び11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について)及び同日付け事務連絡(法定検査の充実・強化に関する方策について)により、法定検査の受検率の向上について受検指導の強化や検査の効率化等の具体的な方策が示されたことを受け、各都道府県で受検率向上のための取り組みが実施されてきた。全国平均の11条検査受検率(図2.1-1)は、平成8年度に12.3%であったものが平成17年度には20.2%まで上昇したが、9年間で8ポイントの上昇にとどまり、上昇幅は小さかった。

平成17年に浄化槽法が改正されたことを踏まえ、さらなる取り組みが実施された結果、全国平均の11条検査受検率は3年間で7ポイント上昇し、その後も年平均1.5ポイントずつ上昇しているが、令和3年度時点で47.1%(合併処理浄化槽のみでは64.9%)にとどまっていることからさらなる受検率向上が必要である。

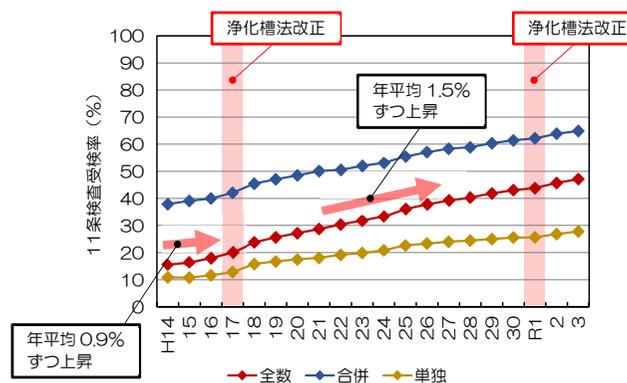


図 2.1-1 全国の11条検査受検率の推移

検査実施件数(図2.1-2)に着目すると、合併処理浄化槽の検査実施件数は増加しているが、単独処理浄化槽は平成18年度以降減少し減少しており、全数で見ると検査実施件数は増加し続けている。

検査実施件数が増加する要因は、「前年度に7条検査を受検した浄化槽の11条検査受検」、「前年度の未受検浄化槽の受検」が挙げられる。一方、検査実施件数が減少する要因もあり、「浄化槽の休止・廃止」、「前年度に11条検査を受検した浄化槽の未受検への移行(受検拒否等)」が挙げられる。令和元年度から令和2年度にかけてこれ

らの内訳を図 2.1-3 に示す。全国のデータを網羅できていないわけではないが、受検拒否等により未受検に移行する件数も多く、これが受検率の速やかな向上を妨げる一因になっていると考えられる。

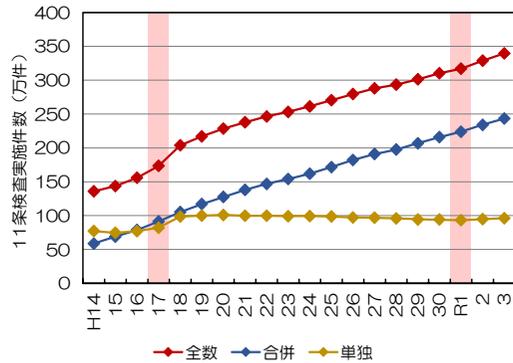


図 2.1-2 全国の 11 条検査実施件数の推移

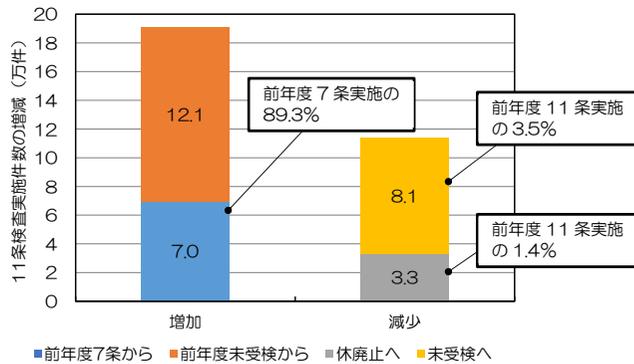


図 2.1-3 11 条検査実施件数増減の内訳

- <集計対象等>
- 集計対象機関の令和元年度法定検査実施件数  
 …7 条検査：78,020 件 (全国の 76%)、11 条検査：2,322,866 件 (全国の 73%)
  - 7 条検査から 11 条検査への移行率…89.3% (同一年度に 7 条と 11 条を実施する件数が多い県があり、実際の移行率はこれよりも高いと考えられる)
  - 11 条検査継続率…95.1%
  - 集計対象機関の 11 条検査実施件数の増加…77,518 件

## 2. 2 受検率の低い都道府県の現状と課題

平成 23 年度、28 年度及び令和 3 年度の都道府県別の 11 条検査受検率 (全数) を降順に並べ替えたものを表 2.2-1 に示す。一部の都道府県の順位が大きく変動しているが、低調なグループから抜け出す都道府県はわずかしかない。

都道府県別の 11 条検査対象件数と対象件数に占める単独処理浄化槽の比率の関係 (令和 3 年度実績) を図 2.2-1 に示す。受検率が 25% 未満の都道府県には検査対象件数が非常に多い都道府県が多く含まれているが、その一方で検査対象件数が 10 万件程度の都道府県も含まれていることから、検査対象件数が多いことが受検率向上を妨げる直接の原因になっているとはいえない。受検率が 25% 未満の都道府県は、総じて単独処理浄化槽の比率が高いことが分かる。図 2.2-2 に示すように、単独処理浄化槽の比率の高い都道府県では単独処理浄化槽の受検率が低いだけでなく、合併処理浄化槽の受検率も低い傾向が認められる。

平成 22 年度から令和元年度にかけて、11 条検査受検率が大きく向上した都道府県と低調な都道府県で、未受検者に対する通知文書をどの程度送付したかを調査した結果を図 2.2-3 に示す。受検率が低調な都道府県においても未受検者に対する通知文書の送付は行われていることが多いが、送付対象をかなり限定しており、未受検者全体のごく一部にしか送付されていない。取り組みの程度 (量) が受検率の上昇速度に大きく影響していると考えられる。

受検率の低い都道府県は単独処理浄化槽の設置基数の比率が高い傾向があり、これまで法定検査の存在を認識しておらず受検もしてこなかった浄化槽管理者が多いと考えられる。また、設置基数の総数がきわめて多い都道府県もあり、これらの地域では未受検者数も多いため通知文書等が行き届かない状況にある。

表 2.2-1 都道府県別の11条検査受検率（全数）の推移

各年度順位 グループ	都道府県	H23 受検率	グループ	都道府県	H28 受検率	H23時点 グループ	都道府県	R3 受検率	H23時点 グループ
1~10位	宮城県	92.4	(1)	岐阜県	96.6	(1)	岐阜県	96.2	(1)
	長崎県	86.4	(1)	岡山県	90.8	(1)	宮城県	91.4	(1)
	岐阜県	86.4	(1)	宮城県	89.3	(1)	岡山県	90.3	(1)
	岩手県	86.0	(1)	長崎県	88.0	(1)	岩手県	89.5	(1)
	岡山県	85.2	(1)	岩手県	86.4	(1)	長崎県	88.3	(1)
	佐賀県	75.6	(1)	北海道	84.3	(1)	北海道	88.1	(1)
	北海道	73.3	(1)	佐賀県	79.5	(1)	佐賀県	80.5	(1)
	新潟県	70.2	(1)	群馬県	72.7	(2)	群馬県	79.2	(2)
	福岡県	65.3	(1)	島根県	71.4	(2)	島根県	75.9	(2)
	山形県	64.7	(1)	山形県	70.8	(1)	山形県	75.8	(1)
11~20位	群馬県	61.8	(2)	新潟県	70.5	(1)	栃木県	74.6	(2)
	栃木県	60.1	(2)	福岡県	67.6	(1)	福岡県	73.9	(1)
	高知県	57.4	(2)	広島県	67.4	(2)	長野県	73.4	(3)
	秋田県	57.1	(2)	秋田県	66.9	(2)	新潟県	71.8	(1)
	兵庫県	52.2	(2)	栃木県	65.1	(2)	広島県	71.3	(2)
	青森県	51.1	(2)	熊本県	61.2	(2)	熊本県	66.8	(2)
	熊本県	50.8	(2)	兵庫県	60.7	(2)	兵庫県	65.9	(2)
	広島県	50.3	(2)	高知県	59.0	(2)	秋田県	64.2	(2)
	島根県	49.4	(2)	徳島県	57.2	(3)	徳島県	61.4	(3)
	鳥取県	46.5	(2)	宮崎県	53.9	(3)	高知県	57.6	(2)
21~30位	徳島県	44.6	(3)	鳥取県	51.8	(2)	福井県	57.2	(4)
	山口県	43.6	(3)	山口県	51.4	(3)	宮崎県	57.1	(3)
	宮崎県	40.8	(3)	香川県	49.3	(3)	山口県	57.0	(3)
	京都府	37.0	(3)	京都府	47.5	(3)	鳥取県	55.7	(2)
	滋賀県	32.7	(3)	青森県	47.3	(2)	香川県	55.0	(3)
	大分県	32.0	(3)	長野県	42.9	(3)	京都府	52.9	(3)
	香川県	31.7	(3)	大分県	42.3	(3)	鹿児島県	52.5	(4)
	愛媛県	31.3	(3)	石川県	41.1	(3)	青森県	48.4	(2)
	長野県	30.5	(3)	滋賀県	40.5	(3)	滋賀県	47.4	(3)
	石川県	30.1	(3)	茨城県	38.0	(4)	茨城県	46.0	(4)
31~40位	富山県	26.8	(4)	鹿児島県	36.6	(4)	石川県	46.0	(3)
	鹿児島県	26.4	(4)	愛媛県	35.6	(3)	大分県	45.5	(3)
	三重県	24.9	(4)	三重県	33.4	(4)	和歌山県	39.8	(4)
	茨城県	24.3	(4)	福井県	32.2	(4)	三重県	39.6	(4)
	和歌山県	24.0	(4)	和歌山県	31.5	(4)	富山県	39.5	(4)
	福島県	18.8	(4)	富山県	31.4	(4)	愛媛県	38.0	(3)
	福井県	13.6	(4)	福島県	27.6	(4)	福島県	33.1	(4)
	愛知県	13.2	(4)	愛知県	20.0	(4)	静岡県	30.3	(5)
	奈良県	12.1	(4)	奈良県	17.6	(4)	東京都	27.9	(5)
	神奈川県	11.6	(4)	静岡県	16.5	(5)	愛知県	26.2	(4)
41~47位	東京都	10.9	(5)	東京都	15.3	(5)	埼玉県	22.3	(5)
	山梨県	7.3	(5)	埼玉県	14.0	(5)	奈良県	20.4	(4)
	埼玉県	7.3	(5)	神奈川県	13.8	(4)	山梨県	16.2	(5)
	大阪府	6.5	(5)	山梨県	13.2	(5)	神奈川県	16.0	(4)
	千葉県	6.1	(5)	大阪府	9.2	(5)	千葉県	13.5	(5)
	沖縄県	6.1	(5)	千葉県	7.9	(5)	大阪府	13.2	(5)
	静岡県	5.5	(5)	沖縄県	7.3	(5)	沖縄県	8.6	(5)

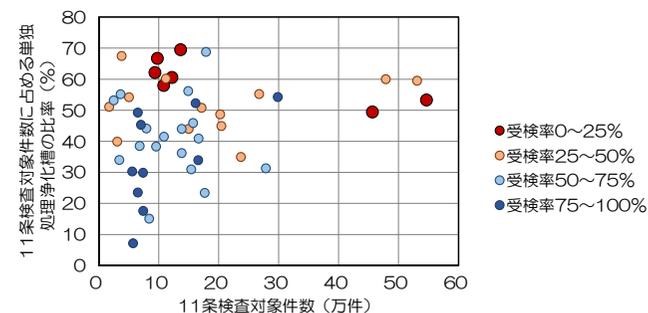


図 2.2-1 11条検査対象件数と単独処理浄化槽の比率の関係（R3）

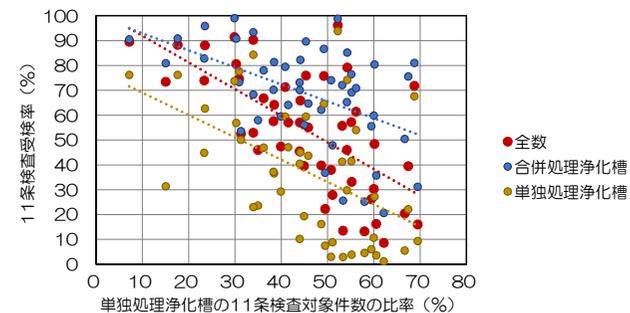


図 2.2-2 単独処理浄化槽の11条検査対象件数の比率と受検率の関係（R3）

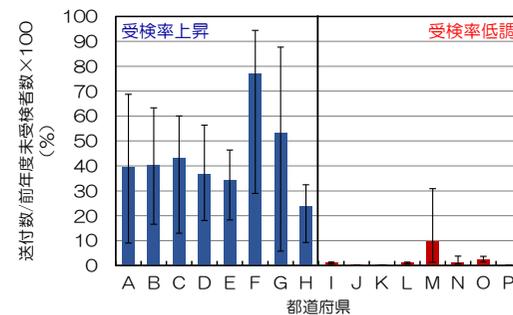


図 2.2-3 未受検者に対する通知文書送付数

### 3. 11条検査受検率向上のための取り組み事例

11条検査受検率が高い都道府県及び一定期間において受検率の上昇幅が大きい都道府県を抽出し、表3-1に示す①～③に分類した。これらの都道府県において、これまでに実施されてきた受検率向上のための取り組みを以下に示す。

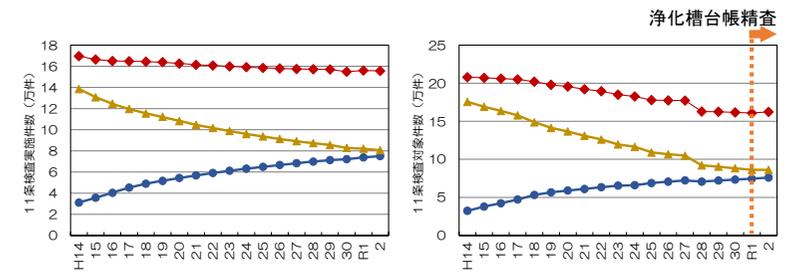
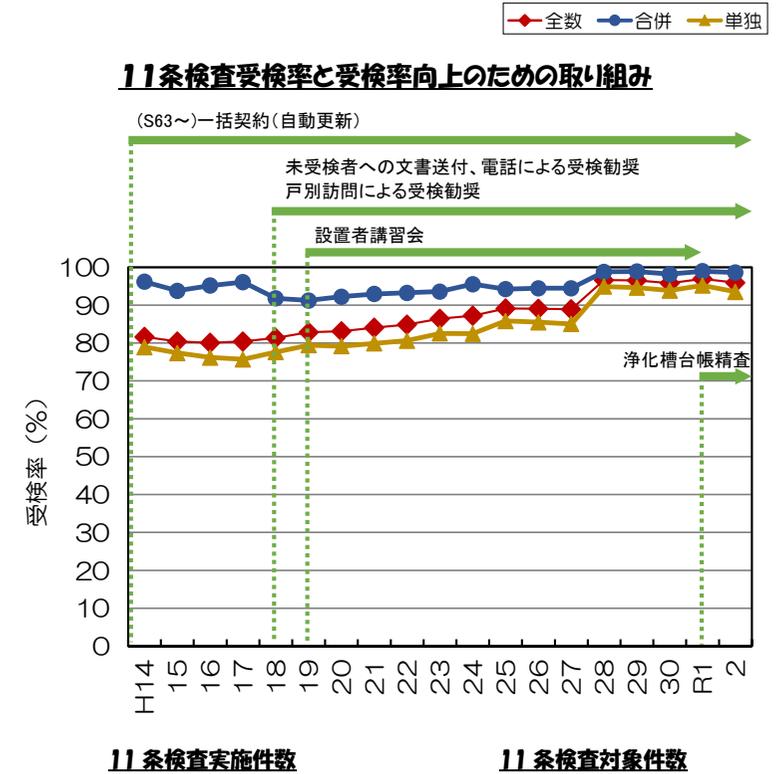
表3-1 受検率向上のための取り組み事例掲載一覧

分類	都道府県	R2年度 11条検査受検率（全数）	H22年度からR2年度の上昇幅
①令和2年度において11条検査受検率が80%を超えている都道府県	岐阜県	95.9%	11.1%
	岩手県	91.2%	5.4%
	宮城県	90.9%	-1.5%*
	岡山県	88.8%	4.4%
	北海道	88.4%	15.6%
	長崎県	88.1%	3.1%
	佐賀県	80.9%	5.5%
②平成22年度から令和2年度にかけて11条検査受検率に20%以上の上昇が認められる都道府県	長野県	72.2%	46.7%
	福井県	53.9%	45.0%
	宮崎県	56.4%	34.0%
	島根県	76.2%	33.6%
	香川県	53.9%	23.6%
	茨城県	43.9%	21.9%
	静岡県	26.9%	21.9%
	広島県	71.2%	21.3%
	京都府	52.3%	21.0%
	群馬県	77.9%	18.2%
③大きな上昇は認められないが令和2年度において11条検査受検率が60%を超えている都道府県	山形県	75.7%	16.0%
	栃木県	73.5%	16.4%
	福岡県	72.1%	7.1%
	新潟県	71.5%	3.1%
	秋田県	71.2%	15.1%
	熊本県	66.5%	17.4%
	兵庫県	65.4%	14.9%
	徳島県	60.7%	15.0%

※東日本大震災の影響で、検査対象基数に一部市町村のデータが含まれておらず、H22の受検率が過大に算出されているため。（p.12参照）

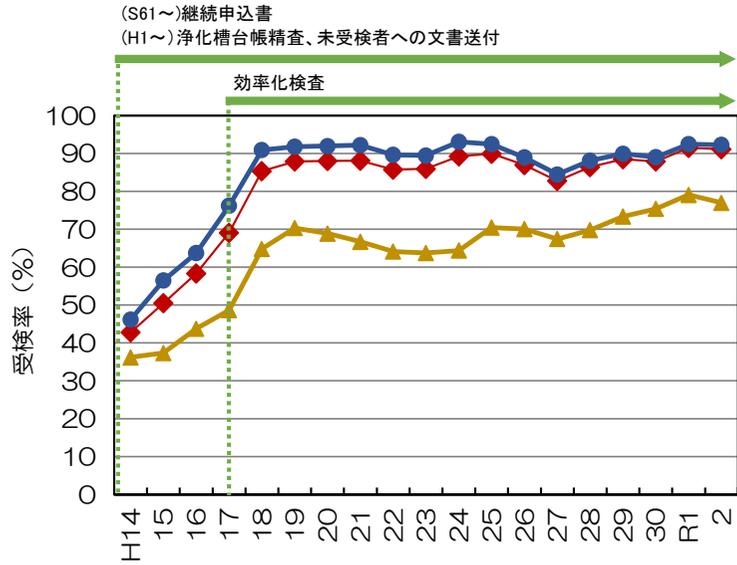
### ①令和2年度において11条検査受検率が80%を超えている都道府県

【岐阜県】



◆全数 ●合併 ▲単独

**11条検査受検率と受検率向上のための取り組み**



**11条検査実施件数**

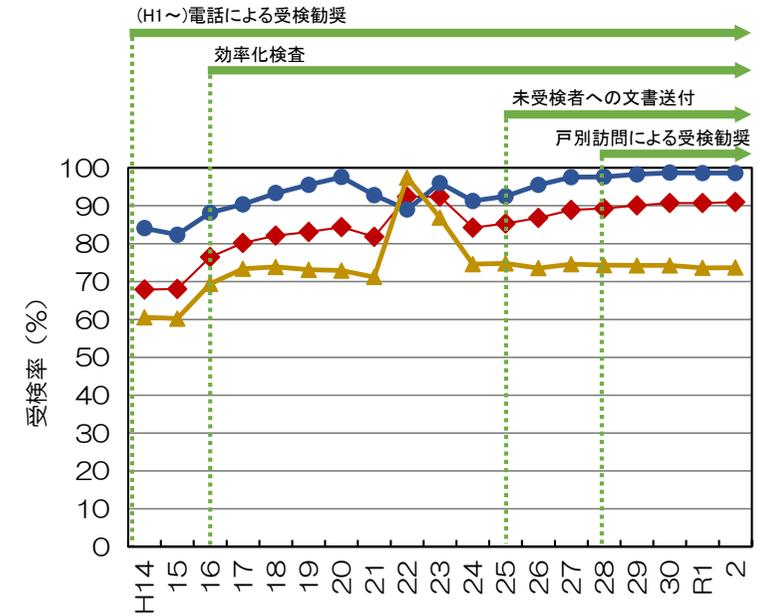


**11条検査対象件数**

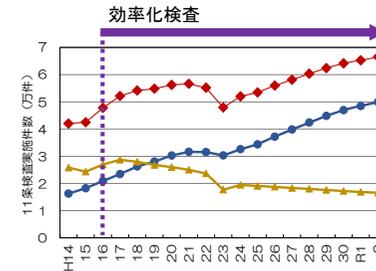


◆全数 ●合併 ▲単独

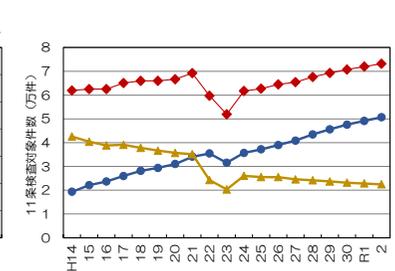
**11条検査受検率と受検率向上のための取り組み**



**11条検査実施件数**



**11条検査対象件数**

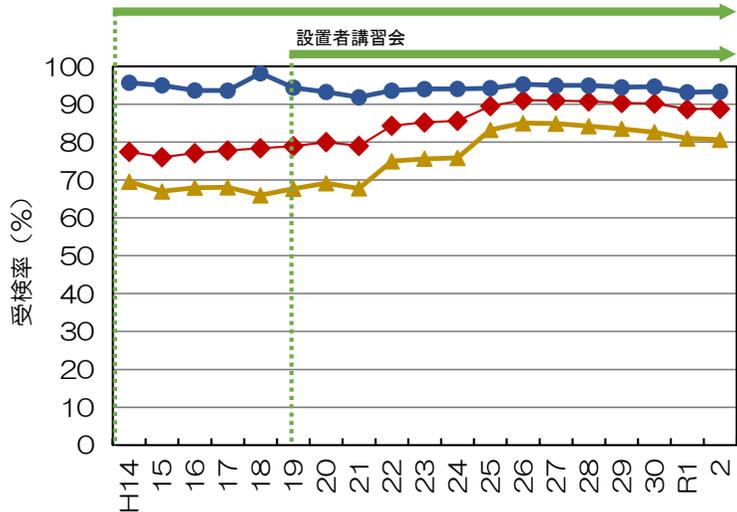


(注) 平成 22～23 年度の検査対象件数には、東日本大震災の影響で一部の市町村の件数が含まれていないため、この期間の受検率は過大に算出されている。

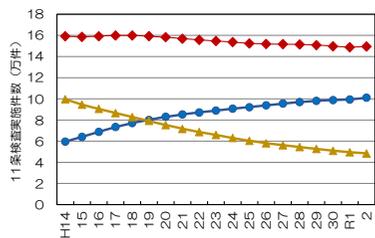
◆全数 ◆合併 ◆単独

**11条検査受検率と受検率向上のための取り組み**

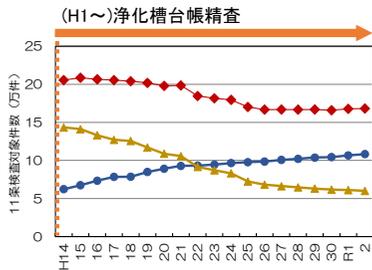
(S60～)一括契約(自動更新)  
 (S61～)業者による受検勧奨  
 (H1～)浄化槽台帳精査



**11条検査実施件数**



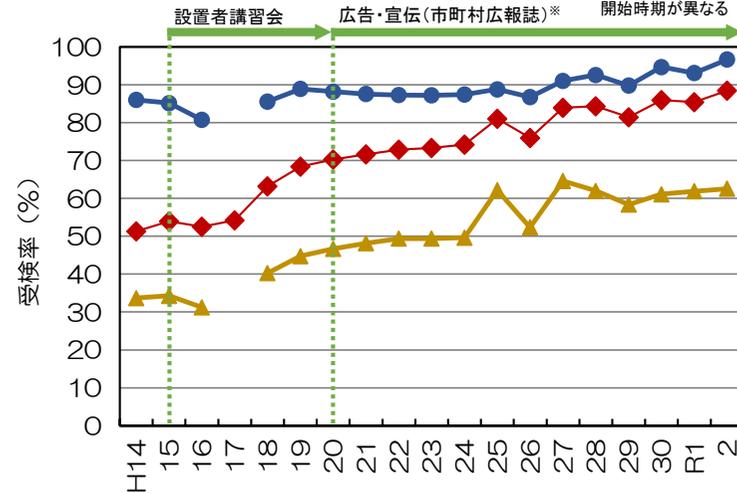
**11条検査対象件数**



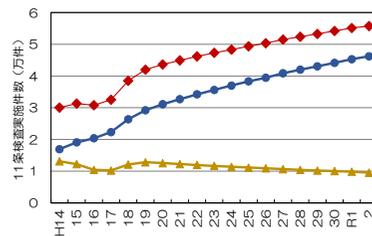
◆全数 ◆合併 ◆単独

**11条検査受検率と受検率向上のための取り組み**

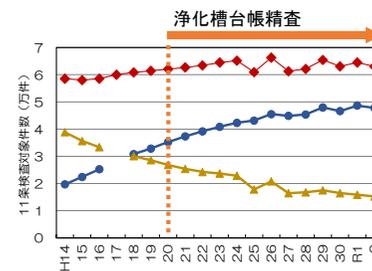
浄化槽台帳精査  
 未受検者への文書送付※  
 電話による受検勧奨※  
 戸別訪問による受検勧奨※ ※市町村により  
 開始時期が異なる  
 広告・宣伝(市町村広報誌)※



**11条検査実施件数**

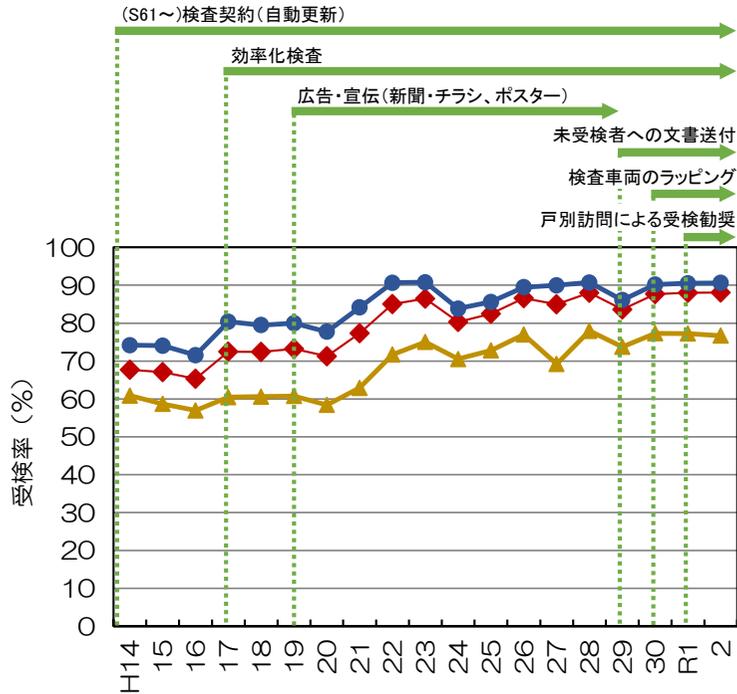


**11条検査対象件数**

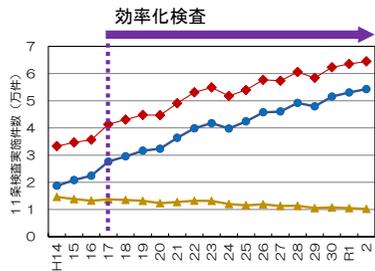


◆全数 ●合併 ▲単独

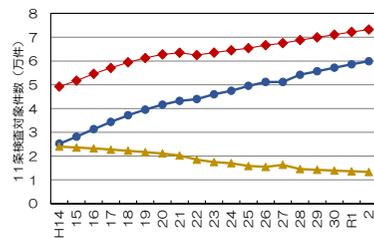
**11条検査受検率と受検率向上のための取り組み**



**11条検査実施件数**

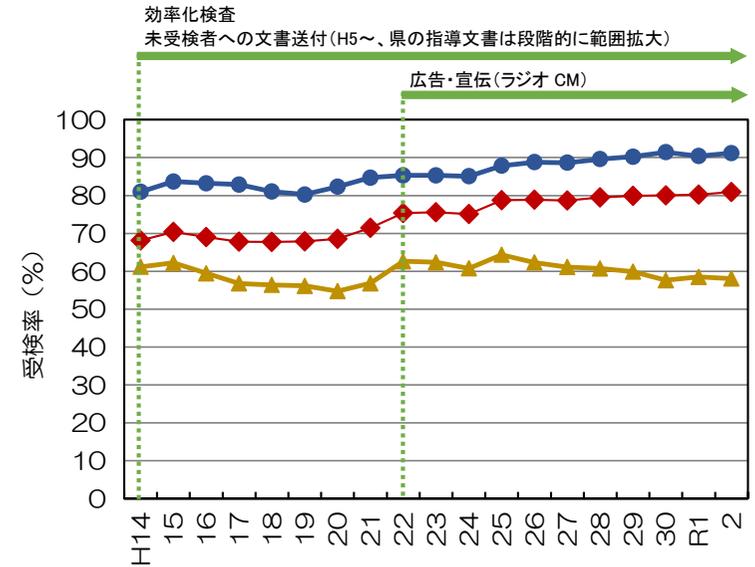


**11条検査対象件数**

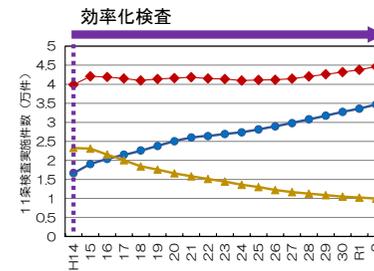


◆全数 ●合併 ▲単独

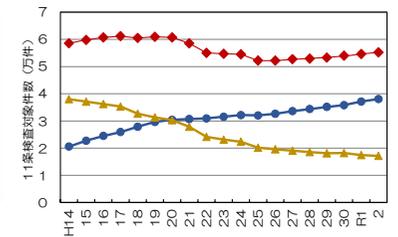
**11条検査受検率と受検率向上のための取り組み**



**11条検査実施件数**

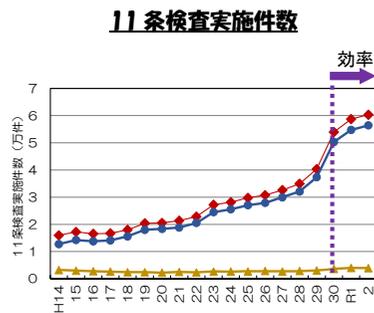
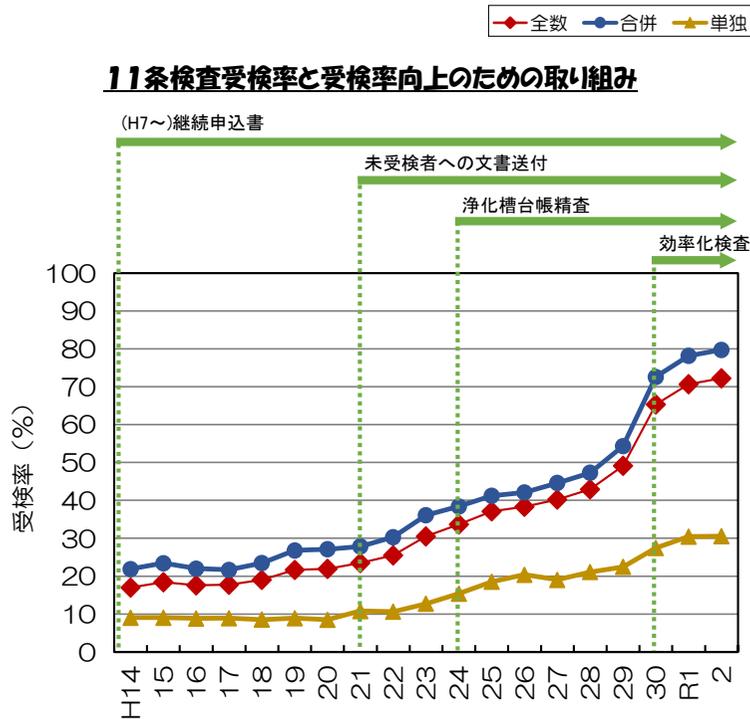


**11条検査対象件数**

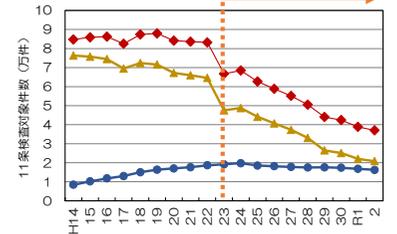
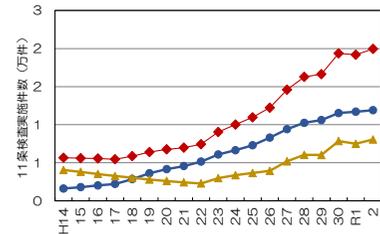
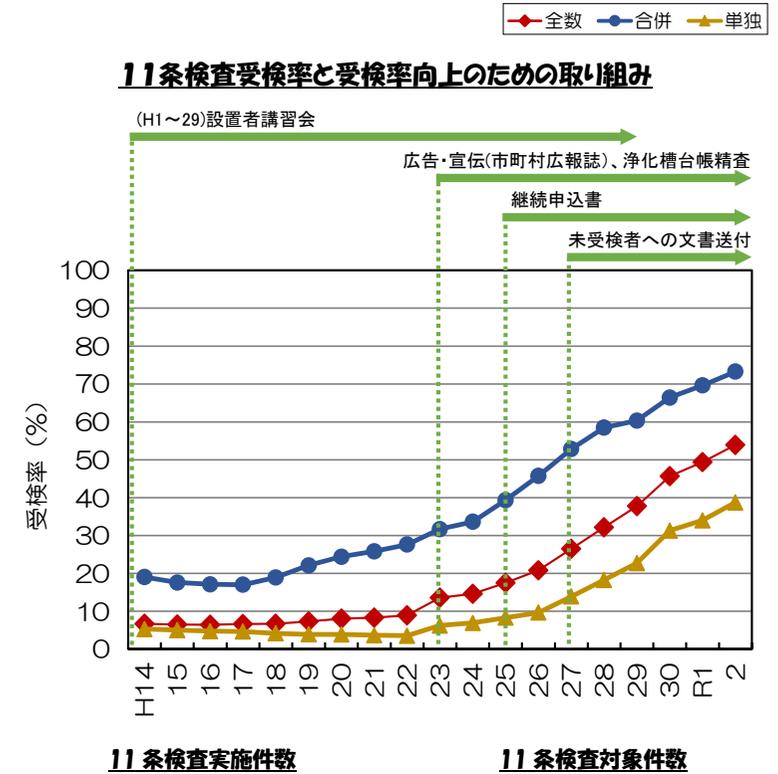


②平成 22 年度から令和 2 年度にかけて 11 条検査受検率に 20%以上の上昇が認められる都道府県

【長野県】

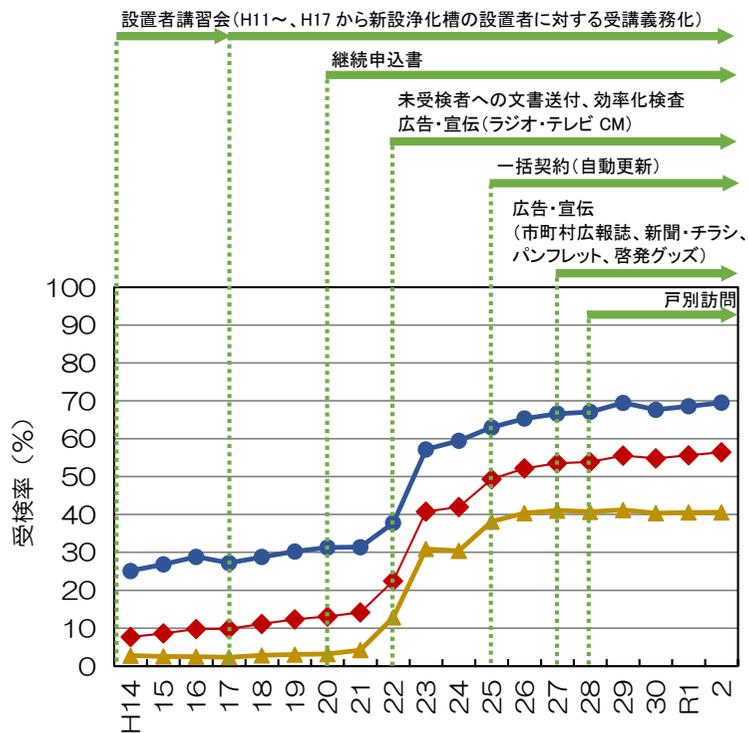


【福井県】



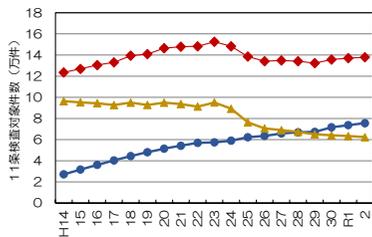
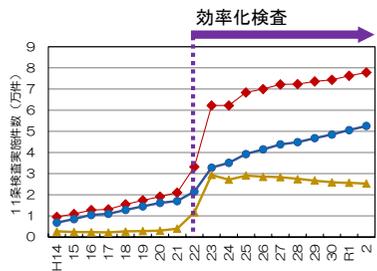
◆全数 ●合併 ▲単独

### 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



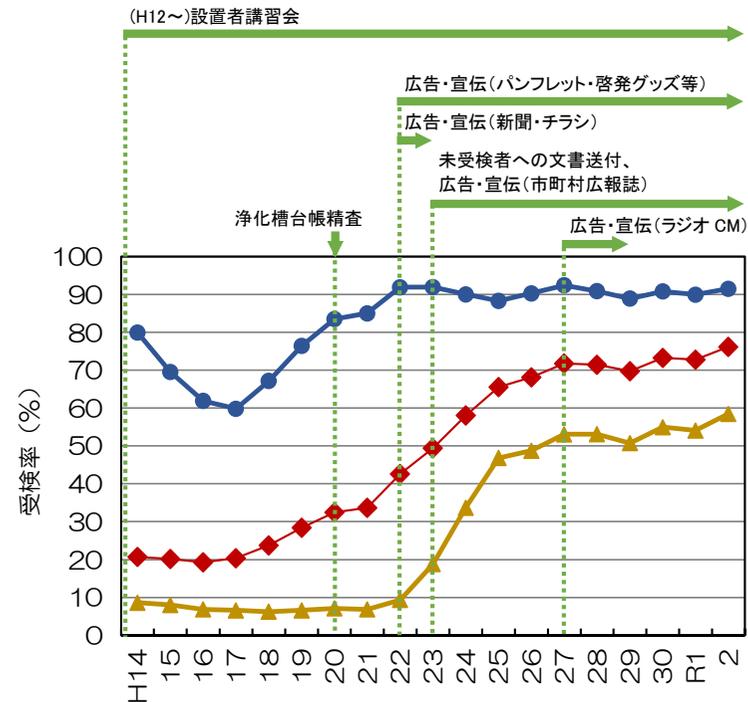
11条検査実施件数

11条検査対象件数



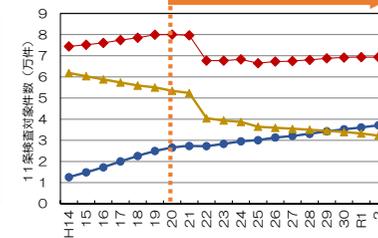
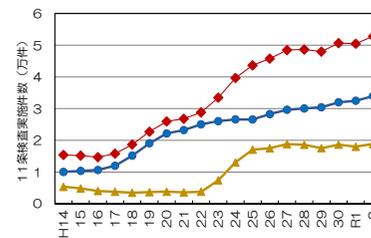
◆全数 ●合併 ▲単独

### 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



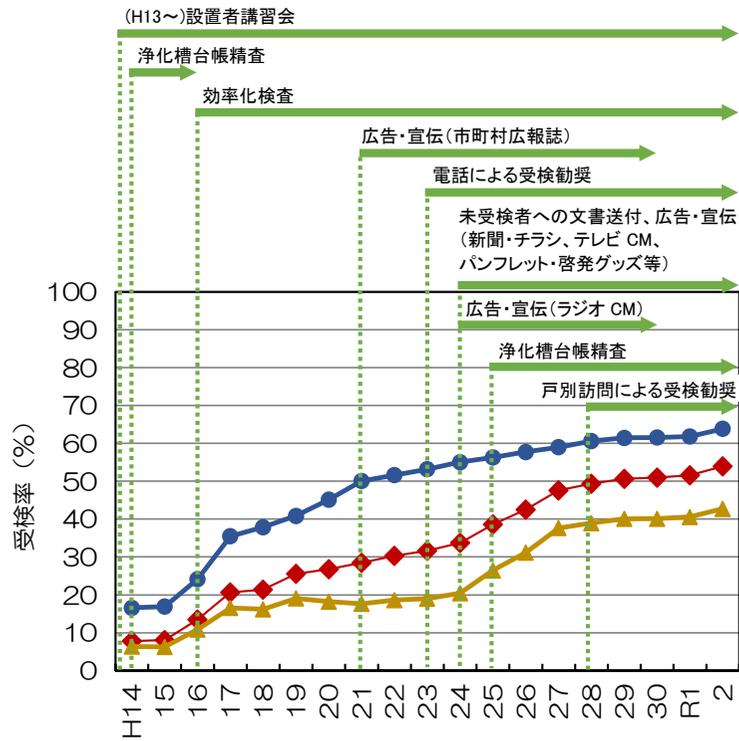
11条検査実施件数

11条検査対象件数

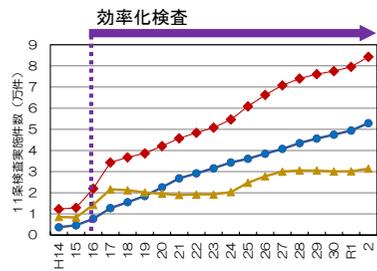


◆全数 ●合併 ▲単独

### 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



#### 11条検査実施件数

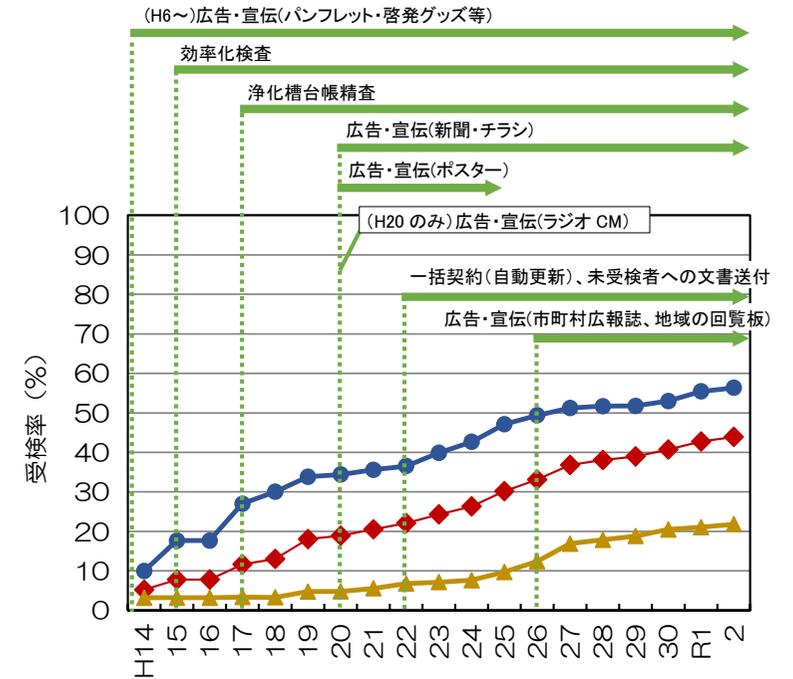


#### 11条検査対象件数

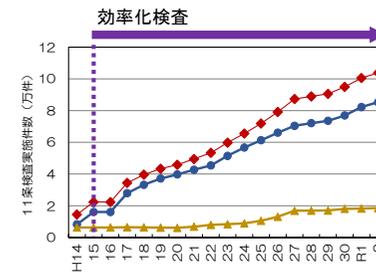


◆全数 ●合併 ▲単独

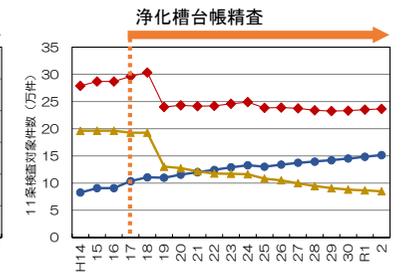
### 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



#### 11条検査実施件数

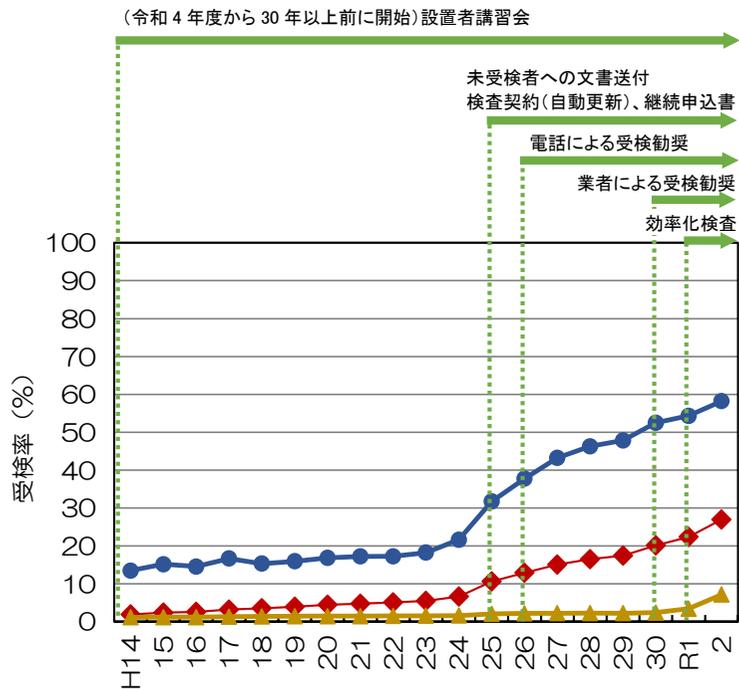


#### 11条検査対象件数

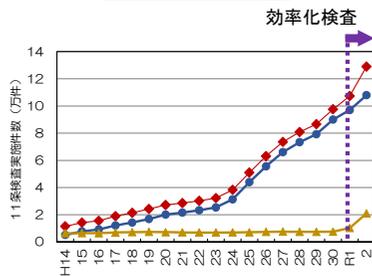


◆全数 ●合併 ▲単独

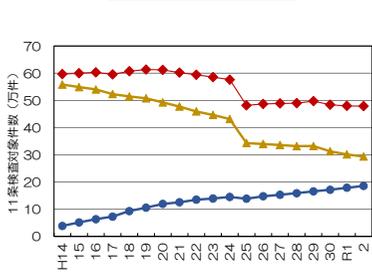
### 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



#### 11条検査実施件数

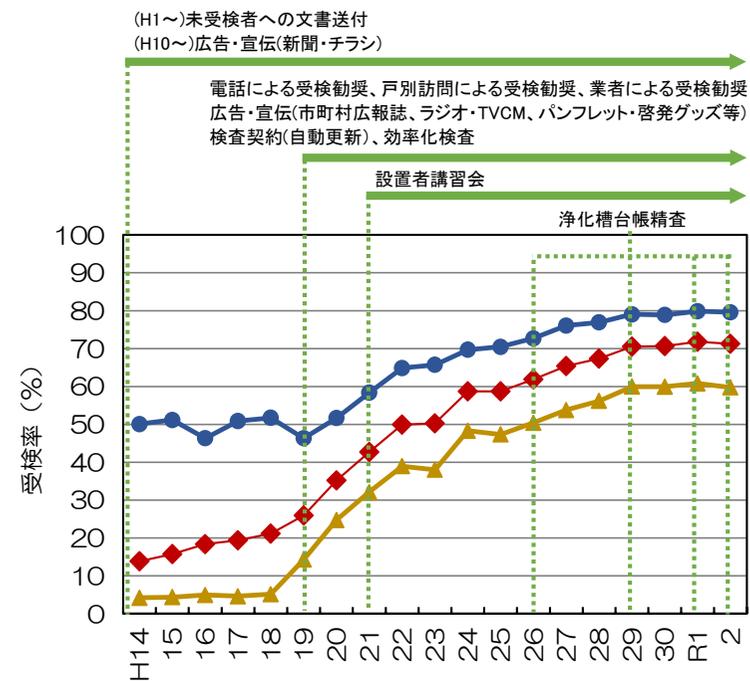


#### 11条検査対象件数

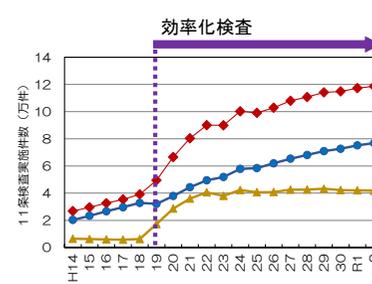


◆全数 ●合併 ▲単独

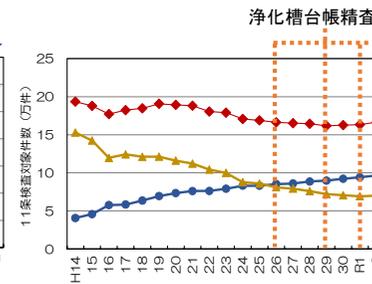
### 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み



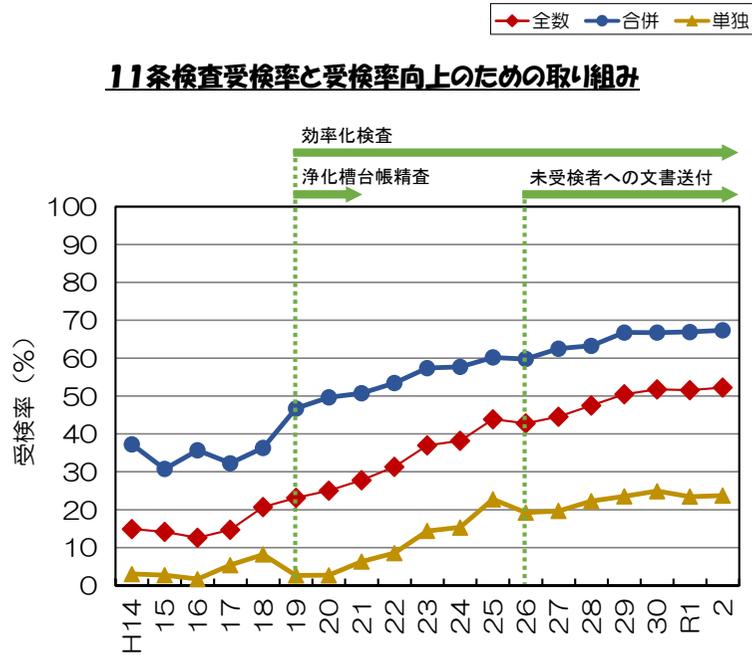
#### 11条検査実施件数



#### 11条検査対象件数



【京都府】

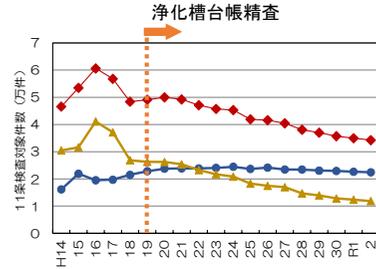


**11条検査受検率と受検率向上のための取り組み**

**11条検査実施件数**

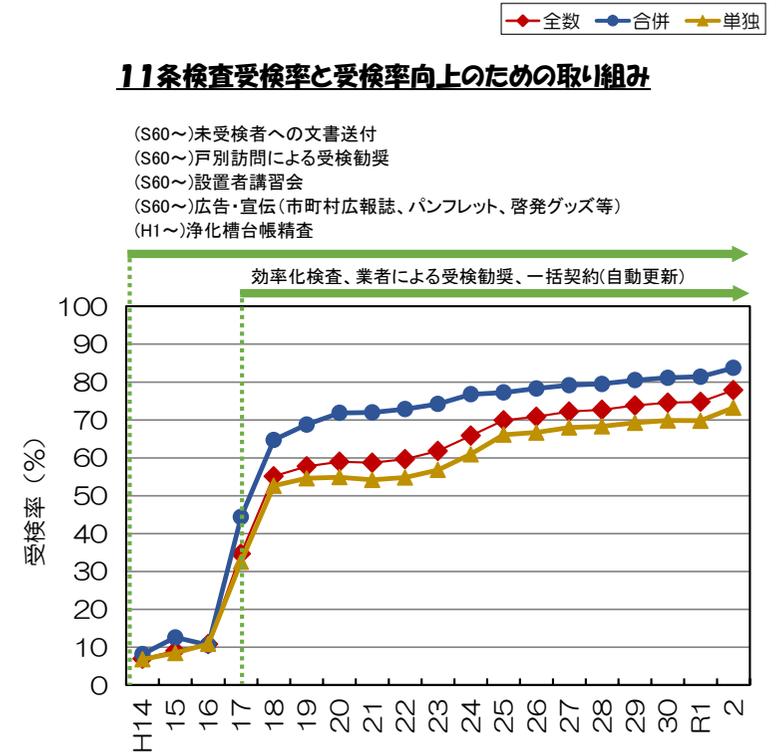


**11条検査対象件数**



③大きな上昇は認められないが令和2年度において11条検査受検率が60%を超えている都道府県

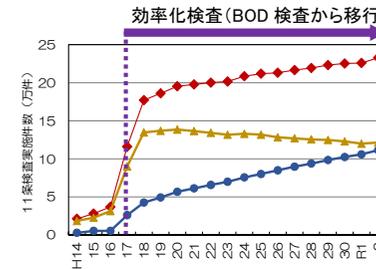
【群馬県】



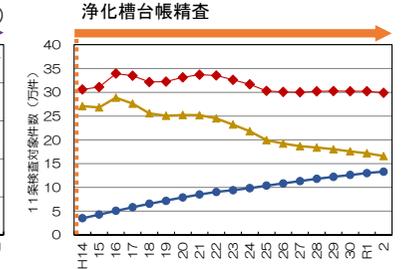
**11条検査受検率と受検率向上のための取り組み**

- (S60～)未受検者への文書送付
- (S60～)戸別訪問による受検勧奨
- (S60～)設置者講習会
- (S60～)広告・宣伝(市町村広報誌、パンフレット、啓発グッズ等)
- (H1～)浄化槽台帳精査

**11条検査実施件数**



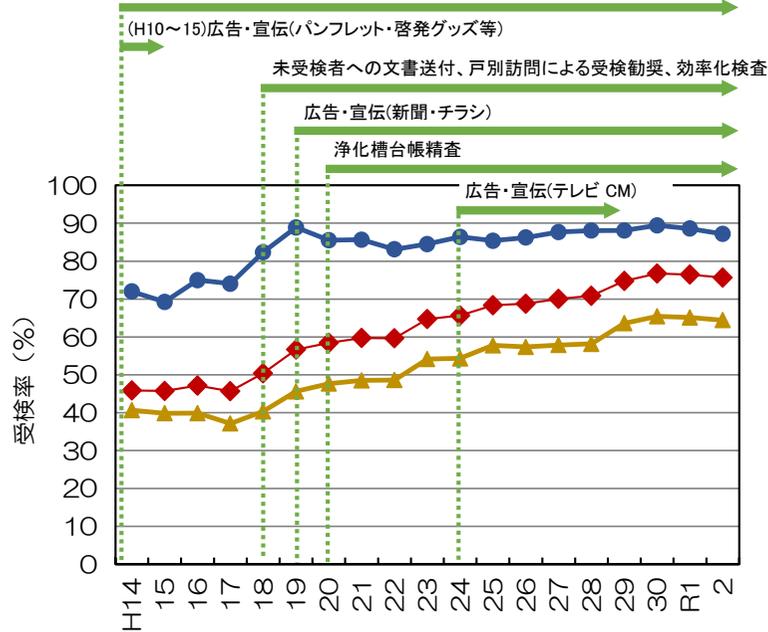
**11条検査対象件数**



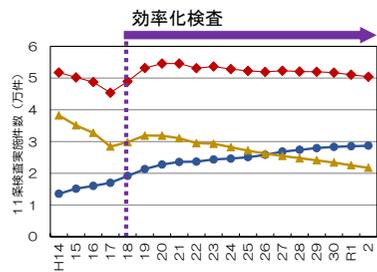
◆全数 ●合併 ▲単独

### 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み

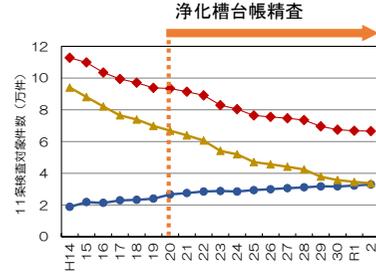
(H3～)継続申込書  
(H5～)広告・宣伝(市町村広報誌、地域の回覧板)  
(H7～)設置者講習会



#### 11条検査実施件数



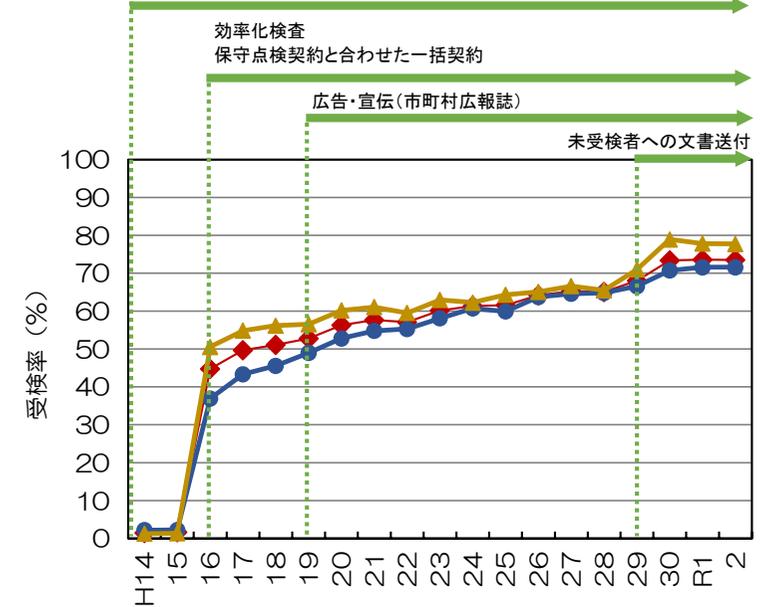
#### 11条検査対象件数



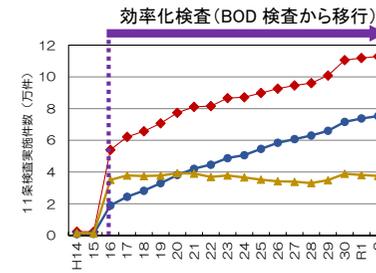
◆全数 ●合併 ▲単独

### 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み

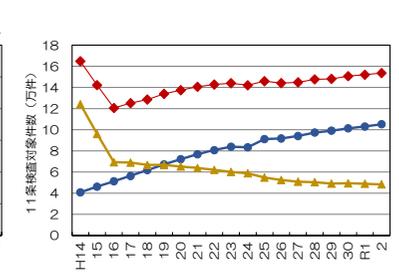
(S62～)広告・宣伝(新聞・チラシ、パンフレット・啓発グッズ等、イベント出展)  
(H12～)浄化槽台帳精査



#### 11条検査実施件数



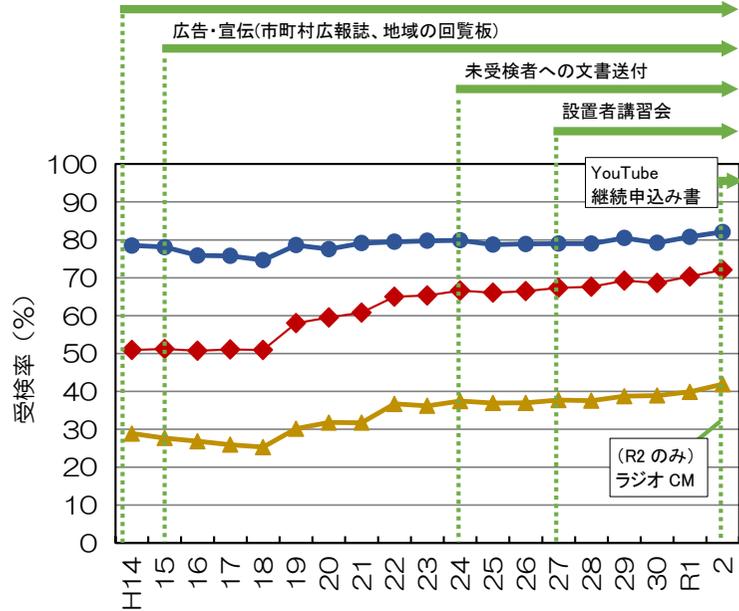
#### 11条検査対象件数



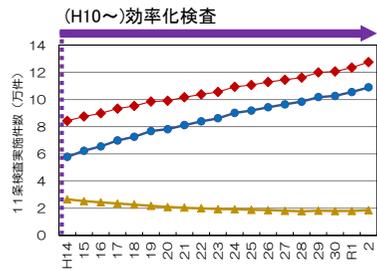
◆全数 ●合併 ▲単独

### 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み

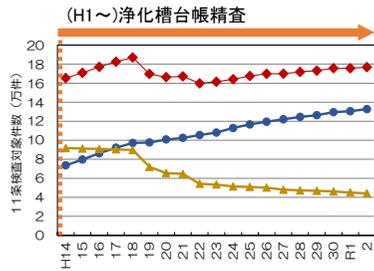
(S61～)一括契約書(自動更新)、業者による受検勧奨  
 (H1～)広告・宣伝(新聞・チラシ、パンフレット・啓発グッズ等)、浄化槽台帳精査  
 (H10～)効率化検査



#### 11条検査実施件数



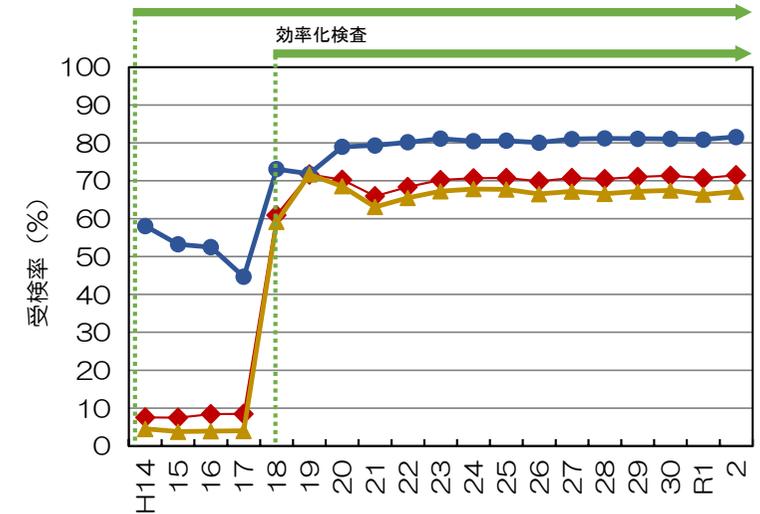
#### 11条検査対象件数



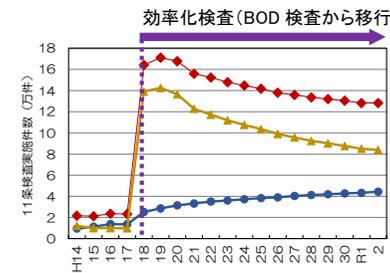
◆全数 ●合併 ▲単独

### 11条検査受検率と受検率向上のための取り組み

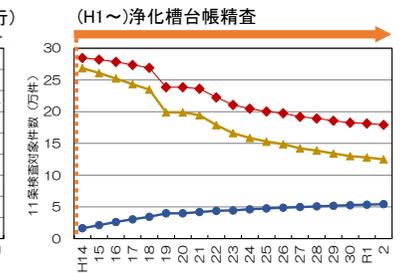
(H1～)未受検者への文書送付、業者による受検勧奨、継続申込書  
 浄化槽台帳精査



#### 11条検査実施件数

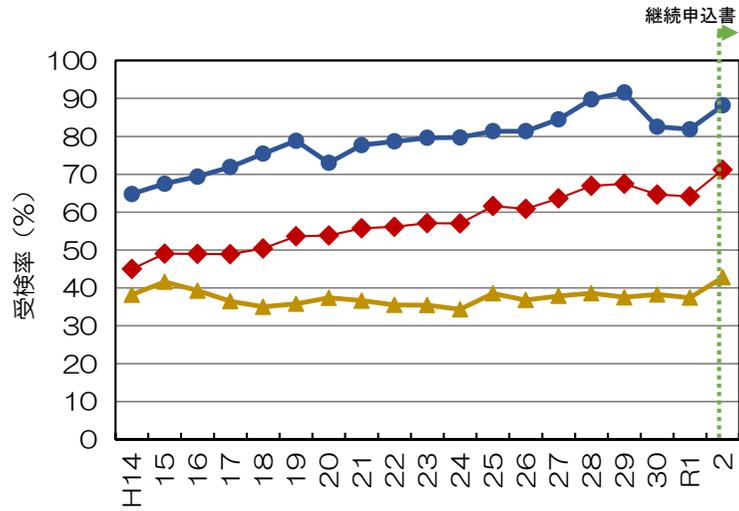


#### 11条検査対象件数

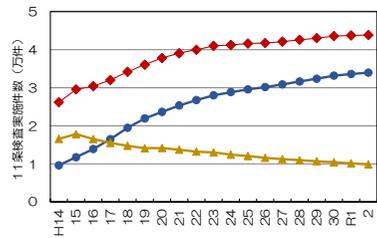


◆全数 ●合併 ▲単独

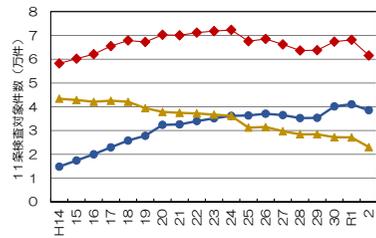
**11条検査受検率と受検率向上のための取り組み**



**11条検査実施件数**

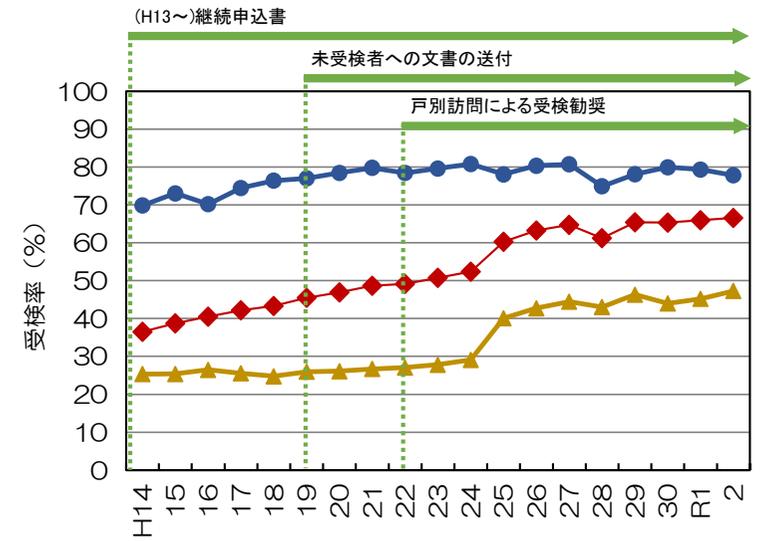


**11条検査対象件数**

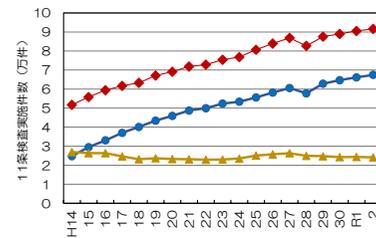


◆全数 ●合併 ▲単独

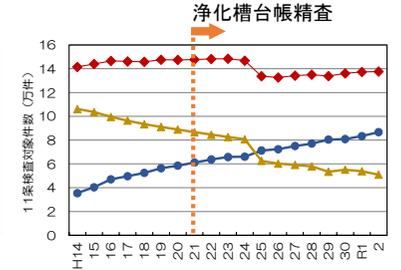
**11条検査受検率と受検率向上のための取り組み**

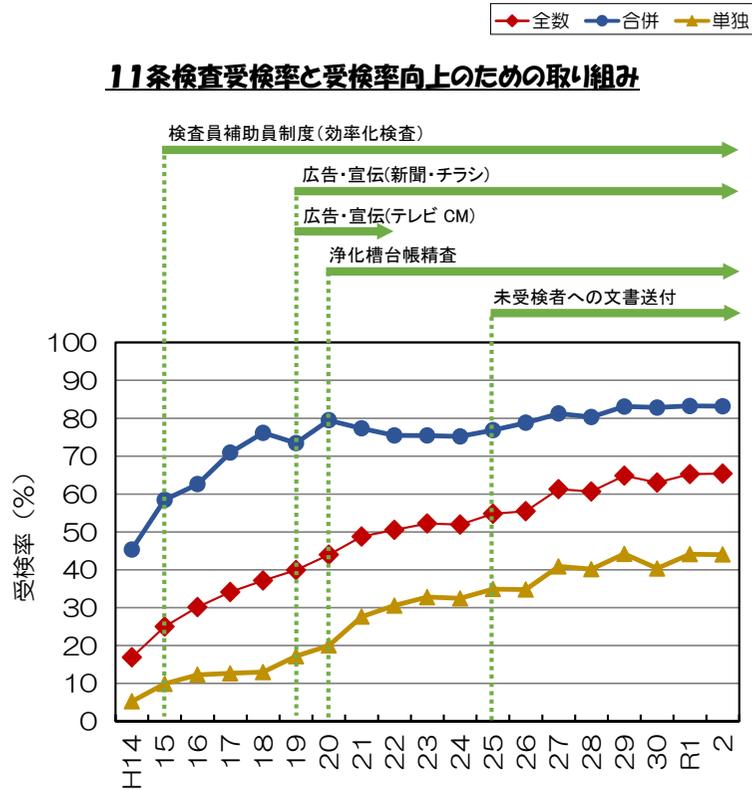


**11条検査実施件数**

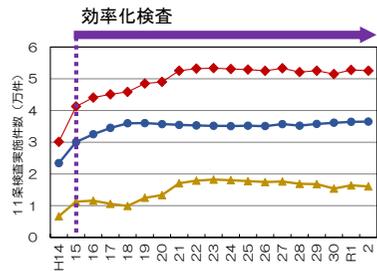


**11条検査対象件数**

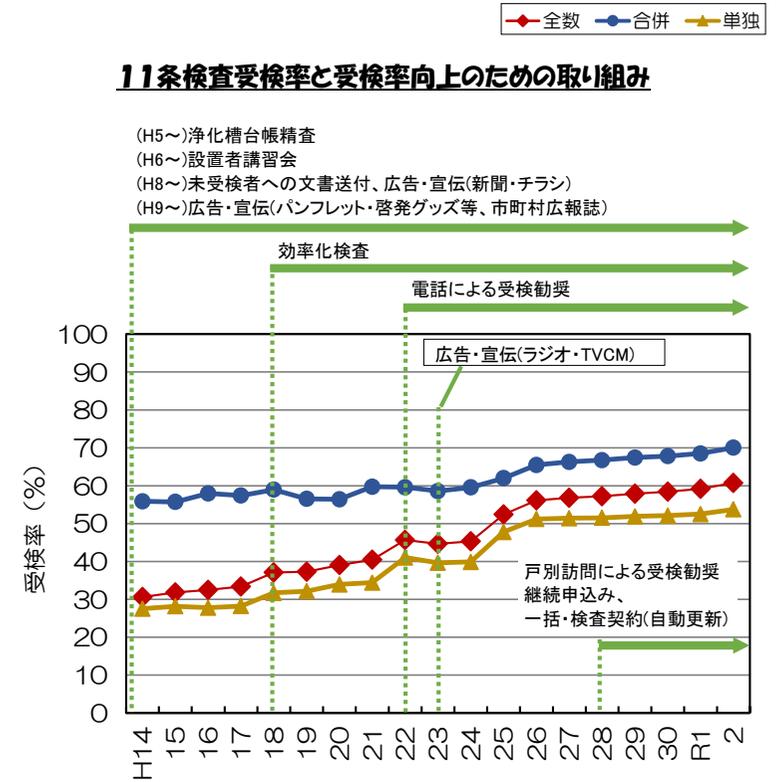
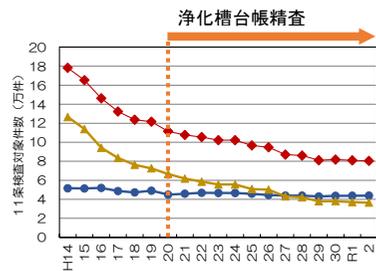




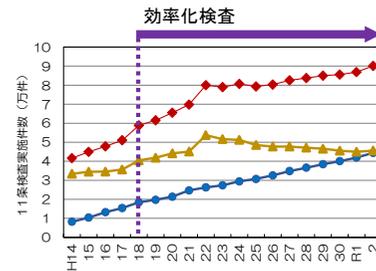
11条検査実施件数



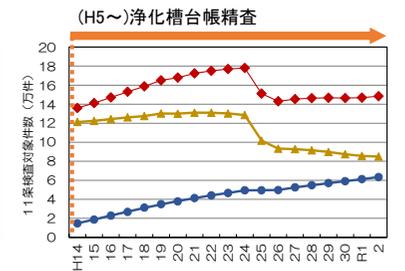
11条検査対象件数



11条検査実施件数



11条検査対象件数



#### <11 条検査受検率の推移からみられる傾向>

令和 2 年度において 11 条検査受検率が 80%を超えている都道府県は、平成 14 年度の時点ですでに受検率が高い傾向があり、その後の取り組み内容と受検率の関係が判別しづらい。昭和後期や平成初期の段階から一括契約の推進や業者による受検勧奨等を行っている都道府県が多いことから、**有効な取り組みを継続して行っていくことが重要**であることが示唆されている。

その他の都道府県をみると、**未受検者への文書送付や電話による受検勧奨**の開始にあわせて受検率が上昇し始めたケースが多く認められる。また、**浄化槽台帳精査**の開始時期と受検率上昇のタイミングがほぼ合致しているケースも認められる。

効率化検査の導入にあわせて受検率が上昇している都道府県も多く認められる。これらの事例では、「効率化検査の導入とほぼ同時に受検勧奨に力を入れ始めている」、「効率化検査導入前から住民に受検の意思はあったが、検査体制が整っていないことが原因で対応できておらず、効率化検査の導入によってそれに対応できるようになった」、「浄化槽法制定以前から地域の関連業者が採水を行う形で BOD 検査が実施されており、それらの関連業者を採水員として活用することにより効率化検査に移行した」等の背景がある。

今後、受検率向上のための取り組みを強化していく都道府県においては、これまで実施してきた**取り組みの自己点検**を行い、それぞれの地域の実情に応じた受検率向上策を講じていく必要がある。

#### 4. 受検率向上策の考え方

##### 4. 1 主な受検率向上策について

浄化槽の法定検査は、一般的に浄化槽管理者からの受検申込みによって実施される。一方、浄化槽管理者は法定検査の受検が義務化されているため、検査申込書がない場合でも検査が実施されている事例がある。検査申込書がない場合における検査実施については、**5.1 項**にて事例を紹介する。

また、11 条検査受検率を向上させるためには、検査申込数を増加させることも必要であり、そのための方法として、これまで未受検であった浄化槽管理者や受検拒否者の受検を促すことが挙げられる。あわせて、法定検査を受検した管理者が、次年度以降も継続して検査の申込みを行うよう促す工夫も検査申込数の増加策となる。加えて、先ず**7 条検査**の受検を徹底した上で、その後確実に 11 条検査の受検に繋げることが極めて重要であり、そのための仕組みや体制づくりが必要となる。

指定検査機関においては、検査申込数等の増加に対応して検査実施件数を増加させることが必要となる。そのための最も基本的な対応策は検査員の増員であるが、検査業務の効率化を図ることで検査員 1 人当たりの検査実施件数を増加させることも検査実施件数の増加につながる。

また、浄化槽台帳情報の精査により受検率が向上する可能性がある。受検率を算出する際の分母となる検査対象件数は、一般に、浄化槽台帳に登録されている浄化槽情報から決定されるが、浄化槽台帳には、すでに廃止された浄化槽の情報が残されていることも多く、それにより受検率を算出する際の分母が実態よりも過大になっていることがある。浄化槽台帳情報を精査することで検査対象件数が適正になり、それに伴い受検率が向上する場合がある。ただし、情報を精査する過程で、これまで浄化槽台帳に登録されていなかった無届設置の浄化槽が発見されることもある。しかし、浄化槽台帳情報を精査すると、未受検者に対する文書指導等を効率的・効果的に実施できるようになるため、浄化槽台帳情報の精査も受検率向上策の一つと考えることができる。

受検率向上策を表 4.1-1 に整理する。ここで示した取り組みには、行政や指定検査機関が単独で行うことが困難なものもあるため、それらについては、法定協議会の活用等により行政が主導しつつ関係者が連携して取り組むことが必要である。

表 4.1-1 受検率向上策

受検率向上策	実施者		
	自治体	指定検査機関	関連業者
<b>(1) 検査申込数の増加策</b>			
1) 未受検者・受検拒否者への対応			
①文書通知	●	●	△※1
②電話による受検勧奨	●	●	
③戸別訪問	●	●	
④広告・宣伝	●	●	
⑤業者による受検勧奨			●
保守点検業登録条例の規定	●		
⑥行政指導	●		
⑦維持管理費用に対する補助等	●		
2) 継続受検を促進するための仕組みの構築や説明の工夫			
①継続申込みの申込書の採用		●	
②一括契約や検査契約の自動更新		●	●※2
③浄化槽設置者を対象とした講習会等による啓発	●	●	
<b>(2) 検査実施件数の増加策</b>			
1) 検査員の増員			
2) 検査員による効率的な検査の実施			
①現場滞在時間の短縮（検査項目の一部削減等）	△※3	●	
②移動時間の短縮（検査対象の計画的な選定等）		●	
③検査事務の作業時間の短縮（入力作業の効率化等）		●	
3) 採水員等を活用した検査の導入	△※3	●	●
<b>(3) 検査対象件数の精度向上（浄化槽台帳情報の精査）</b>			
1) 指定検査機関の検査台帳との突合・精査	●	●	
2) 関連業者の保有する顧客情報との突合・精査	●		●
3) 下水道台帳との突合・精査	●		
4) 悉皆調査（現地確認）による精査	●	△※4	△※4

※1：保守点検・清掃業者から通知文書を配布する場合もある、※2：一括契約の場合、

※3：環境省と個別協議、※4：台帳精査に関する業務を受託した場合

4. 2 受検率向上のための段階的対応

受検率向上のための取り組みを、各関係者が連携して段階的に進める際の手順例を図4.2-1に示す。



図 4.2-1 受検率向上のための段階的対応 (例)

受検率向上のための取り組みを進めるうえで、事前準備として未受検者を把握することが必要であり、そのため、**浄化槽台帳の整備が重要な作業**となる。また、広報やHPへの情報掲載により、未受検者への文書発送等の個別対応を行った際の反応が良好になる傾向がある。これらの事前準備を関係者が連携して行うとともに、**検査の体制づくり**を進めておく必要がある。浄化槽台帳情報の精査や検査体制の確保は第1段階以降の取り組みを行いながら、継続して実施していくものとなる。

未受検者に受検させるための最も効果的な取り組みは、文書等による**個別のアプローチ**である。行政からの依頼を受けて文書の発送や配布を指定検査機関や保守点検・清掃業者が担うこともあるが、**文書の発出名義に行政機関名が入る**ことによって受検勧奨の効果が大きくなる。

第1段階の取り組みで受検しない浄化槽管理者に対しては、戸別訪問等の個別対応を図ることが想定されるが、ここでも**行政担当者が主体となる**、あるいは**自治体と指定検査機関が連携して取り組む**ことで実施効果が高まる。

これらの取り組みを実施しても受検しない浄化槽管理者に対しては、勧告、命令や過料を適用する等の対処を検討する必要がある。

受検勧奨や通知文書に対する問い合わせ対応のため、自治体の担当部署や指定検査機関に専門スタッフを配置する等の体制整備を行うことで取り組みを充実させることができる。

#### 4. 3 法定検査を受検するメリットの増大

法定検査を受検することは浄化槽管理者の義務ではあるが、検査を受検することにより住民及び関連業者のメリットを増大させることで、住民に対して受検の必要性を説明する際や関連業者に対して受検勧奨等の協力を依頼する際に理解が得られやすくなる。

受検のメリットを増大させるための手法の一つとして基本検査の導入が挙げられる。基本検査は、法令の遵守状況の確認及び問題が認められた場合での速やかな改善を目的とし、状況に応じた関係者の対応レベルを設定している。

基本検査の概要を図4.3-1に示す。「緊急度、重要度の高くない異常は、指定検査機関、浄化槽管理者、保守点検及び清掃業者のみで速やかに改善する（対応レベル0）」、「生活環境に著しい支障をきたす異常、法令違反に対して行政対応を行う（行政対応レベルⅢ及びⅡ）」、「対応レベル0の改善対応が不十分な場合や、改善報告がない場合に行政対応を行う（行政対応レベルⅠ）」、「保守点検・清掃記録票を指定検査機関が業者から事前に収集する」等、状況に応じた対応方法を明確化している。

これにより、①浄化槽管理者を含む関係者との情報共有化、②異常発見時の状況に応じた対応者の明確化と対応の迅速化のメリットが得られる。

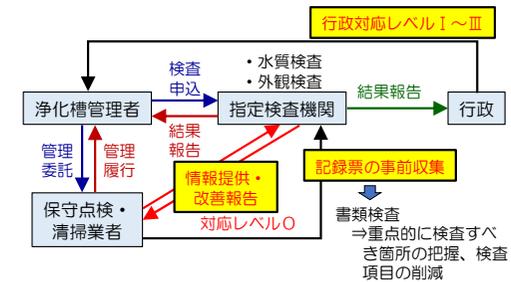


図 4.3-1 基本検査の概要

基本検査の仕組みのうち、対応レベル0の「情報提供」、「改善報告」、「記録票の事前収集」の仕組みの構築状況を図4.3-2に示す。検査で異常が認められた際の関連業者への情報提供は多くの指定検査機関で実施されるようになってきている。

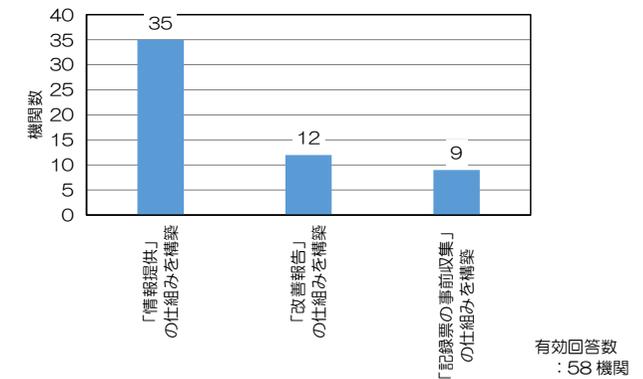


図 4.3-2 基本検査の仕組み（対応レベル0）の構築状況

【基本検査により付加されたメリット】

情報提供の仕組みを構築したことによる効果を図 4.3-3 に示す。特に住民や関連業者の反応の変化が感じられることが多く、また、その他の効果として異常の早期改善が図られるようになったとの意見もある。

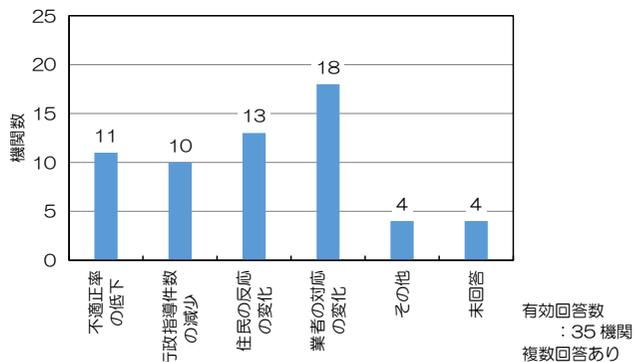


図 4.3-3 情報提供の仕組みを構築したことによる効果

■住民の反応の変化（具体例）

- 保守点検業者へ内容を伝える手間が省略できるため喜ばれた。
- 専門的な用語等があるため、住民から業者への説明が困難であったが、指定検査機関から直接説明することで住民負担の軽減になった。
- 住民から、「検査の結果を業者へ連絡していないのか」などの苦情や問い合わせが減少した。（業者へ報告したことに対する苦情はない）
- 異常時に早急に対応することが可能となり住民からの浄化槽に対する信頼度が向上した。
- 住民が浄化槽に関心を持つようになった。
- 法定検査に対する信頼性の向上が図られた。

■情報提供を受けた関連業者の対応・反応の変化（具体例）

- 顧客クレームを回避できるため好意的に受けとめ、対応が早くなった。
- 検査結果書を事前に確認できるので、管理者への対応がし易くなり、無用な誤解が生じ難くなった。
- 異常が改善される件数が増加した。
- 送風機の故障等の緊急対応が必要な異常の早期発見につながるため、好感を持たれ

ている。

- 業者側からも相談を密にしてもらえるようになり、情報共有が図られるようになった。
- 放流水 BOD が基準値を超過した場合は、原因を究明し、改善策を提案しており、業者は、不具合が発生しないよう未然防止に努めている。これにより管理技術の向上が図られている。
- 11 条検査時の立ち会いが増えた。

基本検査の導入・運用を円滑に進めるためには、指定検査機関と保守点検・清掃業者の連携が必要となる。これらの連携のために一括契約（保守点検と法定検査を対象とした 3 者契約、保守点検と清掃及び法定検査を含めた 4 者契約等）を推進することも有効である。

## 5. それぞれの取り組みの特徴

### 5. 1 検査申込数の増加策

#### (1) 未受検者・拒否者への対応

##### 1) 取り組みの概要及び効果

###### ①文書通知

文書通知は法定検査の受検促進を目的として実施される取り組みの一つである。令和4年度に実施した指定検査機関に対するアンケート調査では、49機関（有効回答58機関）が現在又は過去に実施していると回答しており、多くの自治体、指定検査機関で実施されている基本的な取り組みとなる。

過去10年程度で11条検査受検率の大幅な向上が認められた都道府県と低調な都道府県を抽出し、文書通知の実施状況を整理した結果を表5.1-1に示す。両者を比較すると、**未受検者に対する送付率**に大きな差が認められることから、受検率が低調な都道府県においては、送付率を高める必要がある。送付した文書に対する問い合わせ対応のため、文書の送付件数に応じて自治体の担当部署や指定検査機関に専門スタッフを配置する等の体制整備を行うことも必要となる。

表 5.1-1 未受検者に対する文書通知の実施状況

受検率	都道府県	開始年度	年平均文書送付数 件	送付/未受 検の平均 %	受検/文書 送付の平均 %	備考
向上	石川県	H24	14,420	39.4	7.5	
	福井県	H23	16,880	40.2	19.2	
	島根県	H23	10,960	43.3	17.7	
	広島県	H10、H19	21,011	36.8	8.0	
	長野県	H30				宛先不明者以外には送付
	京都府	H26	6,930	34.3	10.2	1機関の回答（2機関実施）
	香川県	H21	65,538	76.9	12.5	
	宮崎県	H22	42,753	53.2	9.2	
	茨城県	H25	37,505	23.9	8.9	
	滋賀県					未実施
低調	神奈川県	H20、H23	1,552	1.0	29.5	2機関の回答（3機関実施）
	奈良県	H20	225	0.3	25.9	
	鹿児島県	H18	407	0.2	37.6	
	沖縄県					未実施
	愛媛県	H19	1,150	1.0	45.7	
	富山県	H20	4,224	9.7	13.1	
	山梨県	H13	1,313	1.1	16.7	
	大阪府	H17				行政が実施しており不明
	千葉県	H30、H31	13,350	2.6	34.0	1機関の回答（2機関実施）
	愛知県	H30、H24	377	0.1	17.0	

文書通知の実施主体は主に自治体及び指定検査機関であるが、通知文書の発出名義に行政機関名が含まれていることが効果に大きく影響する。文書通知を行うことで法定検

査の申込数が急激に上昇すると、人員不足等により対応できなくなる場合もあるため、以下のような条件で文書の送付対象者を限定している事例がある。

- 受検歴のある浄化槽管理者
- 設置補助を受けた浄化槽の管理者
- 過去に受検歴のある浄化槽管理者のうち、5年以上11回検査を受検していないもの
- 前年度に7条または11条検査を受検した浄化槽管理者
- 受検の案内を送付したが受検を拒否した浄化槽管理者

また、法定検査に関する理解度の向上に向けて、文書通知と併せて法定検査の概要を示したパンフレットを送付している事例もある。

通知文書の例は[参考資料3](#)

パンフレットの例は[参考資料3](#)

[向上策一覧に戻る](#)

一方、浄化槽管理者は法定検査の受検が義務化されているため、検査申込書がない場合でも検査が実施されている事例がある。

特に、浄化槽台帳の整備によって法定検査を未受検の浄化槽管理者が見つかった場合、その浄化槽管理者は、浄化槽管理者としての法定検査の受検義務を知らない可能性がある。そのため、指定検査機関は最初に検査の必要性等を丁寧に説明した事前封書を浄化槽管理者に送付して、法定検査に対する理解を求める。次に、指定検査機関が浄化槽管理者に検査案内通知（検査日程通知）を送付し、法定検査を行っている。

なお、事前封書や検査案内通知及び現地にて受検拒否された場合は、県が浄化槽管理者に対して受検指導を行うこととしている。

「浄化槽の法定検査に関する全国会議資料」の抜粋は[参考資料3](#)

[4.1に戻る](#)

###### ②電話による受検勧奨

電話による受検勧奨は「①文書通知」と同様に、未受検者に対して個別にアプローチする方法の一つである。令和4年度に実施した指定検査機関に対するアンケート調査では、11機関（有効回答58機関）が現在又は過去に実施していると回答しており、あまり実施されていない取り組みではあるが、**文書通知と組み合わせる**ことで効果を増大させている事例がある。対象の絞り込み方によって受検に結び付け比率は異なるが、電話による受検勧奨の対象者のうち20%以上が受検している事例もある。

円滑に受検勧奨を進めるためには電話対応マニュアル等を整備しておく必要があり、また、電話による受検勧奨を実施している機関の中には、電話対応専属の職員を雇用している機関もあることから、実施のための体制整備も必要となる。なお、対象者の選定条件の例を以下に示す。

- すべての未受検者に対して電話を実施しているが、前年度の電話の内容から優先順位を設けて実施
- 前年度に受検した浄化槽管理者で申込みのないもの
- 保守点検契約終了等に伴い未受検となった浄化槽管理者
- 文書通知を行っても申込みのない浄化槽管理者
- 過去3年間に申込みのない浄化槽管理者
- 複数年度に渡り検査手数料を滞納している浄化槽管理者

[向上策一覧に戻る](#)

### ③戸別訪問

戸別訪問も「①文書通知」や「②電話による受検勧奨」と同様に、未受検者に対して個別にアプローチする方法の一つである。令和4年度に実施した指定検査機関に対するアンケート調査では、16機関（有効回答58機関）が現在又は過去に実施していると回答しており、あまり実施されていない取り組みである。

電話による受検勧奨とは異なり、対面での直接のやり取りが行われるため、より効果的な取り組みとなるが、指定検査機関が単独で実施する場合、対話に応じてもらえないケースも認められるため、行政職員とともに実施する等、**自治体と指定検査機関が連携**することで実施効果を高めることができる。

富山県の事例では、令和2年度から3年度にかけて行政職員による戸別訪問が実施されている。訪問した1,655件のうち1,022件が受検に繋がっており、高い効果が得られている。

石川県では平成21年度から23年度に緊急雇用創出事業を活用して戸別訪問による受検勧奨を行っている。戸別訪問に際して県で作成した台帳には汲み取り情報や下水道接続された家屋の情報も含まれていたため、浄化槽台帳情報の精査手法に相当する悉皆調査と戸別訪問による受検勧奨を組み合わせる方法が採用されている。訪問時には表5.1-2に記載した資料を配布し、訪問の趣旨を記載した協会の文書と浄化槽法に関する県のパンフレットを活用して管理者に法定検査の説明を行っている。また、不在時には、今後のし尿処理方法について報告を求める用紙（近況報告）を不在連絡票とともにポストへ投函し、浄化槽管理者の意向を確認している。石川県の11条検査実施件数の推移（図5.1-1）をみると、戸別訪問を実施した平成21～23年に単独処理浄化槽の受検者数が増加しており、受検率向上の効果が得られた。

表 5.1-2 戸別訪問時の配布資料（例）

訪問時の管理者の回答	訪問時に配布する資料						備考
	訪問の趣旨を記載した協会の文書	浄化槽法に関する県のパンフレット	返信用封筒	申込用紙	近況報告	不在連絡票	
申込み	○	○		○			その場で回収
検討する	○	○	○	○			県の封筒で渡す
不在時	○	○	○	○	○	○	県の封筒に入れ、投函

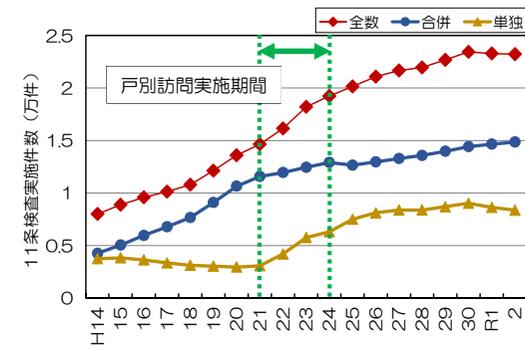


図 5.1-1 11条検査実施件数の推移（石川県）

配布資料の例は[参考資料3](#)

[向上策一覧に戻る](#)

### ④広告・宣伝

広告・宣伝は、法定検査の認知度及び受検率の向上に資する取り組みの一つである。通常、市町村広報誌や地域の回覧板、ラジオCM等の情報を広く発信するための媒体が活用されており、未受検者のみでなくすべての浄化槽管理者を対象とした取り組みである。

令和4年度に実施した指定検査機関に対するアンケート調査で現在又は過去に活用したことがあると回答のあった広告・宣伝の取り組み状況を図5.1-2に示す。

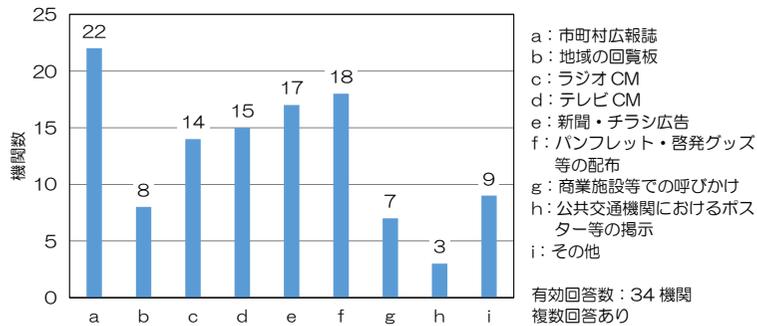


図 5.1-2 広告・宣伝の取り組み状況

【その他の内容（例）】

- HP への掲載
- バナー広告
- SNS やデジタルサイネージ
- YouTube への広告、動画の掲載
- 自治体による防災無線
- 社用車側面への広告掲載
- イベントへの出展
- 公共施設でのパネル展示
- 出前授業

広報媒体を活用した取り組みは、効果を実感しづらいものの、法定検査について事前に認知されていることで、管理者との戸別訪問時の対話や電話のやり取りが円滑に進んだ等の効果が認められている。また、リクルートにも一定の効果が認められたとの意見もあった。

[向上策一覧に戻る](#)

⑤業者による受検勸奨及び一括契約の実施

業者による受検勸奨は未受検者に対して個別にアプローチする方法の一つである。保守点検業者あるいは清掃業者が、浄化槽管理者に対して法定検査の受検の必要性を説明する方法であり、普段から浄化槽管理者と接している業者が実施者になることで信頼が得られやすい。

業者による受検勸奨により受検率を向上させるためには、いかにして**業者の協力**を得るかが鍵となる。業者による受検勸奨が円滑に行われるよう、業者に対して説明用資料（配布用資料）を提供している事例や、業者を介した検査申込みに対して手数料を支払っている指定検査機関もある。

保守点検業者による受検勸奨を促進するため、保守点検業登録条例に業者による受検勸奨の努力義務規定を設けている都道府県、保健所設置市もある。（表 5.1-2）

表 5.1-2 保守点検業登録条例の業者による受検勸奨に関する規定

都道府県	該当する規定
群馬県	（営業所の設置等）第十条 9 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行ったときは、当該浄化槽管理者に法第七条又は第十一条の規定による <b>水質に関する検査を受けるよう助言するものとする。</b>
埼玉県	（業務の実施等）第十条 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その結果、当該浄化槽について、法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する <b>水質に関する検査が行われていないことを知ったときは当該検査が行われていない旨を、</b> 法第十条第一項に規定する浄化槽の清掃が行われていないことを知ったときその他当該浄化槽の清掃を必要とする理由があると認めるときは当該浄化槽の清掃が必要である旨を、 <b>速やかに当該浄化槽管理者に通知しなければならない。</b>
新潟県	（業務の実施等）第 11 条 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者に対し、法第 7 条及び法第 11 条に規定する <b>水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。</b>
石川県	（業務の実施等）第五十七条 3 浄化槽の管理者から当該浄化槽の保守点検の委託を受けた浄化槽保守点検業者は、当該浄化槽の管理者に浄化槽法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する <b>水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。</b>
愛知県	（浄化槽の保守点検の実施等）第十条 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行ったときは、速やかに、当該浄化槽の管理者に対し、 <b>次に掲げる事項を書面</b> （第二号及び第三号に掲げる事項にあつては、規則で定める様式による書面） <b>により通知しなければならない。</b> ただし、第五項ただし書の規定による委託を受けた浄化槽の保守点検を行った場合については、この限りでない。 一 浄化槽の保守点検の結果 二 浄化槽の清掃をすべき時期 三 浄化槽法第七条第一項又は第十一条第一項の水質に関する検査を受けるべき時期 四 その他浄化槽の適正な維持管理に必要な事項
兵庫県	（業務の実施）第 11 条 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた当該浄化槽管理者に法第 7 条及び法第 11 条に規定する <b>水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。</b>
奈良県	（業務の実施）第十一条 5 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者から浄化槽の保守点検の委託を受けているときは、当該浄化槽管理者に法第七条及び第十一条に規定する <b>水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。</b>
和歌山県	（営業所の設置等）第 9 条 6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた浄化槽管理者に法第 7 条及び法第 11 条に規定する <b>水質に関する検査を受けさせるように努めなければならない。</b>

表 5.1-2 (続き) 保守点検登録条例の業者による受検勧奨に関する規定

都道府県	該当する規定
岡山県	(業務の実施)第十二条 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた場合においては、当該浄化槽管理者に法第七条第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査を受けさせるよう努めるとともに、 <u>指定検査機関の行う当該水質に関する検査が円滑に行われるよう協力するものとする。</u>
広島県	(業務の実施)第十三条 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた場合においては、浄化槽管理者に対して当該浄化槽につき法第七条第一項及び第十一条第一項の規定による <u>水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。</u>
福岡県	(業務の実施等)第十一条 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者から浄化槽の保守点検の委託を受けたときは、当該浄化槽管理者に浄化槽の適正な使用方法を教示するほか、法第七条及び法第十一条に規定する <u>水質に関する検査を受けさせるように努めなければならない。</u>
鹿児島県	(営業所の設置等)第10条 7 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者から委託を受けて浄化槽の保守点検を行う場合には、当該浄化槽管理者に法第 7 条及び法第 11 条に規定する <u>水質に関する検査を受ける義務を周知させるように努めなければならない。</u>
沖縄県	(業務の実施等)第 10 条 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者から委託を受けて浄化槽の保守点検を行う場合には、当該浄化槽管理者に、法第 7 条及び法第 11 条に規定する <u>水質に関する検査を受ける義務を周知させるよう努めなければならない。</u>

その他、保健所設置市の条例に同様の規定が設けられている事例がある。(25市)

業者による受検勧奨の結果、浄化槽管理者が指定検査機関に直接申込みを行うほか、検査の代行申込みが行われる場合や保守点検と清掃及び法定検査を含めた4者による一括契約が締結される場合がある。特に、一括契約は一般的に自動更新となっているため、継続受検を促進する観点からも効果的である。一括契約や代行申込みの場合、検査料金の徴収も業者が行うことが多く、指定検査機関から業者に対して料金徴収の手数料を支払っている事例も認められる。なお、一括契約には保守点検と法定検査を対象とした3者契約の事例もあり、地域性に即した一括契約の形態が有用となる。

[向上第一覧に戻る](#)

## ⑥行政指導

11条検査の未受検者に対する行政指導は、浄化槽法第12条の2に規定される指導及び助言、勧告、命令が挙げられるが、これまで実施されてきた行政指導はほとんどが指導及び助言(浄化槽法第12条の2第1項 [条文](#))であり、一部の自治体で勧告・命令が発出された事例がある。

平成28年度から令和2年度における各年度の未受検者数に対する行政指導件数の比率を算出し、その平均値とこの期間の受検率の伸びの関係を確認した(図5.1-3)。行

政指導が徹底されている都道府県において必ずしも受検率が伸びているわけではない。

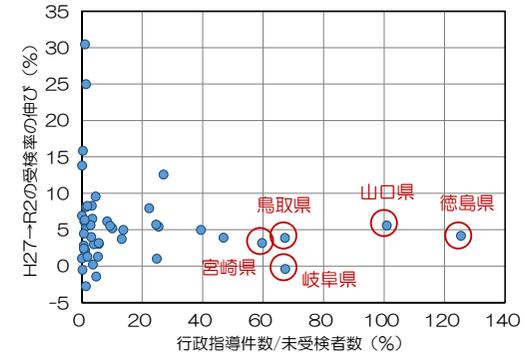


図 5.1-3 行政指導の実施頻度と受検率の伸びの関係

表 5.1-3 未受検から受検への移行率

順位	都道府県	未受検から受検への移行率*	R2年度11条検査受検率	受検率順位
1	岐阜県	31.4%	96.2%	(1位)
2	岩手県	30.9%	89.5%	(4位)
3	栃木県	18.7%	74.6%	(11位)
4	長野県	16.9%	73.4%	(13位)
5	島根県	14.4%	75.9%	(9位)
6	香川県	14.3%	55.0%	(25位)
7	福井県	14.2%	57.2%	(21位)
8	山口県	13.6%	57.0%	(23位)
9	徳島県	13.6%	61.4%	(19位)
10	長崎県	11.0%	88.3%	(5位)
11	高知県	10.6%	57.6%	(20位)
12	宮城県	10.3%	91.4%	(2位)

※未受検から受検への移行率(%)

$$= (11条検査についてR1からR2にかけて未受検から受検に移行した件数) / (R1の11条検査未受検者数) \times 100$$

令和元年度の11条検査を受検していないが、令和2年度に受検するようになった浄

化槽管理者数を調査し、令和元年度の未受検者数に対する比率（未受検から受検への移行率）を算出し、その値が上位の都道府県を整理したものを表 5.1-3 に示す。受検率が高い都道府県は未受検者数が少ないため、移行率が高い傾向が認められる。また、移行率が 10%を超えている都道府県には山口県や徳島県のように行政指導が徹底して行われている都道府県が含まれている。このことから、行政指導の徹底は受検率向上のための重要な要素の一つといえる。

[向上策一覧に戻る](#)

### ⑦維持管理費用に対する補助等の事例

これまで 11 条検査を受検していない浄化槽管理者にとって、受検拒否の理由の大部分は料金の問題と考えられる。浄化槽の適正管理を行う義務は浄化槽管理者にあることはいままでもないが、その浄化槽の管理が適正か否かを指導監督するのは、行政の役割である。受検率向上のための行政の取り組みの一つとして市区町村による維持管理費用に対する補助が挙げられる。補助の実施状況を表 5.1-4 に示す。

令和 2 年度末現在、維持管理に補助を行っている市区町村は、40 都道府県の 220 市区町村であり、補助対象の浄化槽の種類は、合併処理浄化槽のみがほとんどである。法定検査料金を補助範囲に含めている自治体は、細規定のある自治体のうち 110 市区町村及び細規定のない 41 市区町村の合計 151 市区町村である。また、維持管理組合に対して補助を行っている自治体は 80 市区町村ある。補助金額は補助範囲により大きく異なるが、法定検査料金を補助範囲としている自治体の場合 2,000～8,000 円/年が交付されている。

表 5.1-4 維持管理費用に対する補助を行っている市区町村数

補助範囲	合併のみ	合併及び単独	計
保守点検・清掃・法定検査・その他*	27	1	28
保守点検・清掃・法定検査	45	7	52
保守点検・清掃	4	1	5
保守点検・法定検査	10	0	10
清掃・法定検査	5	0	5
他の組み合わせ	51	28	79
細規定なし	37	4	41
計	179	41	220

※電気代、修繕費、薬剤補給費等

平成 22 年度から維持管理費補助金制度を構築している富士市の事例をみると、適正

な維持管理が実施されている処理対象人員 10 人以下の合併処理浄化槽を対象に 18,000 円/年の補助金が交付されている。

富士市においては下水道計画区域を縮小して、浄化槽整備及び維持管理補助の原資を捻出しており、適正な維持管理が実施されるよう誘導してきた。その結果、県内の他の市町と比較してきわめて高い受検率が達成されてきた。

パンフレットは[参考資料 3](#)

埼玉県の市町村別の合併処理浄化槽 11 条検査受検率を図 5.1-4 に示す。維持管理費用の補助を行っている市町村は受検率が高い傾向が認められる。その他、市町村設置型事業（公共浄化槽事業）の導入も受検率を向上させる効果があることが分かる。

同様に、現在、公共浄化槽等整備推進事業や浄化槽設置整備事業のメニューの一つとなっている浄化槽改築事業では、改築事業の対象となる浄化槽において浄化槽法に定める維持管理が適正に行われていることを 11 条検査の結果等により確認していることを要件として、市町村が定める浄化槽長寿命化計画により浄化槽を改築する場合に交付金が交付される。プロワヤマンホールの更新費用も交付対象となり、浄化槽のライフサイクルコストの低減を図るものであるため、浄化槽管理者の費用負担の軽減が期待できる。これらの助成制度を活用しながら受検率の向上を図ることも有効と考えられる。また、今後、優良浄化槽として認定された浄化槽を補助の対象とする方法も考えられる。

優良浄化槽認定制度の例は[参考資料 3](#)

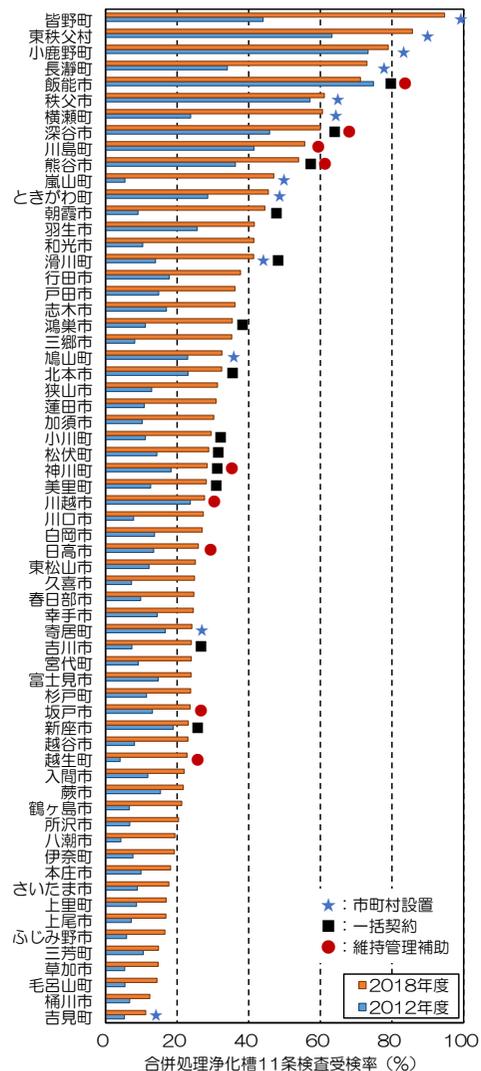


図 5.1-4 市町村別 11 条検査受検率と取り組みの関係（埼玉県の場合）

[向上策一覧に戻る](#)

## 2) 浄化槽管理者への説明と対応事例

受検勧奨にあたっては、浄化槽管理者から苦情が発生する場合があります。受検勧奨における苦情は次のように類型化できる。

- 法定検査の意義や浄化槽法の理解不足
- 検査通知を发出する際の個人情報漏洩との疑念
- 保守点検との差違がわからない
- 検査料金に関するもの
- 不公平感
- 自分の管理する浄化槽には法定検査は不要であるとの誤解
- 保守点検業者の教唆（受検しなくてよい）や業者に対する不信
- あからさまな受検拒否
- 天引き批判

様々な内容の苦情対応には経験が必要となる。電話対応や現場で直接対応することもあるが、同一の指定検査機関内でその対応が異なると、管理者との関係修復は困難となるため、対応のマニュアル化を行うことが望ましい。

兵庫県の指定検査機関では、行政担当者とも協議し、行政機関と指定検査機関が統一した認識で対応できるように「浄化槽管理者からのクレーム（受検拒否）対応マニュアル」を作成している。

マニュアルの例は[参考資料3](#)

## (2) 継続受検の促進

現在、全国の 7 条検査から 11 条検査への移行率は約 90%、11 条検査の継続率は約 95%であるが、都道府県によるばらつきが大きく、移行率や継続率が低いために 11 条検査受検率のすみやかな上昇が妨げられていると考えられるケースも認められる。

### 【7 条検査の受検率向上に関する過年度の調査結果と受検率向上策】

平成 29 年度の「浄化槽の法定検査に関する調査検討業務報告書」において、7 条検査申込書が指定検査機関に提出されるまでの流れの類型化が行われている（図 5.1-5）。類型は以下に示す Type A ~ Type D の 4 種があり、平成 25 年度～平成 27 年度における類型別の 7 条検査平均受検率は、Type A : 78.7%、Type B : 95.2%、Type C : 94.9%、Type D : 98.3%と報告されている。

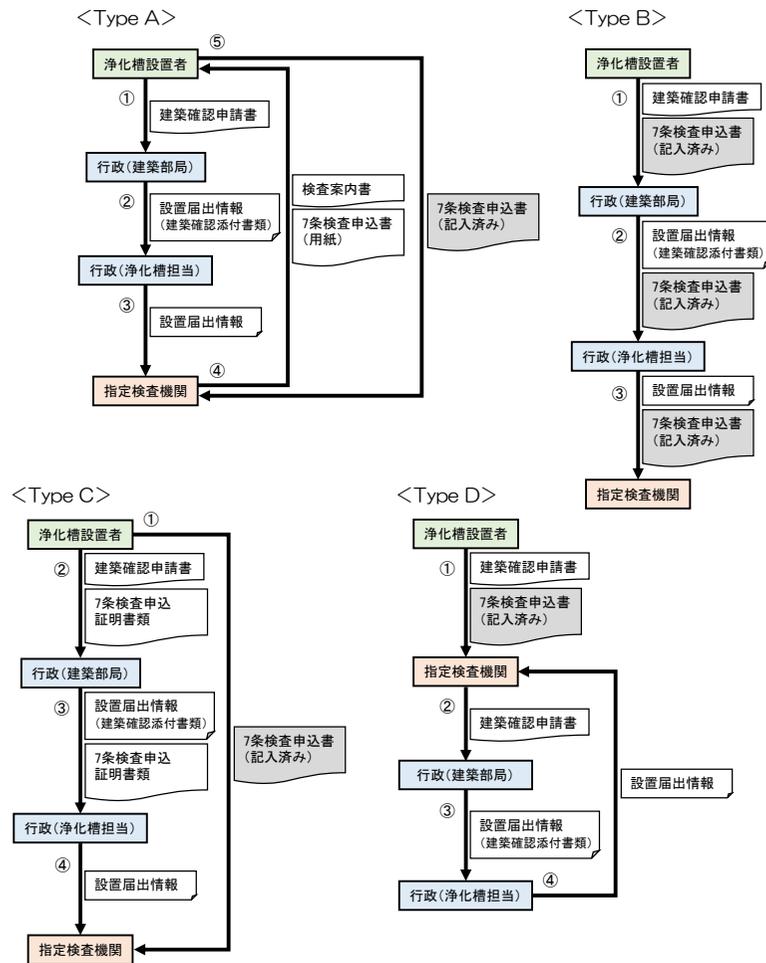


図 5.1-5 7 条検査申込書の提出フローの例

Type A：浄化槽の設置届出情報に基づき浄化槽管理者に対して受検案内（検査依頼書の提出を求める案内）を行い、浄化槽管理者から指定検査機関に対して検査申込書が提出される流れ。受検案内の実施者は県により異なり、地方自治体の浄化槽担当部署が実施する県と指定検査機関が実施する県がある。

Type B：設置の届出書類に記入済みの検査申込書が添付され、検査申込書が地方自治体で

經由して指定検査機関に提出される流れ。

Type C：設置の届出書類提出前に検査申込が行われ、地方自治体に提出される設置の届出書類には、検査申込が行われたことを証明する書類（検査申込書の写し、納付書等）が添付される流れ。検査申込書の提出窓口を指定検査機関とは異なる協会等が担い、それらの協会等を介して指定検査機関に検査依頼書が提出される仕組みを構築している県もある。

Type D：設置の届出書類が地方自治体に提出される前に、指定検査機関等による民間窓口を経てチェックを受ける流れ。民間窓口は、指定検査機関が担う場合や、指定検査機関と異なる協会、組合等が担う場合がある。また、民間窓口において設置の事前審査を行っている県と、設置の届出書類の提出にあわせて検査申込が行われたことを確認する県（設置の届出書類に検査依頼済みであることが判断できる証明印を押す等。）がある。

その他：上記のいずれのタイプにも分類できない流れ。「検査申込書が提出されなくても設置届出情報に基づいて検査を実施する流れ」、「使用開始報告に検査申込書が添付される流れ」、「維持管理の一括契約時に検査申込を行う流れ」等がある。

Type A の場合、浄化槽管理者に対する受検案内により 7 条検査申込書の提出を求めするため、受検の必要性が理解されないと受検率が低くなる。Type B 及び C の場合、行政の建築部局や民間指定確認検査機関によって、浄化槽の設置申請書類への検査申込書等の添付が確認されるが、建築基準法で要求されていない書類の確認となるため、添付されていないときに強い指導が行われなことがある。Type D の場合、行政と浄化槽関連団体の連携・協力の下で、浄化槽設置者をサポートする形で浄化槽関連団体が申請書類を受け取り、それを適切に確認する仕組みが構築されているため、7 条検査申込書の提出が徹底される。最も受検率の高い Type D 以外を採用している都道府県では、より受検率の高い類型への見直しを図ることにより、7 条検査受検率向上を期待することができる。また、7 条検査申込書提出時に 11 条検査申込書を加えることにより、11 条検査への移行率向上も期待することができる。

### 1) 継続申込みの申込書の採用及び一括契約や検査契約の自動更新

継続受検を促進するための取り組みとして、検査員が検査時に次年度の検査の説明を行う等の工夫が行われているが、そのほかにも法定検査の **申込書を継続申込みの様式とする方法や、一括契約や検査契約の自動更新を行う方法**がある。

検査申込書、検査契約書の例は [参考資料 3](#)

7 条検査から 11 条検査へ自動的に移行する仕組みを構築していない場合の移行率を表 5.1-5 に示す。

表 5.1-5 7 条検査から 11 条検査への移行率 (R1→R2)

自動継続申込み	移行率の平均値 %	最大 %	最小 %	回答機関数
仕組みあり	96.6	100.0	81.2	18
仕組みなし	88.4	100.0	56.3	28

仕組みを構築している場合、7 条検査から 11 条検査への移行率は 96.6% (平均値) となっているが、構築していない場合は 88.4% (平均値) であり、両者を比較すると約 8%程度の差が生じている。

11 条検査の継続率もこれらの仕組みの活用状況の影響を受けるが、一括契約のように、一部の浄化槽管理者のみその仕組みを活用している都道府県もあるため、令和 2 年度の 11 条検査実施件数のうち、自動継続申込の仕組みを活用して受検した件数の比率が 60%を超えている指定検査機関と 60%未満の指定検査機関に分類し、継続率の分布を確認した (図 5.1-6)。自動継続申込に基づく検査の比率が 60%以下の指定検査機関の中にも継続率の高い機関は認められるが、継続率が 90%を下回る機関もある。自動継続申込に基づく検査の比率が 60%を超えている機関では、継続率が 95%を超えている機関が多いため、継続率の低い機関においてはこれらの**仕組みの導入及びその活用の徹底**を図ることが効果的である。

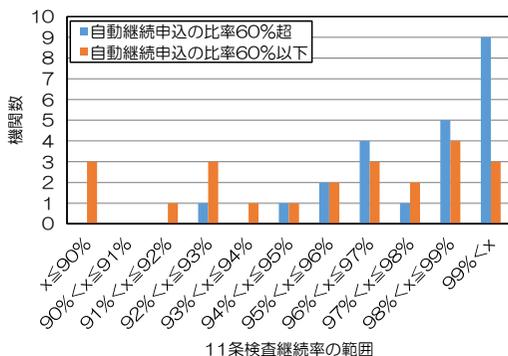


図 5.1-6 11 条検査継続率の分布

自動継続に基づく検査件数の比率と継続率の関係を図 5.1-7 に示す。

自動継続申込の仕組みを浄化槽管理者の立場からみた場合、1 度申込みを行えばその後は申し込む必要がなくなるため、煩わしさが解消される仕組みといえる。検査料

金の徴収を**口座振替 (引き落とし)**にすることで継続受検が促進されることから、口座振替を推奨している事例もある。

また、一括契約には、保守点検や法定検査等の申込みを一回で済ませることができ、手続きのワンストップ化が図られるメリットがある。料金徴収も一本化されると浄化槽管理者にとってのメリットがさらに増大事例もあり、継続申込みの仕組みとは異なるが、無管理浄化槽の検査申込みがあった場合には、受検しても「不適正」と判定されると継続受検しなくなる傾向があるため、保守点検及び清掃を実施してから検査を実施している事例もある。

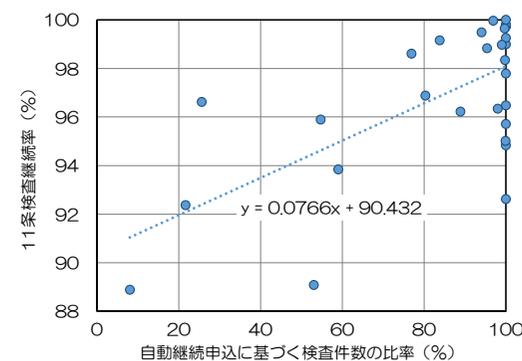


図 5.1-7 自動継続に基づく検査件数の比率と継続率の関係

[向上策一覧に戻る](#)

## 2) 浄化槽設置者を対象とした講習会等による啓発

浄化槽を新たに設置する設置者に対し、設置者講習会の受講を義務付ける取り組みは、浄化槽の維持管理の適正化を図る方法の一つであり、7 条及び 11 条検査の継続受検の必要性を意識付ける効果が期待できる。講習会の受講後に、補助対象の新設浄化槽の設置者には 11 条検査の申込書を提出してもらう等の工夫をしている事例もある。

宮崎県では、平成 11 年度から新規に浄化槽を設置した設置者を対象として、浄化槽の整備促進や適正な維持管理確保のために、浄化槽の機能や特徴、維持管理の重要性についての基本知識を周知するために、任意参加の講習会出席を呼びかけた。しかし、出席者が新規浄化槽管理者の 2 割にも達しなかったため、平成 16 年 3 月に、浄化槽を設置する前の手続きの段階で、原則すべての設置予定者に受講を義務付け (浄化槽指導要領)、平成 17 年 10 月には、宮崎県環境条例「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」で受講を条文化した。制度の変更により、講習会修了者へ

は「受講済証」が発行され、その「受講済証」がないと市町村への浄化槽設置に伴う補助金申請もできず、浄化槽の設置ができない制度となった。

宮崎県における設置者講習会の開催手順は以下のとおりである。

時刻	作業等	担当他
13:00~13:30	会場の準備設営、資料・受付等の準備チェック	派遣講師 2名 (A、B)
13:30~14:00	受付	受付係：派遣講師 B
14:00~14:01	開会のことば	派遣講師 A
14:01~14:04	開会の挨拶	保健所職員
14:04~14:05	資料の確認と開催スケジュールの説明	派遣講師 A
14:05~14:30	啓発ビデオの上映 全浄協制作：「見つめて！ 私たちの水辺 わが町の環境を支える浄化槽」	
14:30~14:55	講義（補足説明等） ① 浄化槽行政について *公共用水域の現状、浄化槽行政と法律関連について ② 浄化槽の使用上の注意 *浄化槽のしくみについて、施工について *使用上の注意と維持管理について ③ 法定検査について	講師：派遣講師 A
14:55~14:58	質疑応答	講師：派遣講師 A
14:58~15:00	閉会のことば（「受講済証」の交付と関係機関への提出方法についての説明）	派遣講師 A
15:00~15:05	「受講済証」の交付 *受付係Bは、講習時間中に参加人数分の「受講済証」の発行作業を行う *「受講済証」の交付にあたっては、一人ひとりの名前を呼び上げ手渡し	受付係：派遣講師 B
15:05~	会場の後片付け	派遣講師 2名 (A、B)

月刊浄化槽 2006.6.No362 高橋 表を一部改変

[向上策一覧に戻る](#)

## 5. 2 検査業務の効率化策について

各指定検査機関の限られた検査員の人員にて、検査申込数等の増加に対応するためには、検査業務（現場での検査、検査事務、水質分析）の効率化が有効である。効率化検査の導入のほか、デジタル技術を活用した効率化も効果的である。

### (1) 法定検査の効率化の状況

#### 1) 各検査方式（ガイドライン検査、検査員による効率化、採水員等）の導入状況

令和4年4月時点で、環境省浄化槽推進室との個別協議を経て効率化検査を導入している都道府県は、下図に示すように32都府県（43機関）である。そのうち採水員等を活用した検査を行っている指定検査機関は19都府県（28機関）である。

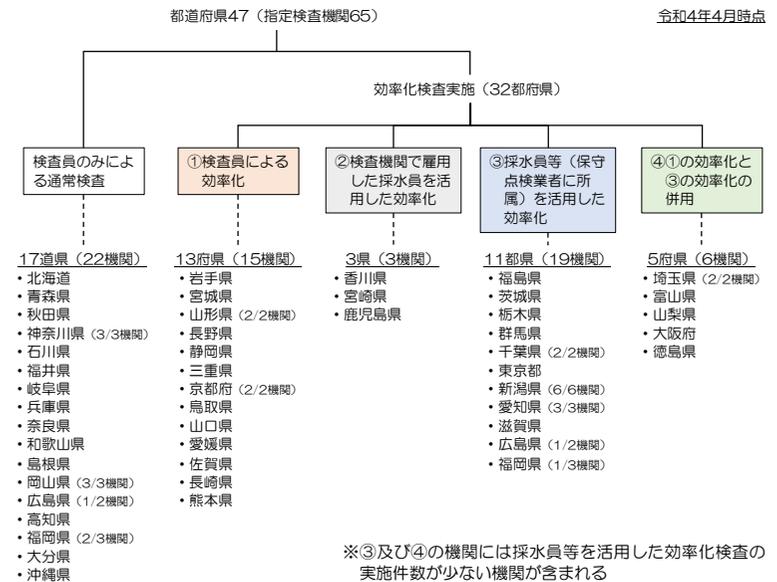


図 5.2-1 11条検査における効率化検査の導入状況

#### <検査方式>

- ガイドライン検査：法定検査判定ガイドラインに記載されている全項目のチェックを、指定検査機関に所属する専属の検査員によって実施する検査。
- 検査員による効率化検査：BOD測定を導入することで他の検査項目の一部を軽減し、指定

検査機関に所属する専属の検査員によって実施する検査。(図中②の指定検査機関で雇用した採水員を活用した効率化検査も類似の方式)

■採水員等を活用した効率化検査：BOD測定用試料の採水及び一部の検査項目のチェックを採水員(検査補助員の名称を使用している場合もある)に委託して効率化を図った検査。保守点検業者に所属する浄化槽管理士が採水員等となる。

## 2) デジタル技術の活用による効率化検査の事例

検査業務の効率化に資するデジタル技術の活用として、「現場での入力端末の工夫」、「バーコード等の活用」、「GISの利用」、「自動判定システムの活用」が挙げられる。これらの導入状況を図 5.2-2 に示す。

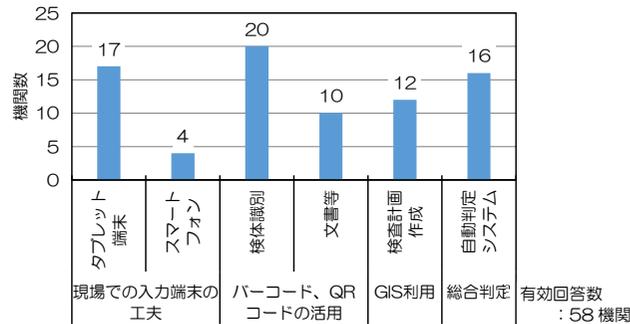


図 5.2-2 検査の効率化に資するデジタル技術の導入状況

### <現場での入力端末の工夫>

現場でタブレット端末等を用いて検査結果を入力することで、事務所に戻ってからの入力作業が削減される。現場で行っていた**手書きの検査票作成作業が削減される**ため、検査業務全体で見ると効率化が図られる。入力端末とナビアプリを組み合わせることで、浄化槽へのアクセスが容易になり、移動の効率化が図られる。

また、過年度の検査結果や現場写真を現場で確認できるようシステムを構築することで、検査における見落としを低減効果等、精度管理の観点からの導入効果も認められる。

### <バーコード等の活用>

BOD 検査における検体の取り違いのミスが防止され、**検体受付時の作業の効率化**が図られる。また、検査結果書等の発送記録管理にバーコードを使用することで、**事務作**

業の負担軽減が図られる。

### <GIS の利用>

地図上で浄化槽の分布を視覚的に把握し、管理者の要望や前回の検査実施日をすぐに確認できるため、物件同士を組み合わせる際に 1 日に検査できる件数をおおまかに把握することができる。さらに、物件同士の距離や道路状況を考慮しながら確認しながら予定を組むことで、**移動距離の短縮に伴う検査件数の増加及びガソリン消費量の削減(コスト削減)**が図られる。

### <自動判定システムの活用>

検査結果の判定に要する時間が削減できる。また、検査員間の判定のばらつきが小さくなる等の精度管理の観点からの導入効果も認められる。一方、判定結果の分析の積み重ねにより精度を向上させる必要がある。

図 5.2-2 に示したデジタル技術のほか、関係者との連絡・情報共有にかかわるデジタル技術を導入している事例もある。自治体への検査結果の報告を**オンラインシステム**で行っている事例があり、検査結果の取りまとめや発送等の事務負担が軽減されている。また、関連業者との連絡(保守点検・清掃の状況確認等)のため、**自動で一斉送信**する機能をシステムに導入している事例もあり、状況確認に要する時間が削減される効果が得られている。また、**保守点検・清掃記録票を業者から電子媒体で収集**することで、検査の実施前に現場の状況ある程度把握しておき、現場での作業の効率化が図られている事例もある。

[向上策一覧に戻る](#)

## (2) 効率化検査の導入効果

全国の検査実施件数及び受検率の推移を表 5.2-1 に示す。

表 5.2-1 全国の検査実施件数及び受検率の推移

項目		平成					令和		
		22年度	24年度	26年度	28年度	30年度	元年度	2年度	3年度
7条検査実施件数	(万件)	12.6	12.2	12.7	11.3	10.5	10.2	10.2	9.7
7条検査対象件数	(万件)	13.6	13.4	13.6	11.9	11.2	10.8	10.5	10.2
7条検査受検率	(%)	92.9	91.0	93.8	94.5	94.4	94.4	96.8	94.9
11条検査実施件数	(万件)	246.5	261.4	279.5	293.4	310.2	317.1	328.8	339.6
11条検査対象件数	(万件)	811.4	782.5	736.9	727.8	720.4	724.3	719.7	721.1
11条検査受検率	(%)	30.4	33.4	37.9	40.3	43.1	43.8	45.7	47.1
全検査実施件数	(万件)	259.1	273.5	292.3	304.7	320.7	327.3	339.0	349.2
全検査対象件数	(万件)	825.0	795.8	750.5	739.8	731.6	735.1	730.2	731.2
全検査受検率	(%)	31.4	34.4	38.9	41.2	43.8	44.5	46.4	47.8
検査実施件数に占める7条検査の比率	(%)	4.9	4.4	4.4	3.7	3.3	3.1	3.0	2.8
検査員数	(人)	1,210	1,238	1,280	1,340	1,383	1,416	1,435	1,435
検査員及び検査補助員数	(人)	2,272	2,355	2,434	2,552	2,338	3,219	3,230	3,271
検査員1人当たりの実施件数	(件/人)	2,141	2,209	2,283	2,274	2,319	2,311	2,362	2,399

検査実施件数の推移をみると、新設基数の減少に伴い7条検査の実施件数は減少傾向が認められる（平成22年度：12.6万件→令和2年度：9.7万件）。7条検査受検率は、令和3年度に94.9%に達し、受検の徹底が図られてきている。

11条検査の実施件数は年々増加しており、令和3年度の実施件数は平成22年度の約1.4倍（平成22年度：246.5万件→令和3年度：339.6万件）となっている。同様に、11条検査受検率も年々上昇しており、令和3年度の受検率は平成22年度の約1.6倍（平成22年度：30.4%→令和2年度：47.1%）となった。

7条検査実施件数の減少よりも11条検査実施件数の増加が大きいため、7条検査と11条検査を合計した検査実施件数については増加が認められる（平成22年度：259.1万件→令和3年度：349.2万件）。

指定検査機関ごとの実働検査員1人当たりの7条及び11条検査実施件数（令和2年度実績）を算出し、検査の方式ごとに平均値（算術平均）、最大値、最小値を整理した。結果を表5.2-2に示す。また、実働検査員1人当たりの検査実施件数の分布を図5.2-3に示す。

表 5.2-2 検査方式ごとの実働検査員1人当たりの検査実施件数

検査の方式	実働検査員1人当たりの検査実施件数 <sup>※1</sup> (件/人・年)		
	平均	最大	最小
ガイドライン検査 <sup>※2</sup>	2,146	4,414	848
検査員効率化 <sup>※3</sup> (図5.2-1の①及び②)	2,567	3,642	1,970
採水員等活用 (図5.2-1の③及び④)	6,326	57,738	1,556

※1：採水員等を活用した効率化検査の検査実施件数には採水員等が採水した浄化槽件数を含む

※2：法定検査判定ガイドラインに記載されている全項目のチェックを、指定検査機関に所属する専属の検査員によって実施する検査

※3：指定検査機関で雇用した採水員を活用した検査を実施している機関を含む

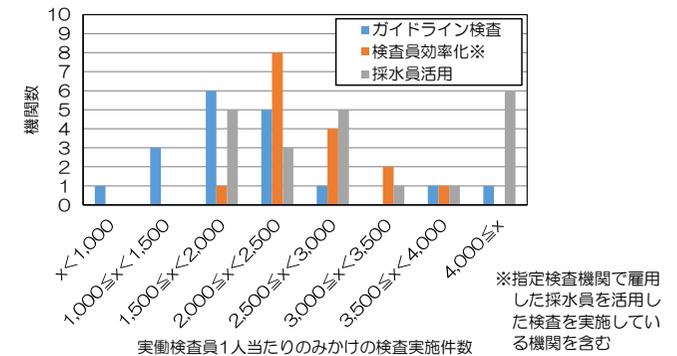


図 5.2-3 実働検査員1人当たりの検査実施件数の分布

実働検査員1人当たりの検査実施件数の平均値をみると、検査員による効率化検査を実施している機関はガイドライン検査を実施している機関の約1.2倍である。また、採水員等を活用した効率化検査を実施している機関はガイドライン検査を実施している機関の約2.5倍である。

検査員による効率化検査を実施している機関における効率化検査導入前後の検査作業時間（10人槽以下の現場における作業時間）を図5.2-4に示す。理論上の検査時間を回答しているデータも含まれているが、平均で約20%の作業時間が削減されている。

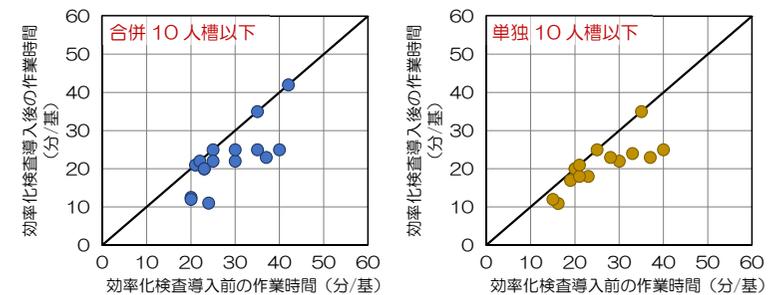


図 5.2-4 効率化検査導入前後の検査作業時間

採水員等を活用した効率化検査では保守点検業者の協力の程度と周年検査の頻度によって実働検査員1人当たりの検査実施件数が大きく変化する。11条検査実施件数に

占める採水員等を活用した検査の比率と実働検査員 1 人当たりの検査実施件数の関係を図 5.2-5 に示す。ここでは、周年検査を 5 年に 1 回以上の頻度で実施している機関にデータを限定している。

採水員等を活用した検査の比率が高いほど検査員 1 人当たりのみかけの検査実施件数が多くなる。保守点検業者の協力がどの程度得られるかが検査の効率に大きく影響する。

採水員等を活用した効率化検査を導入している都道府県における 11 条検査実施件数に占める採水員等を活用した検査の比率と 11 条検査受検率の関係を図 5.2-6 に示す。採水員等を活用した検査の比率が高いほど受検率が高い傾向が認められるが、この比率の高い県は群馬県、栃木県、福岡県のように浄化槽法制定以前から BOD 検査を実施していた県に偏っている。このように保守点検業者の協力が得られる下地が整っている都道府県では採水員等を活用した効率化検査を導入することですみやかに受検率が上昇するが、他の都道府県で同様の仕組みを導入しても、保守点検業者に採水及び受検勧奨の協力を得るのに時間を要する場合は、すみやかな受検率の上昇は難しいものと思われる。

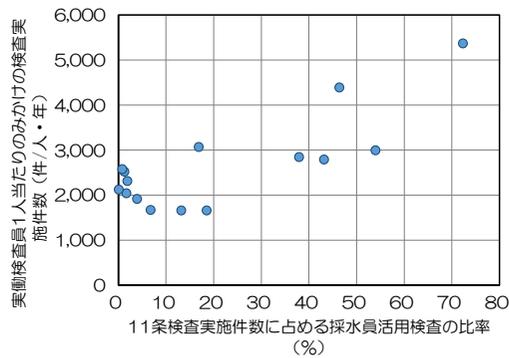


図 5.2-5 採水員等の活用状況と検査員 1 人当たりの検査実施件数の関係

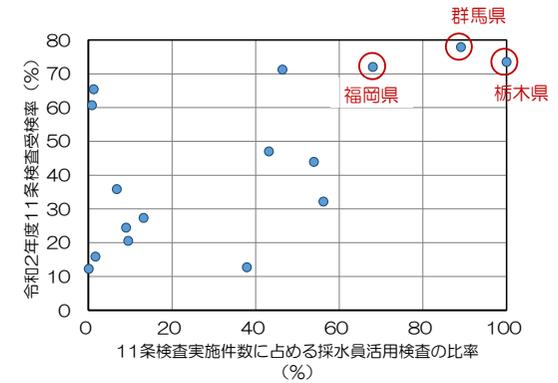


図 5.2-6 採水員等の活用状況と受検率の関係

[向上策一覧に戻る](#)

### (3) 検査の効率化における留意事項

検査の効率化を図る際は、検査結果の信頼性が損なわれないような措置を講じることが必要となる。現在、効率化検査を導入している指定検査機関では、表 5.2-3 に示すような確認行為を取り入れている。

検査員による効率化検査（検査項目の一部を削減）を実施している機関では、クロスチェックや採取試料のチェックは行われておらず、一部の機関で「二次検査」、「周年検査」、「前年度結果に応じた全項目検査」が実施されている。

保守点検業者に所属する採水員等を活用した効率化検査を実施している機関では、これらの確認行為を複数組み合わせることで実施し、検査結果の信頼性を担保するよう努めている。

指定検査機関で雇用した採水員を活用した効率化検査を実施している機関では、クロスチェックや採取試料のチェックは行われていないが、「二次検査」や「周年検査」が実施されている。

表 5.2-3 効率化検査導入機関において行われている確認行為

都道府県	種類	人槽	方式	確認行為				
				二次検査 (再検査)	クロス チェック	周年検査	前年度結 果に応じ た全項目 検査	採取試料 の チェック
岩手県	合併/単独	すべて	検査員	●				
宮城県	合併/単独	すべて	検査員	●				
山形県	合併/単独	すべて	検査員				●	
長野県	合併/単独	20人以下	検査員				●	
静岡県	合併/単独	10人以下	検査員				●	
三重県	合併/単独	すべて	検査員					
京都府	合併/単独	すべて	検査員			5年に4回		
鳥取県	合併/単独	すべて	検査員				●	
山口県	合併/単独	すべて	検査員				●	
愛媛県	合併/単独	10人以下	検査員				●	
佐賀県	合併/単独	すべて	検査員			5年に4回		
長崎県	合併/単独	すべて	検査員			5年に4回		
熊本県	合併/単独	50人以下	検査員			5年に4回	●	
福島県	合併	10人以下	採水員等	●	●			●
茨城県	合併/単独	20人以下	採水員等	●	●	5年に1回	●	
栃木県	合併/単独	すべて	採水員等	●	●			
群馬県	合併/単独	50人以下	採水員等		●	10年に1回	●	
埼玉県	合併/単独	10人以下	採水員等/検査員	●	●	5年に1回		
千葉県	合併/単独	10人以下	採水員等			5年に1回	●	
東京都	合併/単独	200人以下	採水員等			5年に1回	●	
新潟県	合併/単独	20人以下	採水員等		●			●
富山県	合併/単独	10人以下	採水員等/検査員	●	●	5年に1回	●	●
山梨県	合併	10人以下	採水員等/検査員	●	●	5年に1回	●	
愛知県	合併/単独	200人以下	採水員等	●	●	5年に1回	●	●
滋賀県	合併/単独	10人以下	採水員等	●	●	5年に1回		
大阪府	合併/単独	10人以下	採水員等/検査員		●	5年に1回		
兵庫県	単独	20人以下	採水員等			4年に1回		
広島県(1機関)	合併/単独	10人以下	採水員等	●	●	5年に1回 (別機関)		
徳島県	合併/単独	10人以下	採水員等/検査員	●	●			●
福岡県(1機関)	合併/単独	50人以下	採水員等	●	●	5年に1回	●	●
香川県	合併/単独	50人以下	採水員(雇用)	●		5年に1回		
愛媛県	合併/単独	20人以下	採水員(雇用)	●		5年に1回		
鹿児島県	合併/単独	10人以下	採水員(雇用)	●		4年に1回	●	

※令和4年度調査及び過年度調査で収集した情報に基づき作成。

<表中の確認行為の内容>

■二次検査（再検査）

- 検査を実施した浄化槽に異常が認められ、その原因が不明な場合などに、その検査に加えて何らかの検査を実施する手法。
- 採水員等が採取した試料の水質が基準値を超過していた場合等に、検査員がその浄化槽の検査を実施する手法が該当する。

■クロスチェック

- 採水員等が採水（及び一部の外観検査項目のチェック）を実施した浄化槽の一部（例えば、一定の割合で抽出）について、検査員が別途、同一浄化槽へ赴き試料採取等の妥当性を確認する手法。

■周年検査

- 決められた周期で定期的に通常検査（全項目検査）を実施する手法。例えば、5年間のうち、4回を効率化検査、1回を通常検査で実施する手法。

■前年度結果に応じた全項目検査

- 前年度の検査結果が「不適正」等であった浄化槽を対象に全項目検査を実施する手法。

■採取試料のチェック

- 塩化物イオン等の水質項目を用いて、採水員等が採取した試料について何らかのデータや基準との照合を行う手法。

採水員等を活用した効率化検査を実施している機関では、採水員等に各都道府県が開催する講習会の受講を義務付けている。

採水員等が採水を行った浄化槽の二次検査を、浄化槽管理士（採水員等）の立ち会いのもとで実施している機関もあり、管理士と検査員の両者が一緒に異常の状況を見て考えることで改善方法が検討しやすくなる、使用者（使用方法）が原因で水質が悪化していることが多く、管理士が立ち会うことでこれまでの使用状況を把握しやすくなる等のメリットが挙げられる。

採取試料のチェックとして、採水員等が採取した試料の塩化物イオン濃度を測定した後、採水の妥当性を審査する仕組みを構築している事例もある。その判断及び対応方法の内容を図 5.2-7 に示す。

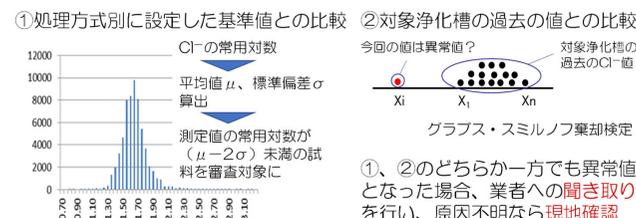


図 5.2-7 塩化物イオン濃度を活用した採水の妥当性審査（福岡県の例）

いずれの検査方式を採用している場合でも、検査員が現場に赴き検査を行う機会は必ずあり、その際行われる外観検査、水質検査、書類検査及び総合判定において検査員（または水質分析担当者）ごとのばらつきを小さくすることが必要となる。各機関で取り入れられているばらつきを小さくするための工夫を図 5.2-8～5.2-10 に示す。

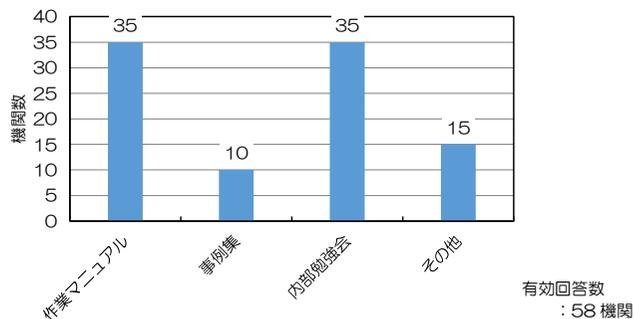


図 5.2-8 外観検査結果のばらつきを小さくするための工夫

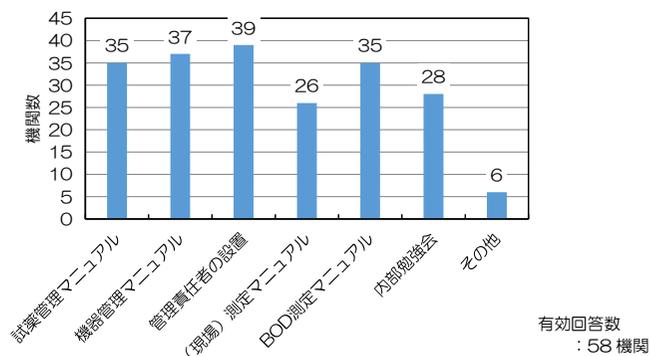


図 5.2-9 水質検査結果のばらつきを小さくするための工夫

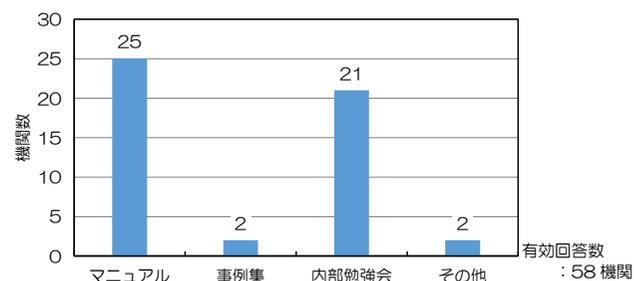


図 5.2-10 書類検査結果のばらつきを小さくするための工夫

検査結果書を浄化槽管理者に交付する前に、検査員が実施した外観、水質、書類の各検査の結果及び総合判定の結果が妥当であるかどうかチェックすることも重要であり、**上長等によるチェック**を行っている機関が多いが(約8割の機関)、**検査員間のクロスチェック**を実施している機関もある。この際、チェックの対象を、検査員の行った総合判定の結果が「不適正」もしくは「おおむね適正」であった浄化槽に限定している事例も認められる。

精度管理においても**デジタル技術の活用**は有効である。現場での検査時に異常の状況の**写真や動画**を撮影し、他の検査員等と意見交換しながら判断結果を確定する方法や、上長等によるチェックにおいて写真で判別できる状況と検査結果に齟齬がないか確認する方法を採用している機関がある。タブレット端末やスマートフォンを使用した検査結果の入力システムを構築する際に、写真の管理機能を設けることで、このような精度管理が行いやすくなる。

現在、個々の検査員の能力向上のために内部勉強会を実施している事例や、スキルチェックのために一部の浄化槽の検査に上長等が同行して検査能力を確認している事例が多く認められるが、それらの方法よりも**写真を活用して現場の状況を上長等が確認する方法がより効果的**との意見もある。

総合判定の精度を向上させる方法の一つに自動判定の導入が挙げられる。所見文の統一化が図られるため、一貫性のある検査結果書を作成することができ、また、検査業務の効率化も図られる。

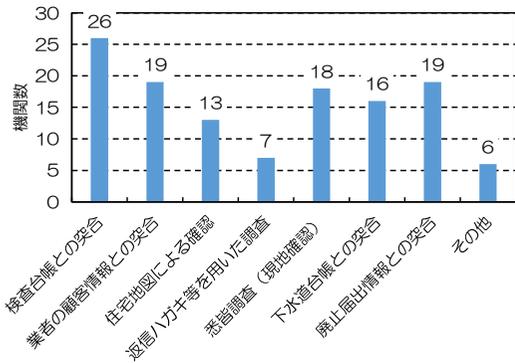
[向上策一覧に戻る](#)

### 5.3 検査対象件数の精度向上(浄化槽台帳情報の精査)

各自治体が保有する浄化槽台帳の中には、廃止済み浄化槽の情報の削除すなわち情報の精査が十分行われていないものがあり、法定検査の受検率算出にその台帳に登録されている浄化槽の基数を使用することで、受検率算出時の母数が実際に稼働している件数より大きくなるため、受検率が低く算出されてしまう。これを防ぐために、浄化槽台帳情報を精査する必要がある。特に、設置基数が多い自治体では、廃止済み浄化槽の情報が多く残っている可能性が高いため、浄化槽台帳情報の精査は受検率向上のための有効な取り組みの一つとなる。

また、未受検者に対する受検勧奨を効果的に実施するためには、台帳上で浄化槽の稼働状況及び維持管理の実施状況が明確になっていることが求められ、その観点からも浄化槽台帳情報の精査は有効である。

これまで実施されてきた浄化槽台帳情報の精査手法(指定検査機関による回答)を図 5.3-1 に示す。



※自治体が保有する浄化槽台帳の精査を想定  
 ※自治体が主体となって精査を行った場合であっても、指定検査機関の関与がある場合や精査の内容を把握している場合は回答

有効回答数：58 機関

図 5.3-1 浄化槽台帳情報の精査の状況

その他の内容 (例)

- 排水処理調査
- 指定検査機関と自治体の間で、廃止情報等の台帳との突合
- 給水情報から汲み取り便槽、下水道接続分を削除し浄化槽台帳と突合したうえで、不明分について現場確認
- 清掃業者の清掃台帳と突合し、その後、検査台帳と突合

浄化槽台帳の活用方法のうち、「浄化槽の適切な維持管理のための活用」の状況を表 5.3-1 に示す。

表 5.3-1 都道府県における浄化槽台帳の活用方法

都道府県	浄化槽の適切な維持管理のための活用		
	特定既存単独処理 浄化槽の判定	法定検査 受検率の向上	浄化槽の 長寿命化
北海道	△	△	△
青森県	○	○	×
岩手県	○	○	×
宮城県	△	△	×
秋田県	×	×	×
山形県	△	△	△
福島県	△	△	△
茨城県	×	○	×
栃木県	△	△	△
群馬県	×	○	×
埼玉県	△	△	×
千葉県	×	○	×
東京都	○	○	△
神奈川県	○	○	×
新潟県	×	○	×
富山県	○	○	×
石川県	×	○	×
福井県	×	△	×
山梨県	×	○	×
長野県	○	○	×
岐阜県	×	○	×
静岡県	×	○	×
愛知県	○	○	×
三重県	×	○	×
滋賀県	△	△	△
京都府	×	○	×
大阪府	○	○	○
兵庫県	△	△	×
奈良県	×	○	×
和歌山県	×	×	×
鳥取県	×	△	×
島根県	○	○	×
岡山県	△	×	×
広島県			
山口県	△	△	×
徳島県	○	×	△
香川県	×	○	×
愛媛県	×	△	×
高知県	△	△	×
福岡県	×	○	×
佐賀県	×	×	×
長崎県	×	○	×
熊本県	△	○	×
大分県	△	○	×
宮崎県	×	○	×
鹿児島県	○	○	×
沖縄県	×	○	○

○：全市町村が左記の  
目的で台帳を活  
用  
△：一部の市町村が左  
記の目的で台帳  
を活用  
×：左記の目的で台帳  
を活用していな  
い  
令和4年度浄化槽の指  
導普及に関する調査結  
果（環境省）に基づき  
作成

[向上策一覧に戻る](#)

#### 5. 4 各取り組みを円滑に進めるための工夫

5. 1～5. 3に示した受検率向上のための取り組みの中には関係者が連携して実施することで効率的・効率的に進むものもある。これまで自治体と指定検査機関が連携して行ってきた取り組みの実施状況（指定検査機関による回答）を図5.4-1に示す。

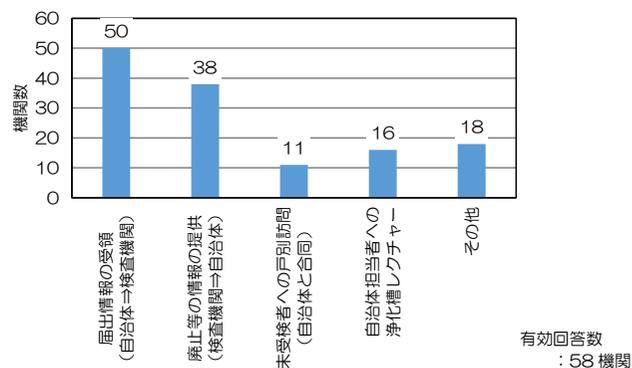


図5.4-1 自治体と指定検査機関が連携して行ってきた取り組み

#### その他の内容（例）

- 指定検査機関から自治体に未受検者のリストを提供し、自治体からの指導がすみやかに行われるようサポート
- 自治体から未受検者への通知（指導）文書等を指定検査機関が発送
- 自治体から未受検者への通知に対する問い合わせ対応を指定検査機関が実施
- 無届浄化槽の管理者に対する受検督促文書の送付及び浄化槽設置届出書の提出指導を指定検査機関が実施
- 毎年地区を指定して通知指導と検査員の訪問を組み合わせた未受検者に対する受検勧奨を実施（「重点地区対策事業」と称している）
- 浄化槽相談員としての活動
- 自治体が主催するイベント（設置者講習会、県主催の行政担当者会議、浄化槽に関する啓発イベント等）の開催に指定検査機関が協力

自治体と指定検査機関が連携した取り組みとしては、届出情報や廃止等の情報の授受が多く行われており、これらは効率的な受検勧奨の実施や浄化槽台帳情報の精査に生かされている。一部の自治体では、未受検者への戸別訪問を自治体と指定検査機関が合同で行う取り組みや、長年浄化槽に関わる業務に従事してきた指定検査機関職員から自治

体担当者への浄化槽レクチャー等が行われている。

関係者が連携して受検率向上のための取り組みを行う場合、自治体、指定検査機関以外の関係者（浄化槽関連業者、住民）も参画する可能性のある法定協議会を活用する方法も有効と考えられる。協議会を活用した活動内容は以下のとおりである。また、個別の法定協議会の活動内容を表5.4-1に示す。

- 法定検査費の補助
- 法定検査集団納付事務
- 浄化槽の適正な維持管理の推進
- 契約・手続きの代行、助成申請の受付
- 住民指導及び啓発

これらのほか、維持管理組合の活動によって受検率向上を図っている事例がある。組合を介さない個別契約により維持管理を委託するよりも、組合を介して保守点検、清掃、法定検査の契約を行ったほうが低額となるよう料金設定を行うことで、受検率の向上に寄与することができる。

表 5. 4-1 (続き) 法定協議会の活動内容

地方公共団体	協議会名	協議会の目的	活動内容				
			情報共有・意見交換	講習会(関係者向け)	啓発(住民向け)	維持管理補助事務	その他
長野県	箕輪町浄化槽維持管理組合	浄化槽の適正な維持管理			●		
	豊丘村排水処理管理組合	「浄化槽の正しい使用法」や「適切な維持管理」の勉強会、「水質の適正化」などに取組む、地域での水・生活環境を向上させていくことを目的とする			●		
	高山村浄化槽衛生管理組合	浄化槽法の趣旨に基づき、浄化槽の設置の普及並びに適正な設計施工、維持管理の推進により公害防止及び公衆衛生に資するとともに生活環境の向上に寄与することを目的とする			●		
	長野県14市町村	飯伊浄化槽組合			●		
愛知県	愛知県浄化槽協議会	浄化槽の整備促進及び汚水の適正な処理の促進により公共用水域等の水質の更なる改善市内における浄化槽による汚水の適正な処理の促進			●		
					●		
愛知県	一宮市	一宮市浄化槽協議会			●		

76

表 5. 4-1 法定協議会の活動内容

地方公共団体	協議会名	協議会の目的	活動内容					
			情報共有・意見交換	講習会(関係者向け)	啓発(住民向け)	維持管理補助事務	その他	
北海道	北見市合併処理浄化槽維持管理組合	浄化槽の適正な維持管理の促進			●	●		
			狭父別町			●	●	
			鷹栖町			●	●(対象は保守点検)	
			比布町			●	●	
	美瑛町	美瑛町浄化槽保守管理協議会			●			
栃木県	栃木県浄化槽推進協議会	浄化槽設置整備事業を円滑に推進するため、浄化槽の普及促進と維持管理の徹底を図り、もって生活環境の向上に寄与すること	●	●				
埼玉県	埼玉県浄化槽適正処理促進協議会	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係者間で協議等を行う	●					
山梨県	山梨県浄化槽適正処理促進協議会	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係団体等から幅広く意見を聴取するため浄化槽の知識向上、維持管理の適正な実施により生活環境の公衆衛生の向上に寄与する	●		●			
長野県	東御市	東御市浄化槽管理協会			●		指定検査機関との調整	

75

表 5. 4-1 (続き) 法定協議会の活動内容

地方公共団体	協議会名	協議会の目的	活動内容				
			情報共有・意見交換	講習会(関係者向け)	啓発(住民向け)	維持管理補助事務	その他
高知県	高知県浄化槽連絡協議会	(1) 浄化槽関係業者の指導に関する事項 (2) 浄化槽の維持管理及び浄化槽法第 7 条及び第 11 条の水質検査に関する事項 (3) その他浄化槽行政の運営に関する事項について協議すること	●				
福岡県	田川市 浄化槽技術向上協議会	浄化槽工事業者、浄化槽の保守点検を業とする者及び浄化槽清掃業者の技術の向上のため関係団体が相互に連絡調整を図ること		●	●		市民からの相談窓口
熊本県	熊本市 浄化槽団体連絡協議会	浄化槽維持管理業者間の意思の疎通を図り、技術向上を促進する		●			

令和3年度浄化槽の指導普及に関する調査結果(環境省)に基づき作成

[目次に戻る](#)

表 5. 4-1 (続き) 法定協議会の活動内容

地方公共団体	協議会名	協議会の目的	活動内容				
			情報共有・意見交換	講習会(関係者向け)	啓発(住民向け)	維持管理補助事務	その他
広島県	広島県浄化槽適正維持管理促進協議会	「浄化槽の適正な維持管理促進のための検討会」(平成 25 年度)で取りまとめた施策の実施・調整等、浄化槽の本来機能を發揮するために不可欠な維持管理(清掃・保守点検・法定検査)の適正かつ確実な実施を促進する	●				
広島県	北広島市 北広島町芸北地区生活排水対策推進協議会・北広島町大朝地区小型合併浄化槽設置整備事業推進協議会	小型合併処理浄化槽の設置の推進及び保守管理	●		●		
徳島県	とくしま浄化槽連絡協議会	浄化槽行政担当者が、浄化槽による汚水の適正な処理の促進に必要な施策構築のため、指定検査機関や関係団体等の関係者からの意見収集や情報共有を行う	●				
愛媛県	砥部町 衛生事業推進協議会	し尿・浄化槽の清掃、合併浄化槽の普及拡大及び下水道への接続の推進	●				

参考資料 1：浄化槽法定検査の趣旨及び経緯に関する通知等

<法定検査の趣旨に関連する通知等>

■昭和 61 年 1 月 13 日衛環第 3 号 各都道府県・政令市浄化槽担当部（局）長宛厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「浄化槽法の運用に伴う留意事項について」（抜粋）

1. 浄化槽の維持管理体制の強化について

(1) 浄化槽の機能を適切に維持し、その放流水の適正な水質を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から重大な支障を生じることのないように使用に関する準則、保守点検の技術上の基準及び清掃の技術上の基準を設定すること等により、維持管理体制の強化と整備を図ったものであること。

(2) 浄化槽管理者は、(1)の趣旨から、保守点検、清掃及び水質に関する検査等の措置をとることが、法第 7 条、第 10 条第 1 項及び第 11 条等の規定により義務付けられており、これらの措置が緊密な連携の下に実施されることにより、浄化槽の機能を適正に維持することができるものであること。

(中略)

■平成 17 年中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会中間取りまとめ（抜粋）

そもそも法定検査は、保守点検や清掃の際に保健所職員が立ち会い、監視するといった民間による管理業務を公が監視するという自治体の業務から始まったものである。その後の単独処理浄化槽の普及により、自治体自らが立ち会うことが困難となったことから、第三者性と公共性を確保しつつ、実効を上げるために、都道府県に代わって指定検査機関が検査を行う仕組みとしたものである。平成 17 年の浄化槽法の改正は、こうした法定検査の位置付けと仕組みを前提として、法定検査の確実な実施とその結果を踏まえた都道府県による指導監督の強化を図るものである。

こうした経緯を踏まえれば、法定検査の確実な実施のための努力が一層求められるが、上記のような指摘を踏まえ、①行政と指定検査機関の連携、②検査体制の在り方、③検査の方法などについて検討する必要がある。また、法定検査の結果を踏まえ都道府県も指導の徹底、強化を図ることとなるが、必ずしも浄化槽の維持管理に求められる保守点検や清掃がなされていないとの指摘もあった現状も改める必要がある。

<法定検査の充実・強化の取り組みに関する通知等>

■平成 7 年 6 月 20 日衛浄第 35 号 各都道府県・政令市浄化槽担当部（局）長宛厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知「浄化槽法第 7 条及び 11 条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について」（目次）

1. 受検率の向上について
  - (1) 法定検査が確実に行われるような体制の整備
  - (2) 受検指導の強化
  - (3) 協力体制の確立
2. 法定検査の効率化
3. 法定検査結果の活用について
4. その他

■平成 7 年 6 月 20 日 各都道府県・政令市浄化槽担当部（局）長宛 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長事務連絡「法定検査の充実・強化に関する方策について」（目次）

1. 受検率の向上
  - (1) 法定検査が確実に行われるような体制の整備
  - (2) 受検指導の強化
  - (3) 協力体制の確立
2. 検査内容等の充実・強化
  - (1) 検査項目等の見直し
  - (2) 検査の効率化及び弾力的実施
  - (3) 検査結果の活用
3. 検査体制の整備
  - (1) 検査員及び指定検査機関の技術力の向上
  - (2) 指定検査機関相互の連携強化
  - (3) 指定検査機関に対する支援等

■平成 7 年 6 月 20 日 各都道府県・政令市浄化槽担当部（局）長宛 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長事務連絡「法定検査の充実・強化に関する方策について」（抜粋）

2. 検査内容の充実・強化
  - (3) 検査結果の活用
- ①基本的な方向  
検査結果の伝達及び活用ルートを明確にすることにより責任体制を確立するとともに、都道府県や指定検査機関による改善指導の強化、関係業界の自主的な取り組みの推進等により、検査結果が浄化槽機能の速やかな改善に活用されるシステムを構築し、法定検査の意義の明確化を図る。
- ②具体的な方策

#### ア. 検査結果の伝達及び活用ルートの明確化

検査結果の伝達ルートとしては、原則として、指定検査機関から保健所（これに代わる環境管理事務所等を含む。）に一括して報告することとし、連絡窓口を一本化することにより、責任の明確化を図る必要がある。

検査結果の活用ルートとしては、保健所が中心となって改善指導を行う必要があるが、構造及び施工に関する事項については、建築部局と連携して、改善指導を行う必要がある。

#### イ. 都道府県及び指定検査機関による指導の強化

検査結果の報告を受けた保健所は、改善指導を行う必要がある場合は、関係部局と連携しつつ、立入検査を行う等確実に改善が行われるよう指導を強化する必要がある。この際、効率的な改善指導の実施の観点から、比較的改善点が軽微なもの等については、都道府県の支援のもと指定検査機関が改善指導を行うことができるような仕組みも検討すべきである。

#### ウ. 管理者に分かりやすい検査結果の通知

法定検査の趣旨、さらには法定検査や浄化槽に関する普及啓発効果も考え併せると、設置者に、自らの浄化槽の状況、検査結果を踏まえた具体的な対応方法等が十分に理解できるようにすることが重要である。

このため、指定検査機関が検査結果を通知する際には、判定の根拠、改善すべき事項等を具体的かつ分かりやすく記載する必要がある。

#### エ. 検査結果が浄化槽機能の改善につながるようなシステムの構築

法定検査の結果を受けた浄化槽機能の改善については、都道府県において的確に指導がなされる必要があるが、浄化槽に対する国民の信頼を得るためには、関係業界が自主的に機能改善を図る仕組みを作ることも必要である。このような仕組みとして社団法人全国浄化槽団体連合会において小型合併処理浄化槽の機能保証制度が実施されている。

この制度は、検査結果が浄化槽機能の改善につながるシステムとして極めて有効であるので、国庫補助の要件とされているところであるが、指定検査機関としてもこのようなシステムに積極的に協力していく必要がある。

<法定検査に対する国民の信頼を得るための要件に関する報告書>

■平成19年度浄化槽の維持管理に関する調査・マニュアル作成業務報告書（抜粋）

（3）法定検査に関する今後の方向性について

（3）-1 法定検査に対する国民の信頼性を得るための要件

法定検査のあるべき方向として、以下に示すことが必要と考えられる。

#### 1) 該当者全員が受検すること（行政の努力）

- 浄化槽設置台帳の整備が必須条件
- 全員が受検することを前提とした地域条件に見合った検査方法の確立

#### 2) 法定検査の実施機関である指定検査機関の信頼性（指定検査機関の努力）

- 積極的な情報公開（組織、施設、業務内容）
- 外部評価の実施
- 知名度の向上
- 受検申し込み状況に対応した検査体制の整備

#### 3) 検査内容に対する信頼性（19年度に示されることからこれは実現）

- 大臣が定める方法

#### 4) 検査実施方法に対する信頼性

- 検査実施方法に対する外部評価（指定検査機関の努力）
- 判定基準の統一化（行政の努力）

#### 5) 検査結果の活用に対する信頼性（行政及び指定検査機関の努力）

- 処理目標水質を達成するために必要な措置を実施
- 受検者に対し、検査内容及び必要な措置をわかりやすく説明

[該当ページに戻る](#)

[目次に戻る](#)

## 参考資料 2 : 効率化検査に関する通知等

■平成 7 年 6 月 20 日衛浄第 35 号 各都道府県・政令市浄化槽担当部（局）長宛厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知「浄化槽法第 7 条及び 11 条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について」（抜粋）

### 2. 法定検査の効率等について

いくつかの都道府県及び指定検査機関においては、法定検査とは別に、これまでの 11 条検査と BOD その他必要な項目を含む検査を定年周期で組み合わせて実施する方法、1 次検査として BOD 測定等を行い異常の認められるものについて重点的に外観検査等を行う方法等が実施されているが、11 条検査において BOD を導入し、法定検査の効率化を図る観点からこのような方法を採用するに当たっては、その技術的妥当性を十分検討した上で、個別に当職と協議されたいこと。

なお、検査の効率化等の観点からやむを得ず BOD 検体の採水を検査員以外の者が行う場合にあっても、指定検査機関による監督が確実に実行できる体制を整備するなど、法定検査の信頼性を損なうことがないよう万全の措置を講じられたいこと。

■平成 8 年 3 月 25 日衛浄第 17 号 各都道府県・政令市浄化槽行政主管部（局）長宛厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知「浄化槽法定検査判定ガイドラインについて」一別添「法定検査判定ガイドライン」（抜粋）

（参考）

BOD の導入による 11 条検査の効率化に当たって

### 1. 11 条検査への BOD 導入の趣旨

（中略）

BOD が設置及び維持管理の状況を総合的に示す指標であることにかんがみ、検査の効率化を図る観点から、他の検査項目の一部を軽減することも可能であるとされている。

（中略）

### 2. 放流水の BOD と外観検査項目との関連

（中略）

BOD の測定を行うことによって、生物処理機能に支障を生じるような内部設備の固定状況、設備の稼働状況、単位装置内の水の流れ方の状況等の異常については、かなりの程度推定することができると考えられる。

（中略）

### 3. 検査の効率化に当たって留意すべき事項

2 で整理した関連性等を踏まえて、BOD の導入による検査の効率化を検討する際には、以下のような点に十分留意する必要がある。

- (1) BOD の測定結果より、外観検査等の検査項目の良否についてもかなりの程度推定し得る。すなわち、BOD が望ましい範囲にある等良好である浄化槽は、生物処理機能に大きな異常が認められない可能性が高いと考えられる。
- (2) 消毒の実施状況、維持管理作業性の状況等原理的に BOD とほとんど関連性がない項目もあるので、BOD 測定結果のみで浄化槽の状態をすべて判断することはできない。特に浄化槽がし尿の処理を行うことを踏まえると、公衆衛生上の問題が起きないように、消毒の実施状況等については、必ず何らかの方法で別途確認すべきである。
- (3) BOD と比較的関連性の高い項目であっても、スポット検査であること等も考慮し、特に BOD 測定結果に基づく判断実績の積み重ね等により、信頼性が確認されるまでの間においては、一定期間ごとに外観検査等も含めたより詳細なチェックを行う等の措置を講じることが望ましい。
- (4) 総合判定における不適正は、法令の基準に違反しているおそれがある場合をいうものであることから、現状の知見においては、水質検査の結果のみから判定することは適切でなく、外観検査等により、その原因を明確にしたうえで判定すべきである。

参考資料3：パンフレット、検査契約書、クレーム対応マニュアル等の例

<未受検者に対する通知文書の例（茨城県）>

令和3年12月13日

浄化槽管理者 様（※1）

茨城県〇〇県民センター環境・保安課長  
〇〇市〇〇課長  
公益社団法人茨城県水質保全協会理事長

**浄化槽法定検査の受検について**

日頃から、生活環境の保全にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

浄化槽は、微生物の働きで生活排水をきれいにし、生活環境の保全や公衆衛生の向上のために重要な設備です。浄化槽を所有・設置している方（浄化槽管理者）は、浄化槽法に基づき、①法定検査の受検、②保守点検の実施、③清掃の実施 の3つが義務付けられています。

法定検査は、業者の行う保守点検や清掃とは別のものです。詳しくは、裏面【よくある質問】をご覧ください。

この度、①法定検査を受検されていない方にこの案内を差し上げましたので、浄化槽法第12条の2に基づき、法定検査を受けるように指導します。については、下記により法定検査の受検申込みをお願いします。

記

1 申込み方法 同封の受検案内から「浄化槽法定検査申込書」を切り取り、各項目を記載して郵便ポストに投函してください（※2）。

【申し込み先】

公益社団法人 茨城県水質保全協会（※3）

☎029-291-4000（事業推進室）

4004（検査管理室）

 法定検査申込に関する手続き

2 申込み期限 この案内が届いてから1カ月以内

3 その他 以下の場合は、市町村の浄化槽担当課へ届出・報告をお願いします。

i 浄化槽の使用を廃止した場合（下水道への接続、転居など）

ii 封書の住所・あて名書きが、現在と違う場合

（※1）浄化槽管理者は、一般家庭の場合は家屋の所有者等です。

（※2）法定検査の手数料については、受検案内の（検査手数料）一覧表をご覧ください。

（※3）公益社団法人茨城県水質保全協会は、茨城県が浄化槽法に基づき指定した「指定検査機関」です。

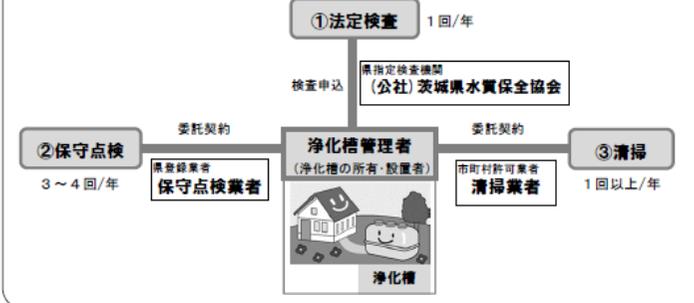
 浄化槽に関する手続き

 浄化槽の維持管理について

<p>【この通知に関する問合せ先】</p> <p>茨城県〇〇県民センター環境・保安課</p> <p>〒000-0000 〇〇市〇〇0000</p> <p>☎000-000-0000</p>	<p>【廃止、住所・氏名変更の届出・報告先】</p> <p>〇〇市〇〇課</p> <p>〒000-0000 〇〇市〇〇0000</p> <p>☎000-000-0000</p>
--	--

**浄化槽の維持管理の仕組み**

—— 維持管理の主役は、浄化槽管理者のあなたです。 ——



**よくある質問**

Q 保守点検や清掃を行っているのに、なぜ法定検査が必要なのか。

A 法定検査は、業者の行う保守点検や清掃とは別のもので、日頃のメンテナンスである保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能し、きれいな水が放流されているかを確認するものです。

Q 長年、浄化槽を使用しても法定検査の必要はなかった。なぜ今頃になって指導するのか。

A 文書による指導は以前から行っており、順番に通知しております。川や湖の汚れの原因は生活排水の影響が大きく、以前にも増して浄化槽の適正管理が重要になっておりますので、法定検査の受検をお願いいたします。

Q 検査申込後の法定検査の日程連絡はどのようになるか。

A 法定検査の実施日程は、(公社)茨城県水質保全協会が申込を受付後、往復はがきでご案内します。なお、申込後、数カ月をたっても案内がない場合は、(公社)茨城県水質保全協会までお問合わせください。

Q 法定検査を受検しないと罰則はあるのか。

A 県が浄化槽法に基づき指導を行っても法定検査を受検せず、さらに、生活環境の保全及び公衆衛生上必要と判断する場合には、勧告・命令を行う場合があります。この命令に違反した場合は、罰則が設けられています。

**【浄化槽法抜粋】**

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第12条 略

第12条の2 都道府県知事は、第11条第1項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定で浄化槽管理者が第11条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽の管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

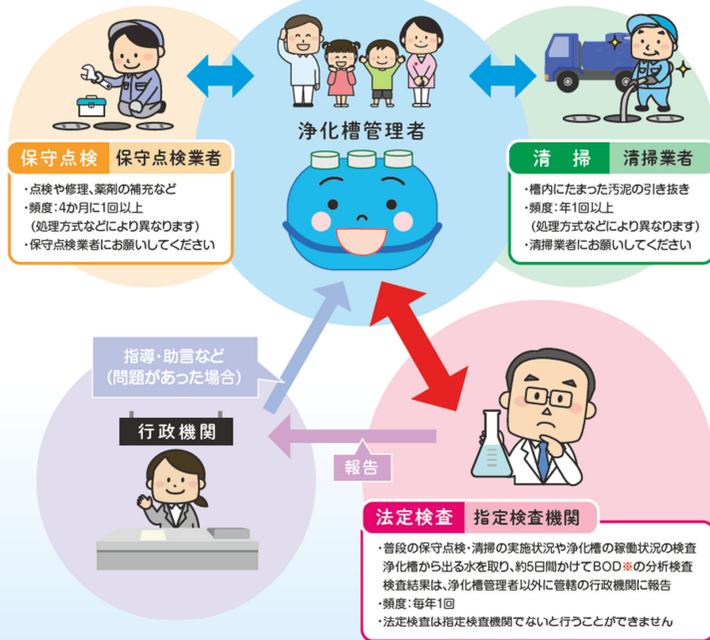
第66条の2 第7条の2第3項又は第12条の2第3項に規定による命令に違反した者は、30万円以下の過料に処する。

[該当ページに戻る](#)   [目次に戻る](#)

## 浄化槽の法定検査ってなに？

浄化槽が正常に働いて、本来の機能を発揮できているかの確認を行う検査です。  
この検査をすることで、家庭や企業の浄化槽から出てくるお水が環境にやさしい  
きれいな水になっているかの判断ができます。

浄化槽法により、保守点検、清掃とともに指定検査機関による法定検査を  
毎年1回受検することが義務付けられています。



## 法定検査に関するよくあるご質問

- Q** 保守点検業者が法定検査を行うことはできないのか？
- A** 静岡県が指定した検査機関でないと法定検査を行うことができません。  
法定検査の業務を行う者については、検査の信頼性、公平性や安定性を担保する必要があることから、浄化槽法で都道府県知事が指定検査機関を指定することとされています。静岡県では、法定検査の指定検査機関として「(一財)静岡県生活科学検査センター」を指定して、法定検査を実施しています。
- Q** 法定検査結果が悪かった場合、どうしたらいいの？
- A** 契約している浄化槽関係業者に相談し、適切な措置をとってください。  
指定検査機関から提出される検査結果書には、「イ.適正」「ロ.おおむね適正」「ハ.不適正」の3段階の判定が記載されています。このうち、「ハ.不適正」との判定をもらった場合には、法に基づく基準に違反しているおそれがあるため、検査結果書に併せて記載されている不適正の内容に応じた浄化槽関係業者（清掃業者、保守点検業者、浄化槽施工業者など）に相談の上、適切な措置をとってください。
- Q** 法定検査を受けないとどうなるの？
- A** 静岡県等からの指導や受検勧告等の対象となり、県健康福祉センターの職員等が指導に伺うことがあります。

法定検査は、浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを確認する大変重要な検査です。頑なに拒否される場合には、浄化槽法という法律に基づき県健康福祉センター等からの指導等がされることとなります。また、30万円以下の過料等の罰則の対象となることもありますので、必ず受検をお願いします。

### ●静岡県の取組みについて

[https://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-050/sui/jyoukasou\\_suishitsu.html](https://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-050/sui/jyoukasou_suishitsu.html)

静岡県が実施している「浄化槽の適切な維持管理を呼びかける取組」や「浄化槽の維持管理等に関する情報」につきましては、静岡県ホームページの「浄化槽を使用している皆様へ」（「静岡県 浄化槽」で検索）にも掲載しておりますので、併せて御確認ください。



HPはこちらから

### ●指定検査機関

<https://www.shizuokaseikaken.or.jp/sisetu/jouka.html>

一般財団法人 静岡県生活科学検査センター  
〒425-0085 焼津市塩津1番地の1 TEL054-621-5863



HPはこちらから

### ●以下の事項に関しては最寄りの管轄行政機関へお問合せください。

- ・新しい浄化槽を設置した。……………（浄化槽設置届出書、浄化槽使用開始報告書）
- ・浄化槽を撤去した。下水道に接続した。……………（浄化槽使用廃止届出書）
- ・浄化槽を管理している者が変わった。……………（浄化槽管理者変更報告書）
- ・現在、空家等になっていて、水道を使用していない。……………（浄化槽使用休止届出書）

- 賀茂健康福祉センター 環境課 〒415-0016 下田市 中531-1 TEL0558-24-2053
- 東部健康福祉センター 生活環境課 〒410-8543 沼津市高島本町1-3 TEL055-920-2135
- 中部健康福祉センター 環境課 〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1 TEL054-644-9268
- 西部健康福祉センター 環境課 〒438-8622 磐田市見付3599-4 TEL0538-37-2250

(令和4年6月作成)



英語  
(English)



ポルトガル語  
(Portuguese)



中国語  
(Chinese)



フィリピン語  
(Filipino)



ベトナム語  
(Vietnamese)

静岡県では、このほか多言語バージョンのパンフレットも作成している。（県庁HP参照）

[該当ページに戻る](#)

[目次に戻る](#)

### 浄化槽（検査）台帳の整備と検査の進め方

**共同利用等に関する協定**

県は、令和2年4月の改正浄化槽法において、『鹿児島県浄化槽情報共有システム』を都道府県に作成が義務付けられた浄化槽台帳に位置付けられるとして、県と指定検査機関の間で同システムの共同利用を図るため、浄化槽台帳の作成・更新等について定めた協定を締結

- 同システムに登録された保守点検業者台帳と法定検査台帳の突合作業にて、浄化槽台帳の作成・更新等を行い未検査浄化槽を発掘
- 稼働中の全てが検査対象となり、受検していない浄化槽があると不公平感が増大するため、届出が確認されない浄化槽や管理者変更等、「検査申込書」がない浄化槽も検査対象
- 初めて受検の場合は、検査案内通知の前に検査の必要性等を丁寧に説明した事前封書を送付し、法定検査に対する理解を求める
- 事前封書や検査案内通知及び現地にて受検拒否された場合は、県が受検指導を行う（継続的に行政指導できるように要領を改正）

浄化槽台帳の整備により、稼働中の全ての浄化槽が検査対象となることから、該当する「特定既存単独処理浄化槽」の把握が可能となった

出典：令和5年2月22日浄化槽の法定検査に関する全国会議資料（抜粋）

[該当ページに戻る](#)

[目次に戻る](#)

石 淨 協 号 外

各 位

(石川県浄化槽指定検査機関)  
(社)石川県浄化槽協会  
会長 山 崎 正 一  
(公 印 省 略)

浄 化 槽 の 定 期 検 査 の ご 案 内

拝啓、時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
日頃から浄化槽の維持管理について、格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、皆様方がご使用の浄化槽については、毎年、登録（許可）業者の方による保守点検、清掃を定期的に行っていただいていることと存じます。

浄化槽法では、この保守点検、清掃に加えて、これらの保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の働きが正常に維持されているかを検査する「法定検査」を毎年1回受けていただくことが必要とされており、石川県では(社)石川県浄化槽協会のみが石川県知事から法定検査の検査機関として指定されています。

しかしながら、かなり以前に設置された浄化槽などについては、この法定検査のご案内を行うことができず、皆様にご迷惑をおかけしておりましたが、この度、石川県及び〇〇市（町）のご指導を頂き、初めて法定検査のご案内をさせていただきますことができました。

石川県が作成しました「浄化槽の法定検査の受検促進」に関するチラシを同封いたしますのでご覧いただけますようお願い申し上げますとともに、浄化槽を快適に使用し、身近な河川の水質を守るためにも、別紙により法定検査の申込をしていただき、受検していただきますようお願い申し上げます。

敬 具



(社)石川県浄化槽協会 宛

## 下水道整備地域の皆様へ

## ー現在のし尿等の処理方法についてご記入くださいー

[該当する番号に○を付けてご返送ください]

- 1 今後も、し尿等の処理は浄化槽で行う予定です。
- 2 将来、浄化槽から下水道に切り替える予定です。

切替予定時期 平成 年 月頃

- 3 既に、浄化槽から下水道に切り替え済みです。

下水道切替時期 平成 年 月頃

ご報告者

・ご住所

・ご氏名

・電話

[該当ページに戻る](#)[目次に戻る](#)

## 浄化槽を使用されているみなさまへ

浄化槽が正常にはたらき、適正に処理された排水が常に放流されるために、浄化槽法において、浄化槽管理者（所有者）には以下の3つことが義務付けられています。浄化槽のはたらきで海や川などの水質汚濁を防止し、私たちの身近な生活環境をよりよくするためにも適正な維持管理にご協力をお願いします。

清掃

浄化槽維持管理  
トライアングル

保守点検

※これらを実施せず、県や市からの指導に従わない場合、罰則が適用されることがあります。

### 浄化槽Q&A

**Q 浄化槽を使う上で、法律で定められていることはあるの？**  
**A** 浄化槽管理者には**清掃、保守点検、法定検査**の3つが義務付けられています。浄化槽法には、これらのことが次のように明記されています。  
 ①浄化槽管理者は、環境省令で定める回数、浄化槽の保守点検及び清掃をしなければならない（浄化槽法 第10条 第1項）  
 ②浄化槽管理者は、毎年1回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない（浄化槽法 第11条）

**Q 清掃ってなに？**  
**A** 浄化槽管理者は**清掃を1年に1回以上行うことが義務付けられています**。浄化槽内にたまった汚泥やスカム等の泥の固まりを引き抜き、付属装置や機械類を洗浄します。汚泥やスカムを放置すると悪臭の原因になったり、浄化槽の機能に支障をきたして処理が不十分になったりします。

**Q 保守点検ってなに？**  
**A** 浄化槽管理者は**保守点検を1年に3～4回以上行うことが義務付けられています**。浄化槽の各種装置が正しくはたらくているか点検し、装置や機械の調整・修理、消毒剤の補充などをを行います。

**Q 法定検査ってなに？**  
**A** 浄化槽管理者は**法定検査を1年に1回受検することが義務付けられています**。浄化槽の清掃・保守点検が適正に行われ、放流される水が本当にきれいかどうかを水質検査や外觀検査、書類検査により判断します。検査結果が不適正であると判断されたときは、ただちに指導内容を改善する必要があります。

**Q これらを実施しないとどうなるの？**  
**A** **罰則が適用されることがあります**。浄化槽の維持管理（清掃、保守点検、法定検査）は浄化槽法で定められたものであり、実施しない浄化槽管理者には罰金・命令がわれ、この命令に違反した場合は過料（金銭罰）に処せられることがあります。また、公共用水域を汚し、衛生的にも悪影響を及ぼす可能性があるため、必ず実施する必要があります。

**【お問い合わせ先】**  
 富士市生活排水対策課  
 ☎ 0545-55-2853 67-2850  
 富士市ウェブサイト <http://fujishi.jp>  
 富士市ウェブサイトからも情報を得ることができます。

浄化槽キオクサー-出典:環境省浄化槽法

## 富士市浄化槽維持管理費補助金制度

浄化槽法に定められた以下の3つが適正に行われている  
浄化槽に対して、補助金を交付します！

**1 清掃** (年に1回以上) **2 保守点検** (年に3～4回以上) **3 法定検査** (年に1回)  
※11条検査のこと

補助金額 **18,000円** 毎年1回、補助金申請後に適正と認められた  
浄化槽に対して交付

### 補助対象となる浄化槽

- ① し尿と雑排水を併せて処理する処理対象人員10人(10人槽)以下の浄化槽
- ② 一般住宅(かだし店舗等を併設する場合は、延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物)に設置されている浄化槽
- ③ 浄化槽管理者に市税の滞納がなく、維持管理(清掃、保守点検、法定検査)が適正にされている浄化槽

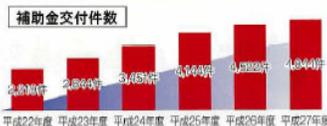
### 補助対象区域

- 下水道が整備されてから1年以上経過した区域を除く、市内全域

※上記区域内において、公共下水道整備済道路に  
設置する私道等は補助対象外区域となります。

## 申請の手順

浄化槽管理者 (所有者など)	清掃・保守点検記録の確認 内容に不備がある場合は、清掃業者や保守点検業者に連絡して改善(該当者のみ)
	静岡県生活科学検査センター(電話:054-621-5030)に連絡の上、 11条検査の契約を結ぶ
(一財)静岡県 生活科学検査センター ☎054-621-5030(施設費無料)	日程調整、検査実施 ※検査料がかかります。
	検査結果書、補助金申請書、チェックシートを送付
浄化槽管理者	検査結果が不適正の場合は、保守点検業者等に連絡して改善(該当者のみ)
	補助金申請書、チェックシートに必要事項を記入し、 検査結果書の写しとともに生活排水対策課に送付
富士市生活排水対策課 ☎0545-55-2853	申請書受理、審査
	交付確定通知書送付
浄化槽管理者	<b>補助金交付</b>



富士市浄化槽維持管理費補助金制度は平成22年度から  
スタートし、毎年補助金交付件数が増加しています。  
申請は簡単にできますので、この機会にぜひ補助金制度を  
ご利用いただき、水環境の保全にご協力ください。

[該当ページに戻る](#)

[目次に戻る](#)

<優良浄化槽認定制度の例(群馬県)>

Gunma Environmental Inspection Public Corporation  
**公益財団法人 群馬県環境検査事業団**  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町1120-1 TEL 027-280-5222

[トップページ](#) > 群馬県優良浄化槽認定制度について

▶ **群馬県優良浄化槽認定制度について**

1. 認定証と認定シール

(公財)群馬県環境検査事業団では、群馬県優良浄化槽認定制度を平成29年4月から開始しました。平成29年6月に第一期の認定を行い、3,060基の優良浄化槽を認定しました。認定された浄化槽に対して、下記の認定シールと認定証を発行します。  
認定は、原則として年2回、法定検査結果に基づき行います。




2. 認定制度の趣旨

浄化槽(合併処理)は、公共下水道と同等の性能を有する設備ですが、設置しただけではだめで、その後の保守点検・清掃と検査が極めて重要です。  
本制度は、正しい施工と保守点検・清掃・検査が行われ、公共下水道と同等以上の機能が発揮されている浄化槽を認定するもので、浄化槽をお使いの県民の皆様が浄化槽への関心を深めていただくとともに、浄化槽に関する業界が連携して、県内すべての浄化槽が優良認定を受けられるよう取組みを進めいくシンボルとするものです。  
皆様のお住まいの地域で、清らかな水環境を取り戻すことができるよう、制度の普及にご協力をお願いします。

### 3. 認定要件

- 合併処理浄化槽であること。
- 正しく施工されていること。
- 適正に維持管理されていること。
- 水質が良好に保たれていること。

※ 法定検査（浄化槽法第11条に基づく定期検査）結果に基づき、(公財)群馬県環境検査事業団が審査します。

### 4. 管理良好みなし浄化槽

浄化槽は、し尿と生活雑排水（台所、洗濯風呂等の排水）を沈殿分離や微生物の作用によって処理し、それを消毒して河川などの公共用水域等へ放流する施設をいいます。

平成13年4月1日からは、浄化槽法の改正により、「合併処理浄化槽」の設置が義務づけられています。従来はし尿のみを処理する「単独処理浄化槽」も含め「浄化槽」と定義されていましたが、改正法ではすべての生活排水を処理する「合併処理浄化槽」のみが、「浄化槽」として定義され、既存の「単独処理浄化槽」については「浄化槽」とみなし、同法を適用することとなり、以来「みなし浄化槽」と称されるようになりました。

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）はトイレ以外の汚水を処理できず、台所等の雑排水は未処理で放流されるため、合併処理浄化槽に比べて河川等への負荷が約8倍にもものぼると言われています。浄化槽関係四団体では、みなし浄化槽であっても、管理がきちんと行われているものについては「管理良好みなし浄化槽」としてシール（右図）を配布し評価した上で、可能な限り合併処理浄化槽への転換を検討していただけるよう、ご使用の皆様に対し情報提供を行う活動を行っています。



[該当ページに戻る](#)

[目次に戻る](#)

<クレーム対応マニュアルの例（兵庫県）>

### 「浄化槽管理者からのクレーム（受検拒否）対応マニュアル」（平成21年3月）

クレーム内容	対処方法（説明・説得内容）
永年、浄化槽を使用しているが、今までは検査の必要がなかった。なぜ今頃になって検査の案内を送ってくるのか？	11条検査は、今まで受検の必要がなかったわけではなく、昭和60年から施行された浄化槽法で既に規定されていた。平成18年2月に改正された浄化槽法により受検拒否者に対しては、県等の必要な指導及び助言・検査を受けるべき旨の勧告や改善命令等の監督権限が強化された。この流れを受けて、単独浄化槽も含め全ての浄化槽管理者に検査案内を送付している。
平成18年2月に法律改正になったと言うのなら、なぜ3年後の今なのか？	当センターでは、公平な受検機会を確保するため、当センターが保有する浄化槽台帳や県等が保有している浄化槽情報の提供を受けながら、現在、県下全域での浄化槽の実態調査に取組んでいる。調整が整った箇所から順次案内を送付しているので、時差が生じてしまう。
法律など全く知らない！聞いたこともない！	浄化槽法は、公共用水域等の水質安全を図るために定められた。下水道未整備地域では、浄化槽によって公共用水域等の水質汚染が防げる。現在、下水道と同等の浄化効果がある合併浄化槽の設置が義務付けられている。このため、浄化槽管理者にとっては、これまで以上に適切な保守点検や清掃とともに法定検査などの維持管理が必須になる。浄化槽法は日々の生活に密着した重要な法律の一つであると言える。
どこの情報から案内してきたのか？	浄化槽設置届出等の申請書は、書類の一部が当センターに返送されることとなっている。これらをもとにした浄化槽台帳とともに県等が所有していた各種届出書等も照会して、案内を送付している。しかし、単独浄化槽については、当センターの保有情報が不足しており、これまで十分な受検案内が行われていなかった。このため、本県では、公平な受検機会を確保するため平成18年11月21日に個人情報保護審議会に対して「県が保有する浄化槽管理者等からの設置等届出情報を指定検査機関である兵庫県水質保全センターに提供する」ことに関して諮問し、11月24日付けで、情報提供については公益上の必要性を認める旨の答申が出されている。法定検査に必要な情報については、今後も県から提供を受ける。
検査は強制か？強制でないなら受けたくない！罰則で脅かしているのか？	法定検査は、保守点検や清掃とともに浄化槽管理者に課せられた大切な義務とされている。浄化槽法第11条では、毎年1回指定検査機関の行う検査を受けなければならないと明記されている。受検拒否者に対して、強制的な検査はできないが、県等の行政からの指導や受検勧告、必要であれば受検命令や措置命令を発することができる。しかし、決して脅してはいない。

クレーム内容	対処方法（説明・説得内容）
法定検査の意味が理解できない！	法定検査は、放流水の状況や日頃の維持管理（保守点検・清掃）が適切に実施されているかを確認する検査であり、第三者である検査機関が公正中立に行う。いわば浄化槽の健康診断にあたる。 浄化槽の機能を適正に維持し、河川等の公共用水域の水質保全を図るためにも重要な検査である。
料金が掛かることが納得できない！ 料金が安いし、払えない！	浄化槽は個人の所有物であり、検査料金は下水道料金と同様に使用者の負担となる。 法定検査料金は、実費弁償方式をもとに定められており、検査業務を行うために必要な検査員の人件費、水質の分析費用、車両整備費、燃料代、ハンフレット作成費、通信・郵送費、消耗品費などが含まれている。
浄化槽の維持管理費用は、下水道料金に比べて高いのでは？	10人槽以下の浄化槽の維持管理費用は、法定検査料金を保守点検費・清掃料金を加え、合計で5～6万円程度となるが、下水道料金と比較しても大差はない。
下水道に接続予定なのに検査を受ける必要があるのか？	下水道に接続されるまでは、受検義務が生じる。 なお、浄化槽の使用を廃止した際は、30日以内に廃止届出書を提出しなければならない。
近所で受けていないところがある。 近所と一斉なら受ける！	年に1度の検査であるので、浄化槽を設置し使用した時期により、検査の時期は異なる。 必ずしも近隣の浄化槽管理者と同じ日に検査が行われるとは限らない。検査実施日等については、改めて検査員が訪問し説明する。
ほとんど使っていないので、水もきれいだし、検査の必要はない！	日頃使用していなくても、維持管理の義務が生じる。また、浄化槽は自然界の有益菌を利用して水を浄化する装置であり、日頃使用していない場合は、なお一層維持管理に留意しなければならない場合がある。
保守点検をしており、公共用水域に汚れた水は流していない！	法定検査は、保守点検とは内容が全く異なる。 保守点検は浄化槽の機能が正常に保持されるよう、浄化槽の装置や機械の調整・修理、消毒剤の補充や汚泥の状況を確認するものであり、また、清掃は汚泥やスカムの引き出し、装置の洗浄を行う作業である。これらは人に例えるならば、日常の健康管理にあたる。 一方、法定検査は、浄化槽の放流水の水質について、及び保守点検・清掃が適切に行われているかについて、第三者機関である検査機関が検査するもので、いわば健康診断にあたる。
保守点検業者が受けなくてもいいと言った！	県等では、条例により浄化槽保守点検を業とする者に対して、知事や市長の登録制度を設けており、この条例の中で「保守点検業者は、浄化槽管理者に法定検査を受検させるよう努めなければならない」と定められている。 保守点検業者が明らかに法律違反を教唆している場合は、県等および当センターで責任を持って対応する。

クレーム内容	対処方法（説明・説得内容）
なぜ今になって、4年に1度だけ受検を強要するのか？ 業者が行っているのではないのか？ （保守点検業者が実施している検査員補制度・効率化検査について）	当センターでは単独浄化槽（20人槽以下）の受検率を向上させるため、平成15年4月から法定検査の一部に、保守点検実務者に放流水の採取及び外観検査を委託する「検査員補制度」を実施してきた。 制度を導入した当時の県下における浄化槽の設置基数は、合併浄化槽5万基に対して、単独浄化槽が11万基と、当センター検査員による検査では受検率の向上が極めて難しいことから取組んだものである。 検査員補制度に取組んでいる保守点検実務者は、当センターの講習を受講した浄化槽管理士であり、4年に1度は当センターの検査員が法定検査を行うことで環境省および県の承認を得ている。
天下り団体に払う金はない！	当センターには、県のOBが1名勤務しているが、事務局員であり役員ではない。 法外な給与を支給しているわけではなく、世間を賑わしている公益法人の天下りの実態とは全く異なる。

[該当ページに戻る](#)
[目次に戻る](#)

< 検査申込書の例（鹿児島県） >

	設置市町村名			
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">設置者控</div> <h2 style="text-align: center;">水質に関する検査申込書</h2> <h3 style="text-align: center;">浄化槽法第7条及び第11条</h3> <p style="text-align: center;">(設置届) (建築確認)</p> <p>鹿児島県知事指定検査機関 鹿児島県環境保全協会 理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>設置者 又は 管理者</p> <p style="text-align: right;">住所 フリガナ 氏 名 電 話</p> <p>浄化槽法第7条並びに第11条の 規定による検査を申し込みます。</p> <p style="text-align: right;">(法人にあっては、名称及び代表者名を記入)</p>				
設置場所:				
種別	①工場生産浄化槽 メーカー名 ( ) 型 式 ( )	②現場打ち浄化槽 審査済番号 ( ) 審査年月日 ( 年 月 日 ) 処理方式 (第 一 第 号)	※駐車場下への設置: 1 駐車場外 2 支柱設置 3 支柱省路 1 補助対象 2 補助対象外 付近見取図 (方位、目標物を明示)	
建物の用途	延べ面積	㎡		
処理対象人員	人	実使用人員	人	
処理能力	日平均汚水量	㎡/日	BOD除去率	%
放流先	放流水のBOD ㎎/L			
放流方法	自然・ポンプ・その他 ( )			
着工予定日	令和 年 月 日	使用開始予定日	令和 年 月 日	
工事業者	住所 氏名 電話 知事登録番号 届出番号 第 号	受付印 242550	住所 氏名 電話 知事登録番号 技術管理者 (職・氏名)	印

※当面、駐車場下への設置に関する事項を記入すること

< 検査契約書の例（広島県） >

浄化槽法(昭和58年法律第43号以下「法」という。)第11条第1項の規定による水質に関する検査(定期検査)(以下「浄化槽法定検査」という。)について、次のとおり浄化槽管理者(以下「甲」という。)と法第57条第1項の規定による指定検査機関である公益社団法人広島県環境保全センター(以下「乙1」という。)及び公益社団法人広島県浄化槽協会(以下「乙2」という。)との間で契約を締結する。

(目的)  
第1条 甲は、管理する次の施設に係る浄化槽法定検査を乙1及び乙2に依頼し、乙1及び乙2は、当該業務を実施することを約した。

契 約 対 象 施 設			
設置場所 施設の名称			
管理者氏名			
連絡先	〒		
	住所		
	電話	ファックス	
	電子メールアドレス		
メーカー名・型式		処理対象人員	人
処理方式	合・単		
保守点検業者名		清掃業者名	
備考			

(業務の実施機関)  
第2条 乙1は、「環境省浄化槽法定検査判定ガイドライン」に基づく検査(以下「ガイドライン検査」という。検査項目については、裏面記載の別表1参照。)を行い、乙2は、検査項目を効率化した検査(浄化槽法第11条に基づく水質に関する検査(効率化検査)に係る広島県実施要綱によるもの。以下「効率化検査」という。裏面記載の別表1参照。)を行う。

(業務の内容)  
第3条 この契約により、別表2「年度別法定検査予定表」(裏面記載)のとおり、乙1は、5年に1回のガイドライン検査を行い、乙2は、5年に4回の効率化検査を行うものとする。

(浄化槽法定検査の実施方法及び不在時検査)  
第4条 乙1又は乙2は、業務実施日について、甲に事前に封書又ははがきで連絡するものとする。  
2 検査当日、甲が不在の場合であっても、浄化槽の検査に特に支障がない状況であれば、乙1又は乙2は、検査を行うものとする。ただし、甲から実施日変更の要請があった場合は、調整のうえ実施する。

(信義誠実の義務)  
第5条 業務を実施するに当たり、乙1及び乙2は、浄化槽法及びその他関係法令を遵守するとともに、生活環境の保全に努め、誠実適正に依頼された業務を履行しなければならない。

(契約金額)  
第6条 甲は、乙1及び乙2に対し、広島県が承認した検査手数料として、次のとおり契約金額を支払うものとする。ただし、検査手数料の改定があった場合は、変更後のものとする。

契約金額 (検査手数料)	
5年に1回のガイドライン検査(乙1)	合併: 7,000円 単独: 5,000円
5年に4回の効率化検査(乙2)	5,000円

\*検査手数料については、広島県の承認を受け、県報に告示されています。

**(浄化槽法定検査に伴う電気料金等の費用負担)**

第7条 浄化槽法定検査に伴う電気及び水道料金については、契約金額に含まず甲の負担とする。

**(契約金額の支払い)**

第8条 甲は、原則として、契約金額を振込み又は郵便振替等により、乙1又は乙2に支払うものとする。

**(契約期間)**

第9条 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。

2 前項の契約期間の満了日の30日前までに、甲又は乙1若しくは乙2からの解約の意思表示がない場合、本契約は、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

**(管理者変更の報告)**

第10条 浄化槽管理者が変更となる場合は、速やかに甲は、乙1及び乙2にその旨を報告するものとする。

**(相続による承継)**

第11条 相続による浄化槽管理者変更の場合は、浄化槽のある土地、家屋を現に所有（使用）している甲の相続人が、本契約を承継するものとする。

**(浄化槽を廃止した場合)**

第12条 下水道への接続などにより、浄化槽の使用を廃止した場合は、甲は、速やかに乙1及び乙2に報告するものとする。

**(損害の負担)**

第13条 乙1又は乙2は、当該業務の実施につき、甲に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

**(個人情報の取り扱い)**

第14条 当該業務により取扱う個人情報については、乙1又は乙2は、浄化槽法定検査に利用し、その目的以外に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合も同様である。

2 甲は、甲の管理する浄化槽の保守点検又は清掃の委託を受けた者が保管する記録を乙1又は乙2が、浄化槽法定検査に用いることを承諾する。

**(疑義の解決)**

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義が生じたときは、甲及び乙1並びに乙2が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、甲と乙1、乙2が記名・押印して、各自その1通を所持する。

契約日 年 月 日

住所.....

甲.....

ふりがな.....

氏名.....

連絡先電話番号( ) - 携帯電話番号( ) -

乙1 住所 〒731-3167 広島市安佐南区大塚西4丁目2番28号

氏名 公益社団法人広島県環境保全センター

理事長

TEL: 082-849-6411

乙2 住所 〒735-0027 広島県安芸郡府中町千代8番8号

氏名 公益社団法人広島県浄化槽協会

会長

TEL: 082-569-5540

印

印

契約取扱者 所属 取扱者:

21.7 書式改訂

[該当ページに戻る](#)

[目次に戻る](#)

主な法令の条文

＜浄化槽法第7条第1項＞

新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

[本文に戻る](#)

＜浄化槽法第11条第1項＞

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。ただし、次条第1項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

[本文に戻る](#)

＜環境省関係浄化槽法施行規則第4条第1項＞

法第7条第1項の環境省令で定める期間は、使用開始後3月を経過した日から5月間とする。

[本文に戻る](#)

＜浄化槽法第12条の3＞

環境大臣は、都道府県知事に対して、第11条第1項本文の水質に関する検査に関する事務その他この章に規定する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならない。

[本文に戻る](#)

＜浄化槽法第49条第1項＞

都道府県知事は当該都道府県の区域（保健所を設置する市及び特別区の区域を除く。）に存する浄化槽ごとに、保健所を設置する市又は特別区の長は当該市又は特別区の区域に存する浄化槽ごとに、次に掲げる事項を記載した浄化槽台帳を作成するものとする。

- 一 その浄化槽の存する土地の所在及び地番並びに浄化槽管理者の氏名又は名称
- 二 第7条第1項及び第11条第1項本文の水質に関する検査の実施状況
- 三 その他環境省令で定める事項

[本文に戻る](#)

<環境省関係浄化槽法施行規則第57条の3>

都道府県及び市町村は、協議会を組織するに当たっては、当該協議会の組織が、地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。

[本文に戻る](#)

<浄化槽法第12条の2第1項>

都道府県知事は、第11条第1項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項本文の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

[本文に戻る](#)